

博士論文

黎明期家族臨床研究をめぐる認識論的意義とその応用可能性  
——Bateson、Laing & Esterson、そしてアダルト・チルドレンを通じて——

Epistemological Emphasis and its Applicability to  
Family-Clinical Studies in Early Research:  
Based on the Theories of Bateson, Laing & Esterson, and the Concept of Adult-Children

2015年3月

立命館大学大学院 社会学研究科  
応用社会学専攻 博士課程後期課程

藤本 美貴

立命館大学審査博士論文

黎明期家族臨床研究をめぐる認識論的意義とその応用可能性  
——Bateson、Laing & Esterson、そしてアダルト・チルドレンを通じて——

Epistemological Emphasis and its Applicability to  
Family-Clinical Studies in Early Research:  
Based on the Theories of Bateson, Laing & Esterson, and the Concept of Adult-Children

2015 年 3 月

March 2015

立命館大学大学院 社会学研究科 応用社会学専攻 博士課程後期課程  
Doctoral Program in Applied Sociology, Graduate School of Sociology, Ritsumeikan University

藤本 美貴

FUJIMOTO, Yoshitaka

甲号：研究指導教員 景井 充 准教授

Supervisor : Associate Professor KAGEI, Mitsuru

## 目次

序論 全体の背景と諸問題 .....	1
1. 「家族療法」前史 ——統合失調症の家族病理学研究 .....	1
2. 「家族療法」の誕生 .....	2
3. 「認識論」へのまなざし .....	4
4. 筆者の問題意識 .....	5
4-1. 「認識論的転換」をめぐって .....	5
4-2. 「機能主義」をめぐって .....	8
5. 本論の構成と各章の内容 .....	10
5-1. Bateson をめぐって ——心的外傷理論としての「ダブル・バインド」の再構成とその認識論的意義を求めて【第I・II章】 .....	10
5-2. Laing & Esterson をめぐって ——直線的因果律に対する内在的批判と、「宗教」という観点を通じた機能「追求」という発想への転換【第III・IV章】 .....	12
5-3. 「アダルト・チルドレン」問題をめぐって ——「文化」的圧力のもとでの「機能追求家族」とその外傷的相互行為状況の本質【第V章】 .....	16
第I章 心的外傷理論としてのダブル・バインドの再構成 ——「自己 - 確証」と「抽象性」をキー概念として—— .....	21
1. 背景の探究 ——経験科学の立場から見た「実証性」をめぐって .....	21
2. 限局的 - 量的認識からの脱却と二つのキー概念への着目 .....	23
3. 母子相互行為場面の分析 .....	24
3-1. 等級の相違と「知」の習得過程 .....	25
3-2. 「関係」の性質を規定する無意識的 = 非言語的水準 .....	26
3-3. 「処罰」 .....	27
4. 「自己 - 確証」 .....	28
4-1. 「自己 - 確証」の本質 ——予期による習慣化の命題の強化 .....	28
4-2. 「自己 - 確証」過程に何らかの帰結はあるのか? .....	29
5. 「抽象性」 .....	30
5-1. 時間的 - 空間的な「シーケンス」 .....	30
5-2. 演繹的に導かれる限りでの母子相互行為場面 .....	31
6. 小括 .....	31
第II章 心的外傷概念史におけるダブル・バインドの認識論的意義 ——「外傷的絆の維持」と「人格」をめぐって—— .....	37
1. 限局性外傷の系譜 ——集団的重大事故から Freud、そして DSM-III まで .....	37
2. Bateson、および長期反復性外傷論とその中の二つの重要論点 ——「外傷的絆の維持」と「人格形成途上での断続的失敗」 .....	39
2-1. ダブル・バインド理論が有する批判的契機と「人格」をめぐる議論 .....	39
2-2. Herman の長期反復性外傷論との共通項、および重要論点 .....	40

3. <i>DSM-5</i> の検討と新たな認識論的展開	42
3-1. 主知主義的接近からの脱却	43
3-2. 二つの重要論点の果たす役割	44
3-3. 【補論】 <i>DSM-5</i> の原型論文の検討 ——概念史的探究と症候学的成果との接合 点	45
4. 小括	46

### 第III章 Laing & Esterson 家族臨床研究の認識論的意義 ——「欺瞞」と「共謀」が渦巻く長期反復的外傷状況をめぐって——

1. 「全体化」	53
2. 「欺瞞」	54
3. 「共謀」	57
4. 臨床実践の検討 ——「ダンチグ家」をめぐって	59
4-1. 臨床医学的見地からの経過報告	59
4-2. 「欺瞞的ラベリング」行為	60
4-3. 「自己-欺瞞」に対するさらなる欺瞞的隠蔽	61
4-4. 家族成員間での双方向的共謀関係	63
4-5. 規則正しさ、他者への配慮、そして忠誠心へとつながる「自己抑制的生活」	64
4-6. 「孤立」	66
5. 小括(中間的検討)	68

### 第IV章 Laing & Esterson 家族臨床研究における「宗教」の問題 ——機能「不全」から「(過剰)追求」への発想の転換——

1. 宗教上の不道德さ・邪悪さ	73
2. 「安息日」という主題	75
2-1. 「怠惰」であることの宗教倫理的意味	75
2-2. サラの振る舞いの真意	76
3. 宗教的観点から見たサラの「孤立」	77
4. 前世代の経験と記憶	79
5. 二重の評価基準 ——〈近代的生活基準〉と〈伝統的基準〉	81
6. 幼児的世界への退行、そして「追放」へ	82
7. 小括	84
7-1. 多世代に及ぶ長期反復性	85
7-2. 機能の「不全」ではなく「(過剰)追求」という発想へ	86
7-3. 次章に向けて	87

### 第V章 「アダルト・チルドレン」問題への応用可能性 ——「文化」という観点を基軸とした「機能追求家族」の苦悩の本質——

1. 背景と課題	91
1-1. 「アダルト・チルドレン」とは何か ——これまでの研究動向	91

1-2. 本章の課題 ——「文化」という観点を基軸とした外傷論的アプローチ	92
2. 「機能追求家族」という発想	94
2-1. ケース「あかり」	94
2-2. 「機能追求家族」の意味するところ	95
3. 「役割」	96
3-1. 米国社会における「役割」概念の扱い	96
3-2. 日本社会における「役割」概念とその重要な二つの特性 ——「自発的選択性」と「分け前的平等主義」	97
4. 日本型ACおよび機能追求家族の分析(1) ——「役割」という観点から	99
4-1. 役割自我に付随する運命共同体的「絆」	99
4-2. 「分け前的平等主義」をめぐる欺瞞的支配と「愛」	101
4-3. 「自発的選択性」の欺瞞的作用 ——社会文化的理想像としての「いい子」を通じて	102
5. 日本型ACおよび機能追求家族の分析(2) ——「甘え」という観点から	105
5-1. 「そと」への志向性を支える「うち」＝「甘え」の世界	105
5-2. 許されなかった「甘え」、そして日本型ACが“AC”と呼ばれるべき所以	106
5-3. 「うち」を持たぬ空虚な世界か、許されなかった「甘え」への退行か	107
6. 日本型ACおよび機能追求家族の分析(3) ——「世間」という観点から	108
6-1. 「世間」を頂点とする序列的支配 - 従属構造	109
6-2. 「家族国家観イデオロギー」との接点	110
6-3. 理想的近代家族像としての機能追求家族 ——彼らが直面する現代社会的危機	111
7. 他のケースとのつながり	113
7-1. ケース「冬子」	113
7-2. ケース「秋央」	113
8. 小括 ——心的外傷概念との往復可能性	115
結語にかえて	119
引用・参考文献	123
初出一覧	137



## 序論 全体の背景と諸問題

### 1. 「家族療法」前史 ——統合失調症の家族病理学研究

「家族」を主題とした研究分野は多くある。「家族療法 (Family Therapy)」もその一つであり、近年ますますその可能性に注目が集まっている。

家族療法とは、個人のみならず、その個人を取り巻く「家族全体」をも対象とする包括的な対人援助論の総称である。個人ないし家族全体が抱える種々の心理的・社会的困難や課題を「家族関係」という文脈の中で理解し、その理解に応じた理論モデルと実践方法を駆使しつつ解決へと導くことが目的とされている。

家族療法の「誕生」は決して突発的なものではなく、それ以前の家族に特化した諸研究の蓄積から、半ば自然発生的に生まれてきた。とりわけ 1940 年代より米国を中心に盛んに行われた、「統合失調症 (schizophrenia)」をめぐる「家族病理学研究」が直接の起源と一般的には考えられている。それまで統合失調症をはじめとする精神障害は、欧州を中心に、当人の遺伝的素質に着目したいわゆる「内因」研究が主流であった。つまり、何らかの内的に受け継がれた家系的素質に根本的な問題がある、という見方がなされていた。一方で米国を中心とする一群の研究者たちは、それら内因研究の成果と問題意識に関心を寄せつつも、当人を取り巻く外的環境因子、すなわち発症に至るまでの家族成員との相互関係のあり方へと、徐々に関心の力点を移していった (中村伸一・牧原浩 2013: 6-7)。統合失調症の発症は、遺伝的素質によって運命付けられたものとは必ずしも言えず、現時点での家族関係をめぐる何らかのコミュニケーション上の歪みや病理的な葛藤状態といった、いわゆる「外因」的要素によるところが大きいと考えられるようになったのである。

F. Fromm-Reichmann (1948)をはじめ、T. Lidz et al. (1957)、L. C. Wynne et al. (1958)、あるいは遡って H. S. Sullivan (1940) など、精神科医たちの主導で推し進められた「外因」志向の病理学研究は、やがて英国をはじめ欧州全体の精神医学界にも広まってゆく。R. D. Laing & A. Esterson ([1964] 1970) はその最たる例であり、あるいは統合失調症の「再発」要因として、他の家族成員による否定的な「感情表出 (Expressed Emotion 通称 EE)」のあり方に着目した G. W. Brown et al. (1962) など、その延長線上に位置付けることができよう。

しかしながらその一方で、P. H. Wender et al. (1974) などのように、先の遺伝学研究成果と照らし合わされる中で、統合失調症という一疾患の病因仮説としてはあまりに科学的根拠に乏しく、必須の要因としては認めがたいのではないかといった批判も投げかけられるようになった。加えて、家族関係という中からひたすら「病理的根拠」を暴き出そうとする試みであったため、疾患それ自体の「治癒」や「予防」といった観点とは有機的に結び付くことができず、むしろそれどころか、ただでさえ統合失調症がもたらす社会的スティグマに苦しむ家族を、さらに不当に悪者扱いしかねない研究手法だとして、厳しく非難されることにもなった。藤城聡 (2014) などが指摘するように、とりわけ Fromm-Reichmann に端を発する「統合失調症の病因となる母親 (schizophrenogenic mother)」という文言はセンセーショナルな議論を巻き起こし、家族関係の中でも特に「母子関係」に力点を置く傾向にあった病理学研究の類は、総じて、科学的根拠なき母親批判ないし女性批判を助長するものであると厳しく非難された。このような経緯から、統合失

調症に特化した家族病理学研究は、1970 年前後より徐々に下火となっていった。

## 2. 「家族療法」の誕生

「家族療法」という分野は、ある意味、家族病理学研究の衰退に反比例する形で装い新たに登場してきたと言って良いだろう。つまり、上記のような批判および非難に対する反省を踏まえつつ、一方で病理学研究を通じて培われた実践方法や理論的エッセンスを継承していく中で、家族療法という新たな領野は徐々にその輪郭を現し始めたのである。

今日において家族療法の草分け的存在とされる人物たちは、それ以前の病理学研究の段階から既に独自性豊かな実践理論モデルを展開していた。例えば、米国で初となる家族療法研究所 (Ackerman Institute of Family) (1959 年) をニューヨークに設立した N. W. Ackerman (1958) は、元々は精神分析医であったために「個人」の治癒を念頭に置いた精神力動的技法および公式に準拠しつつも、それらを家族全体の基本構造や成員間の葛藤状態にも応用し、Sullivan や Fromm-Reichmann といったネオフロイト学派の対人関係論の流れも汲んだより実践的な家族精神力動論を打ち立てた。一方で同時期のカリフォルニア (1952 年～) では、パロ・アルトの退役軍人局病院を舞台に、文化人類学者の G. Bateson を中心としたコミュニケーション研究が開始された。後に MRI (Mental Research Institute) (1959 年) を設立する D. D. Jackson をはじめ、J. Haley、J. Weakland も加わり共同で進められた本プロジェクトでは、統合失調症患者とその家族 (特に母親) との一連の言語的および非言語的やり取りが観察され、その中から相手を深刻な錯乱状態に陥れるほどのコミュニケーションの一形態が発見された。それがかの有名な「ダブル・バインド (Double Bind)」であり、Bateson らはこの理論 (ないし仮説) に内在する「パラドックス (paradox)」や「論理階梯 (logical types)」といった論理的命題の重要性を見出すとともに、それらを治療場面の中で逆利用する方法をも編み出そうとした (「治療的ダブル・バインド」)。

〈家族精神力動モデル〉の Ackerman と〈コミュニケーション・モデル〉の MRI を二大拠点としつつ、彼らに追従する理論モデルや実践技法の数々が、1960 年代以降、矢継ぎ早に生み出されることとなる。その中では、情緒障害、摂食障害、あるいは非行といったように、統合失調症に限らない広範な症例へと追究の目が向けられるとともに、「問題」の発見や分析よりも「治癒」や「予防」に向けた方法論の確立へと、専門家たちの関心の力点は次第に移行していく。家族“療法”と称される所以である。

まず M. Bowen (1966; 1978) に代表される〈多世代伝達モデル〉、S. Minuchin ら (Minuchin 1974; Minuchin et al. 1978) の〈構造的モデル〉、そしてイタリア・ミラノで生まれた M. Selvini-Palazzoli et al. (1978; 1980) による〈システムック・モデル〉などが、いわゆる家族療法の「第一世代」に括られる。彼らに共通するのは、かつて Ackerman が唱えた「全体としての家族 (family as a whole)」というスローガンを、より一層明確な形で体現しようと試みた点にあった。Ackerman と同じく精神分析学を出自とする Bowen は、対象関係論学派に通底するような個人志向性の強い立場にいらながらも、旧来的な二者関係の力学を超え、家族内における「三角関係」の生成過程を問題視した。それは、任意の二者間における情緒的融合関係と第三者への疎外 (排除) の力学が入れ替わりで働いている状態であり、問題解決の糸口たる原家族からの分離 - 個体化を阻み続ける元凶と

考えられた。核家族を基本モデルとする Bowen の議論はまた、この未分化な情緒的融合が多世代間を通じて伝承され蓄積されていった結果であることも突き止め、この発見を自身の理論モデルの核に据えた。Minuchin らは、個人の内的力動を当面捨象した上で、「システム」としての家族の「構造」へと専ら着目した。各成員を、固有の機能を有する分化した「サブシステム」と見立て、サブシステム間の諸関係を「境界」「提携」「パワー」「葛藤」などといった概念を用いて理解し、そこから相互作用をめぐる全体の構造的パターンを明らかにしようとした。(硬直した)三者関係にも対応した Minuchin のモデルは、「症状」を、システム全体を維持するための部分的な機能とみなし、当人への直接的働きかけではなく何らかの「機能不全」に陥っている関係部位へと働きかけることが、症状の消失と構造的パターンの変化につながると考えた。Selvini-Palazzoli らもまた Minuchin と同様にシステム論的観点に依拠した上で、症状の出現を、家族全体の進化や成長に向けた必要不可欠な要素として肯定的に意味づけた。特徴的なのは、治療者をも「治療場面」という一大システムを形作る一部とみなした点であり、個人心理療法における「患者／治療者」関係のようなある種の権威性を帯びた治療同盟関係を脱し、さらに既存の理論モデルの枠組みに無理やり当てはめることも避け、家族成員から与えられる情報を通じて絶えず新たな「作業仮説」の設定と提案に努めようとした。

1990年代に入ると、M. White & D. Epston (1990) による〈ナラティブ・アプローチ〉や、H. Anderson (1997) による〈コラボレイティブ・アプローチ〉など、社会構築主義に根差した「第二世代」が台頭する。そこでは、成員らの「語り」と「物語」の内容に精力を傾け、「語る」ことによる問題の外在化に始まり、問題の歴史と影響の発見、脱構築、そしてオルタナティブな物語の構築に至るまでのプロセスを、会話的質問を続ける中で成員らと共に目指し、共有していくことが基本姿勢となった。協働者の立場を重んずる点は先の Palazzoli らとも通ずるが、とりわけ後者の〈コラボレイティブ・アプローチ〉においては、「クライアントこそ専門家である (The Client is the Expert)」という理念のもとに「無知の姿勢 (Not-knowing)」を貫く謙虚さが、治療者には強く求められた (Anderson & Goolishian, H. A. 1992)。

そして近年になると「第三世代」として、より一層、疾患の「予防」に向けた実践体制の整備や方法論の確立が目立っている。〈家族心理教育的アプローチ〉(後藤雅博[編] 1998; 後藤雅博 2012) もその一つであり、具体的な疾患に関する知識と情報、対応方法、制度的支援の中身などを教育プログラムとして提供することで、家族という集団を治療および再発防止のための同伴者と位置付け、その力が引き出されるよう包括的に支援する。〈バイオサイコソーシャル・アプローチ〉(渡辺俊之・小森康永 2014) という視点もまた教育支援的性格を有しており、治療者は生物・心理・社会という三つの次元から、疾患ないし患者と向き合う家族の多面的機能を高めることを目的としている。その際、隣接する心理臨床領域の専門家をはじめ、各種医療関連従事者との連携もこれまで以上に重視されることとなった。

なお日本では、1984年に「日本家族研究・家族療法学会」が設立され、既に黄金期を迎えていた欧米の研究成果を次々と吸収していくこととなった。多種多様な領域を持つ臨床家たちによって構成された本学会は、設立 30 年を記念し、家族療法の歴史、各理論モデル、臨床実践等を遍く記載したテキストブック (日本家族研究・家族療法学会[編] 2013)

を公刊し、今後の発展に力を入れている。

### 3. 「認識論」へのまなざし

実に短期間でありながら、これほどまでに急速な発展を遂げてきた背景には一体何があるのか。つまり、新たな理論モデルや実践技法が続々と生み出されてきた背景には、「家族療法」に対する臨床家たちのいかなる関心が駆動しているのか。

端的に言うとそのは、「認識論 (Epistemology)」と呼ばれるものへの強い関心によると考えられる。ここで言う「認識論」とは、「我々はどうのようにして物事を知ることができるのか (how we can know anything)」(Bateson 1979: 4) という問いをめぐる科学哲学的議論のことであり、その議論を通じて見出される「知ること＝認識」の諸形態を指す。より厳密に言うと、「その世界がどのような世界であるかということをお我々はいかに知ることができるのか (how we know what sort of a world it is)」(Bateson [1971] 2000: 313) が問われ、〈世界〉そのものに対する存在論的な議論よりも、その〈世界〉に対峙する〈我々〉の側の「認識」の在り様に関する議論が重点となる。家族療法の枠組みで言うならば、さしあたり〈世界〉は〈患者とその家族によって形作られる相互関係的世界〉に、〈我々〉は〈治療者〉に、それぞれ該当するだろう。

とはいえ、その中で話題に上がる認識論の形態は、「直線的因果律 (Linear Causality)」と「円環的認識 (Circular Epistemology)」と呼ばれる二種類のみである。しかも、専ら後者の魅力と重要性に重点が置かれる。前者は、後者の重要性を際立たせるために言及されることがほとんどで、“いかにして前者から後者への「認識論的転換」が果たされてきたか”ということが強調点となっている。この「認識論的転換」こそが、家族療法という学問にとっての存立基盤となっていると言っても過言ではないほどだ。

「直線的因果律」とは、ある物事を説明する際、 $\langle A \rightarrow B \rightarrow C \rightarrow D \rightarrow E \rightarrow F \rangle$  というように、「原因」と「結果」をめぐる単線的な連鎖を想定することである。そこでは、ある目の前の出来事を出発点（最終的な「結果」）として、その「原因」となる要素を次々と遡及していく要素還元主義が採用される。一方「円環的認識」とは、 $\langle \text{原因 } A \rightarrow \text{結果 } B = \text{原因 } B \rightarrow \text{結果 } C = \text{原因 } C \rightarrow \text{結果 } A = \text{原因 } A \rightarrow \text{結果 } B = \text{原因 } B \rightarrow \dots \rangle$  というように、「原因」と「結果」の連鎖を円環的に捉えることである。例えば A という要素は、B を引き起こした原因であるとともに、回りまわって C によって引き起こされた結果として再び現れる。このように自己回帰的性格を強調する円環的認識から見ると、直線的因果律は、その円環的連鎖の一部分を恣意的に切り取って解釈しているだけにすぎないとなる。

さらに言うと、円環的認識に依拠する議論の多くは、「原因」「結果」という概念を用いること自体に慎重な傾向にある。というのも、これらの概念自体が既に直線的因果律を想起させるからであり、いわば“何が「原因」で何が「結果」であるかということはもはや問題ではない”といった発想が今や基軸となっているように考えられる。さらに言うと円環的認識は、各要素間の「関係性」や「相互作用」を重視し、その双方向的かつ多種多様な機能を探ることで出来事全体の円環的構造を解明することを狙いとしている。そのため、「原因」「結果」といった概念に過剰に縛られることは、各要素を関係性や相互作用といった機能から最終的に切り離しアトム化した上で、「原因」「結果」という名のもとに各々の（個別的）属性へと還元することにつながるため、やはり円環的認識とは一線を画すべき

と考えられている。

こうした円環的認識を背景として、家族療法の中に積極的に取り入れられたのが「システム論」である。とりわけ初期は、L. von Bertalanffy (1968) を中心とする「一般システム理論」と、N. Wiener (1948) によって提唱された「サイバネティクス」に依るところが大きい。これら二つの学際的な科学理論を通じて、有機体の生物学的な身体組織や人工的な電子機器回路等が有するシステム論的性質を、家族という社会集団にも適用する認識論的素地が整うとともに、「ネガティブ・フィードバック」や「逸脱縮減的作用」と呼ばれるような、システムそれ自体による自己調整作用とその具体的プロセスを表す専門用語が次々と輸入された。その後システム論は、河本英夫 (1995) が言うように、「ポジティブ・フィードバック」や「逸脱増幅的相互作用」、そして「散逸構造論」(Prigogine, I. & Nicolis, G. 1977) を基本とした〈自己組織系〉(要素間の相互作用や外的環境からの刺激によって、無秩序状態から新たな秩序が生成されるという議論)、さらに「オートポイエーシス」(Maturana, H. R. & Varela, F. J. 1980) のような〈自己創出系〉(構成要素による不断の自己産出によって、システム全体が「境界」を逐一設定しながら自己を創出し続けるという議論)へと発展していくが、家族療法家たちは、このシステム論の発展的系譜に逐次対応しながら新たな理論モデルを次々と開発していったと言えよう。例えば先述の〈構造的モデル〉は自己調整作用を重視した一般システム理論に、〈システミック・モデル〉は自己組織系に、そして〈ナラティブ・アプローチ〉や〈コラボレイティブ・アプローチ〉は自己創出系に、それぞれ対応する部分が見出される。とりわけ自己創出系は、境界設定をめぐるシステムの自己決定性と流動性を扱うため、認識する〈治療者〉自身をも含み込んだ一大円環システムとして治療場面を把握することはもとより、第三世代の各モデルのように、隣接する臨床領域や医療関連従事者との境界を超えた流動的な連携型支援体制を想定することに対しても、一定の有用性を持ちうるものと考えられよう。

#### 4. 筆者の問題意識

さて以上の内容は、恐らく現代の家族療法家たちにとってはごく常識的な話であろう。ところが筆者は、いくつかの議論に値すべき論点がこの中には潜んでいるように思われる。それは、「家族療法」という学問分野全体に対して筆者が感じてやまない、一種の「思想(学)」的観点における本質的な相容れなさと言うべきものである。

##### 4-1. 「認識論的転換」をめぐる

一つは認識論をめぐるそれである。先述のように家族療法は、概ねその初期の段階から円環的認識を基盤としており、かつ円環的認識を体現したシステム論という枠組みの中で、新たな理論モデルを次々と生み出してきた。確かに円環的認識およびシステム論をめぐることは、その着眼点の鋭さ、発展可能性、理論的多様性、そして治療場面への実践的な応用可能性など、一点の疑義を差し挟む余地のないほどに評価と称賛のまなざしで溢れている。だが筆者は、円環的認識やシステム論そのものの中身というよりも、むしろ急激な学問的発展に伴う、“直線的因果律から円環的認識へ”といった形で把握される「認識論的転換」のほうに、まずもって根本的な相容れなさを覚える。すなわち、このような認識論的転換の在り様ないし捉え方は、家族療法家たちが重んじるどころの認識論という文脈それ自体

に鑑みた際、果たしてどこまで健全なものとなっているだろうか、という問題である。

まず何よりも“直線的因果律から円環的認識へ”という捉え方自体、極めて直線的ではないかと言わざるを得ない。つまりそこには決定的な不可逆性が刻み込まれており、直線的因果律へと舞い戻ることはもとより、その認識論的価値や実践的有用性等を顧みられないかなる学術的営為も、もはや十分には想定されていない。いや厳密に言うと、容易には許されていないようにすら感じられる。“直線的因果律から円環的認識へ”という転換は、ただ淡々と客観的事実として語られる以上に、学術的知の進歩として至極当然の成り行きであり、この発展的系譜に乗ろうとしない／しなかった議論は無価値であるに等しい、というような、進歩主義的かつ排他的な価値観の下で受け止められる危険性が極めて高いように筆者は感じてやまないのである。

もっとも筆者は、直線的因果律の時代に再び戻るべきだと言いたいわけでもなければ、円環的認識こそ無価値であり依拠するに値しないとしたいわけでもない。むしろ後述するように、円環的認識というものが発見され重要視されるに至るまでの論理的および実践的な契機に関しては、大いに目を見張るべきだと考えている。あくまで筆者が危惧しているのは、円環的認識こそが絶対的真理であり例外なく幸福をもたらすものであって、方や直線的因果律はそれを妨害しかねないものであるために跡形もなく葬り去られるべきだ、といった安直な進歩主義的・排他的価値観がそこに持ち込まれてしまうことである。この問題は例えば、社会学の世界で度々使用される“前近代から近代へ”といった時代認識とも無縁ではない。近代社会の合理性をめぐってその構造的矛盾や自己との葛藤を見出し、しかるべき批判を投げかけることを己の使命としつつも、その実、知らぬ間に近代(主義)的思考の網の目に絡み取られがちな社会学者は多いのではないだろうか。彼らはしばしば“前近代から近代へ”という文言を一般に流布している時代認識として客観的に取り扱うことを忘れ、果たされるべくして果たされ望まれるべくして誕生した人類の叡智の結果として無意識のうちに背後仮説の中に組み込みがちではないか。前近代は野蛮かつ未開な世界である／あったという言説を、口では言わないまでも密かに受け入れつつ、近代がそれらを完膚なきまでに駆逐したものと思込みがちではないか。ところが実際はどうか。前近代と呼ばれるものは、近代(以降)に区分される今のこの社会の中にも、あらゆる習俗や行動原理という形で要請され、我々を規定し続けているのではないだろうか。「前近代」／「近代」という概念図式それ自体を筆者は拒否するつもりは毛頭ないけれども、後者が全ての面において優れているために今や前者を完全に凌駕ないし駆逐してしまったと素朴に考えるのは、そしてその進歩主義的な価値観を“○○から□□へ”型の直線的表現の中に暗に組み込もうとするのは、甚だ筋違いでありいかなる生産性も持ち得ないと筆者は断言したい。ところが残念なことに、家族療法の世界においては、「〈直線的因果律〉／〈円環的認識〉」という概念図式を通じて、この由々しき事態が日常的に蔓延する危険性を常に孕んでいるように筆者には感じられるのである。十島雍蔵(2001: 23-6)が言うように、臨床場面において家族への直線的介入が仮に避けられないとしても、それを円環的認識の「失敗」と捉えるのは現実的でも生産的でもなく、むしろ——その臨床家自身が念頭に置くところの——包括的な円環的パターンの部分的な弧として、つまり治療過程上、必要不可欠な構成要素の一部として把握することが、まずは要請されるべきなのである。

ところでそもそも、家族療法の世界において一般的に想定される直線的因果律とは、具体的には何（誰）を指しているのか。直線的因果律というものを体現した理論モデルや論者とは、一体何（誰）のことを指すのか。

半世紀以上に亘って家族療法を牽引してきた L. Hoffman (1981) が言うように、それは「医学モデル (medical model)」と「精神力動モデル (psychodynamic model)」の二つと考えられている。前者は「情緒的ないし精神的苦痛を生物学的機能障害または疾患とみなし、… [中略] … 原因と思しき身体的諸過程を変更ないし阻止するような、薬物の投与などの手段を用いた治療法を採用する」(Hoffman 1981: 6)。つまり「個人は機能障害の所在地 (locus) であり、病因はその個人の遺伝子、生化学、あるいは精神内的発達における不完全性に関連付けられる」(Hoffman 1981: 6)。ここから Hoffman の言う医学モデルとは、かの統合失調症の遺伝学研究にみられるような「内因」型の直線的因果律ということになる。一方後者は、厳密に言うと S. Freud を創始者とする「精神分析的な精神力動モデル」を念頭に置いており、ここでは「諸症状は、患者の過去に起源を持ち、種々の理由で無意識へと追いやられた外傷や葛藤 (a trauma or conflict) から生じたものと判断される。治療は、抑圧された出来事に関する記憶、あるいは幻想や受け入れがたい願望を患者に取り戻させ、それと共に葬り去られていた感情を再体験させるよう手助けすることによって成される」(Hoffman 1981: 6 以下、下線は引用者による)。Hoffman 自身が言うように、精神力動モデルもまた最終的には個人を生物学的機能障害の源泉と見立てることから「内因」型に含むことができるが、しかし同時に、引用文にあるように過去の「外傷 (a trauma)」体験による心的葛藤を扱うことから、かの病理学研究と同様の「外因」型の直線的認識をも併せて有していると言えよう。なお、しばしば精神力動モデルを「心因」型と呼ぶことがあるが、その中には、神経生理学を出発点とする Freud が脳の機能を重視した医学生物学的な「内因」論的発想に固執していたという事実と、一方で、「外因」論的な説明図式にも一部関心を寄せた上で、種々の心的階層論や局所論を駆使した「心的 (=精神的) 力動」過程を明らかにしようとしたという事実とが、双方織り交ぜられていると考えられる。

さてここで再度、先の問題意識に照らして言うと、これら Hoffman の言う直線的因果律の代表モデルとその型、すなわち医学モデルが有する「内因」型や精神力動モデルに含まれる「外因」型が、円環的認識への「進歩」のための単なる踏み台と見做されるのは果たして健全なことなのか、という問題意識が生じざるを得ない。とりわけ筆者は、後者の「外因」型との関わりの中でこの問題を強く提示したい。というのも、少なくとも家族療法の「誕生」は、前述のように「外因」型の直線的因果律に依拠した家族病理学研究を背景に、あるいはその内部から至って漸次的に成し遂げられてきたわけであって、急激な認識論的「転回」などによってそれまでの研究成果を丸々捨て去り、過去の遺物と化した上で勃興したわけでは断じてないのである。つまり、病理学研究ないし「外因」型の直線的因果律に対する何らかの「批判 (criticism)」を通じて円環的認識への転換が進められたとするならば、我々は、“転換が起こった”という形での完了的事実ではなく、転換に向けての漸次的プロセスにおいていかなる論理的・実践的妥当性を持った科学的「批判」がなされてきたのか、あるいは見出されたのかという契機へと多大なる関心を寄せるべきな

のである。Bateson は、病理学研究での成果を引き連れつつ、その内部において後の家族療法の発展を支え続けるような認識論的議論を模索し続けたのであり、Ackerman は、精神力動的技法や公式の活用を通じて、その中から「全体としての家族」という基本姿勢の必要性を見出した。「認識論的転換」というトピックを語るのならば、これらパイオニアたちによる、批判的議論を通じた“狭間の思考”とでも言うべき漸次的契機を常に、決して無視してはならないと、筆者は切に考えるのである<sup>2)</sup>。

さらに言うと、家族療法家たちから見た「外因」型の理論モデル、すなわち精神力動モデルにおいて使用される「外傷 (trauma)」ないしはその「心因」性を強調した「心的外傷 (psychological trauma)」という概念自体、過去の遺物として葬り去られてしまったわけでは断じてない。周知のようにこの概念の重要性は、精神医学界を中心として近年高まる一方であり、「心的外傷研究」という形で独立した学術領域や学会が構成されるほどである。さらには本論において詳述するように、その学術領域の内部において「心的外傷」という概念自体もまた、注目に値すべき独自の認識論的議論を展開し続けているのである。このような事情は、現代の家族療法分野を筆頭に、果たしてどれほどまで認知されているだろうか。“直線的因果律から円環的認識へ”といった直線的認識の下、「外因」型の理論モデルや概念はもはや過去の遺物であり依拠するに値しないと考えている円環的認識論者たちが既に一定数存在していると仮定するならば、彼らは、「心的外傷」という概念自体が今もなお内面的な認識論的議論を展開し続けている——つまり“狭間の思考”の最中にある——という事実を、果たしてどのように受け取るのだろうか。さらにはその認識論的議論を支える重要人物の一人として、Bateson が挙げられることを知ったら、彼らはどう思うだろうか。円環的認識を絶対視する彼らにとって、Bateson は、認識論の重要性を広め円環的認識への転換を促した先駆者として最大限崇めるべき存在である。そのような人物が、「心的外傷 (研究)」という文脈の中に位置付けられると聞いて、果たして彼らはいかなる反応を示すのだろうか——。

#### 4-2. 「機能主義」をめぐる

第一の問題はここで一旦措くとして、さらにもう一点、現代に至るまでの家族療法全体のあり方に対する筆者の相容れなさを述べておきたい。すなわちそれは、「機能主義」的傾向との親和性が本来的に高いことに対する、根本的な相容れなさである。

ここで言う「機能主義」とは、各々の家族成員が本来的に受け持っているとされる多様かつ固有の「機能」を重視し、それを余すところなく十全に高め働かせることを、治療ないし問題解決の本質と考える立場のことを指す。各成員が受け持つ機能は、家族〈全体〉としての健全さや問題解決能力に資する〈部分〉的要素と見做され、治療者はこの〈部分〉と〈全体〉の構造的連関のもとで、各成員の機能の向上、あるいは厳密に言うと、各成員間における有機的な関係性の構築を目指そうとする。つまり逆に言うと、治療者が考える問題状況とは、その家族の〈全体〉的な傾向に少なからぬ影響を与えるほどの、何らかの機能の「不全」が内包されている状態を指すのである。

このような機能主義的傾向は、円環的認識ならびにシステム論を基盤とする種々の家族療法の議論と、本来的に親和性が高いように思われる。しばしば使用される「レジリエン

ス」や「エンパワメント」といった概念にも、その傾向が窺える。先述のように、「機能」が実体概念としてではなく、つまりアトム化された各成員の内在的屬性に還元可能な概念としてではなく、あくまで成員間における相互関係概念として用いられることについては、特段異論はない。あくまで筆者は、機能主義という立場それ自体に、根本的な問題はないかと考えているのである。つまり、「機能」なるものをあまりに無自覚に肯定的に捉えすぎてはいないか。いかなるケースにおいても「機能」というものを十全に高めることが全体的な問題解決に資すると考えるのは、あまりにも安直すぎるのではないか。このように、「機能」という概念をめぐる価値意識のあり方に対して、筆者は疑問を投げかけているのである。いわば、「思想」としての機能主義的立場に対する根本的な疑問である。

ところでシステム論と機能主義との不可分な関係性は、家族療法に限った話ではなく、社会学や文化人類学等の世界でも一般的に見られる。とりわけ前者に関しては、T. Parsons (1951) において隆盛を極めた「社会システム論」が挙げられよう。周知のように Parsons の社会システム分析は、「構造 - 機能主義」と呼ばれるものであった。彼は社会システムを構成する諸変数を、相対的に変化しにくいもの (= 構造) と変化しやすいもの (= 過程) とに区別し、後者のあり方を、前者の維持に向けていかなる貢献 (機能) をなしうるかという観点から説明しようとした。構造を維持するための機能要件の充足に重点を置いたこの立場は、一時、社会学の新たなパラダイムとしてもはやされたものの、その目的論的性格や、原因 (= 構造への貢献) を結果 (= 構造の維持) によって説明するという転倒的な手法などに対し相次いで批判がなされ、次第に求心力を失っていった (大澤真幸 1998b: 495)。だがここで重要なのは、Parsons に対するそれらの批判が、総じて、筆者が言うような思想としての機能主義的立場それ自体への批判とはならなかったという点である。例えば N. Luhmann (1984) は、Parsons とは違ってシステム間の階層性を取り払い、ある重要な結果を導きうる様々な原因を機能的に等価なものとして設定することで、元来は不変的結果と見做されてきた構造それ自体の機能をも分析対象とした (大澤 1998a: 320)。しかしながら彼は、Parsons 批判を通じて、あくまで機能主義の新たな意義ないしあり方を見出そうとしたのであって、「機能主義」という立場それ自体を見直したわけではなかった。このようにシステム論という枠組みに留まり続けることは、機能主義という立場に留まり続けることでもあるのであって、それは一般システム理論から自己組織系、そして自己創出系へと、システム論の内部に留まったまま発展を続けてきた家族療法にとっても半ば避けがたき運命なのである。

筆者はむしろ、各々の「機能」が十全に駆り立てられていることこそが問題となるようなケースに、もっと目を向けるべきではないかと言いたい。言い換えれば、「機能」なるものそれ自体が持ちうる問題性を暴き出せるような認識論的観点こそを、我々は獲得すべきではないか。あるいは、そのような観点を内包する論者や理論、そのような観点を通じてでなければ問題の本質が解明しえないようなテーマやケースにこそ、より一層従事しなければならないのではないかと筆者は考えるのである。

そしてこれは第一の問題とも関連する話である。円環的認識論者たちが距離を置きたがる精神分析学 (的精神療法) は、往々にして個人の精神諸機能が情動興奮によって“過剰に駆り立てられる”状態を治療の対象としてきた。「除反応 (Abreaktion)」や「徹底操作

(Durcharbeiten)」といった治療技法には、情動興奮の「抑圧」、治療者への「転移」、あるいは反復強迫的「抵抗」といった精神諸機能の非日常的かつ過剰な働きを発見し、かつそれらを“鎮める”という発想に基づいている。したがって、種々の家族療法の議論が言う精神力動モデルからの脱却には、“直線的因果律から円環的認識へ”という形での転換だけでなく、「機能」概念をめぐるもう一つの認識論的転換も内在しているものと考えられるべきではないか。すなわちそれは、システム論の導入による、〈機能の過剰な働きに問題性を見出す立場〉から〈機能を全面的に肯定する立場〉への転換である。

以上をまとめると、筆者はまず、システム論に依拠した家族療法と親和性の高い機能主義的傾向に対し、根本的な相容れなさを感じている。さらに先述の第一の問題に重ね合わせて言うと、システム論の導入によるこの機能主義的立場への転換を、望まれるべくして実現した必然的結果と考える、いかなる進歩主義的価値観も残念ながら拒否せざるを得ない。ここでもまた筆者は、“狭間の思考”に立ちながら、安直な機能主義立場とは一線を画す議論を残した人物へと従事する必要があると考える。つまり、Freud にまで立ち返るわけではなく、あくまで精神力動モデルと家族療法との狭間に位置しながら、機能それ自体の問題性に取り組もうとした議論や論者へと従事する必要があるということである。

## 5. 本論の構成と各章の内容

序論にはかなり冗長な文章となっているが、さしあたり上に記した二つの問題意識をもとに、あるいはこれらの問題意識をより一層明確にするために、本論へと取りかかる。以下、その主な構成と各章の内容を、できる限り詳細に記しておこう。

### 5-1. Bateson をめぐって ——心的外傷理論としての「ダブル・バインド」の再構成とその認識論的意義を求めて 【第 I・II 章】

筆者はまず、第一の認識論的転換をめぐる問題意識を踏まえた上で、家族療法の草分け的存在でもある Bateson と、彼が中心となって提唱した「ダブル・バインド理論」について論じていきたい。

先述のとおり Bateson は〈コミュニケーション・モデル〉の中心人物であり、かつ認識論という科学哲学的議論を家族療法の世界に広めた張本人でもあった。その上でさらに、生物界におけるあらゆる現象に適用可能な、物事を円環的に認識するということの重要性を執拗に訴えた人物でもあった。ダブル・バインド理論に関しても、円環的認識をいち早く体現し、家族療法という分野の発展に最大限貢献した理論として、これまでは評価されてきた。しかしながら筆者は、かの ——Bateson 自身が広めたところの—— 認識論的転換というトピックが進歩主義的価値観の下に把握される危険性が高いことを受けて、Bateson ならびにダブル・バインド理論を「家族療法」という文脈から一旦、思い切って引き離す必要があると考える。その上で、家族療法とは違う形での認識論的議論を今もなお展開中である「心的外傷研究」という文脈に移し替えた上で、“狭間の思考”に立ち続けた Bateson ならではの心的外傷論(者)としての認識論的意義を明らかにしたいと筆者は考えている。

恐らくこのように言うと、家族療法家に限らず一般の読者の中にも、疑問を持たれる者

が多いと思う。というのも Bateson らが提唱したダブル・バインド理論は、繰り返すように家族療法理論の一つとして扱われてきたことも手伝って、一般的には、「精神分析のように幼児期における何らかの心的外傷を重視するのではなく、学習心理学的な意味で、『連続して生起する特徴的なパターン』が問題であることを強調し」（花村誠一 1993: 601）た理論である、といった理解が浸透しているからである。後半部の「学習心理学」や「連続して生起する特徴的なパターン」といった部分については本論で詳しく触れることとなるが、さしあたり前半部の「精神分析のように …… 何らかの心的外傷を重視するものではない」という記述に従った場合、いくら Bateson が家族病理学研究に端を発していたといえども、同じ「外因」型の思考を有する精神力動モデルの心的外傷概念に準拠するのはさすがにおかしいのではないかと、といった反応が恐らく返ってくるだろう。

しかしながら Bateson のテキストを丹念に追っていくと、彼の知られざる一面を垣間見ることができる。例えばそれは、ダブル・バインド理論の提唱から三年後に発表された講演録の中から見出される。その中で彼は、「学習理論を前提とすると、繰り返されるダブル・バインドの外傷に支配された個人は、この外傷的コンテキストがさも絶えず自らを包囲し続けるかのように行動する、ということが想定されるだろう（In terms of this premise from learning theory, it becomes expectable that the individual subjected to repeated double-bind traumata will act as though this traumatic context continually surrounds him）」（Bateson 1959: 135）と述べている。あるいは他の論文では、「我々は、統合失調症的コミュニケーションが、繰り返される外傷の結果として学習され習慣化されたものであるという仮説を調べている最中である（We are investigating the hypothesis that schizophrenic communication is learned and becomes habitual as a result of continual traumata of this kind）」（Bateson [1960b] 2000: 245）と記されている。これらが示すように、実は Bateson は「(心的) 外傷」という理解の仕方を、ダブル・バインド理論を展開する際に明確に採用していたのであった。つまり Bateson にとってダブル・バインドとは、心的外傷体験の一つとして位置付けられていたのである。文化人類学を出自としているにもかかわらず、当時はさほど一般には受け入れられていなかった「外傷」という概念を、しかもかなり独特な言い回し——「外傷的コンテキスト (traumatic context)」や 'traumata' という複数形表現——で活用していたという事実は、知られざる一面であるとともに決して見逃されてはならない一面ではないだろうか。

筆者はこの事実を起点として、第 I 章では、まずダブル・バインドという理論が、（もはや家族療法の世界においてではなく）一般的な学術世界においてどのように受け止められ解釈されてきたかを問題にしたい。そこでは、ある母子関係上での心的外傷体験を理論化するという Bateson らの当初のモチーフを、いわば真剣に顧みられなくしてしまうような一連の動きがあったことがわかる。すなわちそれは、ダブル・バインドという状況を時間的・空間的に“ぶつ切り”にし、実験心理学的検証にも耐えうる「限局的」かつ「量的」な現象として把握しようという動きである。このような把握の仕方は、Bateson らの真意を汲み取ったものとは決して言えない。そこで次に筆者は、Bateson らの真意、すなわち心的外傷理論としてのダブル・バインドの本質を探るべく、「自己 - 確証 (self-validating)」と「抽象性 (abstractness)」という二つのキー概念、および「知 (knowledge)」 「関係

(relationship / conduct)」「処罰 (punishment)」という三つのサブ概念に着目し、それぞれが意味する内容を明らかにしていく。そこから第一に浮かび上がるのは、外傷体験の「被害者」とされる子どもが、母親との間に形成される処罰的な相互行為関係に対し、常に自らの能動的感受性を働かせ続けねばならないという苦痛に満ちた内的状況である。これが「自己 - 確証」と呼ばれる一連の過程の起点となる要素であり、さらにそこから第二に浮かび上がるのは、この「自己 - 確証」という過程をも内包した時間的 - 空間的な「シーケンス」という観点から、ダブル・バインドという現象を把握せねばならないという主張である。これが「抽象性」というキー概念が意味するところであり、先の引用文における「繰り返される外傷」あるいは「連続して生起する特徴的なパターン」という文言に関わる極めて重要な議論なのである。

続いて第 II 章では、第 I 章で明らかにした Bateson らの独創的な心的外傷理論を、「心的外傷研究史」という広大な文脈の中に位置付けた上で、その認識論的スタンスと意義を明らかにしたい。厳密に言うと、J. E. Erichsen による鉄道事故被害者への調査に始まり、C. S. Myers のシェルショック研究、そして Freud の精神分析学的外傷論を経て、DSM (『精神障害の診断と統計の手引き』) 第三版における PTSD (外傷後ストレス障害) の診断記述、J. L. Herman の長期反復性外傷論、そして DSM 最新版 (第五版) に至るまでの、「(心的) 外傷」という概念をめぐる一連の研究史 —— 本稿ではそれを「概念史」と呼ぶことにしたい —— に着目する。そこからまず浮かび上がるのは、先述のように、心的外傷という概念をめぐる、絶えず認識論的議論が展開されてきたという事実である。とりわけ活発になされてきたのが、「〈限局性外傷〉か〈長期反復性外傷〉か」という議論である。前者は、外傷体験を時間的 - 空間的に限局化された中で突発的な衝撃体験と捉える立場であり、集団の大事故や大災害のような物理的 - 身体的損傷のイメージに基づくものである。他方後者は、文字通り外傷体験の時間的 - 空間的な長期反復性を強調する立場である。概念史の整理を通じて、Freud を軸とする前者の立場が優位であったことに対し、その認識論的オルタナティブとして Herman を中心とする後者の立場が提示されたことがわかる。元来、この二つの立場は単に並列的に論じられることが多かったが、そうした中で第 I 章の内容は、この“〈限局性外傷〉か〈長期反復性外傷〉か”という認識論的対立の「狭間」へと位置付けることができ、なおかつ、後者から前者に向けた論理的 - 実践的批判の契機を明確にしてくれるのである。だが、心的外傷概念をめぐる認識論的展開はこれだけに留まらない。DSM の最新版 (第五版) に至って、さらなる本質的次元に迫ったある議論が提起されているのである。筆者は最後に、その本質的議論の中身と概念史上の重要性を探りつつ、引き続き Bateson らの心的外傷理論が、その中でいかなる認識論的意義を持ちうるかを明らかにする。そこでは「外傷的絆 (traumatic bond) の形成」と「人格 (personality) 形成途上の断続的失敗」という二つが重要論点となり、この二つに依拠した Bateson —— および彼の議論と密接な関係下にある Herman —— による〈長期反復性外傷〉論が、再度いかなる“狭間の思考”としての働きをなしうるかが、明らかになると思われる。

5-2. Laing & Esterson をめぐって —— 直線的因果律に対する内在的批判と、「宗教」という観点を通じた機能「追求」という発想への転換 【第 III・IV 章】

第 III・IV 章では、引き続き第一の問題を見据えつつも、第二の機能主義をめぐる問題意識にも本格的に取り組んでいく。その際筆者は、Bateson とも関わりの深かった、英国の Laing & Esterson による家族研究の成果へと重点を移したい。

Laing の名は、一般的には *The Divided Self* (Laing [1960] 1965 邦題『ひき裂かれた自己』) と *The Politics of Experience* (Laing 1967 邦題『経験の政治学』) においてよく知られていることだろう。前者は、精神科医としての最初期の関心であった、統合失調症者および分裂病質者 (schizoid) <sup>3)</sup> に対する実存的 - 現象学的分析に主眼が置かれており、後者は、そうした一精神疾患をめぐる「狂気」的理解からの脱却をさらに超え、「人間」ないし「人類」一般をめぐる社会的疎外および抑圧とそこからの解放がテーマとなっている。この二つに代表される彼の思索は、当時のいわゆる「反 - 精神医学 (Anti-Psychiatry)」(Cooper, D. G. 1967) と呼ばれる社会的 - 政治的運動を支える思想的基盤と目され、E. Goffman や M. Foucault など、社会学領域の論者とも相互に影響を与え合うほどであった。とりわけ、全制的施設における被収容者たちの統制的生活を追った Goffman (1961) の存在は、「キングスレイ・ホール」と称される共同宿泊施設を開いた Laing に多大なる影響を与えた。ハウスホールドと呼ばれたこの施設では、患者 - 治療者関係を含むあらゆる社会的ヒエラルキーが排除され、精神病患者であるか否かにかかわらず自らの判断で好きな期間だけ住むことが許されていた。こうして既存の精神病棟のあり方を問い直すとともに、「患者」「精神病患者」といったラベリングからの解放を念頭に置いた、地域包括医療の先駆けとも言うべき反 - 精神医学的共同社会の構築が、Laing らの主導において目指されたのである。反 - 精神医学が単純な精神医療批判を超えて、広く「人間学」的関心へと向かった理由の一端がここにある <sup>4)</sup>。

しかしながら、彼をこのような人間学的関心へと突き動かした背景は他にもあった。それが、統合失調症の家族研究である。

彼は *The Divided Self* の公刊以前 (1958 年～) より、当時米国を中心に隆盛を極めていた家族病理学研究に触発される形で、ロンドンのタヴィストック人間関係研究所の同僚であった Esterson と共に、統合失調症患者を持つ家族への観察および面接調査を実施していた。彼らは同様の手法で通常の家にも調査を行ったというのが (Mullan, B. 1995: 282)、最終的に世に出されたのは前者の研究成果であった。 *Sanity, Madness and the Family* (Laing & Esterson [1964] 1970 邦題『狂気と家族』以下 *SMF* と略記) と題された著書には、統合失調症と診断された女性とその家族 (両親はじめ、きょうだいや祖父母も含む) 合わせて 11 例の調査記録が掲載されており <sup>5)</sup>、父親と娘、母親と娘、父親と母親、両親と娘などといったように、双方向にわたって展開される言語的、非言語的なやり取りはもちろんのこと、各成員個々に対する単独のインタビュー、「発病」に至るまでの経緯、そして前世代にまで遡る家族の生活史など、あらゆる観点からの情報がやや乱雑かつ未整理なまま記されている。

当時の家族研究の中でも、とりわけ Bateson からの影響は顕著に表れている。直接の言及はその前後の著書 (Laing [1961] 1969; 1965) でなされているが、Laing らはダブル・バインド理論をヒントに、上記の調査を通じて発見されたある独特な外傷的相互行為関係の在り様を、「欺瞞 (mystification)」や「共謀 (collusion)」といった独自の概念ないし観点を通じて記述した。彼らはこの一連の家族研究を通じて、「統合失調症」と呼ばれる病

態が対人関係的文脈において十分理解可能なものであることを突き止め、それにより、電気ショックや脳の部分切除、あるいは観察病棟への長期収容といった種々の非人間的処遇から彼らを解放すべきだと訴えたのであった。先のキングスレイ・ホールにおける試みは、「原家族」という原初的な社会空間において重大な関係的外傷を経験した者を、新たな「準家族 (Household)」とでも呼ぶべき関係的文脈の中へと迎え入れ、その中で対人的治癒の効果を引き出そうとする野心的試みであったと言えるだろう。

そしてもう一点、あらかじめ述べておくべきなのは、Laing らもまた、筆者が言うところの“狭間の思考”に従事していたという点である。

Laing も Esterson も、元々は精神分析学の系譜に位置付けられるべき人物であった。特に Laing の場合は、タヴィストック・クリニックにおいて英国対象関係論学派を代表する D. W. Winnicott から精神分析のトレーニングを受けており、その影響は *The Divided Self* の中にも色濃く表れている。同書における「ひき裂かれた自己」という発想は、周藤真也 (1998: 66) も指摘するように Freud による自己の分裂論に着想を得たものであり、その上で彼は「にせ - 自己 (The False-Self)」への実存的 - 現象学的理解を展開するにあたって、Winnicott (1958) の力動的分析に依拠したのである。加えて同書では、海を越えて米国対人関係論からの影響も随所に表れている。そもそも彼の関係論的な統合失調症理解は、ネオフロイト派の Sullivan、そしてあの Fromm-Reichmann による病理学研究に触発されて始められた。同書の中には、Fromm-Reichmann に倣ったのであろう「統合失調症の病因となる家族 (schizophrenogenic families)」(Laing [1960] 1965: 190) という文言も登場するほどである。つまり本稿の関心に引き付けるならば、彼は精神分析的力動モデルを起点とする「外因」型の立場に元々は依拠していたと考えられるわけである。

*SMF* という著書は、この立場が徐々に変容していく途上で世に出されたものと筆者は受け止めている。というのも Laing もまた Bateson と同じく、認識論的転換の必要性を感じ取っていたのだ。同書の中で Laing らは、家族を病因的変数と見立てて研究計画を立てたわけではないと述べ (*SMF* 12)、前著での 'schizophrenogenic families' という理解を潔く取り下げた。その上で、かの円環的認識を想起させるような、「システムとしての家族それ自体の全体化 (*totalization of the family itself as a system*)」(*SMF* 26 強調は原著者による) という作業が必要であるとも述べている。Laing らがこの認識論的転換に突き動かされたのもまた、恐らくは先述の、実存的 - 現象学的観点を通じた人間学的関心のためであろう。つまり「統合失調症患者」の側の人間学的解放のみならず、その「家族」の側の人間学的解放も、当該研究を通じて目指されようとしていたのである。Laing らは統合失調症患者に対する実存的 - 現象学的理解の可能性とそれによる人間学的解放への可能性を、そっくりそのまま家族成員の側にも認識論的に適用することで、彼らを病理性にまみれた病因的存在として〈本質〉的に把握するのではなく、あくまで全体的なシステム上の問題に翻弄されたにすぎない存在として、いわば〈実存〉的に把握できるような認識論的理論を体系的に構築しようとしたのであった。

結局 Laing らは、この認識論的転換が不完全なままに終わってしまったことも正直に付記している (*SMF* 26)。しかしながらこの告白は、当該研究がまさに認識論的転換の「狭間」の中で生み出されたことを何よりも示唆するものではないだろうか。つまり、外傷理

論的な「外因」型の発想を引き連れつつも、しかしその只中において既存の認識論、すなわち直線的因果律を内在批判的に超え出ようとした“狭間の思考”の結晶として、当該研究は見直されるべきではないかと筆者は考えるのである。そしてその内在批判的思考の契機を掴み取ることこそ、筆者に課せられた任務なのである。

さて前置きが長くなったが、以上を踏まえた上で、第 III 章ではまず Laing らの家族研究の核となる二つの概念、すなわち「欺瞞」と「共謀」について、*SMF*の前後に発表された関連文献を通じてその具体的な中身を論じたい。先述のようにこれらの概念には、ダブル・バインド理論と重複ないし通底する内容が含まれており、Bateson に対する Laing らの関心度の高さが窺える。次いで筆者は、これらの概念を駆使して進められた *SMF*の中から「ダンチグ家 (The Danzigs)」(*SMF*109-30) と題された一事例を主に取り上げ、その中での外傷的な相互行為関係の在り様を、ポイントを整理しつつなるべく具体的に再構成したい。「ダンチグ家」を主に取り上げる理由の一つは、他の 10 例とは比較にならないほどの詳細かつ長大な調査記録が幸いにも公表されているからである。その大半を担っているのが、*SMF*の姉妹版のような形で出版された、*The Leaves of Spring* (Esterson 1970 以下 *LS*と略記) と題された Esterson による単著である。未邦訳でありながら、この著書は Laing らの家族研究の緻密さを知る上で欠かせないテキストとなっている。そして最後に筆者は、*SMF*および *LS*を通じて再構成された Laing らの議論が、“狭間の思考”としてのいかなる認識論的価値を持つものであるかを明らかにする。すなわち、ダブル・バインド理論と同様、心的外傷理論の系譜——厳密に言うところ〈長期反復性外傷〉論の系譜——に位置付けられるべき Laing らの家族研究が、その「外傷理論」という文脈の只中において、いかなる認識論的転換に向けた内在批判的思考を展開しようとしたのかを、明らかにしたい。前に筆者は、“直線的因果律から円環的認識へ”という認識論的転換を語る際、転換に際する漸次的プロセスにおいていかなる論理的 - 実践的妥当性を持った科学的「批判」がなされたのか、という点に関心を寄せるべきだと述べた。筆者はこの点に即して、Laing らの外傷理論的家族研究が、いかなる論理的 - 実践的批判を通じて、直線的因果律というものを内在的に乗り越えようとしたのかを、かの「内因」的文脈と「外因」的文脈の双方において明らかにする。

そして続く第 IV 章では、第二の機能主義をめぐる問題意識にも取り掛かる。Laing らの家族研究は、第一の問題意識にとっての“狭間の思考”であっただけでなく、第二の問題意識にとっても議論に値すべき“狭間の思考”であったと筆者は受け止めている。つまり彼らは、システム論の海の中にどっぷりと浸かってしまった家族療法とは一線を画し、安直な機能主義的発想へと陥る手前で、「機能」それ自体が持ちうる問題性を見据えていたのである。彼らが描き出した問題状況とは、端的に言うところ、患者(子ども)をはじめ母親、父親、きょうだいを含む全ての成員が、誰しものが制御することの不可能なある共通の非人称的圧力の下で、自らの「機能」を絶えず働かせ続けざるを得ないような状況であった。そしてこの全体を覆う“機能の(過剰)追求”状態が、ある限界点を超え出たときに、特定の成員に対する「排除」の力学が働くという由々しき事態であった。「欺瞞」や「共謀」といった外傷的相互関係の数々は、何らかの機能「不全」状況において発動されるものというより、各々の成員が自らの機能を必死に「追求」ないし「充足」しようと試みる限り

において、逆説的に生じるものと考えられるのである。筆者は前章に引き続きダンチグ家を取り上げ、その中で各々の成員が機能の（過剰）追求状態に陥っていたことを明らかにし、特定の成員に対する「排除」の力学が働くまでの一連の長期反復的外傷過程を通覧および再構成していく。そしてその一連の過程において、いかなる非人称的圧力が作用していたのかを、章全体に亘って論じていく。先走って言うとそれは、「宗教」という名に集約される文化的規範や慣習、あるいは代々受け継がれてきた同胞民族としての社会文化的経験と記憶であると考えられる。こうした、前世代の経験と記憶にまで遡る必要のある文化的・通時的要素は、“今ここ”での家族関係に目が行きがちな家族療法の各議論においてはあまり問題にされないが、“機能の（過剰）追求”を引き起こす背景的「力」として極めて重要な要素ではないかと筆者は考える。

### 5-3. 「アダルト・チルドレン」問題をめぐって ——「文化」的圧力のもとでの「機能追求家族」とその外傷的相互行為状況の本質 【第V章】

以上で、二つの問題意識に関する必要な議論は一通り終えることとなるが、筆者はさらに一步、応用的な探究を進めたい。

最後の第V章において筆者は、これまでの議論を踏まえ、さらにある問題現象の分析を試みたいと考える。それは「アダルト・チルドレン (Adult-Children)」と呼ばれる問題である。家族療法の世界でもしばしば取り上げられるこの問題をめぐって、筆者は今まで見過ごされてきた「文化」という観点に基づく分析のあり方を、本論におけるこれまでの議論 ——とりわけ第二の問題意識に取り組んだ第IV章の議論—— と逐次往復していきながら明らかにしていく。言い換えれば、これまでの議論を通じて培った“狭間の思考”としての外傷論的家族研究の認識論的成果を、アダルト・チルドレンという問題へと応用ないし敷衍していく試みである。

「アダルト・チルドレン (通称AC)」とは、元々は米国において誕生した問題およびその渦中に置かれた当事者たちの総称であり、今もなお様々な臨床家たちによって注目を集めている。ACと呼ばれる人々の特徴として、周囲に対し正当な感情を表したり恒常的な信頼関係を築いたりする際に独特の困難を経験することが挙げられ、種々の感情に対する著しい「否認」の防衛反応、自尊心の脆弱さ、見捨てられ不安なども指摘されている。そして彼らは、幼少期に様々な形態の暴力や嗜癖にまみれた家族で育ったために、豊かな情緒的欲求を早々から断念し成人的に振る舞うことによって、家族機能の大半を人生早期より受け持たざるを得なかった人々と一般には定義されている。

社会学や精神医学の世界でも取り上げられることが多いが、同じ米国を拠点としていることもあって、家族療法の世界でもこの問題はしばしば論じられている。しかしながらその中では、筆者の言う機能主義的発想のもとでの理解が一般になされているように思われる。ACたちの育った家族を一律に「機能不全家族 (Dysfunctional Family)」と称する点に、その傾向が如実に表れている。つまり家族に対する治療的アプローチは、機能を十全に高めることで「不全」状態をいかに回復させるか、という発想に基づかざるを得ないのである。

こうした機能主義的発想を前に筆者は、AC概念発祥の地である米国ではなく、この概

念を後年になって輸入した日本における議論に目を移したいと考える。いわばオリジナルの米国型 AC に対峙される形で現れた、「日本型 AC」への着目である。そこでは米国型 AC とは違って、第 IV 章の内容を彷彿とさせるようないわゆる「機能追求家族」と呼ばれる家族の在り様が、克明に描写されているのである。すなわち、各々の成員が自らの機能を過剰追求した結果として、(日本型) AC という苦痛な現象が、不幸にも現れ出してしまうという捉え方である。

再度第 IV 章と往復する中で、筆者はこの“機能の過剰追求”が、ダンチグ家と同じく、ある「文化」的な規範や価値観といった非人称的圧力の下で目指されなければならないという点を突き止めたい。先走って言うならば、そこには「役割(自我)」「甘え」「世間」という三つの概念に集約される、日本社会に特徴的な文化的特性が作用していると考えられる。筆者は、西山明と信田さよ子の二人を、日本型 AC を語る際の重要人物と位置付け、彼らの論考をもとに、機能追求家族と「文化」的圧力との関わりを通じた一連の長期反復的外傷状況の内実を明らかにしたい。さらにそれによって、「アダルト・チルドレン」と呼ばれる問題を、「心的外傷」という観点に基づいて理解することの認識論的可能性とその意義を、第 I・II 章での議論とも往復しながら探っていきたいと考えている。

以上が各章の構成と主な内容である。なお本論では、Bateson および Laing & Esterson の家族研究のことを、「家族臨床研究」あるいは「家族臨床理論」と呼ぶこととする。その理由は、彼らがそれ以前の家族病理学研究とその後の家族療法の「狭間」に位置していたことを強調したいがためである。その上で、家族療法との間の「距離」を、ひとまずは明確に保っておきたい。繰り返すように Bateson らの研究は、認識論的議論をめぐる進歩主義的価値観とも、あるいは機能主義的立場とも、一線を画しているのである。さらに言うと、さしあたり本論においては「家族療法」ならびに「円環的認識」「システム論」といった文言は、本格的な議論の中にはほぼ登場することはない。筆者の関心はあくまで、「家族臨床研究」が、自らの出発点としてきたところの家族病理学研究、ならびに心的外傷概念という枠組みの内部で、いかなる内在批判的な認識論的議論を展開してきたかという契機に、一貫して向けられているのである。この問いにまずは従事することが、家族療法ないし円環的認識の発展的系譜へと次に向かうための、必須の作業となるのである。

#### [序論 注]

1) とりわけその危険性は、どちらかという、先を行く欧米の研究成果へと必死に追随する形で生まれてきた日本の家族療法全体に強く感じられる。というのも、80年代に国内で初の学会を設立した段階から既に、日本では「システムズ・アプローチ」という名で、システム論に依拠した円環的認識が揺るぎない「完成品」として認識論の中核に据えられたからである(遊佐安一郎 1984)。亀口憲治は、「認識論を円環的なものと直線的なものに区別すること、そして、家族療法は『円環的認識論』に立脚すべきことが、80年代の初期には明確になっていった」(亀口 2006: 7)と述べているが、このように、円環的認識に立脚することを否応なく義務付けようとしかねない記述が——意図的か否かにかかわらず——散見される点に、筆者は根本的な相容れなさや危うさを覚えているのである。

2) ここで読者から次のような反論が投げかけられるかもしれない。それは、家族病理学研究における「外因」志向が Fromm-Reichmann のような無用な母親バッシングを巻き起こしたのであり、その責任が重大なのは紛れもない事実ではないのか、つまりその意味では直線的因果律はただただ害悪でしかなく、やはり認識論的に劣っていると言わざるを得ないのであり、したがって“狭間の思考”なるものにはもはや何の価値もないのではないのか、というものである。確かにありそうな指摘であろう。冒頭で述べたように、家族病理学研究の衰退の一因は、統合失調症患者を持つ母親へのバッシングが相次いだことにあると言われている。だが筆者は、現実問題としてそうした事態が巻き起こってしまった点は重々承知しつつも、そのことが、病理学研究の有する様々な理論的エッセンスを直接的に貶めることもなければ、認識論的優劣——このような言い方自体ナンセンスであるが——なるものを原理的に決定づけることもあり得ないと考えている。つまり直線的因果律の問題点を指摘するのに、かの Fromm-Reichmann を引っ張り出し、“無用な母親（ないし家族）バッシングを引き起こしかねないから”という理由を述べ立てるのは、筆者の目からすると甚だ筋違いでしかない。つまり、筆者の追究したい「批判（criticism）」には残念ながら該当しないのである。

ついでに言うと、この手の話題になると必ず言及される Fromm-Reichmann は、ある意味で最も気の毒な立場にいる。藤城（2014）によると、彼女は‘schizophrenogenic mother’ という文言を通じて、「母親」という存在自体を道徳的に責め立てようと企図したわけでもなければ、その潜在的な病理性を指摘する理論的根拠を見出そうとしたわけでもなかった。彼女はあくまで、亡命先の米国における家族研究を通じて、「西欧の父権主義的社会と女性 - 母親が相対的に力を持っているアメリカ社会との対比に素朴な驚きを表明し、その対比に関連づけて母親の支配が及ぼす悪影響を論じ」（藤城 2014: 135）ようとしたのである。このような比較文化的観点は吟味に値するものであり、本稿においても第 IV 章以降の内容と密接に関わる部分でもある。しかしながら、こうした重要な考察が顧みられないまま、ただただ母親バッシングの生みの親というレッテルを貼られてしまった Fromm-Reichmann は、あまりに気の毒だと言わざるを得ない。

3) ドイツの精神科医・E. Kretschmer による分類に依拠した、気質的タイプの一つである。Laing は *The Divided Self* において、統合失調症患者と分裂病質者、そして一部、境界例患者も扱っており、これらの間にある疾患分類上の相違にはほとんど触れていない。

4) Laing と反 - 精神医学とのさらなる詳細な関係性については、Z. Kotowicz（1997）や周藤（1998）などを参照されたい。

5) Laing と Esterson は 1958 年から 5 年の間に、合計 25 組の女性患者の家族を調査している。調査対象患者の選択基準として、Laing らは、女性であり、15 歳から 40 歳までの間で、少なくとも二人の上級精神科医から「統合失調症」と診断され、脳の損傷や癲癇などのいかなる器質的症狀も示していないことなどを挙げている（SMF15）。また家族成員に関しては、少なくとも片親が存命であり英国に住んでいることのみを条件とし、兄弟姉妹の有無や患者が既婚かどうか、あるいは子どもの有無などは一切問題にしなかったという（SMF15）。観察および面接に際してはテープレコーダーが使用された。25 人の女性患者は皆、当時 Esterson が医師を務めていた二つの精神病院（East Hospital と West Hospital）いずれかの入院患者であり、SMF で取り上げられたもの以外の 14 例に関して

は、現時点においてその詳細は公表されていない。

ちなみに Esterson という人物についても、彼の研究業績をめぐる全体像や、*SMF*以降の Laing との関係性などは定かではない部分が多い。*LS* 以外にわずか三編の論考 (Esterson 1976; 1982a; 1982b) が確認できるのみである。



## 第 I 章 心的外傷理論としてのダブル・バインドの再構成 ——「自己 - 確証」と「抽象性」をキー概念として——

Bateson らによって提唱された「ダブル・バインド理論」は、現在に至るまで、実に様々な領域においてあらゆる観点から言及されてきた。それは、「社会」の近代化に伴う不可避の悪循環構造を分析するマクロ社会学的観点をはじめ、教育や医療、政治等の個別的場面における制度上ないし理念上の矛盾、およびその矛盾に直面した個々人が抱く内的葛藤とその解消の方途を分析するマクロな観点に至るまで、多岐に及んでいる<sup>1)</sup>。他方、このような幅広い応用可能性が——ところどころで過度に単純化されつつも——活発に見出されているのに対し、本理論に託されたある初発的かつ重要な目的に関しては、今日、その具体的な内容が積極的には顧みられない傾向にある。

本理論に託された初発的な目的を、本稿での筆者の問題関心に引き付けつつ改めて端的に記すとすれば、次のようになる。すなわちそれは、「心的外傷」体験と呼ぶに値すべきある特異な対人相互関係の様式を克明に記述すること、これであった。

Bateson らはまず、親密で閉鎖的かつ非対称<sup>2)</sup>な相互行為の場として機能しうる一種の「母子関係」に着目した。その上で、「愛情」と「敵意」という二種類の情動メッセージが相反する形で断続的に発せられるといった、子どもにとって極めて困難な事態を描き出している。彼らはこの関係描写をもとに、子どもの側に深刻な精神疾患をも引き起こしかねない一連の「心的外傷」の体験過程を理論化すべく、実際の家族関係への参与観察に加え、既存の哲学的 - 論理的命題も駆使しつつ、「ダブル・バインド」という用語を理論概念として彫琢するに至ったのである。

何故この重要な目的が、今や積極的に顧みられなくなってしまったのか。本稿ではまず、その主たる背景について探りたい。

### 1. 背景の探究 —— 経験科学の立場から見た「実証性」をめぐって

何よりもまず、長らく「狂気」を象徴する精神病態と考えられてきた統合失調症との関連性は無視するわけにはいかない。「ダブル・バインド」という用語を世に知らしめることとなった記念碑的論文 (Bateson et al. [1956] 2000 以下“TTS”と略記) のタイトル —— 「統合失調症の理論化に向けて (Toward a Theory of Schizophrenia)」 —— を承けて、本理論は瞬く間に、統合失調症の有力かつユニークな「病因」仮説として取り沙汰されるようになった。序論でも述べたが、そこには当時 Bateson らとパロ・アルト行動科学研究センターで一緒だった Fromm-Reichmann の影響力も多分に大きかったと思われる。中坪太一郎 (2008: 204-6) が整理しているように、本理論や Fromm-Reichmann に代表される「母子関係」に着目した研究を出発点として、Lidz et al. (1957) の「世代間境界の侵害 (violation of generation boundary)」や Wynne et al. (1958) の「偽相互性 (pseudo-mutuality)」の理論、そして第 III・IV 章で取り上げる英国の Laing & Esterson といったように、統合失調症を主題とした家族病理学研究は、1940~60 年代にかけて英米を中心に隆盛を極めていった。

ところがその後は、前述のような Fromm-Reichmann に対する非難もあって、統合失調症の家族研究は急速に衰退していく。さらに追い討ちをかけるかのように、1970 年代に入

ると CT を用いた脳の形態学的研究が本格的に開始され、解析ソフトの飛躍的な進歩とともに、統合失調症の病因研究を徐々にリードしていくこととなる（笹本彰彦・村井俊哉 2010 etc.）。近年もなおその傾向は変わらないどころかむしろ強まっており、複数の遺伝的要因に基づく生理学的 - 形態学的分析は、その精度を格段に高め続けている（功刀浩 2010 etc.）。以上のように、統合失調症という主題をめぐる目まぐるしい状況の中で、家族研究というカテゴリが全般的に衰退していったことが、ダブル・バインド理論の初発的な目的を矮小化する一因となってしまったのではないかと考えられる。

しかしながら、それとも少し関わるものの、さらに本質的と言うべき背景がある。それは、本理論を「経験科学」の一領域としての心的外傷研究として見た際、あまりにもその「実証性」を示す根拠が欠如しているのではないかと、という問題である。

共同研究者の一人である Haley (1976: 67-8) 自身の言明が、その問題の核心を如実に反映している。彼は後年、本理論を提唱するに至った経緯を振り返り、経験科学としての実証性を十二分に担保するような「自然史的データ (natural-history data)」ならびに個々の具体的な観察事例、すなわち、何らかの客観的な「立証根拠 (verification)」と呼ぶべき類のものが、実は自分たちの手元にないまま、研究が進められていたと述べている。もっともそれは、実際の家族関係の観察や間接的なデータの収集といった手続き自体が全くなされていなかったという意味では決してない<sup>3)</sup>。つまり、客観的に見て“これがダブル・バインドと呼ぶべき状態である”と明確に判断できるに足るような具体的な外傷的[局面]なるものが、実際の家族関係の観察を通じて厳密に発見されたわけでは必ずしもなかった、というのである。

先に述べたように、本理論が統合失調症をめぐる病因仮説として、つまり精神医学を中心に厳密かつ具体的な解明が急がれる病因仮説として当初大いに期待されていた点に鑑みれば、Haley の言明は、その期待を大いに失墜させるものであったに違いない。つまり経験科学の立場からすると、実に致命的とも言うべき「無根拠さ」を持つものとして受け止められたことは、想像するに難くないのである。J. Cullin (2006: 135-6) が述べるように、一部の科学者や思想家の間で、本理論を「非科学的なナンセンス (non-scientific nonsense)」あるいはより痛烈に「非科学的な駄作 (non-scientific rubbish)」として一蹴する風潮があったり、原著者を代表する Bateson (1966) 自身が後年、やや自嘲的なニュアンスを込めて「あてにならない理論 (slippery theories)」と呼んだのも、この点で無理はなかったように思われる。

さらに言うと、G. Abeles (1976) や C. E. Sluzki & D. C. Ransom (1976b) が述べるように、“TTS”論文発表後の一定期間、本理論が主張する外傷的な破壊力の一端を実際に検証すべく、様々に創意工夫の施された心理実験や参与観察の開発が後を絶たなかったのは、そうした批判的風潮に応えるための一過性の反動的な動きであったのではないかと考えられる。一例を挙げれば、実験者が複数の統合失調症患者を選び出し、彼らに対してごく単純なゲームを課す中で〈報酬〉と〈罰則〉からなる葛藤的[局面]を意図的に作成および付与し、それがかつての外傷状況の追体験となって心理的に影響しうるかどうかを調べた模擬実験や、患者の母親たちの日常生活に着目し、患者と会話をする際の声のトーンや患者に宛てた手紙の文面を素材として、その中から本理論の定式に沿うような歪曲されたコミュニケーションの発現を“断片的に”採集するといった観察調査などが、短期間のうち

に次々と量産されていった<sup>4)</sup>。

## 2. 限局的 - 量的認識からの脱却と二つのキー概念への着目

しかしながら筆者は、上記のような模擬実験や参与観察の結果が仮にいかなるものであったとしても、本理論の経験科学的実証性をこれ以上の事後検証の積み重ねによって無闇に押し量ろうとする傾向こそ、甚だナンセンスなものではなかったかと感じざるを得ない。我々はここで、上記のような事後検証の類が濫立する状況を尻目に、Bateson 自身が次のような注意を促していた点にこそ立ち返るべきではないかと考える。というのも、そもそも本理論を構想する段階から彼には、「ダブル・バインドを、あたかも一つ、二つと〔量的に〕加算可能であるかのような (as though a double bind were a something and as though such somethings could be counted)」(Bateson [1969] 2000: 272 以下〔〕内は引用者による)、時間的にも空間的にも“ぶつ切り”にされた限定的〔局面〕なるものとして捉えようという意図は一切なかったのである。つまり、そのような限定的〔局面〕が採集されないままに理論化が進められたことを根拠として、本理論の非科学性をあげつらうようなことは、Bateson にとってそれこそナンセンスな批判のやり方だったのであり、同様に、模擬実験などという形で具体的な〔局面〕を見つけ出そうと努力することもまた、彼からすると甚だナンセンスな対処方法に他ならなかったのである。

彼の主張が意味するところについてより深く追究すると、次のような二段階の批判的論点が含まれていることがわかる。第一に、先の模擬実験の例にあるように、「実験者」特有の超越的かつ恣意的な立場から一定の外傷的な〔局面〕の現出／解除を容易に「操作」することが可能であるかのような、そしてその恣意的操作によって「試行回数」などといった単純な“量的”変数へとその外傷的〔局面〕を置き換えることが容易であるかのような種々の実験心理学的関心とは、根本的に一線を画す理論の構築が目指されていたことが示唆されている。次いで第二は、仮にそうした(模擬)実験という文脈から離れ、現実の母子関係を継続的に観察するという機会を得たとしても、その中から外傷的であると思しき〔局面〕を限定的に抽出し、その“量的な”多少によって外傷性の深刻さを判定するといった態度を決して称揚するものではない、という主張である。このような、現実の相互行為を「限局的」かつ「量的」に捉えることで本理論の経験科学的実証性を担保しようといった目論見は、本理論をめぐる Bateson らの真意、すなわち認識論的スタンスをそもそも汲み取ったものではないのである。

今日に至るまでこうした限局的 - 量的な認識の趨勢に蝕まれ、結果として「実証性なき空論」などといった烙印まで付されてしまったことについては、Bateson 自身、“TTS”論文の発表段階において「〔抽象概念の〕物象化という問題 (the reification problem) を明確に吟味していなかった」(Bateson [1969] 2000: 272) ことが最大の要因であったと反省している。ここでの「(抽象概念の)物象化」という概念が、Freud に端を発する精神分析学的外傷論の認識論的基礎を成すものであるが、その点はさて措くとして、彼は上記のような反省を踏まえつつ、本理論が「それ自体高度に抽象的なものであり、それに伴い自己 - 確証的となる傾向を持ちうる理論である (the theory itself is highly abstract and, to this extent, is itself likely to be self-validating)」(Bateson 1966: 417) ということを強く主張し、その主張を根拠とした上で、「経験的事実を用いての …〔中略〕…〔追体験

的な] 検証は、甚だ困難なのである (excessively difficult to test … [中略] … against empirical fact)」(Bateson 1966: 417) という見解を、“TTS”論文を経て以降、繰り返し述べているのである<sup>5)</sup>。

筆者は、上記引用文にある「自己 - 確証 (self-validating)」と (高度な)「抽象性 (abstractness)」こそ、Bateson らの真意を的確に示すキー概念であったに違いないと考える。つまり、「ダブル・バインド」という用語を心的外傷理論の一つとして彫琢する際の、独自の認識論的スタンスを表したキー概念であったに違いないと考えるのである。次節では、これまでほとんど注目されることのなかったこれら二つのキー概念の中身を解明すべく、そのためのさらなる準備作業として、Bateson らが描き出した母子相互行為場面の中身について詳しく見ていきたい。

### 3. 母子相互行為場面の分析

「ダブル・バインド」という用語を目にしたとき、一般的には、Bateson らが描写した以下のような母子の相互行為場面が真っ先に想定されるだろう。

まず、「子どもが母親を愛情深き存在として [感じ取り] 応答しようとする」と、母親は不安を感じ、子どもを遠ざけようとする (mother becomes anxious and withdraws if the child responds to her as a loving mother)、すなわち、子どもの存在が母親にとってまさしく特別の意味を持ち、子どもとの親密な関係に引き入れられそうになると、母親の中に不安と敵意が呼び起される (arouses her anxiety and hostility when she is in danger of intimate contact with the child)」(TTS 212) という場面が導き出される。と同時に、「母親は子どもに対して不安や敵意を持っていることを受け入れることができない (A mother to whom feelings of anxiety and hostility toward the child are not acceptable)」(TTS 212) ため、「そうした感情 [=不安や敵意] を否定する方法として、子どもを愛していることを強調し、子どもに対して、愛情に満ちた母親として応答するよう説得しようとする (and whose way of denying them is to express overt loving behavior to persuade the child to respond to her as loving mother)。ところが、子どもがそうした応答をしない場合、母親は[再び]彼を遠ざけようとしてしまう (and to withdraw from him if he does not)」(TTS 212)。ここで重要なのは、「母親の愛情に満ちた振る舞いが、敵意の振る舞いに対する (補償という狙いをこめた) コメントになっているという点である (her loving behavior is then a comment on (since it is compensatory for) her hostile behavior)。つまり愛情のメッセージは敵意のそれとは異なった等級にある (and consequently it is of a different order of message than the hostile behavior)」(TTS 213 強調は原著者による) にもかかわらず、前者が後者のメッセージの存在それ自体を否定する役割を果たすのである。なおこの一連の場面においては、「母子関係の中に介在することで、葛藤に直面した子どもを救護するような存在、たとえば説得力と洞察力を持った父親など (anyone in the family, such as a strong and insightful father, who can intervene in the relationship between the mother and child and support the child in the face of the contradictions involved)」(TTS 212-3) という第三者の存在は、不在である。

本章冒頭でも述べたように、「愛情 (love)」と「敵意 (hostility)<sup>6)</sup>」という二種類の

相反する情動メッセージの同時発生が基軸となっていることを、改めて確認できよう。この有名な相互行為場面のみが限局的に切り取られ、なおかつ量的に扱われてきたということが誤解の全てであると筆者は考えている。だがそうした認識論的問題をめぐる込み入った議論は次章に譲るとして、本節ではこの相互行為場面の本質について、「知 (knowledge)」「関係 (relationship / contact)」「処罰 (punishment)」という三つの下位 (サブ) 概念を通じて明らかにしていこう。

### 3-1. 等級の相違と「知」の習得過程

第一に注目すべきは、二つの情動が「等級 (order) 7」を異にした上で発せられるという点である。この等級の相違とは、双方の情動が「メッセージ」という形で発せられる際の「形態 (=手段) 上の相違」を意味するが、Bateson らはそれを「〈言語〉 / 〈非言語〉」、厳密には「言語化の〈可能〉 / 〈不可能性〉」という二項対比を用いて説明しようとする。敵意は、「態度、しぐさ、口調、有意な身振り、あるいは言語コメントに隠された含意 (Posture, gesture, tone of voice, meaningful action, and the implications concealed in verbal comment)」(TTS 207) などの「非言語的手段 (nonverbal means)」(TTS 207) を通じて発せられ、それと同時に、その敵意の発現を真っ向から否定するための説得的要素として、「言語化」の作業が容易であるような愛情に満ちた振る舞いがとられる。つまり、言語による〈メッセージ〉とその背後に潜在する非言語的手段による〈メタ・メッセージ〉との間の根本的な矛盾が見出される。

ここで重要なのは、Bateson らはこの「〈言語〉 / 〈非言語〉」という二項対比を、個人の精神構造を説明する際の「〈意識〉 / 〈無意識〉」という二元論の既存の使用法とそのまま重ね合わせること、言い換えれば〈言語〉を〈意識〉と、〈非言語〉を〈無意識〉と同義で論じることには極めて慎重であった、という点である。この点はほとんど指摘されることがないが、その背後には、Freud 由来の古典的な精神分析学の諸概念および認識に対する、Bateson らの批判的まなざしの一端を垣間見ることができる。

Bateson が後年指摘するように、Freud に代表される古典的な心的階層論は、〈意識〉を理性的な「知 (knowledge)」が集約する表層領域と捉え、他方〈無意識〉を、本来意識的であり得たにもかかわらず、「抑圧」や「否認」などの防衛機制によって押し込められることとなった「恐ろしく、苦痛に満ちた記憶 (fearful and painful memories)」(Bateson [1972b] 2000: 135) がはびこる、非理性的かつ閉鎖的な深層領域と捉えるものであった。Freud の関心は、こうした階層図式を前提とした上で、後者の領域の解明へと集中していた<sup>8)</sup>。

他方 Bateson は、「〈意識〉 / 〈無意識〉」という二元論を使用することと、そこに一定の階層関係を想定することには必ずしも反対してはいないものの、上記のような「意識 = 理性的 / 無意識 = 非理性的かつ閉鎖的」といった発想からは根本的に脱却し、新たな認識論的観点を通じてその中身を捉え直す必要があると主張する。そのために彼はまず、「知の習得」という事態を捉え直すことから始める。彼は作家の S. Butler に倣い、それを「行動、知覚、ないし思考の『習慣化』 (“habit” —whether of action, perception, or thought)」(Bateson [1972b] 2000: 134-5) と捉えることによって、表層領域としての意識下においてのみ営まれるものではなく、むしろ「より無意識的かつ太古的水準へと知が

沈降してゆく (a sinking of knowledge down to less conscious and more archaic levels) (Bateson [1972b] 2000: 141) 必然的かつ漸進的な過程と見立てる。「知」およびその習得が理性的性格を持つものであることを前提とするならば<sup>9)</sup>、この発想の転回によって無意識を、意識化の作業が常々迫られるべき野蛮で非理性的な領域であるといった従来の認識から救い出すことが可能となるのである。

### 3-2. 「関係」の性質を規定する無意識的＝非言語的水準

「継続的に稼働し、必要不可欠で全包括的な主要過程 (primary process, as continually active, necessary, and all-embracing)」(Bateson [1972b] 2000: 136) として、いわば肯定的に捉え直される無意識はまた、“外界との接触が一切遮断された閉鎖的な領域”という認識からも脱却を果たされることとなる。それは、本理論が提唱されるきっかけともなった Bateson による一連のコミュニケーション分析に端的に示される (Bateson [1955] 2000; 1956)。

彼は、対話的コミュニケーションの場面ならびにその中で発せられる任意のメッセージを想定し、そこにはその字義通りの意味を相手に伝えるといった「指示的水準 (denotative level)」(Bateson [1955] 2000: 178) のみならず、さらに抽象の段階を上げ、相手との「関係」それ自体の性質を規定し伝達するという「メタ・コミュニケーション的水準」も例外なく含まれることを発見する<sup>10)</sup>。これら二つの水準の内容が矛盾する事態こそ本理論の問題とするところなのだが、さしあたりここでは、前者の内容が意識的＝言語的水準に、後者が無意識的＝非言語的水準に基本的に属するものであることを確認しておこう。ここから Bateson にとって無意識は本質的に、現前する他者ないし外界志向的な性格を持ちうる、開放的な領域として捉え直される。言い換えると無意識は、対人相互行為場面において、常に外的他者に向けて「関係」の性質を継続して伝えるべく開放的領域となることが必要不可欠なのである。

それ故、先の母子相互行為場面に戻ると、当の母親が抱く敵意ないし彼女の存在論的本質を、「非理性的」とか「病的」などといった烙印と共に孤立させ、その非理性的ないし病的「要因」を個別内的観点から遡及していくといった閉鎖的な発想は、Bateson らの関心からは端的に排斥されるのである<sup>11)</sup>。なおこの閉鎖的発想は、序論で述べた「内因」型の直線的因果律を後ろ盾としている。したがって Bateson らは、こうした Freud 由来の内因的観点における閉鎖的な直線的因果律を巧みに回避すべく、「〈言語〉 / 〈非言語〉」ないしそれと交換可能な「〈意図〉 / 〈非意図〉」という二項対比の活用を前面に押し出すことで、ダブル・バインドと称すべき相互行為の記述を試みたわけである。

認知心理学にも通ずる発想をいち早く示した彼らの関心は、さらに、母親にとっての「現前する他者」たる子どもの側における、一種の“能動的な試み”を問うことへとつながってゆく。一言で言うとそれは、目の前の相互行為状況が持つ意味を自らの頭で解釈しようと試みることであり、岡野憲一郎 (2007: 41) の表現を用いるならば、母親との相互行為場面を「関係性のストレス」として体験するにあたっての、子どもの側における「感受性の発動」というモメントについて問うことである。やや先走って言うと、この能動的な試みこそが、「自己 - 確証」というキー概念を解明する際の起点となるのである。

### 3-3. 「処罰」

だがその前に、もう一点注目すべき論点がある。それは「処罰 (punishment)」である。

Bateson らは、母親から発せられる敵意について、それを一種の「処罰」の表現であると述べた上で、「愛情の撤退、憎しみや怒りの表明、あるいは最も悲惨な場合は、極端な無力感の表明に由来する一種の〔わが子を〕見捨てようとする行為 (the withdrawal of love or the expression of hate or anger —or most devastating— the kind of abandonment that results from the parent's expression of extreme helplessness)」(TTS 206-7) を、その具体的な項目として挙げている。この「処罰」という観点こそが、ダブル・バインドが持つ心的外傷性を何よりも担保しうるものに違いないわけだが、しかし Bateson らの考える「処罰」は、本稿の問題関心から見ても、極めて重要かつ独特なニュアンスを帯びたものとなっている。

通常、「処罰」という強烈な表現を前にすると、何らかの身体的罰を伴うそのように、「〈処罰を与える側〉 / 〈与えられる側〉」といった明確な二項対比の設定を促すような場面が、真っ先に思い浮かべられることだろう。その場合、“今なされている出来事は（紛れもなく）処罰行為である”といった意味の共有が、当の処罰行為が発せられると同時に、双方によって即座になされる。つまり言い換えると、今現在なされている行為とその行為に込められた意味とが矛盾していないため、双方においてその行為の意味が難なく共有されるような処罰の形式である。その上で、〈処罰を与える側〉は自身を全き〈処罰者〉として、他方〈処罰を与えられる側〉は自身を全き〈被処罰者〉として、お互いに疑問の余地を挟むことなく自己規定することが可能であるような事態が、主題化されるものと筆者は考える。

ところがダブル・バインド状況における「処罰」は、こうした事態とは根本的に異質のものである。そもそも、行為に込められた意味の共有自体が実現されないという事態こそが、根本問題となるのである。母親の敵意は、非言語的な振る舞いを通じて発せられるものであった。その際、この振る舞いの意味が、振る舞いになされると共に十全に他者に伝えられる事態というのは、Bateson らの二項対比に即して言うなら、“これは敵意なのだ”とか“お前のことが嫌いなのだ”といった何らかの言語的手段に変換された上で伝達される状態を指すものと考えられる。しかしながら、そのような可能性は決して許されない。なぜなら母親には、自らを〈処罰者〉として自己規定するに足る、「処罰 (敵意)」に対する明確で意識的な「気付き (認知)」を持つ機会が、原理的に失われているからである。そしてであろうことか言語的水準において発せられるのは、愛情深い振る舞いという全く正反対のものなのである。

ダブル・バインド状況における「処罰」とは、こうした母親の非言語的振る舞いをめぐる混乱を前にして、子どもの側において内密に想起されざるを得ない一種の漠然とした「観念」(ないし「表象」としての処罰とでも言うべきものではないか。厳密に言い換えるとそれは、母親の非言語的振る舞いに直面した際、敢えて言語化をすれば“これは私に向けられた敵意であり、処罰行為ではないのか”といった疑念的な様相を帯びた形で、事態の意味を“自ら能動的に”解釈せざるを得ないような内的状況である。子どもにとっては、苦痛や違和感の源泉である母親の非言語的振る舞いに対して、その意味を解明することが

是非とも急がれるのだが、しかしその意味が明瞭な形で説明されることはなく、むしろ正反対の意味を持つ言語的振る舞いがなされることもあり、自ら能動的に感受しえた処罰という「観念」には必然的に疑念が付きまとう。すなわち、ただひたすら得体の知れぬ「観念的苦痛」として、内的に押し留めておくほかないのである。

ここに、明確な「〈処罰を与える側〉／〈与えられる側〉」という二項対比の設定が許される処罰の形態とは全く異質の、母子二者間における独特な非対称性を指摘することができる。それは、自らの振る舞いが「処罰」という意味合いを持つものであるとは一切気付くことのない母親と、そこから「処罰」という観念を感受せずにはいられない子どもとが織りなす、厳然たる非対称性ないし意味の「共有不可能性」であり、子どもの側にはさらに、この非対称性を乗り越えることが困難であるという意味での「無力感」を伴う恐れすらあると考えられる。

#### 4. 「自己 - 確証」

ここで先の母子相互行為場面を振り返ると、子どもにとって上記のような能動的な感受を迫られる機会は、断続的なものとならざるを得ないことが理解できる。というのも、「感受性の発動」という形での子どもからの「応答 (response)」を経た後には、再度、母親の側から子どもを「遠ざけようとする (withdraw)」といった敵意の込められた非言語的振る舞いが続くからである。筆者はこうした「連続的な感受性の発動」という避けられない事態こそが、キータームの一つである「自己 - 確証 (self-validating)」という営みを解明する際の起点となると考えている。

##### 4-1. 「自己 - 確証」の本質 —— 予期による習慣化の命題の強化

既に筆者は、Bateson が無意識的水準へと沈降していく「知」の習得過程を、「行動、知覚、ないし思考の『習慣化』」という認知心理学的発想に基づいて把握していたと述べた。前節ではこの議論を、母親の非言語的振る舞いに引き付けて話題にしたが、この「習慣化」という過程は、子どもの側の内的状況にもある程度適用可能なものと考えてしかるべきであろう。すなわち、Bateson が用いる「知覚 (perception)」を筆者が本稿で主に使用する「感受 (性)」という概念と同義に考えるならば、連続的な感受性の発動は、さらに次の段階に位置する「感受性の発動という行為自体の習慣化」に向けた必然的な足掛かりとなるからである。加えて Bateson らが、「我々の仮説は、ある単一の外傷経験を記述するものではなく、ダブル・バインド構造が習慣的な予期となりうるような連続的経験を記述するものである (Our hypothesis does not invoke a single traumatic experience, but such repeated experience that the double bind structure comes to be an habitual expectation)」(TTS 206) と明確に述べているように、習慣化の過程は「予期 (expectation)」という働きと不可分の関係を持つものと捉えられている。すなわち、習慣化が予期を呼び起こすと同時に、—— 「予期」という表現から既にニュアンスとして感じられるように—— その予期が習慣化の命題である「観念としての処罰の感受」が妥当なものであるかを逐一「強化」する役割を果たす、といった循環的關係を取り結んでいるのである。

非常に難解ではあるが、まさしくこの「予期による習慣化の命題の強化」こそが、Bateson が「自己 - 確証」というキータームによって示そうとした事態ではないかと筆者は考える。

ところで彼は、この綿密な議論に至るまでの思考の萌芽を、“TTS”論文以前の著書の中で既に見出していた。彼は、いかなる「処罰からの回避」という選択も不可能であるような世界に身を投げ出された人物は、一定程度の連続的な処罰経験を経た後に、「処罰からの回避に対する無力さ」を自らの「信念 (belief)」として形成していくとともに、その信念に依拠するような命題として世界を予期する段階へ移行するという (Bateson & Ruesch, J. 1951: 216-7)。その人物は、「世界の性質に関する彼の前提が真のものであると証明されるような方法で、世界の中で行為する (act in the world in such a way that his premise about the nature of the world is demonstrated to be true)」 (Bateson & Ruesch 1951: 217) のであり、この「自己 - 確証」の働きを通じて、外的世界に対する自らの「信念」——「命題」「前提」という語と同義に捉えて差し支えなかろう——の「妥当性<sup>12)</sup>」はますます強化されるのである。筆者はここで、M. E. P. Seligman (1975) による「学習性無力感 (Learned Helplessness)」という概念との接点を感じてやまないが、さしあたりダブル・バインドというある種特異な処罰の形態が問題となる文脈に戻ると、子どもは「観念としての処罰の感受」という自ら掲げることとなった信念を習慣化させるべく、その信念に妥当するような外的世界を予期する、言い換えれば、そうした外的世界を自ら選択ないし招聘することによってその確証を得ようとするといった、一種の魔術的ともいふべき「無力さの能動的な選択的証明」を企図することになると考えられる<sup>13)</sup>。

#### 4-2. 「自己 - 確証」過程に何らかの帰結はあるのか？

さらに一步分析を深めたい。「観念としての処罰の感受」という能動的試みを問題とする本理論においては、3-3.で述べたような「〈処罰を与える側〉 / 〈与えられる側〉」の二項対比を容易に促すような処罰の形態と比較すると、自己 - 確証の過程はさらに複雑な様相を呈したものとなるのではないかと考えられる。この問題は、次のようなさらなる細かな問いを媒介しつつ、明らかにすべきであろう。すなわち、そもそも本理論が問題とする自己 - 確証の過程とは、果たして何らかの、一定の内的な「帰結」へと辿り着くことができるのだろうか。つまりより厳密に言うと、「観念としての処罰の感受」という命題は、習慣化の無意識的水準における帰結たる「知」の体系として、当人の確固たる「人格 (personality)」形成の域にまで最終的に到達しきるものと言えるのだろうか。

現時点での筆者の回答は否定的である。というのも、本理論が問題とする自己 - 確証の過程は、「知の習得」という帰結へと至るのを妨害するような正反対のベクトルを、常に内包せざるを得ない逆説的な構造となっているからである。ここで再びカギとなる要素こそ「愛情」である。「観念としての処罰」は、母親の非言語的振る舞いのみを根拠としたわけではなく、実は言語的水準における愛情深い振る舞いと「差異」を根拠に感受されたものである。すなわち、「処罰の感受」という命題の妥当性を常に揺るがすような「愛情」という要素が、あろうことかその自己 - 確証を促すための根本条件にもなっているという逆説的な仕掛けとなっているのである。自らに対して“処罰を受けるに値すべき悪い人間である”といった確固たる人格を規定することが一つの帰結——「知の習得」——だと考えるならば、そしてそれによって、当人がこの人格規定に向けた自己 - 確証の過程に伴う苦痛から、——甚だ病理的な形とはいえ——一定程度「解放」されるものとする

ならば、ダブル・バインドにおいては、「愛情」という根本条件が今度は阻害要因として作用することで、一向に“悪い人間”という人格規定の水準へと到達しきれないまま自己 - 確証の過程を反復し続けるといった、独特の苦痛に満ちた内的状況が見出されるのである。この筆者の分析を、Bateson の記述に依拠しつつ述べると次のようになる。すなわち、「こうした抽象的前提 [= 処罰の感受という命題の妥当性] が [愛情という要素によって] 暴力的ないし継続的に妨げられる時に、統合失調症や他の関連する症候が現れる傾向にあるということが、ダブル・バインド理論のテーゼなのである (It is the thesis of double bind theory that schizophrenic or related symptoms tend to appear when these abstract premises are violently or continually disturbed)」 (Bateson 1966: 417)。

## 5. 「抽象性」

「自己 - 確証」およびそれに関連する複雑な内容を解明した上で、次に筆者は、上記引用の中で Bateson が「抽象的前提」と述べている部分に着目したい。「処罰の感受」という命題を「抽象的」と形容する Bateson らの狙いとは一体何か。「抽象 (性)」という表現は、そもそも何を意味するのか。

### 5-1. 時間的 - 空間的な「シーケンス」

この問題に対する答えは、これまでの一連の議論を踏まえた上で比較的容易に導かれよう。結論から言うと、Bateson らの述べる「抽象性」とは、3.で紹介した我々にも馴染み深い母子の相互行為場面のみを集約し切れない、それを越えた長期に及ぶ時間的 - 空間的な「シーケンス (sequence)」という観点からダブル・バインドという事態を把握することである、と断言できよう。前節で繰り返し“自己 - 確証の過程”と述べてきたように、子どもに課せられた自己 - 確証という現象は、かの相互行為場面が何らかの形で収束に向かった後でもなお継続されうる、一向に何らかの帰結へと辿り着くことの原理的に不可能であるような全き「過程 (process)」として捉えられる。それは、ある時間的 - 空間的にぶつ切りにされた限定的 [局面] を捉えるという水準とは異質の、さらにその底流にある“通時的 (diachronie) なシーケンス”とも言い換えられよう。

このような観点は、これまで話題にしてきた「関係」という概念自体にも既に内包されている。母親の非言語的な敵意は、繰り返し述べてきたように子どもとの「関係」の性質を規定し伝達するものだからこそ、子どもにとってそれはその場限りでの一過性の効力を持つものではなく、継続的に常に潜在する外傷的要素として観念付けられるのである。もし仮に一過性のものとして受け止められるのであれば、そもそもそれが外傷的な意味を持つことはない。端的に言うと、ダブル・バインドにおいては「関係」こそが、子どもにとって外傷 (体験) そのものになってしまうのである。

かの相互行為場面のみで収束しない、それを経た後でもなお継続されうる体験を視野に入れるという観点は、次のような論点にも反映されている。Bateson によると、この通時的な自己 - 確証という体験においては、かの相互行為場面を構成していた諸要素、すなわち、〈母親の言語水準における愛情的振る舞い〉、〈非言語的水準における敵意的振る舞い〉、そして本稿では深く追究できなかったが〈父親等の第三者の不在〉といった「構成諸要素

が完全に一式揃うことは、もはや必要ではなくなる (the complete set of ingredients is no longer necessary)」(TTS 207)。子どもの自己 - 確証の過程に“先立って”上記の構成諸要素が完全に揃う必要性は、もはやないのである。「ダブル・バインドというシーケンスのいずれか任意の一部 (Almost any part of a double bind sequence)」(TTS 207) が付与されるかあるいは招聘されるだけで、かつて構成諸要素が全て揃っていた、かの相互行為場面の中で不意に味わってしまった苦痛を、魔術的に再体験するには十分なのである。

## 5-2. 演繹的に導かれる限りでの母子相互行為場面

畢竟、Bateson らが見据えていたダブル・バインド状況とは、「共時的な諸要素と通時的なそれとが編成されたもの (made up of synchronic and diachronic elements)」(Sluzki & Ransom 1976a: 48) であったと整理できる。ここで 1. で取り上げた Haley の言明を再度考慮すると、Bateson らが実際の家族関係を観察する中で直面しそこから経験的に引き取ることが可能だったのは、後者、すなわち自己 - 確証に向けた子どもの魔術的努力とその絶望的とも言うべき時間的 - 空間的なシーケンスだったのではないかと考えられる。とすれば、前者、すなわち上にも記した構成諸要素が一式備わった“かつての”相互行為場面というのは、あくまでその自己 - 確証の過程から演繹的に遡及された、一種の推論的な描写であったと考えられよう<sup>14)</sup>。Bateson ら自身が後年、本理論が主として演繹的に導かれた推論の産物である旨を断片的に示唆していたことから (Bateson et al. 1962: 154-5; Bateson 1976: xii)、そのように判断するのが妥当であろう。

ところでこの演繹的な遡及を、経験科学の範疇を超えた、行き過ぎた思考実験の産物であるとして断罪することはいとも容易い。さらにそれは、次に挙げるような本理論に対する別の観点からの批判とも共鳴する恐れがある。すなわち、かの相互行為場面がその通りの形で発現すると仮定したとして、その際の子どもの年齢や発達段階、精神的自立 (自律) の成熟度合、あるいは家族外との接点の獲得状況 —— 社会的な関係資本に依拠することの可能性 —— など、「一外傷理論」として本理論を成立せしめるために必要な細部に至るまでの条件設定にまで踏み込んで議論すべきではなかったか、という批判である<sup>15)</sup>。このような条件設定をめぐる脇の甘さは確かに否めず、思考実験という印象をさらに強くするものであったろうことも想像するに容易い。しかしながらあくまで本章での筆者の目的は、こうした批判的論点をつぶさに精査することにはない。むしろ筆者は、演繹的な遡及による描写であったことにまで考えが及ぶことすらなく、自己 - 確証という経験における観念的苦痛とその終わりなき抽象性という観点を一切排斥し、単にかの初発的な相互行為場面のみに視野を限定してきた、今日までの趨勢である。つまり 2. で取り上げたように、こうした趨勢こそが、ダブル・バインド理論を通じて明らかとされる心的外傷の体験過程を無理やり時間的 - 空間的に“ぶつ切り”にし、量的に加算可能なもののように把握するといった歪曲的な理解を生んでしまったのである。

## 6. 小括

ひとまずここまでで、心的外傷理論としてのダブル・バインドの本質は概ね明らかになったと思われる。それは第一に、種々の実験心理学的検証に適合的な「限局的 - 量的認識」に対する論理的 - 実践的な批判を出発点とするものであった。その上で第二に、「自己 - 確

証」と呼ばれる半ば魔術的とも言うべき内的状況へと収斂されるような、子どもの側における一種の「能動的な試み」を見出すものであった。それは、母親との「関係」を目の前にして、そこから「処罰」と思しきものを観念という形で、言い換えれば“得体の知れない観念的な苦痛”という形で能動的に感受し続けざるを得ない内的状況を指しており、この点から Bateson らの外傷理論は、いわゆる「〈処罰を与える側〉 / 〈与えられる側〉」といった明確な二項図式をゆうに超え出るものであった。そして第三に、「抽象性」というキー概念が示すように、Bateson らが念頭に置く外傷状況は、かの共時的に描かれた母子の相互行為場面のみには留まらない、長期に及ぶ時間的 - 空間的な（通時的）シーケンスという観点から把握されるべきものであった。

以上のような Bateson らの外傷論的家族臨床研究は、序論で述べたように、「心的外傷」という概念それ自体における認識論的展開を不断に支えうる成果として、再考に値すべきではないかと筆者は考えている。それでは、心的外傷概念をめぐる研究史、言い換えれば一連の「概念史」において、いかなる認識論的議論が不断に展開されているのか、さらにその中で、Bateson らの成果はいかなる認識論的スタンスならびに意義を発揮するものと考えられるのか。次章において、これらの問いに取り組みたい。

#### [第1章 注]

- 1) 前者のマクロ社会学的観点を代表する先行研究としては、長谷正人（1991）が挙げられる。また後者に関しては、日本国内に目を向けると、とりわけ医療分野における言及が多い（渡辺和子ほか 1991；藤田博康 2002；蓮尾英明ほか 2008 etc.）。
- 2) ここで「非対称」と述べたのは、単に「養育する側 / される側」といった二項関係や年齢的な上下関係などに留まらない、一種の暴力性を兼ね備えた権力関係を孕みうるものであることを意味したいがためである。「母子関係」と聞くとやや牧歌的なイメージが先行しやすいかもしれないが、本理論は、その中に“暗に”組み込まれる権力関係を早くから暴き出したという点でも、画期的な研究というべきなのである。
- 3) とはいえ、実施されたと思しき調査・観察の実態がいささか不透明であった点も否認ない。“TTS”論文の「家族状況の記述」と題された節の冒頭では、患者とその家族が同席した面接の実施とその録音データの検討に加えて、患者と治療者との間で交わされた会話の内容、および両親に対する集中的な精神療法の実施内容の検討も並行して行われたと記されている（TTS 212）。だが、同じく統合失調症の家族研究を行った Laing & Esterson などと比較すればわかるように、観察対象として選定された患者とその家族の事例数、それぞれに施した面接の頻度と時間、面接時の患者および家族の各属性（年齢、職歴、学歴等）など、観察記録の適切な明記が一切なされていないことが目につく。さらにはそうした不透明さに加えて、かつて実在した統合失調症患者による伝記 ——その最たるものが、Bateson 自身の編集によって復刻された、S. Perceval という人物による十九世紀半ばの自伝（Bateson (ed.) 1961）である—— や、その他出典の不明な逸話（anecdote）なども参考にしたとされているが、これら複数の素材を選定するに至った合理的説明も不足している。第 III・IV 章で Laing & Esterson による臨床研究の実践例を取り上げるのは、こうしたダブル・バインド理論の臨床的背景をめぐる若干の難点をカバーするためでもある。
- 4) 詳細については Sluzki & Ransom（1976b: 152-7）を参照されたい。彼らが一覧表と

して記しているように、1960～70年代にかけて、本論で紹介したものを含む数多くの実験・観察研究が生み出されている。

5) 他には Bateson (1970) などでも同様の主張がなされている。

6) 一般的に「敵意」と言うと、外界からの強力かつ不当な攻撃や圧力に対して個人が突発的に感じる、あからさまで反抗的な特徴を持った一過性の情動と捉えられやすいだろう。だがここで扱われる「敵意」は、本文にもあるように、「不安 (anxiety)」や（「恐怖」から来る）「逃避 (withdraws)」といった情動と連動するものとされている。つまり、何らかの明確な外的圧力によって反動的に引き起こされるものではなく、半ば恒常的かつ漠然と抱かれるような、外的他者に対する不安と恐怖心を兼ね備えたそれとして捉えられるのである。よって本来であれば、こうした微細なニュアンスを伝えることが可能な別の表現を充てるべきであろうが、もう一方の「愛情」という情動との対称性を強調するという論理的な便宜を優先するために、本稿では「敵意」という表現を統一して使用することとしたい。

7) 「等級」と訳すべきところに‘order’という単語が充てられているのは、その語源である「列」「序列」という意味を汲んだものとして至極正当な使用法であると評価できる。また周知のように、本理論は「論理階梯 (Logical Types)」（Whitehead, A. N. & Russell, B. 1910）という論理的命題から大いにヒントを得ているのだが、「等級」を意味するのに‘type’（階梯）という語をそのまま使用せずわざわざ‘order’という語を充てているのは、‘type’の中に含まれる「等級」「階梯」という意味が、論理学の世界を離れると一般的に認知されていないという点を考慮した、Bateson らの適切な配慮によるものだと筆者は考えている。ちなみに‘type’の語源は「打撃」である。

8) Freud にとって精神分析療法の課題は、個人の防衛機制を解除することで無意識の記憶内容を露わにし、それを意識的＝理性的処理の可能な形へ導くことにあった。だが周知のようにそうした方法論は、「欲動仮説」に代表される彼の生物学主義とも相まって、「一者の心理学」と一般に揶揄されるような極めて孤立した人間観につながる。本論での母子相互行為場面を引き合いに出すならば、母親は“無意識的＝非理性的敵意にまみれた病理的な存在”として当該場面から切り離されて扱われ、その上で敵意の表出根拠が彼女自身の欲動の処遇との関連から分析される、という方向へ向かうのである。

9) もっとも、「知」それ自体が疑いなく理性的なものと考えられるべきかという点が、主に哲学 - 思想(史)領域の重大問題として提示されていることも筆者は重々承知している。またそもそも「理性／非理性」という二元論に近代合理主義の残滓が見え隠れしている。Bateson は本理論のみならず、自身の思想全体の課題として、この二元論を超越することに力を注いでいたようにも思える —— 彼が提唱する「生態学的精神 (ecological mind)」はその最たるものである。だが本稿ではこうした議論にまでは足を踏み入れず、「知」が理性的性格の宿るものであるという前提に立った上で、それを無意識領域という水準にまで押し広げた Bateson の発想を最大限評価したい。

10) 例えば“猫はマットの上にいる”というメッセージが発せられた場合、猫の居場所をただ単純に相手に教えるだけでなく（＝指示的水準），“あなたに猫の居場所を教えてあげたのは友好の気持ちからだ”とか“これは単なる遊びだ”など、相手との「関係」それ自体の性質を規定し伝えるという狙いも必然的に含まれる（＝メタ・コミュニケーション的

水準)。Bateson のコミュニケーション研究に関するより詳細な議論については、P. Watzlawick et al. (1967: 51-4) や長谷 (1989: 311-2) を参照されたい。

11) Bateson らが、「母親が子どもに対してなぜそのような感情 [= 敵意のこと] を抱くかについては、我々は具体的な関心を向けることはない」(TTS 213) と述べている点に、この立場は端的に反映されているといえよう。ただし筆者は、Bateson のこの言明を無条件に受け入れているわけではない。あくまで排斥すべきなのは、本論で述べたように、母親の敵意を“非理性的ないし病的”な「要因」という形で個別内的に遡及していこうとする発想である。第 III・IV 章において筆者は、同じく黎明期の家族臨床研究を支えた Laing & Esterson を取り上げるが、彼らは母親および他の家族成員が抱える敵意や不安について、その発現のプロセスを、対人関係論的文脈やさらにより広く社会文化的文脈から探ろうとした。さらに言うと、単純な直線的因果律に陥らないための認識論的配慮を施した上で、そうした野心的な臨床研究を行ったのである。本稿の問題関心からすると、これらの研究課題まで排斥されてしまうべきではない。むしろ重要な知見として検討に値すると筆者は考える。

12) なお上記引用文の周辺箇所では、この(信念の)「妥当性」という部分に、繰り返し‘validity’という語が充てられている (Bateson & Ruesch 1951: 212, 217-8, 220-2 etc.)。本稿のキーワードである「確証 (validating)」との接点がここで明らかとなろう。また、ある何らかの不幸な信念に基づいて、それに妥当するような外的世界を選択していくというこの「自己 - 確証」という思考は、広い意味で「嗜癖」や「依存」といったテーマとも通じるところがある。なお第 V 章で取り上げる「アダルト・チルドレン」も、背景として共依存ないし対人関係上の嗜癖が指摘されている。

13) より厳密に言うと、受動的に被らざるを得なかった外的攻撃が始まりだったにもかかわらず、その攻撃を受け続けていた当人が一転してさも自らが招いた現象かのように解釈し、さらには能動的に招き寄せようとする考えに至るという一連の魔術的思考を意味する。

14) 周知のように「演繹 (deduction)」とは、一般に享受されている既存の哲学的ないし論理的命題を起点にその応用可能性や限界を指摘する中で、日常生活の一部を占める対人関係や個々人の認知的、心理的経験のパターンを導き出す推論の一方法である。本理論の場合、Whitehead & Russell (1910) によって提唱された「論理階梯」と、そこから派生した「論理的パラドックス」が、既存の形式論理学の命題として参照されている。

本論で述べたように、Bateson らはダブル・バインド理論が主として演繹的に導かれた推論の産物である旨を示唆していた。しかし残念ながら、その中では上記の論理的命題に関する説明に終始する傾向があったためか、読者においては「推論」という部分が否定的に印象付けられてしまったように思われる。経験科学の立場と本来的に対峙するものとされる論理学ならびにその命題に依拠する演繹法といえども、本理論が実際の家族関係を観察しそこから自己 - 確証という重要な内的経験に直面したように、日常の生活世界から一切切り離された上で生活世界の一部を思い描くといったような「身勝手な推論」を意味するわけでは決してないのだ。端的に言うなら、本理論をめぐっては、もはや一般的に認められるような「経験科学/論理学」といった対比はそもそもそぐわないと筆者は考える。ましてや、この対比に沿った上で前者の科学的優位性を強調し、後者を非科学的であると

断罪するような社会科学的ドクマディズムからは、本格的に袂を分かつべきであろう。本理論が真に問題とするところの心的外傷の体験過程を解明するにあたって、Batesonら自身が本来果たすべきであったと思われるこうした学問上の対立軸の解消もまた、重要な論点であると思われる。

15) 例えば S. Arieti ([1955] 1974) のように、本理論を後期児童期という発達段階においてのみ適用可能と考え、外傷理論としての妥当性を見出そうとする論者もいる。



## 第 II 章 心的外傷概念史におけるダブル・バインドの認識論的意義 ——「外傷的絆の維持」と「人格」をめぐって——

今日までの心的外傷研究をめぐる概念史を紐解くと、体験される外傷的出来事に対する認識のあり方をめぐって、ある議論が活発になされてきたことがわかる。すなわちそれは、“〈限局性外傷〉か〈長期反復性外傷〉か”という二項対比的な議論である。L. Terr (1991) の I 型/II 型の分類に相当するこの二元論は、厳密に言うと、前者に依って立つ傾向が心的外傷研究の黎明期より続いてきたことに対し、後者の認識を併せ持つ必要性が常々訴えられてきたことを意味している。ここで“併せ持つ”とあるように、前者の認識論的立場を完全駆逐するために後者が台頭してきたというわけではなく、前者のみによって外傷研究が推し進められてきた状況に対し、あくまでその認識論的オルタナティブとして後者の立場が新たに提示されるに至った、というのが実際のところである。つまりこの二つの立場は単に並列的に論じられることが多く、与えられるケースに応じてどちらの立場を取るかといった、治療者ないし分析者による選択の可能性を指示する二元論として享受されてきたと言える。

しかしながら、本稿が関心を寄せる家庭内での対人関係的外傷体験に重点を置いた場合、上記の二元論はもはや単なる並列的ないしオルタナティブな図式には収まらず、後者から前者に向けた一定の「批判」的契機を内包する二項図式として、議論し直されることとなる。というのも Bateson らの家族臨床研究が、この批判的契機を論理的 - 実践的に担保するものと考えられるからである。言い換えれば、ダブル・バインド理論は“〈限局性外傷〉か〈長期反復性外傷〉か”という二元論のちょうど「狭間」に位置した上で、前者から後者への認識論的転換の必然性を論理的 - 実践的に裏付ける媒介的役割を果たすものと考えられるのだ。筆者はまず、この Bateson らの認識論的スタンスおよび意義を明確にすべく、心的外傷研究の原点とも言うべき〈限局性外傷〉という立場（発想）が脈々と受け継がれてきた系譜について、簡単に整理したい。

### 1. 限局性外傷の系譜 —— 集団的大事故から Freud、そして *DSM-III* まで

既に数多くの論者が指摘しているように、心的外傷体験とそれによる精神神経症状の存在が公式に扱われ始めたのは十九世紀の中頃である。その後、外傷性精神障害群を代表する「外傷後ストレス障害 (Post-traumatic Stress Disorder 以下 PTSD と略記)」が『精神障害の診断と統計の手引き』の第三版・*DSM-III* (American Psychiatric Association 1980 以下、American Psychiatric Association は APA と略記) に採用されるまでの約一世紀に亘る研究史は、熱心な探究と忘却が繰り返されつつもそれぞれの時代精神の影響を受けながら発展を遂げるものであったが (飛鳥井望 1998: 812)、その中の基本軸として、外傷的出来事を時間的 - 空間的に限局化されたものと捉える立場が脈々と受け継がれてきた点は見逃せない。

まずその出発点として、今日でいう PTSD の症候群を最初に扱った研究で知られる、J. E. Erichsen (1866) による鉄道事故被害者への調査を挙げることができる。この研究は、神経症症状の要因を脳脊髄系の異常と捉え、その肉眼では見えない異常を外傷時の身体的

損傷に帰するものであるが、A. Young (1995: 6) が言うように、外傷研究の草創期ではこうした身体面への物理的な損傷が、「外傷 (trauma)」という概念によって主にイメージされていた。Erichsen の研究はその後、器質因の立場に立つが心因論ないし機能性主義の立場に立つかといった個体内部における症状メカニズムをめぐる論争へと巻き込まれていくが (鈴木國文 2005: 13)、先述のような外傷イメージは、C. S. Myers (1915) らのシェルショック研究を筆頭にそのまま受け継がれていく。

これら人々の生死を直接的に左右する集団的大事故や大災害のように、物理的=身体的損傷のイメージに基づく外傷体験は、時間的 - 空間的に限局化された中での「突発的な衝撃性」を特徴とする。すなわち、「限られた時間内に生じた一過性の、誰の目にも明らかな外傷体験が存在し、その客観的な大きさが外傷性精神障害の重篤さを決定する」(岡野 2009: 79) という考え方である。だがこのような「限局的認識」は、次第に非日常的体験である集団的大事故や大災害だけでなく、日常に忍び寄る個別のかつ対人関係的な外傷体験にまで敷衍されるようになる。その素地を作った最大の人物が Freud ではないかと考えられる。周知のように彼と外傷問題との関わりは初期の「ヒステリー研究」にまで遡るが、筆者はその中での「性的誘惑」に関する議論などではなく、さしあたり後年の「快原則の彼岸」(Freud [1920] 1976 以下“JdL”と略記) を中心に展開された外傷論に着目したい。

周知のように Freud は、上記論文において、精神分析理論が仮定する「快原則」ならびにそれに修正が施された「現実原則」のみでは説明しきれない現象として、何らかの外傷体験を経た神経症患者に見られる「反復強迫」的傾向を挙げ、欲動二元論に行き着くほどの高度な思弁的思索を通じて、その解明を企図している。これまでの Freud 研究では、その思弁的解明が経験科学的妥当性を持つか否かという点に多大な関心が寄せられてきたが、翻ってここで議論すべきなのは、彼が一連の問題の根本にある外傷体験をそもそもいかなる事態として捉えていたか、その認識論的あり方に関してである。

彼はまず、神経症惹起の主因となる外的出来事を「不意打ちの契機 (Moment der Überraschung)」(JdL 10) と称し、将来的な危険に対するいかなる予期も許されず、無防備のまま「驚愕 (Schreck)」(JdL 10) 状態へと陥らざるを得ないような衝撃体験と捉えている。それは、外界からのあらゆる刺激に対処する役割を持った「刺激防護 (Reizschutz)」(JdL 26) を大々的な破綻に追い込むほどであり、その結果、快原則による対処を諦めるほどの多量の (不快を伴う) 興奮が心的中枢にまで侵襲するという。その上でとりわけ重要なのは、同論文内で彼が以上のような観点から捉えられる外傷体験の具体的事例として、「鉄道の衝突やその他の生命の危険と結びついた災害などという重度な機械的衝撃 (schweren mechanischen Erschütterungen, Eisenbahnzusammenstößen und anderen, mit Lebensgefahr verbundenen Unfällen)」(JdL 9) を率先して挙げつつも、それらと並んで「幼児期における心的外傷の記憶 (die Erinnerung der psychischen Traumen der Kindheit)」(JdL 33) として残りうるような「幼い頃に注がれていた情愛の減退、教育上の要求の増大、厳しい言葉、そして折に触れての処罰 (die Abnahme der dem Kleinen gespendeten Zärtlichkeit, der gesteigerte Anspruch der Erziehung, ernste Worte und eine gelegentliche Bestrafung)」(JdL 19) をも、やや控えめではあるが挙げている点である。つまり彼は、前者のような物理的=身体的損傷に基づく集団的外傷体験と、後者のような幼児期における対人関係上のそれとを、「不意打ちの契機」という表現が

端的に示すところの「限局性」、ならびに刺激防護の破綻が示すところの「侵襲破壊」性(岡野 2009: 41)を共通項とする、同次元の現象として扱っているのである。前者の集団的外傷体験では無理なく想定可能な限局的認識を、後者の対人関係上のそれにまで敷衍する素地が、こうして Freud によって整えられたわけである<sup>1)</sup>。

さてその後、W. H. R. Rivers (1918)らの戦争神経症に関する研究や A. Egendorf (1985)によるベトナム戦争帰還兵に関する調査が忘却の危機にあった外傷研究史を支えたのち、いよいよ *DSM-III* が刊行される。だがその中の PTSD の項目を見てみると (APA 1980: 236-9)、外傷的出来事が「通常の間人が体験する範囲を一般的に超えた (generally outside the range of usual human experience)」ものと定義されている点や、具体例として戦闘体験や自然災害(地震・洪水)、偶発的人災(飛行機事故や大火)といった集団的体験が大半を占め、個別的体験としては事実上「レイプ」のみに留まっている点などから、身体的=物理的損傷イメージに基づく限局的認識に大いに依拠しているものと判断できる (Herman, J. L. 1992a: 119)。こうした傾向は次の増補改訂版・*DSM-III-R* (APA 1987)でも変わらないどころか、「身体的保全 (physical integrity)」に対する深刻な脅威、「身体的暴力 (physical violence)」や事故による障害や死亡など、身体面への具体的な損傷を前提条件とする文言がより多くを占めるようになっていく (APA 1987: 250)。以上より、外傷性精神障害を代表する PTSD は、最初から限局的認識そのものを体現するような診断名であったと判断せざるを得ないだろう。

## 2. Bateson、および長期反復性外傷論とその中の二つの重要論点 ——「外傷的絆の維持」と「人格形成途上での断続的失敗」

以上のような〈限局性外傷〉という立場が受け継がれてきた系譜に対し、〈長期反復性外傷〉という新たな認識論的立場を提示することが、外傷研究史における大きな争点となった。この認識論的対立が本格化するのには、よく知られるように、米国を代表するフェミニズム系の外傷論研究者である J. L. Herman や、ボストン・トラウマセンター創業者の B. A. van der Kolk といった人物が登場して以降のことである。だが先述のように筆者は、彼女らに先んじて登場した Bateson らの家族臨床研究を、概念史上重要な役割を果たすものとして再度位置付けるべきだと考えている。

### 2-1. ダブル・バインド理論が有する批判的契機と「人格」をめぐる議論

既に前章で述べたように、Bateson はまず、自らの理論の経験科学的妥当性を検証しようとした心理実験や実証研究の類に対し、ダブル・バインドという現象を「あたかも一つ、二つと加算可能であるかのような」(Bateson [1969] 2000: 272) 限局的 - 量的な外傷体験として、すなわち時間的にも空間的にも“ぶつ切り”にされた限定的な〔局面〕として把握すべきではないと真っ向から批判した。ここで重要なのは、彼がその限局的 - 量的認識の元凶として、Freud を旗手とする伝統的な自然科学観に基づく分析態度を挙げた点である。彼によるとそれは、有機体同士の相互作用や有機体内部の心的葛藤を「エネルギー」や「葛藤」などといった平板な「擬似物理学的原理<sup>2)</sup>」に即した、ニュートン・パラダイム以来の伝統的自然科学モデルに根差す分析態度のことを指す<sup>3)</sup> (Bateson [1972a] 2000: xxix)。つまり彼は、先の物理的=身体的損傷イメージに特徴的なこの「物象化 (reification)

4) (Bateson [1969] 2000: 272) という問題を解消した先に、ダブル・バインド理論は位置付けられるべきだと考えたのであった。ここに、Freud において対人関係的文脈にまで敷衍された〈限局性外傷〉に対する、Bateson の批判的契機の根幹を確認することができよう。

その上で彼らは、ダブル・バインド理論の重点の一つとして、子どもが母親との「関係」をどのように能動的に引き受けようとするのか、という点に着目したのであった。子どもは母親のパラドキシカルな振る舞いから、抑圧された敵意や拒絶性を自ら感受し、それらを母親との間で永続化しうる「抜き差しならない関係 (intense relationship)」(TTS 208) の本質として引き受けざるを得ない。母親の否定的振る舞いが無意識的＝非言語的水準において発せられる象徴的記号のようなものである以上、子どもはその記号が示す意味を自ら能動的に解釈せねばならないのであった。そして重要なのは、この“得体の知れない観念的な苦痛”に満ちた内的作業が、英国対象関係論学派を代表する W. R. D. Fairbairn (1952) が論じた「スプリッティング (splitting)」、すなわち〈拒絶する悪い外的対象表象〉を取り込み、自らの基底的な「人格 (personality)」の本質に据えるといった一防衛機制の、さらにその途上での断続的失敗となるという点である。つまり、対象希求欲求を向けるに値する〈愛情に満ちた対象表象〉を、スプリッティングによって確固たるものとして内的に維持しておくことすら許されないという、極めて本源的な苦痛と言うべきであろう<sup>5)</sup>。初発の外傷体験に類する外的相互行為状況を自ら魔術的に招き続けるという「自己 - 確証」の作業は、こうした、確固たる人格を規定する途上での「断続的失敗」に直面し続けざるを得ないのだ。こうして Bateson らは、断続的ないし通時的な失敗の過程をも含みこんだ時間的 - 空間的シーケンスという観点を、「抽象性」という概念の下に、自身の外傷論的臨床研究の認識論的核に据えたのであった。

## 2-2. Herman の長期反復性外傷論との共通項、および重要論点

〈限局性外傷〉に対する Bateson らの批判的契機を今一度明らかにした上で、次に進もう。

読者らは、次に続く Herman (1992a; 1992b) の〈長期反復性外傷〉に関する議論を、上記のような Bateson らの外傷論的臨床研究の延長線上に、すなわち概念史上の同一系譜に位置付けることに対して、恐らく違和感を覚えることだろう。というのも彼女は、ダブル・バインドという一種独特の外傷的相互行為状況とは違い、より意識的＝直接的な敵意や攻撃性が前面に出るような児童虐待あるいはネグレクトを主題としていたため、これまで Bateson らの研究を参照したこともなければ、言及したことすら一切なかったからである。だが筆者は、そのような臨床的関心をめぐる根本的な相違を重々受け止めつつも、しかし敢えて Herman との「共通項」を見出すことにより、〈限局性外傷〉の認識論的オルタナティヴとして登場した〈長期反復性外傷〉という立場を、概念史上 Bateson らと連続性を持ちうる議論として位置付け直したいと考える。それは、(次節以降で) もう一つの認識論的転換について論じるための、必須の準備作業でもあるのだ。

Bateson らとの共通項の一つ目、それは、母親からの敵意や拒絶を感受しつつも「関係」を維持することを決してやめてはならないという点である。Herman においてそれは、「外

傷的絆 (traumatic bond) の維持」という論点に該当する。次いで、Bateson らにおいては「抽象性」や「シーケンス」というやや曖昧な、あるいは若干深刻さのニュアンスに欠ける表現で示された外傷状況の通時的性格については、「長期反復性 (prolonged, repeated) 外傷」および「慢性 (chronic) 外傷」といったより明晰な表現に該当するものと考えられる。

ここで前者の「外傷的絆の維持」について詳しく見ていくと、それは、加害者以外の他者や外部社会との紐帯が一切断絶 (disconnection) され、被害者の孤立性が深刻となっていく中での「加害者への病理的愛着 (a pathologic attachment to the perpetrator)」(Herman 1992b: 383) のことであり、生物学的生存の維持に向けた絶望的な依存傾向を指していることがわかる。そしてここで見逃せないのは、Herman も Bateson らと同様、この著しく病理的な過程を「人格」規定の水準にまで影響を及ぼすものと捉えている点である。つまり彼女は、人生最初期に獲得されるべき「基本的信頼 (basic trust)」、すなわち正常な人格形成の基盤となるべき安全な世界との統合感覚を、根本的に喪失してしまう過程と捉えているのである (Herman 1992a: 51-2)。ここに Bateson との第三の共通項が見出されよう。そして先の「慢性 (chronic) 外傷」という表現には、外傷的出来事それ自体の長期反復性を意味するのとは別に、症候群の発現や悪化に至るまでの長期的影響という意味も同時に含まれている。すなわち、後年に至るまでこの「人格」の形成途上における腐食 (= 失敗) が、以下に挙げるような実に多様な症候群の根本要因として長期的に作用し続ける、といった極めて深刻な事実をも内包しているのである。

あくまで精神科医としての立場を貫く Herman は、認識論的議論に従事しがちな Bateson とは少し違って、「外傷的絆の形成」以外にも多岐に及ぶ症状形態を見出す。彼女は従来の PTSD が扱う症候群 (侵入、回避、過覚醒) を超え、(1) 自己非難や汚辱感を含む否定的自己感覚、(2) 外傷加害者以外の他者や外部世界への持続的不信、(3) 自殺念慮への没頭や自傷行為を含む感情の著しい変容、(4) 離人症や現実感喪失を伴う解離性症状など、27 にも及ぶ項目を提案している (Herman 1992a: 121)。P. A. Resick et al. (2012) が整理するように、これらは従来の PTSD に加え、「境界性人格障害 (Borderline Personality Disorder)」「大うつ病性障害 (Major Depressive Disorder)」そして「解離性同一性障害 (Dissociative Identity Disorder)」ともオーバーラップしており<sup>6)</sup>、こうして複数の障害間を複雑に行き交うスペクトラムとして把握すべく、Herman は〈長期反復性外傷〉とそれによる慢性症候群のことを「複雑性 (complex) PTSD」と命名したのであった。彼女は、*DSM-III*における PTSD が〈限局性外傷〉のみに妥当する診断基準となっていること、そして疾患カテゴリ上の独自性を強調しすぎるきらいがあることを問題視し、この「複雑性 PTSD」という項目を新たに含むよう熱心に働きかけたのであった。彼女の外傷論に対する評価の大半は、こうした症候学的関心をめぐるディメンジョナルな観点の有効性に向けられてきたと言って良いだろう。

さて、以上のように Herman の〈長期反復性外傷〉論を Bateson らの系譜へと位置付けた上で、いよいよ予告していたもう一つの認識論的議論へと迫りたい。それは、2013 年 5 月に刊行された DSM の最新版・*DSM-5*における PTSD の診断項目の中で、密かに提起されている議論である。やや先走って言うとそれは、“〈外傷体験時〉と〈外傷体験後〉

という二つの段階を厳密に分け隔てつつ、外傷的出来事を前者の段階に定位しようという自明視された発想は、もはや見直されるべきではないか” というものである。この本質的とも言うべき認識論的展開が、それまでの“〈限局性外傷〉か〈長期反復性外傷〉か” という水準での認識論的対立を超えた上で、さらに後者の〈長期反復性外傷〉の枠組みの内部から析出されているのである。筆者はこの議論が提起されるに至った論理的 - 実践的必然性を、Bateson と Herman 双方の〈長期反復性外傷〉論に内包されていた二つの重要論点——「外傷的絆の維持」と「人格形成途上での断続的失敗」——の中から見出し、彼らの外傷論が今一度いかなる“狭間の思考”としての認識論的意義を有しているのかを明らかにしたい。

### 3. DSM-5の検討と新たな認識論的展開

Herman の尽力にもかかわらず、*DSM-IV*(APA 1994) および *DSM-IV-TR*(APA 2000) に続き、*DSM-5*においても「複雑性 PTSD」やその別称として提案された「他に特定不能の極度ストレス障害 (Disorder of Extreme Stress not Otherwise Specified 通称 DESNOS) <sup>7)</sup>」が独立した診断名として採用されることはなかった。しかしながら *DSM-5* では、〈長期反復性外傷〉に関する内容は、PTSD の中でこれまで以上に広範かつ詳細に触れられている。DSM において最重要視される「診断基準 (Diagnostic Criteria)」項目では、先に挙げた (1) (2) は否定的認知・気分に関するクラスターに、(3) は覚醒および反応性をめぐる変容に関するそれに、そして (4) はサブタイプにおける併存疾患として、それぞれ反映されている (APA 2013: 271-2)。加えて「関連する特徴および障害 (Associated Features Supporting Diagnosis)」項目では、「長期反復性でありかつ深刻な外傷的出来事 (例えば幼児期虐待や拷問) の後には、個人は感情の調節や安定した対人関係の維持において困難を経験したり、解離性症状を発したりする恐れがある (Following prolonged, repeated, and severe traumatic events (e.g., childhood abuse, torture), the individual may additionally experience difficulties in regulating emotions or maintaining stable interpersonal relationships, or dissociative symptoms)」(APA 2013: 276) とも明記されている。このように DSM における PTSD は、全体として徐々に「DESNOS 化」している状況だと言えよう (Friedman, M. J. 2013: 554)。

しかしながら、筆者が真に目を向けたい記述は、上記のような症候学的分類への関心が惹起される部分とは別のところにある。それは「発展と経過 (Development and Course)」項目の中の、「子どもたちは同時発生的な諸外傷 (例えば身体的虐待や家庭内暴力の目撃など) を経験する場合もあるし、[そうした] 慢性的状況の中で総体的症候群の始まりを識別することができない可能性がある (Children may experience co-occurring traumas (e.g., physical abuse, witnessing domestic violence) and in chronic circumstances may not be able to identify onset of symptomatology)」(APA 2013: 277) という一文である。これこそが、先述の認識論的展開の必要性を端的に示した一文ではないかと思われる。

まず「子ども」が主語になっているように、この一文の前後の文脈では、児童期ならびに就学前 (6 歳以下) の幼児期に焦点が当てられている。次いで「慢性的状況 (chronic circumstances)」という一語があるように、この一文は「同時発生的な諸外傷 (co-occurring

traumas)」に数えられる身体的虐待や家庭内暴力の目撃体験を下位要素として含む、〈長期反復性外傷〉を主題とした一文として理解できる。さらにその上でこの一文では、慢性的状況の“只中において”総体的症候群の始まり、すなわち症状期へと移行したことを識別することができないといった、子ども自らの“主観的”認識のあり方をめぐる重大な問題が指摘されているのである。まさにこれこそ、“外傷後 (post-traumatic)”という表記を冠し〈限局的認識〉に依拠する従来の PTSD、さらにはその PTSD を外傷性精神障害の代表格とする心的外傷研究全般に対して、認識のあり方をめぐる再考を迫る問題ではないだろうか。つまり、“外傷的出来事に直面した後に、明確な始点を持った症状期へと移行する”といった、〈外傷体験時〉と〈外傷体験後の症状期〉とを画然と分け隔てるという自明視された発想に対し、根本的な再考を迫る記述ではないかと筆者は考えるのである。外傷被害者たる子どもの“主観的”認識においては、上記二つの時期を二極化して捉えるという“客観的”認識の余地は、もはやないということである。

### 3-1. 主知主義的接近からの脱却

とはいえ従来の〈限局性外傷〉という枠組みにおいても、実はこの「二極的発想」を乗り越える契機は既に存在していた。それは、早くから主要症状の一つとされてきた「侵入 (intrusion)」体験に求められよう。外傷的出来事が目の前で再び起こっているかのように感じ行動するフラッシュバック反応は、〈外傷体験後〉の段階に身を置いているにもかかわらず内的には〈外傷体験時〉へと反復的に連れ戻されている状態を指す。外傷的出来事への固着が引き起こすこの二つの時期の往復に、実際、これまで多くの研究者が惹きつけられてきた。

だが心的外傷研究のエッセンスともいべき侵入体験というテーマであっても、それがあくまで〈限局性外傷〉の枠組みの中で検討される限りは、先の二極的発想が“客観的”認識の大前提であるという事実に対し、根本的な再考を迫るまではいかないのではないか。なぜなら〈限局的認識〉は、文字通り外傷的出来事を時間的 - 空間的に限局化されたものと捉えるため、先の二極的発想とはそもそも不可分の関係にあるからだ。それ故、二極的発想なるものをますます自明のものとした上で、被害者本人が有する“主観的”認識の「異常性」「病理性」ないしは「非合理性」を誇張していくといった、逆説的な方向へと最終的に陥ってしまうのではないと思われる。端的に言うと、“〈外傷体験時〉と〈外傷体験後の症状期〉とを分け隔てることが正常であるにもかかわらず、そのように認識されないのは一体なぜだろうか”といった問いの形式である。Freud の「死の欲動」仮説に基づく反復強迫論のように、侵入体験をめぐってしばしば非科学的かつデーモン的とも思える説明がなされてきたのもその点で不思議はない。それは、“主観的”認識をめぐる正常／異常の境界に固執した上で (分析者の側の) “客観的”認識の合理性ないし優位性を際立たせるといった、主知主義的でパターンリズミ的な考えと表裏一体なのだ。このような発想から抜け出さない以上、たとえ科学的分析の段に至っても、前に述べたような伝統的自然科学観のように分析対象たる外傷被害者の存在を物象化して捉え、その [物] に一方向的に加えられた衝撃とその量的大きさから重症度を確定するといった、無異質でやや非人格的な分析態度へと留まったままにならざるを得ない。

先の *DSM-5* 内の一文が〈長期反復性外傷〉を主題としているのは、この点でも重要である。というのも、Bateson や Herman の外傷論は、単に外傷的出来事の長期反復性を見出しただけではなく、被害者の“主観的”認識への主知主義的接近から脱却するという狙いも込められているのだ。先の二極的発想を“客観的”認識の大前提から引き剥がすには、そうした分析者の側の「認識論的優位性」とでも呼ぶべき問題も同時に解消されねばならないのである。

### 3-2. 二つの重要論点の果たす役割

Bateson が自身の外傷理論を展開する際に Freud を批判の対象としたのも、まさにそのためである。そしてそこから「外傷的絆の維持」という第一の論点に至ったのも、必然的な流れであったと言えよう。Bateson から見ると、Freud のように物象化された無機質な分析態度では、外傷的出来事に直面した際の絶対的な受動性、言い換えれば圧倒的な「無力さ」が被害者の存在論的次元から心理的次元に至るまで強調される恐れがある。1. で述べた Freud 外傷論における「侵襲破壊性」という観点には「後に痕跡を残すような不可逆的な変化ないし正常な精神機能の破壊」(岡野 2009: 49-50)といった意味があるが、被害者の「圧倒的無力さ」は、この岡野による「不可逆的な破壊」というラディカルな表現に端的に表れていると言えよう。他方で Bateson の批判的考察は、この絶対的受動性なる観点を覆し、外傷的出来事の只中において被害者が外的対象に向かって能動的に働きかけようとするモメントを見出そうとした。その結果導き出されたのが、拒絶する悪い対象表象を取り込みつつ、加害者とのリビドー的關係を確保し維持しようと努めるといった、対象希求的な意味での能動的な試みなのであった。

この「外傷的絆を維持する努力」によって、2-2. で述べたように生物学的生存を確保するという最低限の目標は果たされるかもしれない。だがその一方で、極めて重大な別の試みが犠牲にされねばならなくなる。やや目的論的に言い直すならば、その試みが放棄されることで初めて、拒絶する外的対象との真正面からの「対立 (対決)」—— 正確に言うとその「対立 (対決)」の構図が意識される状態—— を回避することが可能となり、外的対象に向かって醸成されるはずであったこちら側の敵意や復讐心を抑圧する道義を得ることとなる。その放棄されるべき試みこそが、自らが置かれている状況に対して“(今のこの状況は) 苦痛に満ちた外傷的な状況である”ということを確認する機会、すなわち、状況そのものに対する「メタ認知」の放棄に他ならない。Bateson らの記述を借りると、「子どもは母親との関係を維持するために、母親のコミュニケーション〔の意味〕を正確に解釈してはならない (he must not accurately interpret her communication if he is to maintain his relationship with her)」(TTS 213-4) ののである。ここで本章の主題である、二極的発想が乗り越えられる必然性の一端が明らかとなろう。外傷被害者自らが当該状況に対するメタ認知を放棄せねばならないという議論は、その状況を一定の時間的 - 空間的限局性を持った〔外傷的出来事〕の段階として明確に定義しようとする“客観的”認識のあり方を、根本から無効とするものに他ならない。そしてその際重要なのは、この議論が被害者の“主観的”認識へと、脱主知主義的に、言い換えれば「現象学」的に接近することでこそ、初めて得られるという点である。

そして「人格」について。上記のメタ認知の放棄は、拒絶する外的対象の取り込みと並

んで、長期に亘って反復され体系化していく中で、先に述べたように発達初期における「人格」の形成段階にまで影響を及ぼすと指摘されている。ではこうして「人格の形成途上」という次元にまで議論が及ぶことによって、いかなる事実がさらに見出されることとなるのか。

端的に言うならば、仮に子どもが〈外傷体験時〉と呼ぶべき段階を脱したものと“客観的に”判断されたとしても、依然として加害者への愛着の感覚を保つべく——あるいは保つことによって——、過去のみならず今現在身を置く状況に対しても正確なメタ認知力は阻害されたままである、という深刻な事実が浮き彫りになるのではないか。「人格」という概念は、特徴的思考と行動を決定付ける、組織化された心理生理学的性向と定義される (Allport, G. W. 1961: 28)。つまり人格の一部に組み込まれたメタ認知の放棄は、組織化された一生理学的特徴として、〈外傷体験時〉を脱した後でもなお維持され続けるのだ。そうならばもはや被害者の“主観的”認識において、〈外傷体験時〉を生きているのかあるいは〈外傷体験後〉を生きているのかといった判断の余地は皆無となろう。そして、この二極的発想を徹底して無効とするような人格をめぐる持続性と、それがもたらす症候学的影響力の長期性とをひっくるめて示したものこそ、Herman の用いる「慢性外傷」という総称的表現に他ならないわけである。

### 3-3. 【補論】DSM-5の原型論文の検討 ——概念史的探究と症候学的成果との接合点

補論という位置付けではあるが、ここでさらに一步研究を深めておきたい。それは、筆者が取り上げた *DSM-5* 内の一文はいかなる症候学的成果を基に生み出されたものだったのか、さらにはその原基的成果においても、これまで筆者が取り組んできた概念史的追究の内容は妥当し得るのか、という問いである。いわば、心的外傷研究全般をめぐる概念史的追究と、*DSM* という症候学的成果の集積点との間の、実質的な接合点を探る試みである。

結論から言うと、筆者が話題にした *DSM-5* 内の一文は、直接には M. S. Scheeringa et al. (2011) による提言論文が基となって記述された一文である。彼らの論文は、これまで集積された経験的データをもとに、幼児期から青年期にかけての PTSD について、*DSM-5* 策定へのたたき台となるような診断項目の改訂案を提供したものである<sup>8)</sup>。その中で彼らは、「ほぼ生涯に亘って外傷を経験してきた子どもたちは、諸症状の始まりを報告することができない可能性がある (children who have experienced nearly lifelong trauma may not be able to report onsets of symptoms)」(Scheeringa et al. 2011: 779) と述べており、恐らくはこの一節が、かの一文の原型ではなかったかと考えられる。

とはいえこの一節を、そのまま *DSM-5* の一文と同内容のものとは考えることはできない。むしろそこには相容れない相違点がある。まず注目すべきは‘report’という単語である。この語が使われているように、上記の一節は、言語表現能力の発達途上にいる子どもの場合、仮に *DSM* が設定する症状群が現れたとしても、それが具体的にいつ始まったかを明確な言葉にして「報告」することができない可能性がある、という事実を示している。しかしながら同時に、この指摘の背後には、周囲の援助者が当の子どもの発達水準に即した言語表現能力を踏まえた上で、抽象的、概括的にしか訴えられない気分や認知の変調を「侵入」や「回避」といった既存の症状概念に置き換えて解釈することは可能である、否むしろ、

より正確な PTSD 診断を目指すためにも必要不可欠な作業でさえある、といった主張も含まれている (Scheeringa et al. 2011: 777-8)。つまりこの一節は、諸症状への移行をめぐる識別不可能性を個々人の言語能力上の問題へと回収しつつ、さらにその上で、“ひとたび治療の対象となれば、どれほど深刻な慢性外傷のケースであっても、専門家による客観的な言語解釈作業一つで識別可能な状態へと導くことができる” といった、やや楽観的とも取れる一節となっているのである。

だが、筆者が *DSM-5* の一文から読み取ろうとした問題は、既に述べたとおり、外傷的状况に対するメタ認知の放棄といった、人格形成の次元にまで影響を及ぼすほどの“主観的”認識への深刻なダメージである。それは、単なる言語表現上の困難という問題に留まる話ではあるまい。それでは何故、Scheeringa 論文の一節を原型とする *DSM-5* の一文から、そのようなより深刻な問題を見出すことが可能だと言えるのか。

この問いに対する回答もまた、Scheeringa 論文の中から導き出すべきであると思われる。そこで注目すべきなのは、「慢性のおよび／ないし複合的な諸外傷を経験した子どもたちや若者は … [中略] … 外傷的出来事の間に『感覚麻痺状態』に置かれる (children and youth who have experienced chronic and/or multiple traumas … [中略] … are “numb” during traumatic events)」 (Scheeringa et al. 2011: 776) という一節である。ここで重要となるのは‘numb’という部分である。この‘numb’という状態は、「全般的反応性の麻痺 (numbing of general responsiveness)」として、これまで〈外傷体験後〉に現れる一症状クラスターとして位置付けられてきた。*DSM-IV*ではクラスターCの(3)～(7) (APA 2000: 428) に、*DSM-5*では「認知と気分をめぐる否定的変化」という名で新設されたクラスターD (APA 2013: 271-2) にそれぞれ相当する。具体的には、(a) 外傷的出来事の重要側面に関する想起不能性、(b) 他者や外部世界に対する持続的な否定的信念、そして (c) 他者から分離、疎外される感覚などが挙げられるが、筆者から見ると、(a) は外傷的状况に対する「メタ認知の放棄」に、(b) (c) は「人格形成」の基盤たる基本的信頼、すなわち安全な外部世界との結合感覚の喪失に、それぞれ通底している。さらにその上で重要なのは、上記引用文にもあるように、この‘numb’状態が慢性的な外傷的出来事の“只中において (during)” 既に現れるものである、という点だ。この Scheeringa らによる指摘を以て筆者は、かの二極的発想が阻害されてしまうという事実を、単に治療段階という区切られた局面の中で容易に解消可能であるかのような言語能力上の困難という以上に、外傷的出来事に身を置いていた段階から既に着々と腐食され始めている「人格形成」的次元における断続的失敗として、把握するに至ったのである。*DSM-5* の一文においては、「慢性的状況の中で (in chronic circumstances)」という表現がなされている点、そして‘report’ではなく‘identify’という「人格」ないし「自我」の働きを指示する用語に置き換えられている点に、上記の考察は反映されるものと言えよう。したがって *DSM-5* の一文は、さしあたり、ここに紹介した Scheeringa 論文における二つの記述を総合して練り上げられた一文であると、現時点では結論付けられる<sup>9)</sup>。

#### 4. 小括

ここまでのポイントを整理しよう。

①まず、これまでの心的外傷研究をめぐる概念史においては、“〈限局性外傷〉か〈長期反復性外傷〉か”という二元論に、外傷的出来事に対する認識のあり方は収斂されてきた。だが今次刊行された *DSM-5* の中には、“〈外傷体験時〉と〈外傷体験後〉という二つの段階を厳密に分け隔てるといふ発想自体もはや見直されるべきではないか”という本質的な問題を提起した記述がなされている。

②この「二極的発想」の乗り越えが、本質的次元に迫った新たな認識論的転換として論じられるに足る理由——それは次のとおりである。すなわちそれが、先の“〈限局性外傷〉か〈長期反復性外傷〉か”といった地平での二項対比的議論を超え、今後ますます重要性を帯びるであろう〈長期反復性外傷〉の枠組みから内在的に析出された問いであるということ、さらには、これまで等閑視されてきた分析者の側の“客観的”認識をめぐる主知主義的優位性を根本から批判し、外傷被害者の“主観的”認識への「現象学」的接近を促す問いであるということ——以上が主な理由である。

③次いで筆者は、この新たな認識論的転換が析出されるに至った概念史のおよび論理的必然性を明らかにすべく、改めて“狭間の思考”としての Bateson ならびに Herman による〈長期反復性外傷〉論の認識論的意義について検討した。そして、彼らの議論から共通して見出される「外傷的絆の維持」と「人格形成途上での断続的失敗」という二つの重要論点の中から、かの二極的発想が乗り越えられる概念史的・論理的必然性が既に宿っていたことが明らかとなった。ここに、筆者が呼ぶところの“狭間の思考”としてのあるべき姿が窺える。

以上、一連の概念史的検討の成果は、例えば現在進行中の心的外傷研究の動向に目を移せば、未だ発展途上にある「外傷性人格障害 (Traumatic Personality Disorder)」と呼ばれる一領域に対し、「人格」概念を扱うことの認識論的意義を提示することにつながるだろう<sup>10)</sup>。また他方では、Fairbairn の名を既に挙げたように、Freud 以降の対象関係論学派を中心とする諸々の精神分析学的外傷理論に対し、主知主義的接近からの脱却を促す重要な議論ともなるだろう。

ただし、そのような学術的意義が見出される一方で、一つだけ留意しておくべき点がある。それは、あの二極的発想を“完全に”乗り越えることなどそもそも可能なのか、あるいは望ましいのかという問題である。とりわけ Herman の議論に接した際、この疑問が自ずと湧き上がってしまう。「複雑性 PTSD」という名称を用いているように、彼女は“外傷後 (post-traumatic)”という表現を捨て去っているわけでは決してない。また彼女が、被害者が何らかの「監禁状態 (captivity)」に置かれていたことを、〈長期反復性外傷〉を構成する要件の一つに挙げている点も見逃せない。彼女が使う「監禁状態」という表現には、戦時中の捕虜体験や強制収容所での生活を事例とした比喩的ニュアンスが強い。とはいえこの表現からは、扱われる外傷体験がたとえ長期反復性のものであっても、その「外傷的出来事」をある明確な時間的始点と終点を持った、限られた一定区間内の出来事として位置付けたいという強い思いが、ひしひしと伝わってくるのだ。

ここから筆者は、「治療同盟者」としての Herman の姿を感じ取ってやまない。被害者に対し、監禁状態と呼ぶべき過酷な状況から脱出した「生存者 (survivor)」としてのアイ

デンティティを付与することは、今現在は安全な環境に身を置いているのだという感覚と、その感覚によって初めて達成される新たな人格的再統合と外傷性記憶の再構成に向けて、有効な手立てとなる。それは、かつて放棄されたメタ認知の機会を取り戻させる作業でもあり、その意味で二極的発想の有益性を認めそれを被害者に提供することは、治療への確固たる力動ともなるのである。

畢竟、筆者は、〈長期反復性外傷〉の被害者に携わる際、次の二つの立場を巧みに使い分けことが、今後の重要な指針となるべきではないかと考える。すなわちそれは、〈自己統制力の獲得と外傷性記憶の再構成に向けた治療同盟者〉としての立場と、〈(被害者の主観的認識に対する)現象学的接近を旨とする分析者〉としての立場の二つである。筆者の考える「臨床 (clinic)」とは、かの二極的発想をめぐるこの立場の「二重性」を享受し、身をもって体現していくことに他ならない。

とはいえ我々は、この二重性の一端を担う〈現象学的接近を旨とする分析者〉のあるべき姿について、より深く追究していく必要があると考える。さしあたり筆者の言う「現象学的接近」を定義しておく、「正常／異常 (病理)」という認識枠組みを所与のものとする精神医学／病理学、ならびにその中で一般に流布している疾病単位ないし症候学的カテゴリ等に極力依拠することなく——少なくともそれらを議論の出発点とも終着点ともせず——、当事者の主観的経験のありようを最大限、追体験的に了解し記述すること、と言えらるう<sup>11)12)</sup>。次章で Laing & Esterson の家族臨床研究を取り上げるのは、まさに彼らが、統合失調症患者個人のみならずその家族成員に対しても、実存的 - 現象学的観点からの接近を一貫して試みようとしていたからに他ならない。J. P. Sartre らの強い影響下にある彼らが、実存的 - 現象学的接近を通じて追体験しえた状況——彼らの表現で言うところ「可知化 (intellection)」しえた状況——とは、一体いかなる心的外傷性を有する状況なのか。さらにその研究成果が、(Sartre に由来する)「(家族の)全体化 (totalization)」と呼ばれる観点の獲得に向けた、いかなる“狭間の思考”としての認識論的意義を有しているのか。これらの問題について、次章で明らかにしていきたい。

## [第 II 章 注]

1) このような集団の外傷体験のアナロジーに基づく限局的認識は、後年の Freud の思索においても確実に引き継がれている。例えば『続・精神分析入門講義』(Freud [1933] 1973: 100) の中では、それまで多用されてきた「外傷的状況 (traumatische Situation)」という表現に代わって、「外傷的瞬間 (traumatischen Moment)」という表現がわざわざ用いられている。彼は「快原則の彼岸」(JdL 10) などで、「不安 (Angst)」と「驚愕 (Schreck)」とを区別し、ある外的危険状況に対する予期状態を意味する前者は、後者の状態に陥ることをあらかじめ予防し、さらには神経症症状に陥ることをも防御する役割を果たすと述べている。上記のように「瞬間」とも「契機」とも訳出可能な“(traumatischen) Moment”という表現が採用された背景には、外傷体験というものが継続的な予期的「不安」状態すら許さないほどの不意打ちかつ「驚愕」体験であることを、殊更に強調するためだったと考えられる。

ところで、驚愕状態に陥るほどの外傷体験と聞くと、対人関係上のその場合、明確な加害的意図を持った人物が突如として無力な被害者に襲い掛かるようなケースが、一律に

イメージされるのではないかと思われる。しかしながら Freud は、加害者の側の心理——加害的「意図」の明確さなど——がいかなるものであるか、そしてそれが被害者の驚愕体験や後の症状形成の深刻度にどのように影響するかといった点に関しては、ほとんど厳密な議論を施していない。これはそのまま、Freud 外傷論を扱う際に避けて通れないヒステリー研究および「性的誘惑」をめぐる、極めて重要な論点でもあると筆者は考える。彼は J. Breuer と手がけた初期のヒステリーに関する論考 (Breuer und Freud [1895] 1977) の中で、近親者からの性的誘惑、すなわち性器を刺激されることによる欲動興奮の高まりが症状形成に寄与すると述べているが、その際の近親者の加害的意図については詳しく論じていない。それどころか後年になると、問題となる性器刺激は、近親者（とりわけ母親）が身体のお世話をしている際“偶然に”性器に触れることによって引き起こされた快感であると結論付けられ (Freud [1933] 1973: 129)、加害的意図の性質が問われる余地そのものが根本的に失われてしまっている——集団的外傷体験とのアナロジーにおいて、この外傷体験の「偶然性」という観点も、〈限局的認識〉と共に敷衍されたものと筆者は推察する——。

Freud の関心はあくまで外傷被害者の（神経症的）内的力動に向けられており、彼の複雑かつ思弁に満ちたメタ心理学体系は、この一貫した関心に沿って構築されたものであった。だがそれは裏を返すと、加害者の側の心理、ならびに加害者と被害者との社会的関係性や情動的交わりといった点にまでは、十分な分析の行き届かないものである。後に筆者は本論の中で、Bateson ならびに Herman に代表される〈長期反復性外傷〉論を扱うが、彼らが Freud 外傷論に対する批判的議論として重要なのは、単に〈限局性外傷〉に対する認識論的批判を展開したというだけでなく、加害者との通時的な関係性という部分にまで分析の視野を押し広げたからでもある。そのことを端的に示したものが、後に本論で取り上げる「外傷的絆の維持」という論点である。

2) Freud の精神分析的力動モデルの一角をなす「経済論」的観点が、彼の擬似物理学的な自然科学観を端的に表したものだと言えよう。彼は『精神分析入門講義』の中で、「外傷性という言い方は、経済的なそれ以外の意味は有していない (der Ausdruck traumatisch hat keinen anderen als einen solchen ökonomischen Sinn)」 (Freud [1917] 1973: 284) とまで断言するほどである。

3) なお序論で紹介した Hoffman (1981: 6) もまた、外因型の精神力動モデルを批判する際に同様の指摘をしている。

4) 前章でも一度登場した「物象化」という概念は、Bateson においては、かの有名な K. Marx によって展開された商品や資本の物神崇拜という議論を意味しているわけではない点に留意されたい。

5) つまり小出浩之 (1983: 51-2) のように、ダブル・バインド状況を生き延びるための防衛手段としてスプリッティングの有効性を指摘する議論は、筆者からすると全て誤りであると考えられる。繰り返すようにスプリッティングとは、母親との対象関係を構築するにあたって、〈愛情に満ちた母親〉と〈敵意に満ちた母親〉という二つの対象表象の結合を模索するのではなく、その分離を維持し続けるという防衛機制である。小出の議論に従うならば、この防衛機制に依拠することで、自己-確証の過程においては、分離されたままの〈愛情に満ちた母親〉表象をさらに捨象することが可能だということになり、「愛情」という要素によって自己-確証が断続的に阻害されるという混乱状況は回避できるのではない

かということになる。

しかしながらこの議論には、ダブル・バインド理論の絶対条件である「等級の相違」という論点がすっぽりと抜け落ちてしまっている。つまり小出は、一般には「両価性 (ambivalence)」という概念によって示されるどころの、愛情と敵意の発生を“同一の”等級において扱うという平板な発想においてダブル・バインド状況を把握しているのである。この「両価性」という概念もまた、精神分析学を筆頭に、特異な対人相互関係を説明する際に重宝されるのだが、そこでは概ね、愛情と敵意の表出を裏付ける情動規範が著しく不鮮明であるという点に重点が置かれる。すなわち、(主に意識的＝言語的水準に属する)一律の等級において愛情と敵意が“気紛れな形で”交錯する中で、いついかなる理由で愛情から敵意へ、あるいは敵意から愛情へ転換するのか、受け手の側からは全く予測がつかないという事態が主題となるのである。この“予測のつかなさ”が母親の対象表象の統合を困難にすると同時に、本来ならば一貫性が保たれるべき情動規範が愛情と敵意それぞれに個別に妥当する相互に関連性のないものとして分離して捉えられ、それに伴い対象表象も分離されざるを得なくなる。以上がスプリッティングへと至るプロセスである。

一方でダブル・バインド理論においては、単なる両価性という概念では捉え切れない等級の相違による「ねじれ」、つまり「パラドックス」としての愛情と敵意の同時発生であるにもかかわらず、否そうであるが故に、上記のような情動規範をめぐる表面上の不鮮明さがそもそも見出されない、言い換えればその情動規範の不鮮明さを糸口としたスプリッティングという防衛手段すら構想できないような相互行為状況が問題なのである。つまり、母親の対象表象の統合を模索することもできず、かといってスプリッティングという手段もそもそも考案することができないという、実に取りつく島のない深刻かつ絶望的な内的状況が主題となるのである。スプリッティングが不可能である以上、その先の、〈敵意に満ちた母親〉表象の強化(理想化)とそれに反比例しての〈愛情に満ちた母親〉表象の捨象という帰結にも到達し得ないものと考えられるだろう。むしろ前者を強化することは、後者の存在を肯定することなしには実現不可能であり、この二つの対象表象をめぐる矛盾こそが、自己-確証過程における葛藤の原理そのものなのである。

なお両価性という概念との根本的な相違を通じた以上の分析は、Bateson (1958b: 50)の後年の論考に依るところが大きい。

6) 症候学的関心からすると、ダブル・バインド理論はそもそも統合失調症を対象としていたため、それとは直接関わりのないHermanの外傷論と同じ系譜で扱うのはやはり不適切なように感じられるかもしれない。確かに原著者であるBateson自身は、一貫して統合失調症という一疾患にこだわり続けたようだが、しかし近年では、この理論の症候学的な汎用性を見出そうとする動きが、外傷研究の内部において少なからず確認できることも事実である。とりわけ目を引くのが、解離性同一性障害への応用可能性である。安克昌(1998: 224)や岡野(2007: 40-1)は、解離性同一性障害へと至る生育的背景として近親者からの深刻な虐待の経験を挙げているが、その中に一種のダブル・バインド的なコミュニケーションの歪みが見出されると指摘している。本論にあるように、解離性同一性障害は、Hermanの外傷論においてもスペクトラムを構成する一要素として重要視されている。したがってこの点を共通項としつつ、BatesonとHermanの〈長期反復性外傷〉論を有機的

に関連付けて扱うことは、科学的研究手法としても十分に有効ではないかと自負している。

7) この名称は van der Kolk らによって多用され、彼が中心となって作成された診断項目案も公表されているが (van der Kolk et al. 2005)、些細な表現上の違いや各クラスターへの再編に際する若干の違いがあるだけで、Herman が主に提唱する複雑性 PTSD の項目案とほぼ変わりはない。

8) *DSM-5* の公式ホームページ内でも、この論文は紹介されている。

9) この Scheeringa 論文をはじめとした *DSM-5* への改訂作業に関する検討は、未だ不十分であるため、今後も継続していく必要がある。

10) C. C. Classen et al. (2006) の研究、および『国際疾病分類第 10 版 (通称 ICD-10)』 (World Health Organization 1992) にある「破局的体験後の持続的人格変化 (Enduring personality change after catastrophic experience)」の項目を参照されたい。外傷体験と人格をめぐるさらなる検討は、本稿の範囲を超えるため、稿を改めて行いたい。

11) 例えば J. Briere & J. Spinazzola (2005) は、自身の論文のタイトルにもあるように、複雑性外傷体験をめぐる現象学 (Phenomenology of Complex Posttraumatic States) を企図しているが、しかし彼らの言う現象学とは、あくまで当事者の主観的経験を「認知障害 (Cognitive Disturbance)」や「気分障害 (Mood Disturbance)」といった既存の症候学的カテゴリの枠内で把握することを主目的とした、医学的診断のための現象学である。したがって、筆者が目指したいそれとは根本的に異質な学的態度であると言わざるを得ない。

12) 筆者が現象学的接近についてより深く追究していく必要があると考えるのは、本章において、現象学的接近を筆者自ら満足に成し得ていないと考えるからでもある。例えば本章では「人格」や「外傷的絆の維持」といった論点を、現象学的接近を支える重要な要素として挙げているが、とりわけ「人格 (personality)」といった概念などは、果たしてどの程度、精神医学的／病理学的記述から距離を置いた概念だと言えるだろうか。昨今、「人格障害 (personality disorder)」というカテゴリがその疾病単位としての難治性とともに社会的注目を集める中で、「人格」という個別概念もまたその影響において、今後ますます当事者の病理性を判断する際の格好のメルクマールとなりうるだろうことは容易に想定できる。そうした中で、医学的／病理学的記述からの「隔絶性」ないし「遊離性」といった観点から、独自の現象学的接近や概念を構築することは、相当に骨の折れる作業ではあると思われるが、しかし大変重要な作業でもあろう。

ところで筆者はこれまで、Bateson のダブル・バインド理論に光を当て、心的外傷理論としての認識論的意義を追究してきた。そして、かの二極的発想を乗り越え、さらには現象学的接近を促すほどの認識論的内容を踏まえた重要な理論であることが明らかとなった。彼自身の表現を用いつつ言うと、かの二極的発想の入り込む余地のないようないかなる主観的「意味宇宙 (universe)」 (TTS 206) に囚われているかということ、当事者自身が独自に築き上げた「諸観念および／ないし諸経験をめぐる関係的布置の形式的性格 (formal characteristics of constellations of ideas and / or experiences)」 (Bateson 1966: 416) という観点から明らかにする、といった認識態度が根底にあったのである。本論で取り上げた「人格」という概念が「意味宇宙」に、そして「外傷的絆 (の維持)」が「関係的布置」に概ね相当する。

本稿ではこれ以上 Bateson のテキストを分析することはないが、この「意味宇宙」という概念を中心に、現象学的接近という態度が有する認識論的意味について深めることも今後は必要ではないかと思われる。彼が「人格」ではなくわざわざ「意味宇宙」という概念を使用するに至った背景に、見逃すことのできない論点が含まれているはずだからである。

### 第 III 章 Laing & Esterson 家族臨床研究の認識論的意義 ——「欺瞞」と「共謀」が渦巻く長期反復の外傷状況をめぐって——

序論でも述べたように、Laing も Esterson も、元々は Freud 由来の精神分析学ないし精神力動モデルの系譜に位置付けられるべき人物であった。特に Laing の場合は、処女作である *The Divided Self* においてそのことが節々に表れている。中でも、‘schizophrenogenic mothers’や‘schizophrenogenic families’といった文言が使われている点に (Laing [1960] 1965: 190)、精神分析的力動モデルを起点とした対人関係的外傷論、および直線的因果律に則った認識論的傾向が少なからず窺える。翻って、一連の家族臨床研究の成果が収められた *SMF* においては、‘schizophrenogenic families’なる理解の仕方が潔く取り下げられるとともに、かの円環的認識を思い起こさせるような、「システムとしての家族それ自体の全体化 (*totalization of the family itself as a system*)」(*SMF* 26 強調は原著者による) という認識への転換の必要性が、序文の中で訴えられている。

#### 1. 「全体化」

「全体化 (*totalization*)」というやや耳慣れない概念は、Sartre から輸入されたものであり、その意味するところは複雑かつ難解である。さしあたり Laing らの表現に即して手短かに定義するならば、「現実中存在している社会的 - 歴史的知識の総体に関する … [中略] … 最も野心的な理論的冒険 (*a most ambitious theoretical venture* … [中略] … *of the whole of existing socio-historical knowledge*)」(Laing & Cooper 1964: 9) であり、「個人の幻想に始まり、対人相互関係、社会的 - 技術的諸システム、そして集団どうしの相互関係に至るまでの全ての範囲を了解することを目指す体系的理論 (*a systematic theory that aims to comprehend the whole range from individual phantasy, interpersonal relations, socio-technical systems, to inter-group relations*)」(Laing & Cooper 1964: 9) を構築する一大作業、ということになる。今日で言うと、伝統的な個人心理療法と、各世代に分類される全てのシステム論的家族療法との「融合」を目指した〈統合的アプローチ〉を先取りする概念と言えそうだが、Laing らは目の前の「現実中存在する社会的 - 歴史的知識の総体」たる「家族」に対し、前章で話題にした現象学的接近を通じて、単純な直線的因果律に則った認識論的傾向に収斂されないような、多角的視点と多層性に富んだ「全体化」と呼ぶに値すべき体系的な認識論的理論を確立しようと目論んでいたのであった。もう少し具体的に言い換えるならば、彼らは「個人の幻想」レベルに留まる個人心理療法や「対人相互関係」レベルに留まる病理学研究といった、精神分析的力動モデルが従事してきた「内因」型および「外因」型の研究成果を摂取しつつも、しかしそこで留まることなく、「社会的 - 技術的システム」としての家族の円環的側面を重視し、さらにはその「システムとしての家族 (= 集団) どうしの相互関係」というレベルにまで到達しようとする (後年に見られるような) システム論的視野の拡大をも、既に眼中に収めていたのであった。こうした広大な「全体化」の試みを貫徹すべく、Laing および Esterson は、外因型のみならず内因型の直線的因果律をも乗り越えることの可能な

現象学的接近のあり方を、多くの臨床例に携わる中で実践的に模索していたのであった。

とはいえ彼らは、この全体化の試みは不完全なものに終わってしまったと率直に述べている (*SMF*26)。だがその告白は、決して否定的に受け取られるべきものではない。そもそも「全体化」という概念(作業)は、常に、「最終的真理を体現するところの全体性 (totality, embodying final truth)」 (Laing & Cooper 1964: 11) を目指した漸次的プロセスであり続ける運命なのであって、言い換えれば、「全体性 (totality)」という最終形態には決して到達し得ない漸次的プロセスを指しているのである。したがって不完全に終わるのは当然なのであって、むしろその不完全さの中にこそ、全体化という概念に特有のエッセンスが宿っているのだ。すなわちそれが、旧来の研究成果の積極的要素を摂取しつつ、それを乗り越えるという「弁証法」的契機である。序論の内容を再び思い返すならば、“直線的因果律から円環的認識へ”という認識論的転換において、その転換を完了的事実として、つまり最終的真理たる「全体性」へと到達し切った事柄として理解するのではなく、あくまで「全体化」と呼ぶべき漸次的プロセスとして理解し、その途上でなされている／なされてきた弁証法的契機を抽出することが、常に求められるわけである。それが、繰り返し筆者が言うところの“狭間の思考”としての内在批判的契機の抽出に他ならないのだ。

統合失調症者を持つ家族への臨床研究を通じて、Laing らはいかなる弁証法的契機を経験したのだろうか。つまり、旧来の研究としての精神分析学的力動モデルに特徴的な内因型および外因型の直線的因果律に対し、いかなる内在批判的な乗り越えの契機を見出そうとしたのだろうか。Laing 個人の研究史 (chronology) に鑑みても、まさしく“狭間の思考”の時期に位置する *SMF* ならびにその前後の論考を通じて、この認識論的問いを明らかにしていくことが本章の課題である。そのためにまず筆者は、彼らの家族研究の核となる二つの概念、すなわち「欺瞞 (mystification)」と「共謀 (collusion)」について、その具体的な中身をおさえておきたい。なおこれらの概念には、ダブル・バインド理論と重複ないし通底する内容が多く含まれており、彼らの Bateson に対する関心度の高さが窺えるだろう。

## 2. 「欺瞞」

「欺瞞」という概念については、*SMF* 初版の翌年に発表された“Mystification, Confusion, and Conflict”という論文 (Laing 1965 以下“MCC”と略記) で詳しく論じられている。

Laing はまず「欺瞞」という表現によって、「欺瞞をしているという行為 (the act of mystifying) と欺瞞をされているという状態 (the state of being mystified) の両方を意味する」 (MCC 344 強調は原著者による) と述べ、専ら対人関係上の概念として用いることを宣言している。まず「行為」としての欺瞞は、ある他者に対し、今現在「一体何が起きているのか、これは〔自らの〕体験や行動、または〔自らを取り巻く外的な〕プロセスであるのかどうか、さらには一体何が『争点』となっているのか、といったことについて、混乱させ、判断を鈍らせ、不明瞭にし、〔真実を〕覆い隠すこと (to befuddle, cloud, obscure, mask whatever is going on, whether this be experience, action, or process, or whatever is “the issue.”) (MCC 344) を指す。言い換えれば、「何が『本当に』体験されているの

か、行動されているのか、あるいは起こっているのかということを理解するのに失敗し、現行の争点について見分け識別するのに失敗するという意味での混乱を〔他者の中に〕引き起こす (induces confusion in the sense that there is failure to see what is “really” being experienced, or being done, or going on, and failure to distinguish or discriminate the actual issues)」(MCC 344) ことが狙いである。

一方、欺瞞をされている側の「状態」は、当然ながら「朦朧とさせられ混乱させられているという感覚 (a *feeling* of being muddled or confused)」(MCC 344 強調は原著者による) が真っ先に挙げられ、その上で内的な「葛藤 (conflicts)」体験が続くと考えられる。ここで Laing が想定する「葛藤」とは、元の欺瞞行為に真正面から立ち向かい、欺瞞を仕掛けた当の人物を力強く問い質せられるほどの「信頼に足る確実な葛藤 (authentic conflict)」(MCC 344) ではなく、「[その葛藤が] 何に対する葛藤であるのかという判断 [すら] も鈍らせ [られている] (cloud over what the conflict is about)」(MCC 345) 中で醸成せざるを得ないような、いわば「偽の不確実な葛藤 (inauthentic conflict)」(MCC 345) と呼ぶべきものである。つまりそれは、元々の欺瞞行為を知覚するという機会すらも欺瞞させられているという状況下での、極めて不確実な葛藤なのである (MCC 345)。彼は「[元々の] 欺瞞に対する知覚 [という機会] を、[自身の] 間違っただあるいは気の狂った考えのなせる業だとして、争点を向け返 [され] (turning the perception of mystification into the issue of this being a bad or a mad thing to do)」(MCC 345) ることにより、「偽の争点 (false issues)」(MCC 345) へ、すなわち、自ら全く見覚えのない「間違い (bad)」や「気の狂い (mad)」といった (内面的) 問題へと責任が転嫁されてしまう。「それはお前の想像にすぎない (It is just your imagination)」(MCC 345) とか「お前は夢を見ていたに違いない (You must have dreamt it)」(MCC 345) といった次元に始まり、“お前が間違っているからだ” とか “お前の気が狂っているからだ” といった形で、元々の欺瞞行為に対する真の葛藤の契機をさらに欺瞞的に「無効化 (avoid)」(MCC 344) するとともに、当人の道徳的問題や精神衛生上の問題へと争点 (論点) をすり替えること——。Laing の主題とする「欺瞞」とは、こうした一連のやり取りに見られるような「多重的」な性格へと関心が寄せられており、なおかつ、このような形態のやり取りがさらに反復的になされることで深刻な外傷的ダメージを負わせてしまうような対人関係様式——すなわち、家庭内での養育者と幼い子どもとの間で引き起こされうる長期反復的な関係様式へと、焦点が当てられているのだ。

Laing は、それ単体では必ずしも外傷的とは言えないものの、欺瞞的行為の中身をよく表した象徴的事例として、次のような関係的場面を挙げている (MCC 345-6)。それは、夜遅くまで騒がしく遊ぶ子どもに対し、疲れてうんざりした母親が早く寝付いてほしいと願う場面である。欺瞞的でない率直な言明としては、「私疲れたからベッドへ行ってちょうだい (I am tired, I want you to go to bed)」(MCC 345) とか「もう寝る時間だからベッドへ行きなさい (Go to bed, because it's your bedtime)」(MCC 345) などが挙げられる。では、「坊や、お前が疲れて今すぐにでもベッドへ行きたがってるのはわかっているのよ (I'm sure you feel tired, darling, and want to go to bed now)」(MCC 345) という言明はどうだろうか。Laing は、子ども自らの (身体的ないし情緒的) 体験のあり方が勝手に

決め付けられることで、自身の体験に対する理解をめぐって混乱や葛藤が子どもの側に引き起こされかねないことから、この言明を欺瞞に当てはまるものと考えている。しばしば養育の一環として、子どもに対ししかるべき感情を抱かせるべくこのような言明がなされるわけだが、ここで重要なのは、実のところこの言明を通じて「彼 [=子ども] が感じていると教えられることは、母親自身が感じていること (what he is told he feels is what mother feels herself)」(MCC 345-6) に他ならないという点である。つまり母親は、体験のあり方を勝手に決めつけるという以上に、自らが感じていたことをめぐって密かに「投影同一化 (projective identification)」を施しているのである。Laing が言う「欺瞞」には、この投影同一化の働きを通じて何らかの具体的な「命令 (a command)」(MCC 345) に従わせたり (=“go to bed”)、あるいは養育者自らの欲求へと暗黙の裡に貢献させたりすることも、重要な狙いの一つとして含まれているのだ。しばしばこの狙いが「養育」という名の下で遂行されうることを思えば、上記の关系的場面はますます「欺瞞的」と呼ぶに相応しいと言わざるを得ない。

続いて Laing は「さらなる欺瞞的戦略 (further mystifying ploy)」(MCC 346) として、「お母さんがいちばんよく知っているのよ (Mother knows best)」(MCC 346) とか「生意気言わないで (Don't be cheeky)」(MCC 346) などといった言葉が続く状況を想定している。つまりこれらは、最初の欺瞞的言明に立ち向かおうとする真の葛藤、すなわち「疲れているとは感じていない [ために] 母親の言明に反駁しようとする (he does not feel tired, he may contradict his mother's statement)」(MCC 346 強調は原著者による) 葛藤の契機を、さらに駆逐してしまうための多重欺瞞的な言明と考えられる。これによって子どもは、“正当な” 葛藤の機会を不当に無効化されるとともに、あろうことか自らが全く見覚えのないところの「生意気さ」へと問題の矛先がすり替えられてしまう。さらには、養育者と子どもの間で普段から「いかなる権利と義務<sup>3)</sup> [の関係] が処されるべきか、という話題へと直面する (be over issues to do with what rights and what obligations)」(MCC 346 強調は原著者による) ことにもなる。つまり、“いちばんよく知っている母親” にこそ、我が子が何を感じているかを決定する〈権利〉があるのであって、子どもの側には、決定権を持つ母親に対しいかなる状況でも生意気にも口答えすることがあってはならないという〈義務〉がある、というものだ。普段は表だって話題にはされないものの、こうした権利 - 義務関係に象徴される圧倒的な「非対称性」という関係構図が、不確実な葛藤、不安、そして恐怖に伴って、子どもの内面に刻み込まれるわけである。欺瞞的行為が有する外傷性の一端がここにある。

さて以上のような欺瞞概念は、既に分かるように、ダブル・バインド理論とも通底する部分が多く見受けられる。Laing 自身が言うように (MCC 353)、欺瞞という要素は、ダブル・バインド状況が生成されるための必要条件と考えられるのである。第 I 章で紹介した母子の相互行為場面を振り返ると、母親はまず自らを愛情深き存在と感じ近付いてくる我が子に対し、無意識的＝非言語的な敵意や不安を抱き遠ざけようとする。この時点では欺瞞とは言えないが、次に母親は自らの敵意を否認すべく、意識的＝言語的な愛情に満ちた振る舞いをとるとともに、“遠ざけられた” はずの我が子の側へと、“遠ざかった” という事実とその要因を捏造および転嫁しようとする。つまり、母親自身が抱いていたところ

の敵意を、子どものほうが抱いていたものとして丸々投影してしまうのである。これによって母親は、無意識的＝非言語的敵意を問い質される恐れはなく、それでいて〈愛情に満ちた母親〉という表層的アイデンティティは保たれ、さらには全ての責任を〈敵意を抱いた子ども〉へと押し付けることが可能となるのである。この一連の非対称的なやり取りは、立派な欺瞞行為と呼ぶべきであろう。

さらに付言すると、ダブル・バインドが無意識的次元での敵意を主題としているように、そしてまた投影同一化という防衛機制の働きを含んでいるように、Laing の言う欺瞞行為もまた、意識的ないし意図的な次元において遂行されるものとは言い難いのではないかと考えられる。厳密に言うと、非言語的であるとまでは必ずしも言えないものの、“欺瞞をしてやろう”という明確な意識や意図を持って遂行されるものとは考えにくいということである。「欺瞞」という強烈かつ直接的なニュアンスを持った日本語が充てられることから、この点はやや見過ごされがちであるが、非意図的であり半ば無意識的に遂行される行為概念として、欺瞞という概念を理解すべきであると筆者は考える。言うなれば、非意図的かつ半ば無意識的な行為だからこそ、欺瞞に直面した側はその相手を問い質すことがより一層困難となるのである。

### 3. 「共謀」

次に「共謀」という概念については、*SMF*の前に発表された *Self and Others* (Laing [1961] 1969 以下 *SO* と略記) の中で取り上げられている<sup>4)</sup>。この「共謀」もまた対人関係上の概念として用いられているが、それは欺瞞行為に付随して、あるいは欺瞞行為を補強するために形作られるある特異な関係性を指す概念と言えらるだろう。

Laing はまず、共謀を「相手から承認を得たいという願望が双方において存在している (Desire for confirmation from each is present in both)」(*SO* 108) ような「二人ないしそれ以上の人間によって行われる一種の『ゲーム』 (a 'game' played by two or more people)」(*SO* 108) と比喩的に定義している。もっとも「ゲーム」とはいえ、「それがゲームであるということ」を認め [られ] ていない点 (not admitting that it is a game)、このゲームの本質的な特徴 (*SO* 108) であり、その「中で彼らは自分たち自身を欺いて (whereby they deceive themselves)」(*SO* 108) までも、相手からの承認を得ることで確固たるアイデンティティを築くといった切実な目標を達成しようとする。

「自分自身を他者に対して露わにする (disclose oneself to the other)」(*SO* 108) ことに絶対的な「自信 (confidence)」を持ち、なおかつ他者に対する絶対的な「信頼 (trust)」があるような場合には、共謀関係はまず生まれ得ない。逆に、少なくとも一方が他者や自らに対する何らかの「不誠実さ (bad faith)」(*SO* 112) を抱えているが故に、自らを露わにすることにも他者に信頼を寄せることにも、「不信 (mistrust)」(*SO* 109) や「諦め (despair)」(*SO* 109) が不可避に付きまとう場合は、共謀関係へと陥る可能性が極めて高くなる。というのも、自分自身にも他者にも不誠実さや不信感を抱いているにもかかわらず、双方において“真の”承認を与え合うことなど原理的に不可能だからである。したがって、このような場合でもなお双方でなされるような承認は、「偽りの行為 (counterfeit acts)」(*SO* 109) としてのそれだと言わざるを得ない。Laing の「分裂した自己」論に重ねて言うなら、「本物になろうとしているにせ自己」の中に自己を『承認』してくれるであら

うような他者を、他者の中に見出す (finds in other that other who will 'confirm' self in the false self that is trying to make real) (SO 111) ことが、「偽りの承認」を他者から引き出すという行為の意味するところである。つまりその際に当人が確立しようとしているアイデンティティとは、こうして他者を欺き半ば功利的に扱うことによってしか達成できないような、「にせ自己 (false self)」——不誠実さが原因で自らを欺き続けることにより分裂生成された似非自己と言うべきか——による自己同一性の獲得(に向けた努力)に過ぎないのである。

'deceive'ないし'deception'という表現が頻繁になされていることからわかるように、共謀は欺瞞概念と不可分の関係にある。先の欺瞞行為の例に戻ると、母親は多重欺瞞的な言明を浴びせることによって、〈いちばんよく知っている母親〉というアイデンティティを確立しようとしている。だがそれは、本当は自分自身が“疲れてうんざりしている”にもかかわらず、その事実を我が子に投影するといった、「不誠実」な対応によるものであり、なおかつその不誠実さをさらに隠蔽するべく、我が子からの能動的な承認のしるし、すなわち (“go to bed”という) 命令への能動的な服従や“口答えしない”といった能動的な義務の遂行を欺瞞的に引き出すことによって、はじめて達成されるものである。対して子ども側は、この母親による偽りのアイデンティティを補完するという役目を果たす限りにおいて、〈聞き分けの良い子ども〉というアイデンティティを確保することが可能となる。双方の関係が「共謀 関係」と呼ばれる所以がここにあるのだが、しかし子ども側は無理やりその関係の中へと引き込まれ、ひたすら「偽りの承認」を通じて搾取されているわけなので、彼らの関係が圧倒的な非対称性を帯びていることには変わりない。子どもが享受することのできるアイデンティティ——こちらもまた、母親からの偽の承認による偽りのアイデンティティであるが——は、根本的な非対称性における被抑圧的な立場でのそれであり、その中で子どもは、疲れていないにもかかわらず疲れていると感じなければならぬという形で、(偽の不確実な) 葛藤にまみれながらも見覚えのない「不誠実さ」を引き受けるよう求められるのである。母親との共謀関係へと参入するには、総じてこうした犠牲が伴うのである。

共謀はまた、ダブル・バインド理論とも発想を共有している。とりわけ、子どもに対し「能動性」を否定なく駆り立てるという点が重要な共通点であろう。ダブル・バインド状況において子どもは、先の欺瞞概念の中で述べたように、敵意や拒絶といった要素を母親から投影されることで、“遠ざかった”という事実が捏造されるとともにそれによる責任までも押し付けられてしまう。だがここで重要なのは、第I章の内容を踏まえるとわかるように、子どもはこの「投影」という働きかけを自ら能動的に成立させ、投影物たる敵意や拒絶を自ら能動的に感受し、さらにはそれらを母親との「抜き差しならない関係」を彩る要素として自ら能動的に解釈せざるを得ない立場にいるという点である。つまり、本来は受動態として表現されるべき行為や諸要素をめぐって、“自ら招き、自ら抱いたものだ”とする魔術的思考が働かざるを得ないのである。これによって母親に対しては〈愛情に満ちた母親〉という偽りかつ表層的なアイデンティティを確約することができ、一方で自らに対しては〈敵意を抱いた子ども〉あるいは〈母親を困惑させてしまった罪深い子ども〉な

どといったアイデンティティ確立へのきっかけを与えることができるのである——もつとも、子ども自身にとってこれらのアイデンティティの確立自体も、人格形成レベルでの断続的失敗とともに結局は挫折せざるを得ない運命にあるのだが——。以上のように欺瞞と同じく共謀概念もまた、ダブル・バインド理論の中にしっかりと息づいていることが確認できよう。

さらにもう一点付言すると、Laing は、外傷的な多重欺瞞が一方から他方へとなされるような非対称的な関係だけでなく、さしあたりは何らの外傷的やり取りもなされていないような対称的な間柄においても、共謀状態は形成されうると考えている。つまり、かなり広い定義域を持った概念として使われている。例えばある人間 (A) を陥れるために、別の二人の人間 (B と C) が、敵対関係を装いつつも実は密かに手を組もうとしているような状況がその一つとして挙げられる。むしろこのようなケースこそが「共謀」という表現を用いるのに最もふさわしいと思わなくもないが、そこでは「敵対」という事実に対してまでも、双方が共通して抱く“A を陥れる”という目標のために、B と C は互いに偽りの承認を与え合おうとする。むしろ「敵対」という要素は、この内密な共謀関係を隠蔽するために、ただ表面的に繰り広げられるだけかもしれない。共謀関係の形成は、総じて何らかの不安や恐怖に基づいている。つまりその不安や恐怖の源泉に対して、面と向かって誠実に対応することが不可能なときになされる、甚だ不誠実な方法であると Laing は言う。この三角関係のケースでも、B と C 両者にとって、もしくは少なくともいずれかにとって A が不安や恐怖の源泉でありながらも、単体で A に立ち向かうことができないために、彼らは水面下で手を組むことで A を簡単に陥れられるような構図を作ろうとしているのである。そして仮に、まんまと陥れられた A が、さらに B と C によって偽の承認を引き出され、功利的な搾取の身に遭うとすれば、その際の二項関係 (A 対 B+C) はこれまで述べてきたような非対称的な間柄における欺瞞的共謀関係と呼ぶにふさわしい状況と言えるだろう。つまり、ある非対称的な欺瞞的「共謀」関係が形成されるにあたって、その前段階として、ある対称的な人物たちとの間で密かな協力関係が結ばれる際も、同様に〈共謀〉関係と呼ばれるということである。欺瞞概念と同じく、ここでも共謀概念をめぐる多重的、多層的性質が窺えるだろう。

#### 4. 臨床実践の検討 ——「ダンチグ家」をめぐる

*SMF*では、以上のような欺瞞と共謀が、統合失調症者を持つ家族の中でいかに長期反復的に、そして双方向的になされているかが事細かに描かれている。Laing & Esterson の家族臨床研究における心的外傷性は、こうした欺瞞と共謀をめぐる長期反復的な発現によって示されているのである。以下では *SMF* で紹介された 11 例の中から「ダンチグ家 (the Danzigs)」を取り上げ、その緻密な分析の道りを再構成し、詳しく検討していく。その際筆者は、*SMF* 中の該当箇所 (*SMF*109-30) だけでなく、序論でも紹介した Esterson の単著 (*LS*) にも逐一目を向ける。*LS* の内容が本格的に重要となるのは次章においてであるが、本章でも既に重要な役割を果たしているからである。

##### 4-1. 臨床医学的見地からの経過報告

面接開始段階でのダンチグ家は、母親 (50 歳)、父親 (56 歳)、長女のサラ (23 歳)、

長男のジョン（21歳）、そして次女のルース（15歳）で構成されていた。なお両親の希望により、ルースは面接および分析対象から外された。Laingらはまず冒頭（SMF109-10）において、サラが「発病」し精神病棟へ「入院」するに至るまでの、「臨床医学的見地」から記述された経過報告について、以下のように記している。

まずサラの「発病」は17歳の時に緩やかに始まったと見られる。彼女は終日床に就いたままで、夜だけ起き、考え込んだり、くよくよしたり、聖書を読んだりして過ごすようになった。次第に日常的な営みに興味を失い、宗教的な事柄に心を奪われていった。商科大学への出席は途切れ、勉学をやり通すこともままならなくなり、その後の四年間はどんな仕事を選んでもうまくいかなかった。

21歳の時に「病気」は急激に悪化した。電話の向こうから声が聞こえる、人々がテレビの中で自分のことを話しているのを見た、といった幻聴や幻視的な訴えがあり、それから間もなくして他の成員たちに怒りを向けるようになった。観察病棟で二週間過ごし、再び自宅へと戻ったものの、物憂げで（listless）、無関心で（apathetic）、物静かで（quiet）、引込み思案になり（withdrawn）、集中力の欠如も示していた（lacking in concentration）。その後仕事に復帰する状態にまでなり、父親の事務所に勤め始めたが、その15か月後に「再発」した。事務所の人々が自らに対して陰謀を企んでいる、彼らが自分の手紙を盗み引き裂いてしまった、などと訴えた。家の中でも、自分宛てに届いた手紙が盗まれてしまうと張り詰めた。こうして父親や秘書と喧嘩を繰り返し、ついに働きに行くことを拒み、一日中ベッドに横になって夜だけ起き、じっと考え込み、聖書を読みふける状態が再び続いた。サラは特に父親に対して攻撃的となり、怒りを爆発させた後に再度入院させられ、現在に至る――。

Laingらはこの臨床医学的見地からの経過報告を踏まえつつ、サラが呈したとされる種々の妄想や精神病性現象の意味を、（ルースを除く）家族成員どうしの双方向にまたがる相互行為関係から、現象学的に理解――Laing自身の表現で言うと「可知化（intellection）」――しようと試みている。言い換えると、いかなる欺瞞や共謀と呼ばれるべきやり取りが長期反復的に発現されたのかという点から、外傷的な背景を明らかにしようとしている。以下ではその具体的な中身について、順を追って見ていきたい。

#### 4-2. 「欺瞞的ラベリング」行為

ダンチグ家に限らず、Laingらが取り組んだ他の臨床例でもそうだが、成員間でなされる欺瞞や共謀は、いわゆる最終的な「犠牲者」となってしまう子ども――ダンチグ家であればサラ――にとって重大な外傷的作用をもたらすものに留めても、極めて重層的な構造を帯びているように思われる。だがその中でも特に、Laingらが繰り返し強調する欺瞞とは、子どもが示すあらゆる抗議的な振る舞いや訴えを、逐一、精神病性の「徴候」ないし「本質的特徴」と見做そうとする、両親や他の成員たちの欺瞞的働きかけである。

例えば他の臨床例の一つである「アボット家（the Abbotts）」（SMF31-50）を見ると、最終的な犠牲者となってしまうマヤをめぐる、両親は、人間の「成長のごく普通の表現のように思われる」（SMF34）程度の、「マヤが両親から離れようとする努力や自らのイニシアティブで何かをしようと努力するとき必然的にそこに含まれる、マヤの側の発達

していく自律性の表現すべて (all expressions of developing autonomy on Maya's part necessarily involving efforts to separate herself from them and to do things on her own initiative)」(SMF 34) を常に警戒的に受け取り、後から振り返ってそれらを「病気の徴候」と見做していた。具体的には、勉強することを望むこと、父親と一緒に泳ぎに行ったり散歩したりしなくなること、独りで聖書を読みたがること、父親が近くに座って愛情を示すのを嫌がり、離れて座りたがること、そして極めつけは家の中で何でも自分一人でしたがること、などが挙げられた (SMF34)。ダンチグ家の場合、とりわけサラの「父親に対して常時繰り返される、〔両親から見て〕何の理由も意味もない敵意 (unreasoned, senseless, persistent hostility to her father)」(SMF112) が、「病気」の一つの主要な特徴だと見做されていた。このような、「父親に対してひどく生意気であること (terribly impudent to her father)、反抗的であること (rebellious)」(SMF 112) を筆頭に、他には「怠惰であること (lazy)、頑固であること (stubborn)、ふしだらであること (sluttish)、… [中略] … 猥褻であること (obscene)」(SMF 112) も「病気」と判断される根拠として挙げられたのであった。

Laing らがしきりに、両親によるこれらの「欺瞞的ラベリング行為」に言及するのは、単にそれらが子どもにとって外傷的効果をもたらすからというだけではない。それは、先に紹介した臨床医学的見地からの経過報告の在り様を、真っ向から批判するためでもあった。

臨床医学的見地においては、サラが結果的に体験することとなった「知覚的および認知的不調和 (perceptual and cognitive dissonance)」(SMF112)、そして「サラの振る舞いに関連する種々の妄想や精神病性現象」(SMF 111) の内容が、他の成員との相互行為関係という文脈からではなく、ただひたすらサラ個人の「一人称的」な生活史とでもいうべき観点から淡々と記述されているにすぎない。このように、サラの認知、知覚、行動をめぐる不調和を、「個人内的」かつ「自然発生的」に発症せざるを得なくなった「病気」であると明記することは、結果として、両親たちによる「欺瞞的ラベリング行為」の妥当性を担保することになってしまう。つまり両親たちからすると、公式な医学的診断こそが、自らの下してきた“サラは「病気」である”という判断の妥当性を、「経過報告」という形で過去にまで遡って証明してくれる切り札となるのだ。したがってここで第一の共謀関係を見出すとすれば、このような形でお互いの判断および診断の妥当性を担保し合おうとする、臨床医学的見地と両親たちとの間のそれということになる。Esterson の表現を借りれば、それは「臨床的共謀 (clinical collusion)」(LS74) と呼ぶにふさわしい関係である。

#### 4-3. 「自己 - 欺瞞」に対するさらなる欺瞞的隠蔽

Laing らの臨床医学的見地に対する批判に関しては後でも触れるが、サラ自身もまた、この医学的診断に対して激しい抵抗感を抱いていた。それは収容先の病院に対する反発という形で示されていたが、しかしながらこの「反発」というサラの経験もまた、両親によって欺瞞的に受け止められ歪曲的に解釈されてしまう。

それは、両親の次のような証言によって示されている (SMF111)。

- (1) 病棟の看護師はサラが書いた手紙を渡してくれず、母親からの電話の伝言も伝え損なっていた。サラは母親からの手紙が途中で止められているのを知っている。なぜなら母親はサラに、一日おきに手紙を書いていたからである。というのもサラは母親の子どもであり、母親はサラを愛しているから、母親がサラに一日おきに手紙を書いてくれていることを知っていたはずなのだ (She knew that her mother was writing to her every other day because she was her mother's child and her mother loved her)。
- (2) 病院は意地悪をしてサラが退院するのを先延ばししている。一方、両親はすぐにもサラに家に帰ってほしがっている (while her parents wanted her home at once)。
- (3) サラは病院に捨てられ、二度と家に帰れないことを恐れている (She was afraid of being abandoned in hospital and never getting home again)。サラは誰に捨てられるのかは言わなかったが、サラの恐怖の核心は、母親から引き離されることであった (She did not say who would abandon her, but the heart of her fear was that she would be cut off from her mother)。
- (4) 母親はサラが家を離れることを望まなかったから、サラの入院には単に同意したに過ぎない。母親は自らの子どもたちを離したがってはいなかった (Her mother did not want to lose her children)。サラは母親を責めていないと言っており、自分と母親が愛し合っていることを強調した (She said that she did not blame her mother, and emphasized that she and her mother loved each other)。

両親は、サラの病院に対する反発や不信に加勢しつつも、それらを「二度と家に帰れないことを恐れている」が故に経験されるものと解釈している。しかしながら、サラの両親に対する抗議的な振る舞いを「病氣」と見做したのは、当の両親であったはずだ。「サラの入院には単に同意したに過ぎない」とは言うものの、両親はかの欺瞞的ラベリング行為をしていた事実を撤回することのないまま、「病院に対する反発」という一側面的経験のみを承認することで、間接的でありながらやはりサラの抗議的振る舞い——ないしその振る舞いに示されるサラの「自律性」——を決して承認しようとはしなかったのである。「二度と家に帰れないことを恐れている」「母親から引き離されることを恐れている」という解釈が、「自律性」に対する不承認を端的に表していると言えよう。

だが、「入院」をめぐるサラに対する両親の欺瞞を可視化するためには、さらに込み入った分析が必要である。すなわち、両親が“自らの”内的経験に対して欺瞞的であったかどうかについても、併せて考えなければならない。Laing が“MMC”の中で論じる「欺瞞」は、専ら対人関係上の行為を意味するものであった。しかしながら、既に共謀概念の中で「自分たち自身への欺き (deceive themselves)」という契機が考慮されていたように、自己の内的経験に対するいわば「自己 - 欺瞞 (self-mystification)」と呼ぶべき契機にも、欺瞞概念は敷衍されるべきではないかと筆者は考える。つまりそこから提示される問いとは、本当に両親は自分たちが言うようにサラを愛していたのか、サラに家に帰って欲しがっていたのか、離れたがってはいなかったのか、というものである。

これは「入院」という出来事に留まらない、極めて本質的な問いであるが、さしあたり

具体的な「行動 (action)」の水準に限ってみると、両親の「自己 - 欺瞞」的側面の一端を垣間見ることができる。それは上記の(1)に関することだが、「両親と弟は、毎日彼らが電話をし、サラに向けて伝言を残すことで、サラを安心させていた」(SMF 111) と言うものの、「実際にはそうしていなかった (This was not in fact so)」(SMF 111) という。電話だけでなく、手紙すら書いていなかった (LS 261)。両親が言うには、サラに向けて電話を掛けたり手紙を書いたりすることが「サラを愛している」ことを何よりも証明する行動であったにもかかわらず、実際はそれらをしておらず、しかもその自己 - 欺瞞的事実を隠蔽するかのようになり、電話や手紙は病院側が止めているのだと言い張ったのである。こうして両親らの自己 - 欺瞞は、「サラを愛している」かどうかを根本から疑わせるものであり、なおかつ最初に戻ってサラの「病院に対する反発」に加勢したのは、この自己 - 欺瞞をさらに欺瞞的に隠蔽するための行為であったことが、明らかとなるのである。

#### 4-4. 家族成員間での双方向的共謀関係

さて筆者はここまで、ダンチグ家における葛藤状況を「〈両親+ジョン+病院〉対〈サラ〉」という二項図式のもとで捉えてきた。それは、前二章においてダブル・バインド状況を「〈母親〉対〈子ども〉」という二者関係図式において検討してきたこととの関連性を示すためでもあるが、しかしその一方で、長期反復的な欺瞞的外傷状況を可視化するためには、それでは物足りないように感じられる。たとえ最終的には〈サラ〉ないし〈子ども〉が家族全体から置き去りにされたり見捨てられたりするにしても、その最終結果に至るまでの長期的過程においては、〈サラ〉ないし〈子ども〉を除く他の成員の間でも、何らかの「葛藤」や「対立」に相当する出来事が経験されているのではないか。さらに先回りして言うと、他の成員間に何らかの葛藤や対立が引き起こされつつも、それらもまた何らかの形で欺瞞的に処理されてしまうことが、〈サラ〉ないし〈子ども〉が最終的に引き受けざるを得ない外傷的苦痛をより一層深刻化させるのではないか。このように筆者は考えるのである。

実際ダンチグ家においても、他の成員たちは相互に葛藤や対立を繰り返していた。その中でも特に、婚姻を交わした日以来ずっと口論を繰り返してきた母親と父親との間の葛藤は、ダンチグ家において中核的な位置を占めるものであった (LS 40)。そしてサラはもちろんのこと、ジョンもまた、父親と母親が繰り返す葛藤の中へと引きずり込まれていったのである。

両親の結婚生活は、当初から「制度的な意味という以外に表現することの不可能な (In no other sense than the institutional could they be said)」(LS 40)、「他者に対する愛情、優しさ、好意の兆候を示すようないかなるイントネーションやジェスチャーもない (nor in any intonation or gesture did either reveal any sign of love, tenderness, or affection for the other)」(LS 40) ものであった。その中で、まず父親に対する母親の不満は、彼が「繰り返しジョンに対して、宗教的儀式の定めへのあまりに厳格な追従を期待し、いじめている (continually picking on John, expecting a too rigorous compliance with religious ritual regulations)」(LS 40) というものであった。ダンチグ家は、次章で詳しく検討するように「正統派ユダヤ教 (Jewish Orthodoxy)」を信仰していた。加えて母親からすると、父親はそうした宗教的規律への厳格さに伴って、「かつてないほどに清潔かつきちんと

することに関して几帳面 (more pernickety than ever over cleanliness and tidiness) (LS 40) になったと述べ、そのことを非難した。一方で母親に対する父親の不満は、「よりナーバスで自己抑制に欠けるようになった (becoming more nervous and lacking in self-control) (LS 40) というものであった。そうした傾向は、「彼女が家の中であまりにたくさんのことをしなければならないと不平を言い、また彼と夫婦であることにうんざりしていたために、繰り返し自殺してやると脅迫した (she was complaining she had too much to do at home, and continually threatened to do herself in because she was fed up being married to him) (LS 40) ことに表れているという。

さてここで重要なのは、上記のようにお互いに不満を抱きあう両者が、自らの主張の正当性を証明すべく、他の成員と密かに手を組もうとした点である。つまり、一方で母親は、父親に過度な宗教的厳格さを求められていたジョンを、他方で父親はサラを、それぞれの味方に引き込もうとしたのであった。ここに第二、第三の共謀、すなわち〈母親 - ジョン〉と〈父親 - サラ〉間の共謀関係を指摘することができる。

〈母親 - ジョン〉の側は、ジョン自身の境遇が既に不満の争点であったため、彼を共謀関係へと取り込むことは比較的容易である。それに対し〈父親 - サラ〉の側は、サラの境遇が本来の不満の争点ではなかったため、サラを取り込むにはより内密かつ踏み込んだ働きかけが必要となる。加えて、両親双方が抱いていた不満の中身を見てみると、父親の側は「自己抑制ができていないこと」「几帳面であること」「宗教的規律に厳格であること」、これら三つが全て“正しい生き方”であることを証明する必要がある。と同時に、我が子をいじめているわけではなく、「子どものことを思って接している」ということも前面に押し出さねばならない。かくして、これら全ての命題を生身の人間を通じて実践すべく、サラが“選ばれた”というわけである。

#### 4-5. 規則正しさ、他者への配慮、そして忠誠心へとつながる「自己抑制的生活」

「自己抑制ができていないこと」と「几帳面であること」は、具体的には「定期的な仕事と規則正しい生活 (regular work and routine living) (LS 52) に励んでいることを意味していた。父親は自らの事務所を構えるほどのビジネスマンだったが、彼が選択したビジネスのタイプは「決まりきった定式に大部分したがうような規則正しく定期的な性格 (a routine, regular nature most suited to the formula) (LS 54) を持つものであり、そうしたタイプのビジネスにどれほど興じているかということが、「評判」——つまり他者ないし『世論』からどれほど認められているか (reputation — how one was perceived by others, by ‘public opinion’) (LS 46) を決定付けると考えられていた。だがそうした過度の「自己抑制 (self-control)」ないし「自己統制 (self-discipline)」が求められるのは、ビジネスの場面だけに留まらない。父親にとって「家庭生活 [もまた]、ビジネスと同程度に、評判を勝ち取るかどうかということに左右されるような戦場的役割を担っていた (his family life was as much part of the battlefield upon which reputations were won and lost as his business) (LS 47) ように、家庭内の生活においてもそうした自己抑制的生き方は重視されていた。つまり「彼はビジネスを見るのと同じ仕方で家庭を見ていた (he looked upon his family much as he looked upon his business) (LS 47) のである。

ビジネス以外の日常生活における規則正しさとは、端的に「毎朝早く起きる」ことと「決

まった時間に食事をとる」ことが中心であった (LS 52, 90 etc.)。さらに「高度な規則正しいパターン (highly routine pattern)」(LS91)として、「他者のタイムスケジュール — 一つまり『アポイントメント』—— に合わせるよう統制される (be regulated to fit the time-schedules of others — ‘appointments’)」(LS 91) ことも求められていた。ここで父親の求める「規則正しさ」が、単なる時間厳守という意味での規則性に留まらず、わざわざ「自己」抑制」とまで呼ばれる所以が明らかとなろう。すなわち彼の言う「規則正しさ」の中には、常に“自己以外の”「他者」に対する意識や配慮といった要素も働いていなければならないのである。こうして先のビジネス場面における「他者の評判」、すなわち「世論 (public opinion)」を気に掛けるという規範的意識が、日常生活場面における規則正しさの中にも持ち込まれていたのであった。

父親はサラに対し、この規則正しさと「他者」への配慮を伴う自己抑制的生活が正しい生き方であることを、家庭内およびビジネスの両方の場面において、身をもって実感させる必要があった。とりわけサラが幼い時期から、家庭内での抑制的生活に馴染ませておくことは父親の重要な任務となった。なぜならそれが、後年ビジネスの場面で自己抑制的な成功を収めるための、いわば「社会化」に向けた重要な基盤となるからである。

それでは、サラが家庭内において配慮すべき「他者」とは一体“誰”であり、彼女はその他者の“何”に配慮せねばならないと教えられたのか。

第一に、配慮すべき他者として想定されていたのは何よりも「両親」であった。「父親」単独ではなくあくまで「両親」だったという点は注目に値する。次いで、配慮すべき中身として教えられたのは、「両親の評判 (parents' reputation)」(LS51)、つまり 'successful parenthood' (成功に満ちた親であること) (LS 51) という形での「世論」からの評判であった。ここに、父親がビジネスの場面において重視していた成功の基準が、再度、家庭内に持ち込まれていることに気付くだろう。しかもその狙いとするところは、サラがサラ自身の評判をゆくゆく勝ち取っていくための —— いわば“サラ自身のための” —— 社会化に向けた訓練にというよりは、「両親」というサラにとっての「他者」が彼ら (= 両親) にとってのさらなる「他者」である「世論」からの評判を勝ち取り維持するという —— いわば“両親自身にとっての” —— 社会的成功に重きが置かれており、さらにその目的に向けてサラを戦略的に巻き込むという点に置かれている。仮にサラが毎朝早く起き、決まった時間に食事をとるという規則正しい生活を送っていたならば、それは両親という「他者」にサラが配慮できていることの単なる証であるに留まらず、両親にとっての「他者」からの評判、すなわち“適切に訓練され抑制された子ども (properly trained, controlled child)” (LS 51) を持つ成功した養育者” という形での「世論」からの評判をもたらすことでもあったのだ。

さらに重要なのは、子どもに課せられたこの「家庭内における他者への配慮 (consideration for others in the family)」(LS 63) が、両親、ないし「家族 [全体に向けた] 忠誠心 (family loyalty)」(LS 63) を表すものとされている点である。つまりダンチグ家において「適切に訓練され抑制された子どもは、[同時に] 両親のことを尊敬する存在でもあった (A properly trained, controlled child was one that respected its parents)」(LS 51) のであり、規則正しさや他者への配慮という中に、「親孝行 (filial piety; filial

respect) であること」も所与の事実として含まれていたのである。こうして“我が子に敬われている”ということが、両親の評判をますます高めるものと考えられていた。否それだけではない。ダンチグ家においては、「両親の評判が、その両親の評判に対する子どもたちの尊敬の表れに依拠していた (their reputation depended on their children showing respect for the parents' reputation)」(LS 51) だけでなく、「子どもたちの評判もまた、両親の評判に対する彼らの尊敬の表れに依拠していた (the children's reputation also depended on showing respect for the parents' reputation)」(LS 51) のであった。“両親から敬われること”ではない。あくまで“両親を敬うこと”が引き続き求められるのであり、それが子どもにとって自らの評判——両親にとっての〈他者〉と同等の「世論」からの評判——を得るためにも必要不可欠な要素と考えられていたのである。

以上のように、幼い時期からサラは、「家族としての成功と堅実さをおおやけに証明する存在 (the living public proof of their success and solidity as a family)」(LS 191) として期待がかけられていた。そして「両親の家族的成功を証明する存在たる彼女は、親孝行と世間体を踏まえた全ての徳目を体現した、理想的子どもとなる予定だった (The living proof of her parents' family success, she was to be the ideal child, embodying all the virtues of filial respect and respectability)」(LS 192)。さらにこうした期待、というよりもむしろ「要求に従うよう両親の手によって統制されることで、子どもは経済的に自立するよう形作られる (a child is made economically independent through being disciplined by its parents to comply with their demands)」(LS 88) とも考えられていた。もっともその際は、前に述べたように、父親はジョンに対するのとは違った態度でサラに接する必要があった。すなわち、可能な限り厳格さを控え、親しみをもちつつ、我が子の将来を思って接する必要があった。

#### 4-6. 「孤立」

ところがサラの「発病」は、父親にとって、それら全ての期待を裏切るものであった。

一日中ベッドに横になり、食事も決まった時間にとらないような「怠惰」な生活は、規則正しさからはおおよそかけ離れた生き方であった。また、父親に対する激しい敵意、反抗、生意気な態度は、尊敬の念を持った親孝行的態度とは対極のものであり、他者への配慮からくるものとは言い難い。また、それは同時に、厳格さを極力控えながら接していた父親にとって、甚だ理解不可能な態度であったに違いない。

ちなみに先述の臨床医学的見地における経過報告では、サラの「発病」は 17 歳の時に緩やかに始まったとされているが、「病気の徴候」である「怠惰さ」が具体的に表れ始めたのは、両親曰くサラが 13 歳の時であったという (LS 36)。両親によると、「12 歳までのサラは最も愛らしい子どもであった (until the age of twelve she had been a most lovable child)。とはいえ、常に自信を欠く傾向にあり、他者からどのように見られているかを気にかけ、人々が自分をどう見ているか教えてほしいと繰り返し両親や弟に頼んでいた」(SMF 114)。「最も愛らしい子どもであった」という部分が肯定的な評価であることは言を俟たないが、一見すると否定的なニュアンスを帯びた後半部分もまた、実のところ肯定的な評価に含まれるべき内容であることは見逃せない。というのも、「自信の欠如」も「他

者の眼差しを気にすること」も、他者への配慮に基づく自己抑制的生活を続けていれば当然沸き起こるはずの反応だからである。こうして父親のみならず両親双方による回顧的な言明に鑑みると、13歳という時期での「怠惰さ」をきっかけに、サラは、それまで期待通りに実践してきた自己抑制的生活から徐々に離脱し始め、父親に対する明確な敵意と反抗という段階に至ったことで決定的な「病的逸脱」の道へと陥ることとなった、と纏められよう。より正確に言うと、自己抑制的生活という理想にそぐわなくなったからこそ、サラの一連の態度は「病気」であると判断されたのである——たとえその態度が、人間が発達、成熟していく上で必然的に現れる、両親から離れ自らのイニシアティブで何かを成し遂げようとする「自律性」の表現であったとしても。

父親の事務所に勤め始めて以降のサラの言動は、ますます父親を困惑させるものであったと考えられる。ただでさえ、家の中でサラが「病的態度」を呈し始めたことで、父親、ひいては家族全体の世論からの評判はぐらつき始めたにもかかわらず、さらにそれが、父親と協同のビジネスの場面においても現れ出てしまったのである。“ビジネスマン”としての父親の評判、“我が子に敬われるべき存在”としての父親の評判、“成功と堅実さの象徴”としてのダンチグ家全体の評判——これらが全て、計り知れないダメージを被らざるを得なくなったのである。当然ながらサラ自身の公的な評判も、“経済的に自立した存在”としての評判、そして“親孝行で世間体にも気を配れる存在”としての評判という両面において、同じくダメージを被ることとなる。そしてこの「経済的自立の失敗 (failure to be economically independent)」もまた「病気」の証左と見做され、自己抑制と自己統制が欠如した結果だと受け止められたのであった (LS 88)。

こうして〈父親 - サラ〉間の共謀関係はあえなく解消することとなるが、ここからダンチグ家はさらなる欺瞞の様相を見せる。端的に言うと、母親もジョンも、サラではなくあろうことか父親の側に味方したのである！

そもそもサラに対して、自らの理想的な生き方を強要していたのは父親であった。そしてそれは、〈母親 - ジョン〉間の共謀関係に対抗するためであった。したがって本来であれば、母親とジョンからすると、サラがその理想的な生き方から逸脱していったことに関して非難すべき対象は、父親となるはずである。彼がジョンに対するのと同じ理想をサラに押し付けたことで、彼女もジョンと同じく苦痛を感じるようになった——このように理解されるのが普通であろう。そしてサラもまた〈母親 - ジョン〉間に引き入れられ、一方の父親は孤立し集中的に責められていくこととなる——これが予想されうる自然な成り行きではないだろうか。

ところが実際は、「サラが置き去りにされた (Sarah was left out)。自分でも言うように、彼女は家族の誰からも『後ろだて』されなかった (She received, as she said, no 'backing' from anyone in the family)」 (SMF 122)。理由は明白である。既に述べたように、父親が理想として掲げた自己抑制的生活は、サラに対して、父親だけではなく「両親」双方への配慮を要求するものであった。したがってサラの逸脱は、単に父親の評判を傷つけ、共謀関係に亀裂を生むだけでなく、両親ひいてはダンチグ家全体の評判をも傷つける脅威として受け止められたのである。Laing らの表現を用いると、両親はサラを、端的に「家族の体面を傷つける存在 (breaker of the family front)」 (SMF 117) と見たのである。こうして、事の発端であったはずの父親と母親の対立という事実は、まるで最初から存在しな

かったかのように隠蔽されてしまう。これが、〈母親 - ジョン - 父親〉という第四の共謀関係が新たに形成されることによって起こる、サラに対する外傷的な「欺瞞的隠蔽」の内実である。

なぜ、父親と母親が対立していたという事実は隠蔽されねばならなかったのか。この問いに関しても理由は明白である。つまりこの対立自体、ダンチグ家の評判を根本から揺るがしかねないからである。むしろここで見逃してはならないのは、父親はサラと手を組もうとした段階から既に、母親との対立構図をより一層際立たせることにはではなく、甚だ逆説的ながら、母親との対立をどのような形であれ解消し家族の体面を維持することに、何よりも関心を寄せていたという事実である。「両親」双方への配慮を、理想的生活の中心に据えていたことが何よりの証拠である。いわば〈父親 - サラ〉関係とは名ばかりで、サラを引き込んだ段階から既に〈母親 - ジョン - 父親〉関係へと容易に転化する可能性を有していたということである。観点を変えて言うと、サラは「病氣」とラベリングされ家族の体面を維持するためのスケープゴートとして扱われる遙か以前から、既に実質的な「孤立状態」に置かれていたと言っても過言ではなからう。Laing らの言うように、「サラは結局のところ、父親の願望に応じるよう本当に期待された一人の人間として、母親、父親、そして弟から選り抜かれていたのであった (Sarah was finally singled out by her mother, father, and brother as the one person who was *really* expected to comply with her father's wishes)」(SMF112 強調は原著者による)。これは決して好意的に書かれた一文ではない。むしろこの一文が意味するところは、唯一サラ一人だけが「[父親をも含む] 他の全ての人たちがらばうまく破ることの可能なルールに、休みなく従うことを期待されていた (was expected to conform with no let-up to the rules that the others all managed to break)」(SMF122) という過酷な現実である。こうしてサラは、「家族の体面を維持する」という重責を一手に担わされることによって、早くから“置き去り”にされていたのであった。

このように考えると、サラの逸脱的行為、とりわけ父親に対する激しい敵意や反抗は、単に人間が発達、成熟していく際に現れる「自律性」の表現以上に、期待と重責を一手に担わせることでサラを孤立させようとした両親たちに対する、極めて真つ当な抗議的振る舞いではなかったかと理解できる。しかしながら、サラが抗議的振る舞いを見せれば見せるほど、両親たちはそれを「病氣」の証左として欺瞞的に受け取るしかなかった。この欺瞞の「連鎖」による悪循環が果てしなく続く中で、両親とジョンによる共謀関係はますます強固なものとなり、一方でサラの孤立もますます深刻化し、最終的に彼女は、種々の精神病性現象へと陥らざるを得なくなったのではないかと考えられる。

## 5. 小括 (中間的検討)

ここまでの内容を踏まえ、ひとまず本章の問題意識へと取り組みたい。すなわち、ダンチグ家における臨床実践を通じて、Laing らは認識論的転換をめぐるいかなる弁証法的契機を見出そうとしたのだろうか。言い換えれば、内因型および外因型の直線的因果律に対し、いかなる内在批判的議論を展開しようとしたのだろうか。

まず、Laing らが「欺瞞的ラベリング行為」を主要な欺瞞として挙げていた点からもう

一度振り返ろう。それは単にサラに対して重大な外傷的作用をもたらし得るだけでなく、「臨床的共謀」関係を形成させる要素でもあった。他方で Laing らの批判の矛先は、この臨床的共謀関係の一翼を担う臨床医学的見地からの経過報告にも向けられていた。それは、サラが最終的に経験することとなった認知、知覚、行動をめぐる不調和を、「個人内的」かつ「自然発生的」に発症せざるを得なくなった紛れもない「病気」と捉え、その経過を「一人称的」な生活史とでも言うべき観点から淡々と記述するという立場であった。

ここで“紛れもない”と筆者が素朴に表現した部分を、Laing らの文章に重ねつつ言うと、知覚、認知、行動をめぐる不調和を「その人間が遭遇する、ないし蒙るところの一つの〔紛れもない〕『事実』であると捉え (is taken to be a ‘fact’ that the person is subject to, or undergoes)」(SMF 18)、その『『統合失調症』という『事実』を眼前にしているかのように信じ込んでしまおうとする (come to believe that he is in the presence of the ‘fact’ of ‘schizophrenia’)」(SMF 18) 医学的態度こそが、Laing らの批判の矛先であったと整理できる。そして「事実 (fact)」というこれまた素朴な表現が意味するのは、他にあり得たであろう複数の可能性の中から偶然的に引き受けざるを得なかった様態として、つまりその意味でかろうじて「仮説」的に理解可能であるような様態として、当人の呈する不調和に接近するのではなく、ある唯一個別の因果連関を通じて生じざるを得ない確定的な「結果」として、当人の種々の不調和を理解しようとする態度のことである。Laing らはこうした「事実 - 確定的」な分析態度に陥りがちな分野の代表格として、とりわけ統合失調症研究において現在も優勢な位置を占める器質学や生化学的分析を挙げている (SMF 18)。というのも器質学や生化学的分析においてはまず、不調和という「結果」とその「要因」との連関を、当人の個体内部において形作られるものと捉え、かつ物質的プロセスによる発生現象として把握しようとする。その上で、こうした「個体論的 - 発生論的 - 物象化論的理解」とでも言うべき方法こそが唯一妥当な説明原理と考える、いわゆる「決定論的」傾向に陥りがちとなるからである。

これは、序論で述べたかの内因型の直線的因果律を想起させる内容ではないか。つまり Laing らは、決定論的な性格を有した内因型の直線的因果律を乗り越えることを、重要な課題の一つとして引き取っていたのである。家族成員間での相互行為関係に目を向けることは、第一に上に記した「個体論的」観点からの脱却を企図するものであり、第二に——ダブル・バインド理論がそうであったのと同様に——「物象化論」を基盤とした近代自然科学的因果律からの脱却を企図するものでもあった。Laing らの関係論的視点においては、両親たちの執拗な欺瞞的ラベリング行為と、これまで検討してきた他の重層的な欺瞞と共謀の数々、そしてそれらに対してサラが見せる逐一の能動的 (自律的) 反応——それ自体さらに「病気」と見做されてしまうところの抗議的な振る舞いや訴え——までを包含する一連の長期反復的相互行為関係が「要因」であり、その長期反復的関係の果てに、半ば「予言の自己成就」のような形で不幸にもサラ自ら体験するに至った知覚、認知、行動をめぐる不調和が「結果」なのである。否、次の第三の批判的論点に鑑みれば、「要因」「結果」という概念に依拠すること自体、ナンセンスであると言わざるを得ない。というのも、彼らは第三に、唯一の因果連関を確定するといった「決定論的」思考すらも退けようと考えていたからである。あくまで Laing らが暴き出した長期反復的関係もまた、外傷

的作用をもたらしうると考えられる一つの「仮説」として現象学的に把握されるべきであって、安直な決定論的思考を慎重に回避しながら、他にも考えられうる仮説や要素との間に何らかの横断的なつながりがないかといった「ディメンジョナル」な問いへと、追究の目を向けるべきなのである。

こうした決定論的思考を回避するという発想はまた、外因型の直線的因果律を乗り越える際にも重要な役割を果たす。ダブル・バインド理論と軌を一にするかのように、Laingらの家族臨床研究においても、外傷的相互関係をめぐる長期反復性が描かれているのだが、しかし単にそれだけでは外因型の直線的因果律を十分に乗り越えられるとは言い難い。関係論的視点における決定論的思考、すなわち、母親（ないし養育者）の存在を病理性にまみれた「病因」的存在として把握する立場から、十分な脱却が果たされているとは言い難いのである。

そこでまず注目すべきなのが、子どもの側の反応である。ダンチグ家で言うと、サラが見せた自律性の表現や抗議的振る舞いといった「能動性」の契機に着目すべきである。ダブル・バインド理論における子どもの側の「自己 - 確証」の過程がそうであったように、サラが発揮した一連の能動性もまた、当の外傷的相互関係（の長期反復性）を構成する一要素であったと言えよう。というのも、サラが能動性を発揮すればするほど、他の成員たちは家族の体面を維持すべく、サラをますます欺瞞せざるを得なくなったのである。いわば、サラの能動性に対する集団的防衛反応としての反復的欺瞞である。このように考えると、ダブル・バインド状況がそうであったように、ダンチグ家における外傷的相互関係もまた、「〈処罰を与える側〉 / 〈与えられる側〉」といった単純な因果的二元論では決して理解することはできない。

また第二に、他の成員たちがサラに対して欺瞞を繰り返さざるを得なかった動機や背景にも、目を向けるべきであろう。何よりそれは「家族の対面を維持する」ためであって、最初から彼らはサラを「狂気」に陥れようと“意図”していたわけではなかったのだ。むしろ事の発端は父親と母親との葛藤状態だったわけであり、この葛藤を「世論」の目から覆い隠すべく、サラに対して過剰な期待と重責を担わせざるを得なかったのである。他の成員からすると、サラの能動的契機による「逸脱」は、まさしく“意図せざる”かつ“最も恐れるべき”反応であり、当初からの目的であった「家族の対面を維持する」ためには何としてでも鎮静化させなければならなかった。以上から、ダンチグ家の外傷的相互関係が長期反復的にならざるを得なかった今一つの背景として、父親と母親の葛藤状態が真正面から、つまり他の成員を巻き込むことなく解消されようとはせずに、ただひたすら「家族の対面を維持する」という唯一の共有された目標——共同幻想的な目標とでも呼ぶべきか——のために、長い間隠蔽され続けてしまったことが挙げられよう。そしてこれは、決定論的思考にこだわってはい決して可知化することのできない論点なのである。

確かにダンチグ家は、実質的には「〈父親+母親+ジョン〉対〈サラ〉」という二項対立図式のもとで一貫して機能してきたとも言える。だがこのような捉え方が、直ちに直線的因果律へと結びつくわけではあるまい。否、結びついてはならないと言ったほうが正確だろうか。重要なのは、一見すると直線的因果律と親和的と思いきこの二項対立図式へと、家族全体を最終的に収斂させてしまうような、いずれの成員にとっても意図的に制御した

り修正したりすることの不可能な何らかの背景や動機が蠢いていたとすれば、それは一体何だったのか、という問いを立てることである。直線的因果律を乗り越えるということは、こうした、いずれの成員にとっても少なからず意図できなかつた、あるいは自省的に制御することのできなかつた背景的な「力」を、そしてそれがいかなる「ロジック」によって漸次的に外傷的相互関係へと結実していったのかを、現象学的視点に立ってつぶさに観察していくことを指すのである。「欺瞞」や「共謀」といった現象学的概念が、欺瞞や共謀を仕掛ける側の「意図 (intention)」には収斂されない次元に焦点を当てていたのも、まさにこのためなのである。

内因型および外因型の直線的因果律に対する、Laing らの内在批判的契機 ——さしあたりそれは、「個体論」「物象化論」そして「決定論」に対する批判を媒介としたものであったと纏められよう。とりわけ最後の決定論的思考からの回避は、彼らの弁証法的性格を担保するものとして重要な意味を担っている。つまりそれは、器質学や生化学的成果、はたまたそれまでの精神分析学的病理学研究成果を丸々捨て去るのではなく、それらを含むあらゆる可能性を一旦「仮説」的に摂取した上で、ディメンジョナルな横断的つながりを探究せねばならないという点に現れている。そして奇しくもこの「ディメンジョナル」な観点の重要性は、“カテゴリーカル・アプローチからディメンジョナル・アプローチへ”という形で、前章で話題にした DSM の最新版 (*DSM-5*) においても全体目標として掲げられている<sup>5)</sup>。Laing らの臨床医学批判を出発点とした認識論的議論は、その意味で極めて先駆的な議論であったと言えるのではないだろうか。

### [第 III 章 注]

- 1) ここでいう「技術的」とは、職業技術的、あるいは経済技術的といった意味で理解すべきであろう。つまり、個々の経済諸活動を通じた、一社会システムとしての家族の機能を分析するという立場が示唆されている。
- 2) ちなみに Laing はこの「乗り越え」の契機について、一般的に使用される „aufgeben“ (止揚、揚棄) ではなく、Sartre が使用するフランス語の <dépasser> を好んで使用している。
- 3) 「恩義」と訳すのも良いだろう。
- 4) Esterson との共著論文 (Laing & Esterson 1958) でも「共謀」概念は取り上げられているが、本稿では、より一層成熟した議論がなされている *SO* に沿って話を進める。
- 5) *DSM-5* が目指すディメンジョナル・アプローチとは、「客観的な患者のデータと主観的なそれとの統合が、診断プロセスの精度を高めるべく発展しうるだろう」(APA 2013: 733) という観点に基づいた、横断的 (cross-cutting) 症状評価や重症度評価の導入に象徴される、診断、リスク要因、関連的特徴等に関する脱カテゴリーカルな流動的アプローチを指す。



## 第IV章 Laing & Esterson 家族臨床研究における「宗教」の問題 ——機能「不全」から「(過剰) 追求」への発想の転換——

前章の結語部分において筆者は、直線的因果律に留まっていたのでは可知化できないような、いずれの成員にとっても意図的に制御することの不可能な背景的「力」へと、探究の目を向けるべきであると述べた。これまでのダンチグ家の分析では、「父親と母親の根本的な葛藤関係」「家族の対面を維持せねばならないという共同幻想的目標」そして「サラの能動性」が、主な背景的「力」として蠢いていたことが明らかとなった。

ところが話はここで終わらない。Laing らの家族臨床研究、中でも Esterson による実に緻密なテキスト (*LS*) を細部に至るまで丁寧に追っていくと、上に挙げたものとはまた異質の、極めて本質的なある「力」が作用していたことに気付かされる。端的に言うと、それは「宗教」である。ダンチグ家においては、「宗教」上の規律や慣習の持つ“非人称的な”「力」が、他の背景や動機とも複雑かつ密接に絡み合いながら、種々の欺瞞や共謀による外傷的相互行為状況をより一層深刻化させていたことが如実に明らかとなるのである。

さらに、この「宗教」という名の非人称的影響力を追っていく中で、序論で提示した第二の問題意識、すなわち素朴な機能主義的発想からの脱却の必要性についても、自ずと明らかになっていくだろう。端的に言うとそれは、各々の成員において「機能」をめぐるいかなる“過剰な”「追求」がなされていたのか、そしてその各々における機能追求がなされていく途上で、いかなる摩擦や歪（ひず）みが生まれたのか、という問いへのアプローチである。この問いを通じて、機能の「不全」という馴染み深い発想よりも、むしろ機能の「(過剰) 追求」という発想へと、根本的な転換が促されるのではないかと思われる。「宗教」という名の非人称的影響力によって、彼らはいかなる形での機能の「追求」を迫られていたのか。そしてその中で、種々の欺瞞や共謀を働かざるを得ないような、いかなる関係的歪みを経験するに至ったのか。引き続きダンチグ家を通じて、このもう一つの新たな問いへと取り組みたい。

### 1. 宗教上の不道德さ・邪悪さ

既に述べたように、ダンチグ家は「正統派ユダヤ教」を信仰していた。中でも父親は、この正統派ユダヤの規律に厳格に従うことも、自己抑制的な生き方を支える一つの重要な要素と見做していた。父親は当初、ジョンに対して宗教面での厳格な従順さを期待したのだが、それが母親との対立を生む一因となったため、止む無くサラへと期待の対象を変更したのであった。

では、サラが自己抑制的な生き方に反して見せた、かの逸脱的振る舞いは、宗教的規律への追従という点にまで及ぶものだったのか。結論から言うとその通りであった。否むしろ、他の成員たちによって宗教的規律からの逸脱というふうには受け止められてしまったと言うべきであろう。そしてそれは、サラの逸脱的振る舞いを「病気」ないし「狂気 (*mad*)」とラベリングすることとはまた別の解釈を、他の成員たちにもたらすこととなった。すなわちそれは、サラは「不道德さ (*wickedness*)」にまみれた「邪悪な (*bad*)」存在である、という解釈であった。

繰り返すように、他の成員たちは、サラが「怠惰であること、頑固であること、ふしだらであること、父親に対してひどく生意気であること、猥褻であること」(SMF112)が、「病気」と見做されるべき証拠であると考えていた。しかしながら Laing らから見ると、「彼らは〔サラの〕病気をではなく、不道德さを述べているように思われた (They seemed to be describing wickedness, not sickness)」(SMF 112) という。‘wicked’ないし ‘wickedness’ という語は、‘evil’と同じように、神に代表される宗教的権威や種々の宗教的共同体からの離反に伴う「不道德さ」を含意しており、他には「邪悪であること」と訳すこともできる。Laing らは他の箇所でも、両親たちが逸脱的に振る舞うサラに対し、繰り返し「お前は気が狂っているか間違っているのだ (you are mad or bad)」(SMF118) と言いつつ述べているが、ここでいう「狂っている (mad)」という評価が「病気である (sick)」に相当するのに対して、「間違っている (bad)」という評価は先の「不道德である、邪悪である (wicked)」に対応したものと理解することができる。つまりここでは‘bad’という表現を、単に「間違っている」だけでは済まされない、‘wickedness’という意味を内包した「邪悪さ」を指示したものと理解する必要がある、ということである。以上を纏めると、サラは「不道德さ (wickedness)」にまみれた「邪悪な (bad)」存在と見做された、ということになる。

この論点は、Laing および Esterson の家族臨床研究を検討するにあたって、旧来見過ごされてきた点ではないかと筆者は考える。つまりこれまでは、他者を「病気」ないし「狂気」と見做す欺瞞的行為のあり方にばかり、関心が寄せられてきたのではないかとということである。もっとも Laing 自身の批判の矛先が、精神病性の徴候を紛れもない「事実」と捉える臨床医学的見地、およびそれとの間に臨床的共謀関係を形作る家族成員たちの欺瞞的ラベリング行為——他者を「病気」と見做すところのそれ——へと主に向けられていたため、止むを得ないところではある。しかしながら、他者を「病気」と見做すことと「不道德」「邪悪」と見做すこととの間には、決して無視することのできない本質的な相違があるように思われる。前者の場合、それがいかなる形であれ医学的処置の対象とされる限りは、治癒の可能性を有した“一時的な変調”として扱われるに留まるだろう。だが後者の場合、とりわけ宗教的権威や共同体からの離反に伴う「不道德さ」「邪悪さ」ともなれば、それは一時的な変調などでは済まされない。言うなれば、もはや“救済の余地のない根源的な問題”として、周囲からは受け止められるのではないだろうか。

先の Laing らの引用文を振り返ると、ダンチグ家ではこれら本質的な違いを持つ二種類の評価を、相互に織り交ぜながら採用していたように見受けられる。つまり、「病気」という評価の中に「不道德」「邪悪」という本来異質であるべき別の評価を、暗黙裡に含み込んでいたのではないかとということである。それによって「病気」という評価の意味するところは、“一時的な変調”などといった次元をゆうに超えて、“救済 (= 治癒) の見込みのない根源的な問題”という次元にまで及ぶこととなる。無論その中には、本来‘wickedness’などといった表現によって別途示されるべきだった“宗教上の救済不可能性”という意味も言外に含まれている。むしろ、‘wickedness’が「病気 (sick)」ないし「狂気 (mad)」という表現の中に吸収合併されることによって、代わりに、宗教上の「不道德さ」「邪悪さ」を必ずしも第一義的意味とはしていない‘bad’という極めて素朴な表現が、日常会話場面においては頻繁に使用されることとなった——。このように理解すべきではないだろうか。

さてそれでは、両親たちは実際どのようにして、サラが宗教上の「不道德さ」「邪悪さ」を呈していたことを、証明しようとしたのか。言い換えれば、彼らは自らの「正しさと間違いの感覚」(LS53)の源泉であるところの、いかなる宗教上の規律や慣習、ないし「宗教的倫理 (religious ethics)」(LS 53)に即しながら、サラが不道德であり邪悪であると見做そうとしたのか。そしてそれは、彼らが意図的に制御できなかった他の背景的力と、いかなる形で絡み合っていたのだろうか。

## 2. 「安息日」という主題

### 2-1. 「怠惰」であることの宗教倫理的意味

上記の問いに取り組むべく、筆者は今一度、「怠惰さ (laziness)」という部分に着目したい。既に述べたように、両親は、サラが 13 歳の時に「病気の徴候」である「怠惰さ」を示し始めたことと証言した。それは、「規則正しさ」を旨とする自己抑制的生活に根本から反するという理由で、サラの「病氣」を象徴する態度として長い間受け止められていた。つまりダンチグ家において「怠惰さ」とは、単に社会通念上どころなく注意されたり改善を促されたりする程度のものではなく、明確な「規則違反」として厳しく非難されるべき態度であったのである。

その際に重要なのは、「怠惰さ」を厳しく非難するほどの「規則 (正しさ)」が、ダンチグ家においては、ある宗教上の規律と密接に結び付きつつ設定されていたという事実である。すなわちそれは、「安息日 (Sabbath) の遵守」であった。

周知のように「安息日」とは、旧約聖書の中に記された聖なる日である。週の七日目、つまりユダヤ暦で言うと金曜日の日没から土曜日の日没にあたるこの日には、ユダヤ教徒であれば概ね、労働や家事を含むほとんどの活動に従事しないよう厳格に守ろうとする。安息日が「聖なる日」として、多くの記念日の中でもとりわけ重要視されるのには理由がある。まずそこには、ヤハヴェの神による六日間の世界創造ののちに設けられた、祝福と休息のための重要な一日という意味が象徴的に込められている。それは単に心身の疲労を回復するといったことに留まらず、世界創造という行為に象徴される「空間的事物の専制的支配 (the tyranny of things of space)」(Heschel, A. J. 1951: 10) という次元を脱し、「時間における聖に合うよう精神を調節 (attuned to holiness in time)」(Heschel 1951: 10 強調は原著者による) するという次元へと身を捧げる狙いがある。故に安息日では、労働をはじめとした空間的次元における創造行為にあたる諸活動、ならびに車の運転のような空間的次元を堂々と横切る移動行為などが原則禁じられるとともに、近隣にあるシナゴグでの礼拝と祈禱が積極的に推奨される。

安息日はまた「神とユダヤ民族との特殊な契約の『しるし』と見なされ」(出口剛司 2002: 116)、その意味において、他の民族と区別する際の「ユダヤ的アイデンティティ=存在証明の基底に横たわるもの」(出口 2002: 117) でもある。それは単なる架空の幻想ではなく、「出エジプト (Exodus)」というユダヤ民族にとっての實在の出来事に確固として裏付けられている。つまり「安息日の労働のない状態は、そのままエジプトによる奴隷労働からの解放を指し示し、そのとき神は創造主と同時に民族の解放者として位置づけられる」(出口 2002: 117)。このように安息日とは、〈現在〉の信仰が〈過去〉の實在に保障され、な

おかつそれが間断なく繰り返されることによって〈未来〉に向けた信仰をも保障するような、「時間の聖化をめざす時間の宗教 (*religion of time aiming at the sanctification of time*)」(Heschel 1951: 8 強調は原著者による)たるユダヤ教の根本的規範であると同時に、「まさしくユダヤ民族固有の宗教的慣習として、民族共同体の日常生活の秩序と文化的アイデンティティを保障するものであった」(出口 2002: 117)と言える。

日常生活の一角をなす慣習的行為規範であり、創造主であり解放者でもある神への信仰であり、なおかつ民族共同体としての文化的アイデンティティを保障するものでもある「安息日」——このように単なる休息という意味を超えた、歴史的重みを担う民族宗教としての存立基盤である以上、既に何度か引用したユダヤ教哲学者の Heschel (1951: 13-4) も言うように、この聖なる日は「怠惰」であることが許容ないし推奨されるような単なる休日とは一線を画す。いわば「怠惰な人間は、ヘッセルによれば時間という神が人間に贈った、そしていまも贈り続けているかけがえない生の持続 (*durée vitale*) の首をしめるに等しかったのである」(森泉弘次 2001: 18)。働くことはもちろんのこと、何の目的も持たずにただ怠けることも神に対する冒瀆として戒められるのであり、だからこそ熱心な礼拝と祈禱に励むことが何よりも求められるのである。

正統派ユダヤ教徒を自認するダンチグ家においても、当然ながら安息日の過ごし方は繰り返し話題に上った。中でも父親は、母親も証言するように、土曜日の朝になると喜んでシナゴークへ足を運び、ラビの説教に聞き入るほど熱心に過ごしていた (*LS* 168)。「時々でも子どもは、シナゴークへと足を運ぶべきなのです」(*LS* 209)と語るように、父親はまずジョンに対して、安息日の朝にシナゴークへ同行し一緒に祈りを捧げに行くよう求めた。ところがジョンは、父親の過剰なまでの期待に耐え兼ね、「正統派ユダヤが成人としての宗教的権利と義務を引き継ぎ始めるものと期待する年齢を、とうに過ぎていた」(*LS* 153)にもかかわらず、それを「拒否し、母親も彼の側についた」(*LS* 152)。結局父親は、ジョンに対する宗教面での期待をサラへと全面的に向け直すこととなった。その際、朝の礼拝の他に、ダンチグ家では「煙草を吸ってはいけない」というルールが安息日において特に強調されることとなった<sup>1)</sup> (*SMF* 121)。

## 2-2. サラの振る舞いの真意

サラが「怠惰さ」を呈し始めたことは、正統派ユダヤを信奉する父親たちにとって、まさしく「脅威」であったに違いない。とりわけ朝早くにシナゴークへ向かうことを日課としていた父親にとって、「朝早く起きる」ことに悉く失敗するサラの怠惰な姿は、甚だ耐え難いものであったに違いない。

だがその一方で、父親が理想として掲げた「規則正しさ」は、安息日に限らず通常的生活領域にまで及んでいた。つまり、朝早く起きて礼拝に向かう必要のない日であっても、「朝早く起きる」というルールは相変わらず適用されていたのである。かくして父親は、「通常の規則では朝早く起きる必要のない日であっても、朝早く起きて祝日や週末といった特別な日と同様に過ごす代わりに座ったまま考え事をするサラに対して、それがどれほど危険なことであるかを繰り返し教え諭す (*continually lecturing her on the dangers of sitting thinking instead of rising early and regularly on such occasions as holidays and*

weekends, when by ordinary standards there was no need for her to rise early)」(LS 122) ほどに、サラの「怠惰さ」を警戒していたのであった。

Esterson はこの過剰なまでの父親の警戒心に、ある種の欺瞞性の萌芽を感じ取っているのだが、しかしそれ以上に重要なのは、本当にサラの振る舞いが、安息日において厳しく咎められるに値するほど「怠惰」なものであったのか、というそもそもの問題である。つまり、父親の過剰なまでの警戒心は、たとえ安息日という掟に客観的に照らし合わせたとしても、果たして理に適ったものだと言えるだろうか、という疑問が生じざるを得ないのである。

Esterson によると、安息日におけるサラの過ごし方は、決して特別咎められるべきものではなかったという。彼が言うには、「サラは病気とラベリングされる前から、伝統を遵守し、安息日には瞑想に取り組むべく家の中に留まり続けていたものの、彼ら [=両親たち] は暴力的にサラ [のそうした過ごし方] に反対していた (Yet when Sarah, even before she was labelled ill, tried to follow tradition and remain home on the Sabbath meditating, they violently opposed her)」(LS 122) という。確かに安息日では、先述のように神への祈りに励むことが要請される。だが一方で、わざわざシナゴークへ向かい礼拝に出席すべきかどうかに関しては、推奨されるものの、絶対の義務ではないと一般的には考えられている (Kushner, H. S. 1993: 98)。ユダヤ神学者の Kushner によれば、「安息日の休息は、なすべき責務に拘束されないという自由と定義される (Sabbath rest is defined as freedom from obligation)。… [中略] … [つまり] 別の日には持つことができない程度の自由時間を持っていることから、[礼拝に] 出席するかどうかを選択するのは自由なのである (you are free to choose to attend, because you have a degree of leisure you don't have on other days)」(Kushner 1993: 98)。この記述に沿って考えるならば、サラが家の中に留まり瞑想に励んでいたのは、決して何らかの重大な規律、義務違反でもなければ、単なる「怠惰」でもないということになる。それにもかかわらず父親をはじめ他の成員たちが、サラの安息日における過ごし方を暴力的に反対し、しかもそれを安息日以外での日常的な過ごし方にまで敷衍した上で全面的に「怠惰」であると見做したのは、伝統を遵守すべく瞑想に励んでいたサラに対する欺瞞に相当すると考えられるのではないか。

### 3. 宗教的観点から見たサラの「孤立」

とはいえ、安息日をめぐる父親たちの欺瞞的働きかけをより一層可知化するためには、さらに複雑な議論へと入り込む必要がある。

既に筆者は、サラが、「病気」とラベリングされ家族の体面を維持するためのスケープゴートとして扱われる遥か以前から、既に実質的な孤立状態に置かれていたと述べた。サラは「父親の願望に応じるよう本当に期待された一人の人間として、母親、父親、そして弟から選り抜かれていた」(SMF 112) のだが、しかしその実情は、サラだけが「[父親をも含む] 他の全ての人たちならばうまく破ることの可能なルールに、休みなく従うことを期待されていた」(SMF 122) という過酷な現実があった。

いずれの引用文も既に紹介済みだが、ここでは後者がとりわけ重要となる。つまり“父

親を含む”サラ以外の家族成員ならば、サラに押し付けていたルールにも“うまく破ることができた”という驚くべき事実である。しかもその「ルール」が指し示す範囲は、安息日を含む、宗教上の規律や慣習にまで及ぶものであった。

例えばダンチグ家では、母親曰く「非ユダヤ人」の女性と結婚することは厳しく禁じられていた (*LS* 66, 156)。それにもかかわらずジョンは、本人が証言するように、幾度となく密かに非ユダヤ人の少女と性的関係を持ったことがあった (*LS* 155)。ところが、通常であれば「有無を言わさぬ追放 (unequivocally expelled)」 (*LS* 156) の対象であり、「ジョン [自身] が心に描く最悪の処罰である『破門』 (The worst punishment John could envisage was ‘excommunication’)」 (*LS* 153) に相当するはずの行為にもかかわらず、実際は黙認されたのであった。むしろ「ジョンは、非ユダヤ人の少女たちとは性的関係のみを持つべきであるとまで、暗黙裡に考えられていた (It was also implicitly understood that he should only have intercourse with non-Jewish girls)。彼女らは、そうした不浄な目的のためには十分適していた (They were good enough for such an unclean purpose)」 (*LS* 155)。ジョンの性的関係に対する黙認は、とりわけ強い共謀関係下にあった母親によって推し進められていたが、結婚後の正統派ユダヤとしての「清浄な家庭 (kosher house)」 (*SMF* 126) を築くことに価値を置いていた母親にとっては、「不浄な目的」にあたる性的関係は、婚姻を交わす前に全て外部に吐き出しておくべきものと考えられていたのである。

他方、ジョンの性的関係を黙認していた母親もまた、「ジョンの黙認によって、夫にも知られることなく安息日の規則を破っていた (broke Sabbath rules, with John’s connivance, unbeknown to her husband)」 (*SMF* 122)。例えば「夫が見ていない時に火をつけるなどの種々の行為」 (*SMF* 126) を繰り返していた。さらには、「食事に関する規律を遵守する以外にはほとんど何もない (it consisted in almost nothing other than keeping to the dietary laws)」 (*LS* 135) と言うほど、妻の責務として「清浄な食物 (kosher diet)」 (*LS* 135) を提供することに気を遣っていたにもかかわらず<sup>2)</sup>、「彼女は、清浄でないために禁じられたレストランで食事をとるという規律違反さえ犯した」 (*LS* 135)。だが重要なのは、いずれの場合も、夫ないし「世論」に気付かれないよう密かに行われていたという点である。「彼女は決して夫の前では火をつけない」 (*SMF* 126) し、禁じられたレストランでの食事も、「ユダヤ的『世論』」に目撃されそうにないと感じられた場合 (when she felt they were not likely to be observed by Jewish ‘public opinion’)」 (*LS* 135) に限って行われた。Esterson 曰く、「確かに彼女は不便だという理由で正統派の規律の多くに不賛成 (It is true that she disagreed with many of the Orthodox regulations, because they were inconvenient)」 (*SMF* 126) であり、それは婚姻以来続く夫に対する不満の一因でもあった。にもかかわらず彼女は、夫の目の前では「そうした事柄に従い、夫に尊敬の念を示すことが妻としての務めであった (It was her duty as a wife to comply in these matters, and show respect for her husband)」 (*SMF* 126) と考え、「もしも夫が正統派のユダヤ女性らしくあってほしいと望むなら、そのようにする備えはあった (If he wanted her to appear as an Orthodox Jewess, then she was prepared to appear in this way to him)」 (*SMF* 126)。こうして、〈夫に忠誠心を示す従順な正統派ユダヤ女性〉としてのアイデンティティは表層的に保たれつつ、さらにはそれによって夫自身が気を遣っていた「世論」、

とりわけ同胞ユダヤ人たちを念頭に置いた「ユダヤ的世論 (Jewish public opinion)」からの信用も維持されるというわけである。

では父親はどうだったのか。ダンチグ家の中で最も宗教的規律や慣習に厳格であったはずの父親もまた、密かに安息日の規則を破っていたのである。彼の場合、「世論」からも、そして他の成員からも隔てられた唯一の私的空間である「トイレ」の中で、マッチを擦り煙草を吸っていたという (LS126)。「トイレという空間は、成員各々がダンチグ家の中で唯一、一定の年齢を超えれば身体的に独りとなる資格を得ることができる場所であった

(The lavatory was the only place in the Danzig's home where each member of the family was entitled to be physically alone after a certain age)」(LS126) のであり、父親曰く「私だけが私自身に対して唯一責任を持つことができる (I'm only answerable to myself)」(LS126) 空間であった。だが一方で、その「私の心の中には一定量の規律があって、トーラーによって定められた法や規律を遵守せねばならず、もしあなたが全能の神の啓示を信じているならその時は—— 煙草を吸うことは禁じられるのです (there's a certain amount of discipline in my mind that I've got to observe certain laws and regulations according to the Torah, if you believe in the revelation of the Almighty you accept that — then, smoking is prohibited)。誰が私のことを見ているのでしょうか

(Who sees me?)。それは唯一、神だけが私を見ているのです (Only one — One God sees me)」(LS126)。したがってトイレの中で煙草を吸うことは、『神』のいわば目の前で、ダンチグ氏による心密かな不服従 (Mr Danzig's furtive disobedience under the nose, as it were, of 'God')」(LS126) を意味する行為なのであった。

#### 4. 前世代の経験と記憶

以上のような他の成員たちによる宗教上の規律違反は、サラの孤立状態をますます決定付けるものとなった。つまりその意味で、安息日に端を発する「宗教的欺瞞性」を何よりも示す出来事であった。そしてここから、さらなる本質的な問いが発せられる。なぜ彼らはお互いに黙認し合いながらも、宗教的規律を破るという危険を冒すに至ったのか。またなぜ、宗教的規律を破ってもよいと判断することができたのか。さらにその上でなぜ、サラだけが彼らの共謀関係の中に入ることを許されないまま、甚だ不条理であるにもかかわらず、規律違反を犯していると責め立てられてしまったのか。この不条理な態度はいかにして可知化されるのだろうか。

これらの問いを明らかにするためには、ダンチグ家の前世代における「経験」と「記憶」に光を当てておくべきであろう。正統派ユダヤ一家としての外面的な宗教的厳格性と手厚い信仰心の裏にある、宗教に対する密かな「不信」は、少なからず、前世代にまで遡る過酷な社会的経験と記憶に根を持つものと考えられるからだ。

サラの父方、母方いずれの祖父母も、元々は東欧の出身だった。19世紀までの「東欧におけるユダヤ人は、ほとんどが貧困に見舞われた職人か、わずかに小規模の商人がいる程度であり、敵意に満ちた隣人たちに囲まれながらも緊密に結びついた共同体の中で生活していた (In Eastern Europe the Jews, mostly poverty-stricken artisans and marginally existing small traders, had lived in close-knit communities, surrounded by hostile neighbours)」(LS130)。彼らの生活方法は、「家族内の経験と家族外的経験との間に大き

な隔たりのない (no great disjunction between their intrafamilial experience of themselves and their extrafamilial)」(LS130) いわば「中世的様式 (the pattern of the Middle Ages)」(LS130) をとっており、そしてそれは「ビジネスや労働を、単に生活上必要な経費を供給する手段にすぎないものと見做し、一方で、トーラーを学び実行することを専念すべき人生の主要目的とする (regarded business or work merely as a means of providing one's living expenses, while one concentrated on the main purpose of life, which was to study and live the Torah)」(LS130-1) ような「宗教的伝統によって厳重に統治されていた (was closely governed by religious tradition)」(LS130)。つまり、「ほとんどのユダヤ人ビジネスマンの手掛けるビジネスは、専らユダヤ人どうしで交わされるか、あるいは相当程度ユダヤ人に頼って交わされていたため、宗教的伝統を軽んじ、競争相手に対しアドバンテージを得ようとするビジネスマンは、厳正な共同体的制裁と経済的破綻のリスクを負う羽目となった (Since the business of most Jewish businessmen was either conducted exclusively amongst Jews, or was to a significant extent dependent on Jews, any businessman who tried to gain advantage over his competitors by disregarding religious tradition risked severe communal sanctions and economic ruin)」(LS131) という。

ところが、激化する東欧ユダヤ人たちへの迫害や経済システムの急変によって、こうした伝統的な共同体的緊密性は根本から脅かされることとなる。

佐藤唯行 (1995: 218-9) によると、19 世紀後半から 20 世紀初頭にかけて東欧ユダヤ人が大量に英国へと流入しているが、サラの祖父母らもその中の一員に数えられる。彼らはキリスト教信者による迫害に耐えかねて生家を離れる選択をしたのであった (LS 129)。ところが他の多くの近親者の中には、十分な資金を持っていなかったため生家に留まらざるを得ない者もいた。結局そのほとんどは自然災害によって命を落とすか、運よく生き延びた者も、半世紀後のナチスによる迫害によって、子や孫ともども強制収容所に送られてしまったという (LS129)。

このように経済的な貧富の差が近親者の間で生死を分かち一因となったことが、ダンチグ家において経済活動を重要視するきっかけとなったとしても、決して不思議ではない。まして移住先の英国は、小農経済 (peasant economy) を未だに主流としていた当時の東欧とは違い、既に高度に組織化された大規模な産業資本主義システムの真っ只中にあった (LS 131)。やがて勃発した第一次世界大戦と、英国内でも小規模ながら沸き起こり始めた反ユダヤ人暴動 (佐藤 1995: 222) といった「生存に向けた闘争状態を要する混乱の中で、多くのユダヤ人は [産業資本主義の] システムというイデオロギーへと自らを適合させ始めた (In the panic of the struggle for survival, many Jews began to align themselves with the ideology of the system)。というのも、彼らは伝統的な宗教的枠組みを不合理なもの、あるいは邪魔なものとなし、徐々に経験していたのである (For they increasingly experienced their traditional religious framework to be irrelevant, or even a hindrance)。 … [中略] … [こうして] 死に物狂いの多くのユダヤ人は自らの伝統的宗教の慣習を軽んじ始め、ビジネスに興じる何人かは、ビジネスの繁栄によって苦しみ乗り越えられていくことに気付き始めたのである (Many Jews in desperation began to disregard their traditional religious customs, and some with businesses found that, far

from suffering, their businesses prospered)」(LS132)。サラの父親もまた、こうして前世代から引き継がれた過酷な経験と記憶に倣いつつ、宗教的伝統よりもビジネス場面での成功へと重点を移していった一人だと言えるのではないか。

## 5. 二重の評価基準 —— 〈近代的生活基準〉と〈伝統的基準〉

中世的生活様式から脱却し、近代的な生活システムへと自らを適合させていくべきだという意識は、ビジネスマンである父親に限らず、母親やジョンにも共通して抱かれていた。例えばジョンが非ユダヤ女性と性的関係を持ったことも、そしてそれを母親が黙認したことも、彼らにとっては重大な宗教的規律違反として一方的に断罪される前に、まずもって「公正な観点から『近代的』(fairly 'modern')」(SMF126)な振る舞いとして評価されるべき事柄なのであった。とりわけ「性 (sex)」に関する脱伝統的で近代的な価値観は母親において根強く、彼女はサラに対しても、異性と積極的に外出するよう勧めていた (SMF126)。「安息日に娘が男の子と外出することにさえ反対しなかった」(SMF126)ほどであった。

もともと、父親、母親、ジョンいずれにとっても、彼らが「ユダヤ的世論」と呼ぶところの同胞たちを前にしては、さすがに近代的生活様式を前面に押し出すわけにはいかなかった。同胞ユダヤ人としてのしかるべき宗教上の配慮を、つまり共通の文化的アイデンティティを有する同胞民族であることを、最低限、示す必要があったのである。とはいえ、近代的生活様式とその価値観に慣れ切った彼らにとって、「ユダヤ的世論」に対する宗教上の配慮は、文字通り“最低限”の形でよしとされた。すなわち、しかるべき「儀礼的行動を儀礼的に演じ、〔しかるべき〕慣習や法を儀礼的に遵守する (ritually performed these ritual acts and ritually observed the customs and laws)」(LS132)だけで良いと判断されたのである。“内面的な”敬虔さは特段必要ではなく、あくまで“儀礼的な”、すなわち“外形的な”遵守と従順さが問われていたのである<sup>3)</sup>。安息日に欠かさずシナゴークヘ向かうことに父親がこだわっていた理由も、この点から理解可能であろう。それは内面的な敬虔さゆえの行動というよりも、「ユダヤ的世論」からの外的評価を維持するための“儀礼的”行動として理解すべきなのである。

父親たちが気に掛ける「ユダヤ的世論」なるものは、結局のところ、二重の評価基準を持つ存在として把握されていた。すなわち、ビジネス上の成功を評価する〈近代的生活基準〉と、宗教的規律や慣習に遵守しているかを評価する〈伝統的基準〉の二つであった。だが父親たちにとって何よりも急務だったのは、これら二重の評価基準が引き起こしうる葛藤に逐一悩まされぬよう、事前に解決策を用意しておくことであった。その結果、内面的な敬虔さよりも外形的＝儀礼的振る舞いを優先すべきとする方針が採られることとなったのである。そしてこれによって、彼らの中の「権威」の序列は、敬虔さの対象たる「神」よりも「世論」のほうが圧倒的上位に立つこととなる。むしろ「世論」からの二重の評価に晒されるストレスを考えると、たとえ「世論」の一切入り込まない空間、言い換えれば「神」とのみ対峙する空間に身を置いたとしても、そこは単なる日頃のストレスを解消する場であるにすぎない。父親が「トイレ」という空間に身を置いた際、「神」の目の前にもかかわらず堂々と安息日の掟を破ることができたのも、まさにこのためなのである。

## 6. 幼兒的世界への退行、そして「追放」へ

ここまでの内容を踏まえると、両親たちがサラから感じ取っていた「脅威」とは、必ずしも「怠惰さ」によって表されるような、サラの宗教上の規律違反的傾向ではなかったのではないかと考えられる。むしろサラを「怠惰」であると決めつけ、宗教上の重大な規律違反を犯していると責め立てることで、彼らはその背後に感じられる別の“真の”「脅威」から必死に身を守ろうとしていたのではないか。つまりサラの振る舞いに対する欺瞞的ラベリング行為は、彼らにとって本質的な「脅威」となりうる別途の問題から必死に目を逸らさせるための、家族総出による防衛的反応ではないかと考えられる。

結論から言うと、彼らにとっての真の脅威とは、甚だ奇妙ではあるが、サラが内面的な敬虔さを持って宗教上の規律や慣習に厳格に従おうとしていたこと、そしてその傾向が日に日に強まっていったことではなかったかと、筆者は考える。既に述べたように、サラは安息日においても、父親の外形的＝儀礼的な行動に追随することなく、ただひたすら家の中で「瞑想」に励んでいた。やがて彼女は、部屋の中に閉じこもり、一晩中「聖書」を読みふけり考え込むほど、宗教の根本の部分にまで没頭することとなったのである。「彼女は繰り返し聖書を読み続け、そこから引用し、理解しようとした (she had been continually reading the Bible, quoting from it, and trying to understand it)」(SMF 125) のである。正統派ユダヤが、内面的な敬虔さ、そしてトーラーへの忠実さを特徴とするのであれば (Solomon, N. 1993: 106)、これらサラの振る舞いはむしろ評価に値すべきであろう。

ところが両親らは、これらを警戒的に受け取った。しかも、あろうことか「怠惰さ」が成すところの規律違反的振る舞いとまで見做したのである。さらに聖書への没頭に関しては、「彼らは、サラが宗教にとりつかれていると述べた」(SMF 125)。当然ながらこれは肯定的な解釈ではない。彼らはそれを、宗教上の規律違反を犯してしまったことへの「やむにやまれぬ辛苦による償いの一形式 (a form of atonement by forced hardship)」(SMF 125) と考えていたのであり、その意味で否定的な解釈であることには変わりないのである。

なぜ彼らは、このような形で、サラが宗教に向き合おうとする態度を「脅威」と感じざるを得なかったのか。

それはひとえに、自分たちの犯していた密かな規律違反が、宗教的規律と慣習を遵守するサラによって責め立てられ、さらには「世論」に暴露されてしまうのではないかと、という恐怖心によるものであったと考えられるのではないかと。二重の評価基準によって審査し、「神」よりも上位に立つところの「世論」ないし「ユダヤ的世論」に向かって、自分たちの犯した密かな、しかし重大な規律違反が暴露されてしまう以上に、防がなければならない事態はないのであった。もし仮に、自分たちの不注意以外にその危険性があるとすれば、その原因はサラしかあり得なかったのである。

聖書を読みふけるほどに宗教的世界に没頭していたサラは、「聖書はおそらくざっと見るのがちょうどよく、信心深い人ですらそうすべき (The Bible was possibly all right to glance through, and perhaps, even, a religious person *should* do that)」(SMF 128 強調は原著者による)と考えていた両親たちにとって、もはや手の付けられない存在であった。自分たちの仲間に、つまりお互いの規律違反を黙認し合う共謀関係の中に誘い込むことが

もはや不可能な中で、彼らが唯一できることといえば、サラを可能な限り「世論」から引き離すことだけであった。その際、一つは家の中に押し留めておくことが有効であると考えられた。例えば彼らは、一晩中聖書に没頭していたために父親の言う「規則正しい時間」に食事を摂ろうとしなかったサラに対し、「怠惰」の表れだと厳しく非難しながらも、「サラが欲するときにはいつでも、部屋にまで食事を届けることで、彼女が部屋の中に留まることを密かに奨励していた (they implicitly encouraged her to stay in her room by giving her meals whenever she asked for them)」(LS106)。Estersonによると、この行為はサラを「世論」から可能な限り引き離すと同時に、自律性を持って振舞おうとする成熟したサラを再び、彼らの「理想化された幼児的本能の世界へと押し戻す (return to an idealized infant-gut world)」(LS107) という狙いも込められていたと考えられる。「親孝行 (filial piety) であること」を理想的生活の一つとして掲げていたのも、それが「世論」からの評判を左右するからというだけでなく、すっかり成熟して危険人物と化したサラを「幼児的本能」の段階へと「退行」させるためでもあったのである。そのように考えると、“怠惰である”と評価すること自体が、成熟しつつあったはずのサラに対してその(成熟という)事実を否定し、その上であたかも、彼ら自身が密かに理想としていたところの幼児的状态に留まったままであるかのように、事実を歪曲して解釈することに他ならない。つまり、彼らにとってサラが“怠惰である”ということは、決して由々しき事態などではなく、実のところ歓迎すべき事態だったのであり、彼らはサラに対しそのように責め立て続けることで、逆説的に自分たちが理想とする状態へとサラを退行させようとしていたと考えられるのである<sup>4)</sup>。

ところが実際は、彼らがそのように欺瞞的に接すれば接するほど、サラはますます、父親に対して激しい攻撃性を見せるなど、自律性ないし能動性を強めることとなった。その結果、「世論」の目から隔離された場所は、家の中から「病院」へと本格的に移行することとなったのである。

繰り返し引用するように、確かにサラは「父親の願望に応じるよう本当に期待された一人の人間として、母親、父親、そして弟から選び抜かれていた」(SMF112)。つまりサラは、実のところ、他の成員たちが成しえなかった正統派ユダヤとしての〈宗教的敬虔さと熱心さ〉とを、一手に引き受ける存在として期待されていた。だが同時にそれは、規律違反を繰り返していた彼らにとって致命的な脅威となりかねなかった。そのため彼らは、一方で〈幼児的純朴さ・愛らしさ〉を持った幼児的本能の状態へと退行するよう迫る必要もあった。こうして根本的に相矛盾する要求が、サラへと投げかけられたのである。

「世論」という外的世界から事あるごとに切り離されつつも、一方で「家族への忠誠心」と「親孝行」を通じて早くから「世論」へと気遣うよう迫られる。また他面では、人間的成熟に伴う〈宗教的敬虔さ・熱心さ〉を期待されつつも、未成熟な〈幼児的純朴さ・愛らしさ〉への退行を迫られる——。こうした双方向に及ぶ重層的な欺瞞、ないし歴としたダブル・バインド状態は、サラが成熟すればするほど、それに対抗するかのようますます強化されていく。そしてこの、お互いがお互いを駆り立てあう「対称型」の「分裂生成 (schismogenesis)」(Bateson [1936] 1958a: 175) 的關係は、彼らがサラを「病氣」とラ

ベリングすることによって、ようやく制止することができる。それは Esterson が喩えるように、贖罪の日に墮天使アザゼル(Azazel)へと放逐される山羊の如く( LS206, 297-9)、周囲の者たちの罪業を一手に背負ったスケープゴートとして、「病院」へと「追放(expelled)」されることを意味していた。サラに投影された「罪」、それは、“独りで”「病氣」を患ったことで「世論」を騒がせてしまったことに対する「スキャンダル」(SMF117; LS32-3 etc.)と見做されていたが、サラにとってそれは、本来ならば他の成員たちが引き受けるべき、全く身に覚えのない罪なのであった。その意味でサラは、度重なる欺瞞とダブル・バインドの果てに、まさにとどめとなるような究極の「裏切り」に直面してしまったものと考えられる。

## 7. 小括

やや冗長な内容となってしまったが、以上が「宗教上の実践、とりわけユダヤ教の実践において極度に欺瞞されていた (extremely mystified over the practice of religion in general, and Judaism in particular)」(LS129) サラの境遇と、その一連の欺瞞の内実である。

①まず、父親が理想としていた自己抑制的生活は〈宗教的規律への厳格さ〉とも結びついており、それは「安息日」の過ごし方に最もよく表れていた。その父親たちから見て、13歳頃から芽生え始めたサラの変化は、「安息日」に象徴される「時間の聖化をめざす時間の宗教」たるユダヤ教において厳しく戒められるべき「怠惰」な振る舞いのように感じられた。だが実のところそれは、人間的成熟、すなわち両親から離れ自らのイニシアティブで物事を成し遂げようといった自律的態度の一つである〈宗教的敬虔さ・熱心さ〉によるものであり、まして宗教上の規律違反に数えられるものではなかった。

②一方、他の成員たちは、父親も含め各々が「世論」とりわけ「ユダヤ的世論」に気づかれぬよう、かねてから密かに規律違反を繰り返していた。そこから見出されるのは、前世代の歴史的経験と記憶をもとに近代的生活様式とその価値観への適合を目指しつつも、「世論」を前にしては“儀礼的＝外形的な”宗教的規律への遵守によって同胞民族としての文化的共通性を最低限示そうとした、彼らの二律背反的な姿であった。いわばそれは、〈近代的世俗意識〉と〈伝統的宗教観〉との間の葛藤を回避するための彼らなりの思索であり、これによって彼らの中の權威の序列は、内面的な敬虔さの対象たる「神」よりも外的実在たる「世論」のほうが上位に立つこととなった。

③だがそうした中でサラの〈宗教的敬虔さ・熱心さ〉は、確かに正統派ユダヤ家族としての評判を獲得するための重要な要素であったものの、一方で自分たちの密かな規律違反を「世論」に暴露する危険性を孕んでいたため、慎重に対処すべきものと感じられた。よって彼らは、サラこそが「怠惰」という規律違反的振る舞いをとっていると繰り返し責め立てることで、未成熟な幼児的本能の状態へと退行させるとともに、可能な限り「世論」から切り離された空間に押し留めようとしたのであった。〈幼児的純朴さ・愛らしさ〉への退行を促そうとする両親たちの欺瞞的働きかけと、〈宗教的敬虔さ・熱心さ〉を伴うサラの人間的成熟および自律性は、お互いがお互いを無限に駆り立てあう関係にあった。したがっ

て、サラを「病気」とラベリングし「病院」へと送り込むことは、この対称性の分裂生成関係が爆発するのを制止するための唯一の手段であり、また同時に、自分たちが引き受けるはずであった「罪」を一手に背負わせ放逐するための最終手段でもあった。かくしてサラは、「病気」と見做された上に、'wickedness'な存在、すなわち宗教的共同体から追放されるべき邪悪な存在であると見做されたのであった。

### 7-1. 多世代に及ぶ長期反復性

既に前章において、Laing および Esterson の家族臨床研究が、直線的因果律に対する内在批判性を有するものであることを筆者は明らかにした。だが本章で着目した「宗教」という論点もまた、認識論的転換をめぐる重要な意義をもたらすものと筆者は考えている。

第一にそれは、サラが見せた自律的表現（ないし能動的態度）をめぐるより具体的な動機を明らかにしてくれる。サラの自律性・能動性は、ダブル・バインド理論における「自己 - 確証」の過程と同様、外傷的相互関係の長期反復性を構成する一要素と考えられ、その意味で「〈処罰を与える側〉 / 〈与えられる側〉」といった単純な直線的因果二元論を回避する役目を果たしている。「宗教」という論点は、この認識論的に見て重要な位置を占める「犠牲者」の側の自律的＝能動的働きかけをめぐる、その原動力の一つとなっていた背景的な動機、すなわち〈宗教的敬虔さ・熱心さ〉という力が働いていたことを、明らかにしてくれるのである。

第二に、欺瞞を続けざるを得なかった側の社会的動機や背景にも、より鮮明な光を当ててくれる。ダンチグ家の外傷的相互関係が長期反復的にならざるを得なかったいま一つの事情として、「家族の体面を維持しなければならない」という共同幻想的目標が掲げられていたことが挙げられた。これによって我々は、かの単線的な決定論的因果律に陥るのを防ぐことができた。「宗教」という論点は、家族の体面を維持する際に配慮しなければならないとされる「世論」が、より具体的には「ユダヤ的世論」という形で同胞の文化的共同体を指示するものであること、そしてその「ユダヤ的世論」なる存在は「神」よりも権威的上位に位置するほど重要視されていたことを、それぞれ明らかにしてくれる。ここで重要なのは、少なくとも前世代における社会的経験と記憶にまで遡らなければ、彼らがなぜあれほどまでに「ユダヤ的世論」なるものを畏れていたのか、そしてその畏怖をいかなる形で解消しようとしていたのか、真に可知化されないという点である。その意味でダンチグ家を通じて明かされる外傷的相互関係の「長期反復性」とは、単に“今ここで”外傷的関係を構成している家族成員のみに留まらず、それ以前の世代の成員らも巻き込んだ、いわゆる「多世代間の相互関係の復元（multigenerational reconstruction）」（Boszormenyi-Nagy, I. & Spark, G. M. 1973: 353）というべき緻密な作業を要するほどの、より一層の時間的 - 空間的な通時性を帯びているのである。前世代の成員たちは“今ここ”での外傷的関係を直接構成しているわけではないが、彼らが経験した社会経済的、そして宗教文化的経験とその記憶は、次世代へと引き継がれることによって、間接的でありながら“今ここ”での外傷状況に多大な影響を与えているのである。いわばサラは、ダンチグ家が安寧に生き延びるべく代々棚上げにし続けてきた「正統派ユダヤ一族」ならではの葛藤を、「家族出納帳 (family accounting)」（Boszormenyi-Nagy & Spark 1973: 280）

の如く長い年月にわたって累積された負債を返済するかのように、一手に引き受けざるを得なかったのである。しかもその負債額は、サラが正統派ユダヤ人であろうと努力すればするほど、つまりその意味でダンチグ一族に対する「見えざる忠誠 (invisible loyalties)」(Boszormenyi-Nagy & Spark 1973) に真摯に向き合おうとすればするほど、逆説的に膨らんでいくばかりなのであった。

## 7-2. 機能の「不全」ではなく「(過剰) 追求」という発想へ

そしてもう一点、冒頭でも述べたように「宗教」という名の背景的力によって、ダンチグ家全体が機能の「不全」よりもむしろ断続的な「追求」へと迫られていたことも、併せて明らかになったと思われる。

そのことが最もわかりやすいのはサラであろう。彼女は、正統派ユダヤ一家としての〈宗教的敬虔さ・熱心さ〉をほぼ一手に引き受けることで、ユダヤ的世論に向けた「敬虔な家族」としての評判を獲得するとともに、正統派ユダヤ“一族”に対する見えざる忠誠にも向き合い、代々棚上げにされてきた葛藤を返済するという機能をも十分に果たすよう迫られていた。両親の手によって、理想化された幼児的本能の世界へと押し戻されようとも、宗教に対する敬虔さと熱心さを遂行するという機能は最後まで絶やされることはなかった。

では他の成員たちはどうか。彼らもまたある意味で、自らの機能の「追求」へと駆り立てられていたと見るべきではないだろうか。繰り返すように彼らは、「家族の体面を維持せねばならない」という共同幻想的目標を掲げていた。あるいはそれに“囚われていた”と言うべきだろうか。彼らはこの目標に向けて、あくまで儀礼的な形でありながらも、サラと同様にユダヤ的世論に対する宗教上の配慮を常に心掛けていた。またその一方で、こちらもサラと同様に前世代における経験と記憶を引き継いだ上で、大規模産業資本主義システムに適合的な近代的生活様式を体現するという大々的な機能をも果たそうとしていた。加えて彼らは、通常は相矛盾するこれら二つの機能をめぐって、さらに必死にその妥協点を見出そうとしていたように見受けられる。儀礼的な遵守に留め勤しんだのも、ユダヤ的世論の目に入り込まない私的空間において密かに規律違反を繰り返したのも、〈伝統的基準〉と〈近代的生活基準〉という板挟みの中で、それでもなお円滑に「家族の体面を維持する」という共同目標を満たすための、一つの切実な戦略として把握すべきではないかと筆者は考えている。

他の成員たちとサラとの「対立」は、こうしてお互いが自らの機能を追求し続ける中で必然的に生まれることとなる。それは、お互いがお互いの機能追求の過程に介入し、それを制止しようとした結果、逆説的ながらもたらされる機能追求の“過剰な”駆り立て合いとなって現れる。とりわけそれは、他の成員たちからサラに対する働きかけにおいて顕著である。すなわち、彼らが〈宗教的敬虔さ・熱心さ〉のみに従事しようとするサラを制止しようとするほど、サラはより一層その機能に従事せざるを得なくなったのである。というのも、その過剰な機能追求のみが、サラにとっては、彼らの度重なる欺瞞的働きかけに対抗するための唯一の手段だったからである。それはサラにとって、必ずしも真に望ましいことでも、また自ら進んで望んだことでもなかったかもしれない。しかしながら、理想化された幼児的本能の世界へと押し戻されないためには、宗教へと過剰に没頭するこ

とで、「敬虔な家族」を構成する「成人」の一人として機能する以外に道はなかったのである。一方で他の成員たちの側も、サラが〈宗教的敬虔さ・熱心さ〉にのみ過剰に従事すればするほど、かの二重の評価基準をめぐる家族全体としての均衡を保つべく、より一層〈近代的生活基準〉の側へと重点を置かざるを得なくなった。つまり、近代的生活様式へと過剰に適応する必要に迫られたのであった。

次章の議論をやや先取りすると、機能の「不全」という発想は、一般的には何らかの“明示的な (explicit)”「暴力」——身体的虐待や育児放棄、その他種々の嗜癖など——を前提としており、なおかつ暴力を引き起こした当人を含むいずれの家族成員においても、「欠損」や「不足」といったイメージをもとに明らかな「不全 (感)」が意識されている状態を主題としている。他方、ここで論じている機能の「(過剰) 追求」状態は、(少なくとも意識的次元においては) いずれの家族成員もが自らに課せられた機能の「追求」ないし「充足」に必死に励もうとしているために、その絶え間ない努力が実は問題の根源となっているなどとは全く想定されていないような状態を指している。そうした逆説的な状況の中で行われる「欺瞞」という行為も、——もっともそれは一種の外傷性を帯びた暴力であることに違いはないけれども——あくまでそれは非意図的な水準における“暗黙裡の (implicit)”〈暴力〉である。したがって、他者の機能追求の過程に介入し制止するための行為といえども、その他者を明らかな不全状態へと陥れることを目的とはしておらず、あくまで(欺瞞を仕掛ける側が) 自らの機能追求ないし充足をより円滑なものにすべく実施される、暗黙裡の行為として理解されるべきなのである。

サラは、最終的に家族の中から「排除」されてしまった。それは、サラの機能追求の過剰さが、他の成員たちにとって耐えられる限度を超えたからに他ならない。しかしながらその事実を、その事実の通りに理解した者は、ダンチグ家の中には誰一人として存在しなかった。つまり、“明示的な”「暴力」による機能「不全」的结果と認識した者は、誰一人としていなかったということである。彼らは、あくまでサラのことを思って、自らに課せられた重大な機能、すなわち「家族の体面を維持する」という目標にただ粛々と従事しただけにすぎず、サラを「排除」したいと考えていたわけでもなければ、欺瞞という名の〈暴力〉を繰り返し振るった覚えもなかったと、恐らくは言い張るだろう。その意味で、機能の「追求」に根差した上で何らかの葛藤を抱えている家族は、機能の明らかな「不全」に陥っているものと主観的にも客観的にも認識されるような家族よりも、ある意味で問題の根は深く、かつ複雑なように思われるのである。ここでもまた次章の議論を先取りするならば、それは“問題を「問題化」すること”それ自体の難しさという〈問題〉を、根本的に抱え込んでいる状態だと言うべきかもしれない。

### 7-3. 次章に向けて

ところで、既存の家族療法分野において、これほどまでに「宗教」が持つ文化的 - 世代縦断的な力について詳細に論じられた臨床例は、ほとんど見当たらない<sup>5)</sup>。また先にも少し述べたが、Laing & Esterson に関する先行研究の類を見ても、彼らの家族研究が「宗教」という極めて重要かつ可知化しづらいテーマにまで到達していることに、真正面から触れているものは管見の限り皆無に等しい<sup>6)</sup>。

確かに、詳細な分析が施された臨床例は「ダンチグ家」ただ一つであった。したがってこの一例のみでもって、本章の内容が普遍妥当性を持ちうると言い張るのは、経験科学的に見て無理があろう。Laing & Esterson をめぐる先行研究の類が、とりわけ *LS* に見られるような、ダンチグ家に対する緻密な臨床研究の成果に関心を向けてこなかったのも、このような理由によるものと推察できる。

しかし他面で、Laing らが *SMF* で扱った臨床例の中には、サラと同様に聖書への没頭を通じて宗教的熱心さと自律性を獲得しようとしたマヤ（アボット家）をはじめ、キリストへの信仰と憧れ、さらには同情を通じて自らの境遇を打破すべく教会へと通い詰めたアグニス（ローウソン家 The Lawsons）（*SMF* 232-65）、そして根本主義的な考えを持つ非国教派クリスチャンに生まれたジーン（ヘッド家 The Heads）（*SMF* 176-201）など、「宗教」という観点からさらなる分析が可能と思われる臨床例が多く含まれている。Laing 曰く、*SMF* はあくまで中間段階でのデータ分析にすぎず（*SMF* 25）、*LS* のように、その何倍もの音声データをもとにしたより緻密な分析が後年行われる予定であった（*SMF* 26）。結局その試みは、Laing 自身の問題関心の移り変わりや反 - 精神医学運動への参入によって残念ながら頓挫してしまっただが、もし仮に Esterson との共同プロジェクトがそのまま継続していたとすれば、必ずや「宗教」をはじめとするその他の文化的 - 世代縦断的な影響力についても緻密に分析され、なおかつ、個々の臨床例に共通する普遍的要素が数多く見出されていたことだろう。近年、グラスゴー大学において、症例報告や事例のメモ、講義録、インタビュー記事など、Laing の遺した未発表の原稿類が数多く保存、公開されるようになったが、今後このような動きを受けて、Laing らが手掛けた臨床研究の音声データの復元や公開、あるいは現代の専門家集団による再検討が行われる可能性は決してゼロではなく、彼らの臨床研究の知られざる側面が明るみになる可能性も捨て切れない。

とはいえ、こうして将来の可能性を待つより先に、本章の内容が一定の経験科学的普遍性を持ちうることを探る手立ては別にある。それは、本章の内容が、家族臨床的アプローチを必要とするまた別途の問題に対し、一定の応用可能性を持ちうることを示すという作業である。

そこで筆者は、家族療法分野においても扱われることの多い、ある一つの問題に着目したい。それは「アダルト・チルドレン」と呼ばれる問題である。序論でも述べたように、とりわけ筆者は、この概念を後年になって米国から輸入した日本における議論に着目したい。ここでは、「欺瞞」や「共謀」といったキータームもさることながら、Laing らの家族臨床研究から抽出できた認識論的に見て重要ないくつかの論点およびパースペクティブが、共通して見出されるのである。第一は、機能の「不全」から「(過剰) 追求」という発想への転換の必要性である。第二は、非人称的な圧力としての「文化」という観点の重要性である。そして第三は、サラが直面していたのと同様の、子どもの「社会化」をめぐる議論である。

これらの論点およびパースペクティブを通じた応用作業においては、自ずと、第 I・II 章で明らかにしたような外傷的状况をめぐる長期反復的認識に関しても、応用可能性が併せて見出されることだろう。つまり「アダルト・チルドレン」という新たな問題へと取り組む際も、筆者は引き続き、ダブル・バインド理論を通じて培った心的外傷概念の認識論的有用性を見出していく予定である。

#### [第IV章 注]

- 1) 火を扱うことも、安息日においては通常禁じられる。
- 2) Esterson も言うように、「正統派の家庭では、妻は儀礼的に清浄な食物のみを買い、食事に関する法を守る存在として、一家の長からは考えられている (In an Orthodox house it should be the concern of the head of the family that his wife buys only ritually pure food and keeps to the dietary laws)」(LS 135)。
- 3) “正統派ユダヤ一家である”という歴史的事実が、逆説的に、彼らのこうした判断を後押ししたのではないかと考えられる。元来「正統派」であるということは、神に対する「敬虔さ」によって支えられる面が強く、ダンチグ家も元々はそうであった。父方の祖父は、ヘブライ語学者であり地元のシナゴグの役員を務めていたが、「彼は常にラビの権威の監督下に置かれつつも、聖職者としての名誉ある称号を与えられ、共同体での活動を管理し、いくつものセレモニーの司祭を務めていた。彼の博学、敬虔、神聖さは地元では評判があり、さらには望ましくない行動様式へと墮落した者に対し激烈かつ公然な非難を浴びせる人物として〔地元〕に貢献していた (He had a small local reputation for learning, piety, and holiness, to which he had apparently further contributed by his vigorous denunciations of backsliders)」(LS 133)。このように、前世代において獲得された「敬虔さ」に対する揺るぎない評判が背後にあるからこそ、彼ら(=父親たち)は半ば安心して“儀礼的な”遵守に従事することが可能だったのではないかと、筆者は推察する。つまり彼らは、前世代から近代的生活様式への活力を引き継いただけでなく、「正統派ユダヤ一家」としての既に確立された評判をも引き継ぎ、しかもこれらを相対立する要素と捉えるのではなく、後者が前者を後ろ盾するような功利的関係を結ぶものとして、引き取っていたのではないかと考えられる。
- 4) ちなみにユダヤ教においては、男子が13歳、女子が12歳になったときに、それぞれ宗教的責務を果たすべき成人と見做される。男子はバル・ミツヴァー、女子はバト・ミツヴァーと呼ばれ、「戒律の子」を意味する。このような慣例に鑑みると、サラが13歳を境に、成熟した人間としての自律性と宗教的厳格さを発揮し始めたことは、ごく自然なことであったと言える。と同時に、それに対して両親が警戒心を抱き、12歳以前の「愛らしい子ども (lovely child)」の状態へと退行させねばならないと思い始めたのも、十分理解できる。
- 5) 本章の議論とも関わる数少ない論文としては、E. M. Pattison (1982) が挙げられるだろう。彼はそれ以前の家族療法の文献が、家族生活と家族機能における「宗教」という変数を十分考察してこなかったと批判した上で、「神聖化 (sacralization)」「超自然的存在との提携 (coalitions with the supernatural)」「家族葛藤の投影としての宗教的葛藤 (religious conflict as a projection of family conflict)」「宗教的葛藤の投影としての家族葛藤 (family conflict as a projection of family conflict)」の四つを、家族生活における主要な宗教的側面として挙げた。家族療法家は、当事者たちの家族生活の中に現れる宗教上の問題を、この四つの側面から正確に分析せねばならないという。ちなみにダンチグ家の場合、第四の「宗教的葛藤の投影としての家族葛藤」という側面から、問題状況の分析が主に進められるものと考えられる。

なお他にも挙げるとすれば、F. Walsh (ed.) による共著作 (2009) が、家族療法における「宗教」ないし「スピリチュアリティ」の役割について論じた代表的著作であるが、全体を通じて、当該家族が持っている「宗教」ないし「スピリチュアリティ」的要素に対しやや親和的な態度をとっている。つまり、当該家族が有する宗教的要素を効果的に引き出し治療に役立てようといった発想に基づいている。そのため、本章での内容および問題関心とは、根本的にそぐわないように思われる。

6) G. Miller (2008a; 2009; 2012) は、Laing の一連の精神医学思想の中に、キリスト教神学からの影響関係を見出している。例えば彼の実存的 - 現象学的観点からの統合失調症理解は、R. Bultmann による聖書解釈をめぐる神学研究から影響を受けており、「様式史研究 (form criticism)」と呼ばれる神学的伝統を持つ K. Jaspers の症候学にも通底しているという (Miller 2009: 1)。さらには Laing 自身が厳格な長老派の家庭に生まれたことにも触れつつ、かの有名なキングスレイ・ホールの開設にみられる、独自の宗教伝統的発想に基づく「治療共同体」の形成が、戦後のスコットランドおよび英国社会全体の世俗化傾向に対する社会的、知的、政治的応答の一部を成していたと Miller は指摘している (Miller 2012: 152)。いずれも思想史的に見て示唆に富む内容であることに異論はないが、Miller もまた、不思議なことに家族臨床研究における宗教的側面の重要性については未だ言及していない。

## 第V章 「アダルト・チルドレン」問題への応用可能性 ——「文化」という観点を基軸とした「機能追求家族」の苦悩の本質——

### 1. 背景と課題

#### 1-1. 「アダルト・チルドレン」とは何か ——これまでの研究動向

「アダルト・チルドレン（以下ACと略記）」とは、元々は1970～80年代にかけて米国の社会福祉および心理臨床領域において注目され始めた問題であり、またその渦中に置かれた当事者たちの総称でもある。この用語は、今もなお幅広い定義域を持つ発展途上の概念として、ケースワーカーや心理療法士など様々な臨床現場に根差した専門家たちによって活用されている。そのため現在のところ、明確な疾病概念として医学的診断に用いられたことはない。

この概念を世に知らしめることとなったソーシャルワーカーの C. Black による主著（Black 1981）をもとに、まずはAC概念の基本的な内容について整理しておこう。

第一にACと呼ばれる人々の主たる特徴として、周囲に対し正当な感情を表したり恒常的な信頼関係を築いたりする際に、独特の困難を経験することが挙げられる。具体的には、恐れ・怒り・悲しみ・当惑といった類の感情に対し「否認」の防衛反応が著しく発達していることによる、自発性・自律性を保つことの困難、自尊心の脆弱さ、そして抑うつ状態からくる親密な関係からの離脱である。過度に否認された感情は、孤独な状況下で密かに見捨てられ不安や屈辱感、自責感として抱かれることが多く、時に爆発的な怒りとなって表出されることもある。

第二に、こうした心理・社会的な「生きづらさ」の背景として、一般的には彼らが幼少期に何らかの「機能不全家族」と呼ばれるべき環境で育ったことが指摘される。その中には、AC概念が誕生したきっかけでもあるアルコール依存症の成員（主にいずれかの養育者）を抱える家族をはじめ、薬物依存や仕事依存、身体的／心理的虐待、育児放棄など、様々な形態の暴力や嗜癖を抱える家族が含まれる。こうした環境下で子ども時代を過ごした彼らは、“私たちの家族が問題を抱えていることを話題にしてはならない”“外の世界や人間が安全・確実だと信じてはならない”“いま家庭内で起こっていることについて何も感じてはならない”といった暗黙のルールに従うよう迫られる（Black 1981: 24-48）。その結果、(1) 弟や妹の世話を含む家事の全てをこなすことで「責任を一手に背負う子ども」、(2) 混沌状況の中で何が起ころうとも順応し、自らの無力感こそを生きるテーマとしつつ他者への情緒的関わりを一切断絶する「順応者」、(3) 自身とその周囲の緊張を和らげるべく、暴力を振るう養育者を喜ばせようとする「なだめ役」、(4) わざと逸脱行動に走ることで注目を集め、家庭内の問題から目を逸らさせようとする「行動化（acting out）する子ども」といった、種々の役割を全うせざるを得なくなる（Black 1981: 4-23）。つまりACとは、〈正常かつ健全な子ども時代を過ごすことを許されなかった人々〉であり、かつ〈恐怖と緊張が渦巻く家族の均衡を維持すべく、豊かな情緒的欲求の断念と成人的な振る舞いを通じて、家族機能の大半を人生早期より受け持たざるを得なかった人々〉であると、さしあたりまとめられよう。

日本では1980年代末からAC概念は紹介され始め、度重なる誤解を招きつつも、2000年代中頃にかけて数多くの書物が世に出された。以降は一過性のブームが過ぎ去った後か

のような停滞感に覆われているが、ひとまずこの間の米国・日本双方の研究動向を併せて分類すると、医学上の疾病単位として扱うことの可能性について論じたもの(緒方明 1996 etc.)、ACの克服に重点を置いた治療論ないし自己成長のプロセスを探ったもの(Farmer, S. 1989; Black 1993 etc.)、AC問題が「言説」として大量生産されたことの構築主義的意味、ないし社会的影響——とりわけ家族観や若者観への影響——について論じたもの(佐藤恵 2000; 安藤究 2003 etc.)、そしてサブシステム論や機能不全尺度といった既存の家族療法分野における分析枠組みとの関連性を探ったもの(Friel, J. C. & Friel, L. D. 1988; 井村文音・松下姫歌 2011 etc.)、以上のように整理できよう。

## 1-2. 本章の課題 ——「文化」という観点を基軸とした外傷論的アプローチ

いずれも重要度の高い研究であることに違いはないが、筆者が本章で取り組むべき課題は、厳密にはどのカテゴリにも属さない。既に述べたように筆者は、現代社会にも根を張るACという問題をめぐって、前章において培った「文化」という観点を基軸としつつ、そこから浮かび上がる外傷的相互行為状況の本質を探っていきたいと考えている。

本章でいう「文化」とは、若者文化やオタク文化、あるいは企業文化(社風)などのように、時間的にも空間的にも極めて限定的で、明文化することの比較的容易であるような類のものではない。そうではなく、前章を踏まえた上で筆者はまず、一定程度の非人称的な影響力と普遍的原理を兼ね備えた宗教上の思想、教義を基盤とし、なおかつ「国家」や「民族」といった枠組みでの学術的議論を許容するような、より広域の空間的範囲を念頭に置いている。次いで時間軸としては、さしあたり、産業化に起因する「近代社会」の成立期“以前”にまで遡及可能であることを基本かつ十分条件とし、その上で先述のように、当該の宗教的思想、教義の根本にまで遡ることの可能な「文化的規範・価値観」にも目を向けたいと考えている<sup>1)</sup>。このように「宗教」「国家」「民族」を単位とした広域的かつ通時的な「文化」とその規範・価値観が、とりわけ現代の我が国における家族関係や自我意識、そして何より子どもの「社会化」のあり方をどのように規定しているのか、さらにその規定内容がACという現代的問題といかなる形で関連し合っているのかを、本章では明らかにしたいのである。

本格的な議論に入る前に、上記の問いについて、さらに比較文化的な視点からその狙いとすところを明確に記しておきたい。すなわちそれは、「米国文化」との対比という視点である。

AC概念発祥の地、それは先にも述べたように米国であった。そしてその米国の文化的特徴を考えた際、恐らく真っ先に思い浮かぶのが強固な「個人主義」であろう。それは、同じくプロテスタントを主流派とする欧州諸国においても見られ、自らの独自性、能動性、自己同一性を強く認知し、周囲との関係づくりの拠点とすることが何よりも求められる。また濱口恵俊(1977: 56)が述べるように、この自我意識のあり方は、単に認知的側面だけでなく、情緒的欲求という側面にまで敷衍される。というのも、Freudの精神分析理論が示すように、「自我(ego)」はそもそも、リビドーの貯蔵地である「イド(id)」の力動に突き動かされ分化していったものと見做されるからである。

こうした個人主義的自我観が文化として根付いている以上、自発性や自律性を保つことの困難や情緒的欲求の過度な否認といったACの特徴は、そうした文化的価値観とは根本

的に相容れないもののように映るだろう。こうした“対極的な”見方は、次に述べるように、個々人の自我意識が育まれる場面、すなわち子ども時代の養育やしつけの段階を想定した際にも浮上してくる。

上記のような自我意識は、そもそも、「個人と超越的絶対神との契約」を基盤としたうえで初めて成り立つものである。ある個人が、自らの信念のみに基づき行動しようとするのは、彼が「超越的神」という絶対的基準を内在化しそれに常に支えられているからであり、またその神との契約を履行すべく、信仰と「罪」の告白に日頃から従事しているからに他ならない。彼はその神との「契約」を介して、同様の自我意識を持った他者との「社会契約」を取り結ぶことも可能となるのだ（濱口 1977: 95）。したがって個人主義的自我意識が形成される養育・しつけ場面では、子どもをこの内的な絶対的基準——いわゆる「超自我 (super ego)」——に依拠させることが最重要課題となり、それに向けて養育者は、依拠するに値する超越的神の「代理者」となるべく、一貫した秩序と倫理をもたらす存在として機能する必要がある。

ところが AC を生み出す機能不全家族は、Black (1981: 5, 10) が強調するように、家庭内秩序をめぐるこの「一貫性 (consistency)」が著しく欠如し、予測不可能性にまみれた空間として一律に定義される。これが「機能不全性」の意味するところであり、子どもからすると、強固な自我意識および他者との契約関係を同時に保証してくれるような真正の神が「不在」であること、さらにはその神から根本的に見放されてしまったことを意味する。米国の AC 匿名グループが用いる「克服のためのステップ」(Friends in Recovery 1987) の中に、繰り返し、超越的な力 (Higher Power) を兼ね備えた「神」に対して援助と触れ合いを求める文言が記されているが、皮肉にもそれが、上記の事実を示す何よりの証拠ではないだろうか。

以上のように AC 概念発祥の地である米国においては、AC を社会文化的な価値観にそもそもそぐわない、いわばそこから逸脱した現象として対極的に捉えやすかったのではないかと、筆者は推察する。では一方で、日本ではどうだろうか。自我観から宗教観に至るまで、一般に米国とはほぼ正反対の文化を持つと考えられるこの国において、米国発祥の AC という概念が現代社会問題として取り沙汰されたということは、一体いかなる事態を意味するのだろうか。結論を先取りして言うならば、わが国における AC 問題は、米国とは対照的に、自国文化と密接に関わり合いながら生み出されてきた現象ではないかと考えられる。言い換えれば、自国文化との「連続性」「近接性」といった発想からはじめて本格的な分析が可能ではないかと筆者は考える。というのも、日本特有の AC、すなわち「日本型 AC」と呼ぶべき人々は、ある意味で〈自国文化に極めて適応的な形で育てられてきた人々〉として、筆者の目には映るからである。

彼らは具体的にいかなる文化的規範・価値観へと、どのような形で「適応」するよう育てられたのか。そしてその養育のプロセスにおいて、いかなる歪 (ひず) みが生まれ、彼らを苦しめることとなったのか。引き続き、先に紹介したオリジナルの AC 概念——さしあたり「米国型 AC」と呼ぶこととしよう——との対比を踏まえながらこれらの問いに取り組みつつ、前章までの議論が、「文化」という観点から浮かび上がる日本型 AC 問題の根深さの内にいかなる形で息づいているのかも、併せて明らかにしていきたい。

## 2. 「機能追求家族」という発想

日本型 AC を分析する上で、まず西山明の存在を欠かすわけにはいかない。大手新聞社の社会部に所属していた西山は、校内暴力に代わりいじめや学級崩壊が社会問題化し始めた 1980 年代中頃より、凶悪犯罪や非行、家庭内暴力に走る若者たちへのインタビューと成育史分析を手掛けてきた。その後彼は、自殺未遂や摂食障害、対人関係嗜癖など、問題領域を徐々に広げながら、社会生活上のあらゆる生きづらさを抱える若者たちに共通する土台として、AC 概念へと着目するに至った。合わせて八つの事例を扱った二冊の著書（西山 1995; 2001）が、その功績である。

その中から第一のキーワードを探り出すとすれば、紛れもなくそれは「機能追求家族」ではないかと筆者は考える。前章でも議論したこの「機能追求」という発想は、米国型 AC には見られない日本型 AC に特有の問題性を端的に表すものと考えられる。

### 2-1. ケース「あかり」

まずは、この「機能追求家族」という文言が登場するケース「あかり」（西山 2001: 13-73）を紹介しておこう。

あかりは元オウム真理教信者で、二年間におよぶ出家生活の後、1995 年暮れに脱会し実家に戻ってきた 27 歳（取材当時）の女性である。あかりの家族は、両親、6 歳上の兄、父方の祖母の五人暮らしである。あかりは高度経済成長期の 1969 年に生まれ、父親は都市銀行頭取まで昇進し取材当時はすでに引退、母親は専業主婦である。

あかりの家は、両親、特に母親から課せられる規制や期待が多く、常に完璧さを求められる空間であった。とりわけ学歴への信仰が強く、父親のように、一流大学を出て一流企業に就職することが当然と考えられていた。あかりはその期待どおり勉強に励み、学校へも欠かさず通ったものの、その頑張りを認められることは一切なかった。また、友達の家遊びに行くことも禁じられた。

あかりが苦しみを自覚し始めたのは高校生の頃である。家庭外の世界を知らないという恐怖、そして両親の期待がますます高まる中でそれに応え切れなくなったことへの罪悪感から、自らを「何の価値もないゴミ以下」だと感じ始め、部屋の中に閉じこもり自罰行為に走り始めた。だが両親の前では、苦しみや怒りの感情を必死に押し隠し、密かに抱いていた夢も捨て、国立大学の心理学科を受験し合格する。

下宿生活後のあかりは、それまでの閉鎖的空間からの劇的な解放もあって、重度の対人関係嗜癖（共依存）に溺れるようになった。反社会勢力とも関わりを持つ男性からは過酷な DV を振るわれながらも、その事実が明るみになれば両親の下に連れ戻されてしまうと思ひ、なかなか離れることができなかった。その後勇気をもって男性と別れ、大学を卒業し職を転々とするも、「仕事」という行為以外は全て実体のないシャドーワークのように思え、自らの生活実感の貧しさに不安感が募った。オウムに傾き始めたのはその頃からである。

それまで「愛」という名で両親の支配に縛られてきたあかりには、オウムの「情こそ苦しみの原因」という教義が心に響いた。両親への執着から離脱したい一心で、功德のための修行と営業活動に励む。対人恐怖を抱え仕事もままならない他の信者たちに苛立ちを覚

えつつも、その中で完璧さを求めず不完全のままで受け止めることの重要性を徐々に感じ始めた。それは、周囲の顔色や評価を気にせず、自らの価値や存在意義をそのままの姿で認めることにつながる。しかしその後、地下鉄サリン事件などの凶行、そして「オウムの残党」たちの他者への配慮を欠き自己中心的で横柄な姿にショックを抱き、あかりは脱会を決意した。脱会後は再び実家に戻り、不登校児の支援をしながら、それまでの欺瞞的愛による支配とは違う親子関係のあり方を模索し、失われた自尊心を取り戻そうとしている――。

## 2-2. 「機能追求家族」の意味するところ

西山の著書に登場する若者は皆、あかりのように『この世に存在していてもいい』という自己肯定感を抱けずに、自分の主張や感情を殺して育ち、周囲の期待や顔色を読み取って従順すぎるほど『いい子』のまま成長した大人たち（西山 2001: 56）である。そしてその背後にあるのが、「幅が狭い選択肢と、一つの価値観やルールが支配する家」（西山 2001: 28）であり、彼らは「その中で完璧さを求められ、ほかに世界を知らなかったから、従えない自分を責めた。『こうあるべき』という家の規制に封鎖されたまま、『いい子』になりきろうとした」（西山 2001: 28）。西山は、この“こうあるべき”という規範の「完璧さ」を求めすぎた結果、重層的な支配 - 従属関係を伴いつつ硬直化してしまった家族を、「機能追求家族」と称している（西山 2001: 56, 65）。

機能の「不全」ではなく敢えて「追求」と記される点に、米国型とは違う、日本型 AC に特有の、文化への適応の〈形式〉が端的に示されている。と同時に、日本型 AC が、オリジナルの AC 概念と同様に米国を発祥地とするシステム論的家族療法、ないしその機能主義的発想とは根本的に相容れない問題事象であることを、ここで理解する必要がある。

機能の「不全」と呼ぶ場合、機能主義的に見てある完璧な理想形、すなわち各々の成員が各々の機能を十全に果たしているような理想形に比して、何らかの明らかな「欠陥」や「不足」が見られる状態がイメージされるだろう。それは、既に述べたような米国型 AC をめぐる“対極的な”見方と地続きのイメージである。では逆に、機能の「追求」と呼ぶ場合はどうだろうか。機能主義的発想からすると、ある理想形に近付くための飽くなき追求が目指されている状態として、ともすれば好意的に受け止められるかもしれない。ところがそこに“過剰”の二文字を付け加えるとどうか。設定される理想の水準が極めて高いか、あるいは高すぎて見えないため、必死に追求を続けるしかない状態としてイメージし直されるのではないか。筆者はそこに、強迫的な息苦しさを感じてやまない。このように、“本来的な”理想水準を遥かに超え、さらに高みを目指そうと努力し続けた結果逆説的にもたらされる苦痛、これこそがあかりをはじめとする日本型 AC たちが共通して抱く感覚であり、同時に、自国文化への適応の〈形式〉を指し示すものではないかと筆者は考える。すなわち、自国文化への「過剰適応」が生み出す悲劇である。

「不全」から“過剰”追求へと文化への適応の〈形式〉が異なるにしたがって、「機能」という概念によって示される文化的価値観それ自体の〈内容〉も異なってくる<sup>2)</sup>。米国の場合、養育者が超越的神の代理者という“絶対的な”役割を受け持ち、一貫した秩序と倫理を全体にもたらすことが理想形であり、機能が十分に果たされている状態であった。日本の場合も、全体の秩序や規範を維持するという目的自体は変わらない。しかしながら

それは、米国のように、明確な「絶対者」が頂点に君臨し、彼が発する養育上の命令に子どもたちが有無を言わずに従うといった、垂直的な統治システムによって維持されるものとは想像し難い。次節で詳しく見ていくように、そのような実体化された「絶対者」のいない空間で、各々の成員が各々の果たすべき役割を個別に感じ取り、その個々の役割の枠内で最大限の努力をすることといった比較的フラットな官僚システムが、機能的集団としての理想形とされてきたように考えられる。そうして“相対的に割り当てられた”個々の役割を足し合わせることで、はじめて全体を覆う秩序や規範の形がぼんやりと浮かび上がってくる——。このようなイメージが根底にあるように思われるのである。

ここまでで既に何度か登場している「役割」、とりわけ“相対的に割り当てられる”ものとしての「役割」という素朴な概念こそが、実は第二のキーワードである。すなわち、本章で詳しく論じるべき、この国の文化的価値観の根幹を担う概念なのである。

### 3. 「役割」

ここであらかじめ、本章における「役割」という概念の使用方法について定義しておこう。

まずはこの語を単体で用いるか、あるいは“相対的な”役割「役割意識」「役割自我」などと表記する場合は、おおむね日本社会に特徴的な文化的特性を担ったそれという意味で使用する。それは後で詳しく述べるように、その場その場の外的状況や集団的目標に応じて、期待される行為や義務の中身が変容し、なおかつこの変容的性格そのものが個々人の自我意識の本質をなすといった、いわゆる「日本的自我」が形成される際の基軸となる文化的特性である。対照的に“絶対的な”役割」と表記する場合は、米国社会に特徴的な個人主義的自我を基盤とした役割意識を指す。その際は「役割」よりも“絶対的な”という修飾語に重きが置かれ、常に内在化された超越的絶対神との対話を通じて遂行されるような、言い換えれば超越的神を絶対的基準とした上で遂行される行為・義務形態が主題となる<sup>3)</sup>。

以上を踏まえたうえで、本節ではまず、米国社会における「役割」概念の扱いについて、米国型 AC の議論を通じて詳しく見ていきたい。

#### 3-1. 米国社会における「役割」概念の扱い

もっともこの「役割 (roles)」という概念は、Black の主著において章のタイトルにも使われているように (Black 1981: 4-23)、米国型 AC について論じる際もキーワードの一つとされている。とはいえそれは、(米国型) AC の「問題性」を露わにするための概念であって、その意味で概ね否定的に扱われている。

発達心理学的比較研究の第一人者である東洋 (1994: 39) らが指摘するように、そもそも「役割」という考え方は、米国のように社会を個人主義的自我の総体と見做す文化においては、あくまでその自我意識から派生した一過性の機能を果たすものにすぎないとされる。というのも、個人主義的自我意識というのは、「自分というものが、いついかなる事情においても、不変の一者としての自我でありつづけるということを意味」(木村敏 1972: 137 強調は原著者による) するものであって、“親としての役割”とか“上司としての役

割”などというように、その場その場の状況や対人関係、あるいは形成される組織や集団の目標などによって中身が相対的に変容するような「役割意識」以前に、不変的に存在すべきものと考えられるからである。よって役割意識とはあくまで、状況に左右されない強固な自我どうしが真っ向から衝突し合うのを防ぐための、つまり独立した個人どうしがお互いを道具的に利用し合う功利的関係に陥らないための、二次的な防衛意識にすぎないのである。

それでは、米国における養育・しつけの根本課題である、個人主義的自我そのものをわが子に植え付けるという行為は、どのように捉えるべきか。確かにそれも一種の“親としての役割”に違いないが、根本的に意味合いの異なる「役割」行為と考えるべきであろう。というのも、その際の養育者は、繰り返すように超越的神の代理者として、つまり個人主義的自我のまったき体现者として、わが子の前に現れねばならないからである。それは、上記のような二次的防衛意識にすぎない“相対的な”役割とは違い、自らの個人主義的自我を手本として示すことで果たされる“絶対的な”役割とでも言うべきであろう。こうした役割意識の「絶対性」が強調される限りでは、「役割」という概念が過度に否定的に捉えられることはない。

しかしながら、AC および機能不全家族へと話題が及んだ途端、この「役割」概念は再び否定的なものへと転化してしまう。まず養育者が果たすべきだった“絶対的な”役割は、嗜癖や暴力を伴いつつ放棄されたものと見做される。こうして宙に浮いてしまった役割は、家庭内の秩序や均衡を保つためにも、残された子どもたちが受け持たざるを得ない。その結果が、1-1.で挙げた(1)～(4)のような各役割に縛られた子どもたちの姿である。これらはもはや、養育者が本来果たすべきだった“絶対的な”役割と同等のものとは言い難い。なぜなら子どもたちは、未だ個人主義的自我を確立するには至っていないのであり、家庭内に一貫した全秩序をもたらすほどの絶対的役割を全うできるような存在ではないからである。彼らが担う役割は、あくまで「機能不全」という外的事情に伴って受身的に強いられ、なおかつ、彼ら自身のきょうだい構成や成熟度合に応じて細かく類型化された上で付与される——長男長女は主に(1)の役割を担うことになる、というふうに——極めて“相対的な”役割である。したがって文化的側面から明らかとなる米国型ACの問題性は、こうしてあらゆる外的事情のもとで強いられることとなった“相対的な”役割意識が、後年に至るまで個人主義的自我の確立を阻害し続ける点にある——このように整理できるだろう。

### 3-2. 日本社会における「役割」概念とその重要な二つの特性 ——「自発的選択性」と「分け前的平等主義」

翻ってわが国では、本来の意味での、すなわち「相対性」というニュアンスを含み持つ「役割」という概念が否定的に捉えられること自体、ほとんどない。というのも、この国は伝統的に——少なくとも近世江戸期から——「役割社会を綿密に制度化し、封建的分業と官僚的統合のバランスがとれるようにし」(東 1994: 42) てきた国であり、その結果、「役割は必ずしも没個性的なもの、運命的に押しつけられるものとは限らなくなった」(東 1994: 42) からである。

「役割社会」と聞くと、米国のような個人主義的自我を理想とする社会に比べて、前近代的で未開の文化を引きずっているように感じられるかもしれない。だが日本の場合は、この役割社会という構造を「産業近代化の受け皿となりうるほどに洗練させてきた。そのため近代化の過程でも役割社会性が温存され、現在まで影響」（東 1994: 42）は続いていると考えられる。すなわち、「日本は役割社会からの脱皮なしに近代化を遂げてきた」（東 1994: 43-4）のであり、その結果、米国のように「役割と『個』〔=自我〕とを互いに独立のものとして対置する発想が生まれる必要がなかった」（東 1994: 44）のである。そのため日本では、その場その場の状況や対人関係、あるいは形成される組織・集団の目標によってその中身が左右される役割意識こそが、個々人の自我意識の本質的なものと考えられて不都合がないのである。

東の議論に引き続き依拠しつつ、この日本特有の「役割自我」が持つ重要な特性について、二つ挙げておこう。

まず、第一に挙げられるのが「自発的選択性」である。これは、役割意識が自我の本質として認識されるという点から自ずと導かれる特性である。つまり日本社会においては、「何かの役割に自分を位置づけないと落ち着かない」（東 1994: 44）ため、「積極的な選択で役割を取得し、その役割をよく果たそうとすることになる。役割に自分を合わせるという意味では受容的だが、それは必ずしも受け身的、被強制的だということではない。役割の取得とそれへの適応が、積極的な達成目標になる」（東 1994: 44）のである。言い換えれば、「その役割を選び取ることに自分の価値観やアイデンティティに基づく自律性がはたらいっている」（東 1994: 87）こと、そしてその役割の範囲内で最大限の努力を発揮することが、社会文化的に称揚されるのである。東はこうした自我観ないし人間観の体現者を、「受容的勤勉性」を兼ね備えた「自発的役割人間」と称している。

ところで日本的自我観・人間観に関する研究は、前出の木村（1972）による「間（あいだ）」という議論や鑪幹八郎（2003）の「アモルファス自我構造」など、これまでに多くの蓄積がある。だがそれらはいずれも、この自発的選択性という特徴について詳しく触れていない。むしろ、外的状況の変化に対応する「順応性には優れているが、自発的な行動を展開するには不向きである」（鑪 2003: 318）とまで断言されるほどである。もっとも、このように評されるのには理由があって、鑪らが想定する「自発性」とは個人主義的自我に特徴的なそれを指すものであり、そうした欧米的自我との対比において日本的自我が分析される際は、往々にしてこの自発的選択性という特性に対して盲目的になりやすいのである。この点から、後者において議論となる自発性ないし自律性は、当然ながら前者のそれとは質の異なるものであり、あくまで相対的役割に身を合わせるという意味での受容性を基盤とした、その都度の“役割選択上の”自発性であるということを踏まえておく必要がある。

さて、もう一つの特性として挙げられるのが「分け前的平等主義」である。東の言うように、近代化の過程を乗り越えた日本の役割社会は、ある意味で前近代的な身分社会的性格をも越え、際立って強い平等志向も合わせ持っているという。これは「役割社会の役・分制度が高度に組織化されると、私的な支配従属関係より役割ごとに何をすべきかがきまっている官僚的な秩序が優先するようになるためであろう」（東 1994: 43）と思われる。このような形で「役割体系が安定すると、人は自分の役割に期待される行動をしなければ

ならなくなり、高い地位でも、あるいはむしろ高い地位であるほど、勝手な振る舞いはできなくなる」(東 1994: 43)。社会的地位や年齢、性別による上下関係が維持されつつも、上の立場になればなるほど組織全体や他の成員に対する諸々の管理責任が大きくなっていくのも、このためである。また“分け前”とあるように、ここでいう平等意識は、それぞれの役割に期待される行動を遂行した者のみが、その成果に応じた分け前として享受できるものである。つまり、一般的な人権尊重を目的とした普遍的平等意識などとは違い、あくまで成員らの役割意識が有効性を持つ範囲内(組織や集団)を前提としている(東 1994: 43)。

#### 4. 日本型 AC および機能追求家族の分析(1) —— 「役割」という観点から

米国型 AC においては、養育者が自らの“絶対的”役割を放棄し、代わりに子どもたちがそれを被強制的かつ“相対的な”形で受け入れざるを得ないことが問題の根本にあった。それでは日本型 AC の場合はどうか。以下に見るように、日本型 AC を生み出す機能追求家族では、子どもに限らず双方の養育者(両親)までもが、自らの相対的役割を全うしようと必死に努力し続けているものと考えられる。

##### 4-1. 役割自我に付随する運命共同体的「絆」

日本型 AC を語るうえでのもう一人の重要人物である信田さよ子が言うように、問題となる機能追求家族は、「夫と妻と子どもの三つの良質の歯車がそれぞれに一生懸命に働いた結果」(信田 1996: 54-5) 形作られる。具体的に言うと、「お父さんは男として仕事を熱心にやり、お母さんは良妻賢母をやり、子どもは親孝行でいい子をやる」(信田 1996: 55) といった明確な役割分与が前提とされており、その上で過剰とも言うべき役割への没頭が見られるのである。つまり問題となる家族は、「[父親による]ワーカホリックと[母親による]良妻賢母ホリックの共依存であり、その家族のもとで育つ勉強依存の子どもたちによって構成され」(信田 1996: 56) ている。あかりの家族も、ほぼこの状態に当てはまるだろう。このように、子どもだけでなく両親までもが家庭内秩序の完璧さを追い求めるという一つの集団目標に縛られ、その目標を達成するために上記役割の枠内へと完全に押し込まれている状態、これこそが西山の言う〈幅が狭い選択肢と一つの価値観によって支配され、硬直化してしまった家族〉の姿である。

こうして各成員がそれぞれの単一的役割に縛られてしまうと、仮に高すぎる理想に追いつけず期待に応えきれない者が出てきたとしても、他の成員は皆、その人物の役割の一部を代わりに引き受けようなどといった発想には至らない。そうした、直接的な介入を通じたの互助関係は成立しえない。むしろ他の成員は、自らが引き受けた役割の“枠内で”さらなる努力をすることによって、その人物に対し、自らと同じようにさらなる努力をするよう駆り立てる他ないのである。わが子をさらなる「親孝行のいい子」という役割へと駆り立てるためには、母親は率先してさらなる「熱心な良妻賢母」を目指さなければならないというわけだ。こうした、一種独特の競争原理を伴った間接的介入が、果てしなく続く。

このような形で相互関係が構築されるのは、そもそも日本的役割自我というものが「他者志向性」という原理を存立の根拠としているからに他ならない。つまり、自らが選び取り自我の本質とすべき役割は、同じ状況下にいる他の成員がいかなる役割を遂行している

かによって決定される。「母として、妻としての自分のあり方は、ただひたすらに子供や夫の立場からのみ見られている」（木村 1972: 60）というように、常に他者の存在や役割を通じてしか自らの持つべき自我（役割）のあり方を規定することができないのである。それは Sartre が問題とした「他性（*altérité*）」の回路になぞらえて言うと、常に「〈他者〉の〈他者〉としての自己」（清真人 2004: 131）という形でしか、自我を規定することができないということでもある。またさらに、機能追求家族においては、この他者の存在や振る舞い、あるいは眼差しの全てが、自らの役割自我の達成度を推し測るための「外的指標」ともなっている。たとえば母としての役割達成度は、常に夫や子どもの役割達成度を指標としており、その意味でこれらは全て「連動」しているものとみなされる。ある一人が十分な役割を果たしていなければ、他の全員も自動的に果たしていないものと感じられるため、まるで一つの人格を共有しているかのような「連帯」への意識が、常にお互いを縛り合うのである。

ところでこうした日本的役割自我が織りなす関係的状况は、奇しくも前章のダンチグ家にも共通して確認することができる。サラは父親から「親孝行な子ども」としての役割を全うするよう迫られ、しかもその役割への没頭が、自動的に「両親の評判」（LS51）つまり‘successful parenthood’（LS51）としての両親の役割自我を高めるものと考えられていた。それは米国の一般的な家庭に見られるように、超越的神の代理者という「絶対的な」役割を身に纏った、親から子への垂直的な命令によるものではない。「家庭内における他者への配慮」（LS63）が重要視されていたように、それは、各々の成員が各々という『他者』の目の中に映る対象物として、お互いに自らの集団〔内〕的本性を新たに内面化していく（Each new interiorization of their collective being as object in the eyes of ‘the others’）」（LS70）といった、まさに「〈他者〉の〈他者〉としての自己」という形で自らの役割自我を規定し合うという発想に依拠するものであった。

しかしながら日本型 AC を取り巻く機能追求家族のように、こうした「直接的な相互関係の形成がますます不可能となる（made direct reciprocity less and less possible）」（LS70）ような他者志向性の段階をさらに越えてしまうと、やや逆説的に聞こえるかもしれないが、今度は「連動性」「連帯性」という考えに支えられた「運命共同体」的な発想へと行き着くこととなってしまふ。つまりそれは、親密な他者の役割達成度にも逐一気を配る、といった程度をゆうに超え、むしろその他者の役割達成度を引き上げることをこそ最優先課題としなければ、自らの自我——自らの役割達成度に左右される自我——を規定することさえままならないほどの相互連動的な他者志向関係のことであり、その意味で離脱することが許されないという「運命性」を帯びた共同体的関係のことである。先に述べたように、他の成員への介入が極めて間接的であることからやや想像しづらいかもしいが、東（1994: 57）が述べるように、役割意識と一緒にこの「運命共同体的絆」をも自発的・肯定的に受け入れることが、日本的役割社会ではしばしば最上の価値とされてきたのである<sup>4)</sup>。とりわけそうした価値観は、当然ながら近親者や身近な人々との間になればなるほど強まっていく。そしてこのような、離脱することを決して許さない運命共同体的幻想が、日本型 AC を語るうえで避けて通れないもう一つの主題である「共依存」、すなわち“苦しいけれど、離れられない”（信田 2012）という考えに基づく対人関係嗜癖が家庭内

で生成され、さらには美化される要因となってしまうのではないかと考えられるのである  
5)。

#### 4-2. 「分け前的平等主義」をめぐる欺瞞的支配と「愛」

あかりの家族もまた、こうした苛烈な競争原理と運命共同体的幻想に縛られた共依存状態にあったと考えられる。そしてここで重要なのは、この共依存状態が必然的に「支配 - 従属構造」を内包してしまうという点である。あかりが後年、自身の家族イメージについて聞かれ、「父が見えない支配者、母が奴隷、子どもは人形」（西山 2001: 63）と答えているように、その支配 - 従属構造は序列的なものとなって現れる。

先に筆者は、日本の組織化された役割社会においては「分け前的平等主義」が働くことによって、フラットな官僚的秩序が維持されると述べた。だがそれにもかかわらず、機能追求家族において共依存状態に伴う支配 - 従属関係が内包されてしまうのは、一体なぜなのか。しかもそれが、家父長主義的な序列構造をとるのはなぜか。その本質的なメカニズムについては、後の「世間」に関する論考の中で触れるとして、さしあたりここでは支配 - 従属関係を「養育者と子ども」という二者間におけるそれに置き直したうえで、それが先の平等主義的原理を“欺瞞的に”身に纏ったものとなって作用しているという点を指摘したい。

端的に言うと、子どもに対する養育・しつけに力を注いでいるということが、分け前的平等性を担保するための養育者としての責務であると同時に、密かに、子どもに対する支配を正当化するための絶対的根拠とされているのである。あかりはしきりに、「父親があんなに夜遅くまで働いて帰ってくるのは私を育てるためなんだ、 … [中略] … 母親があんなに一生懸命家を守っているのは子どもたちのため」（西山 2001: 61）なのだと感じていた。このように、養育者の責務として“一生懸命私を育ててくれている”ということによって、あかりに対する支配、すなわち「いい子」という役割への過剰な期待を背負わせ続け、苦しめるという支配は正当化されるのである。あかりの立場からすると、育ててくれていることの「恩義」に報いるためにも、両親への従属はやむを得ないものとなるのだ。こうして私的な支配 - 従属関係に陥らないための平等主義志向が、あろうことか支配 - 従属関係を覆い隠すヴェールとなって作用する。

その上でさらに持ち出されるのが「愛」である。信田（1996: 43）が指摘するように、日本型 AC を取り巻く共依存は、必然的に「愛情」という名を借りた支配 - 従属関係へと落ち着かざるを得ない。なぜなら上のように「恩義」という観念が主立って感じられる段階では、それに報いるという従属行為は、あくまで「義理」的な間柄において一時的かつ条件的に課せられるに過ぎないものであるからだ。これは、先に述べた運命共同体的発想とは相容れないものであり、また不都合なものですらある。そこで「愛情」という観念を陰に陽に持ち出すことによって、従属への意識を「義理」的な間柄から引きはがし、日本社会において運命共同体的発想とも不可分の「人情」的な間柄へと移し替えることが、急務となる。“お前を愛しているからだ”という一言には、「人情」的な間柄における永続的かつ無条件的な従属を一瞬のうちに正当化し、さらには美化するほどの効力が備わっているのである（西山 2001: 103）。

だが「愛情」による支配の欺瞞性はこれに留まらない。再び信田（1996: 97）が述べる

ように、養育者にとってのもつぱらの関心事は、“子どもを愛しているかどうか”ではなくて、“子どもに愛されているかどうか”であるという。この“子どもから愛されている”ということが、「愛情」による支配が行き届いていることを示す何よりの証拠なのである。そしてこの“親を愛する子ども”という健気な姿こそ、次項で詳しく取り上げる「いい子」という役割自我の一構成要件に他ならず、さらには先に述べたように、この“親を愛するいい子”という役割が達成されればされるほど、連動して“子を愛する親”という養育者の側の役割達成度も上昇するのである——“子どもを愛している”ということが、支配を正当化するためのロジックであるにもかかわらず！ ダンチグ家においても、サラは“両親から敬われること”を欲することは許されず、ただひたすら“両親を敬うこと”を求められていた。それは両親からすると、「親孝行な子ども」という役割自我に従事していれば当然なされているべき事柄なのであった。そしてこの“両親を敬う親孝行な子ども”という役割自我に、‘successful parenthood’としての両親の役割達成度は、強力に依存していたのである。

さてこのような欺瞞的な循環構造が、あかりを縛っていた「私はお前を愛している。だからお前も私を愛してくれ」（西山 2001: 63）というメタ・メッセージの意味するところであるが、逆を考えると、「いい子」という役割への達成度が不十分であると見做されることは、“親を十分に愛しきれていない子ども”と見做されることでもある。そしてそれは、養育者にとっても“子を愛する親”という役割に従事し切れていないことを意味し、さらには「愛情」および養育者の責務の名のもとに覆い隠されていた支配 - 従属構造が露呈してしまう危険すら孕むものでもある。そこで、そうした最悪の事態を防ぐべく「愛情」と抱き合わせで持ち出されるのが「罪悪感」である。「いい子」になり切れていないことに対し「罪悪感」を抱かせることによって、それを当人の努力不足の問題として引き受けさせるとともに、「愛情」という名で覆い隠された支配 - 従属構造が暴露されるのを未然に防ぐことができる。「いい子」になり切ろうと努力していたあかりも、「期待にそえない自分が嫌で嫌で仕方がなくて、こんな駄目な自分で申し訳ないという気持ち」（西山 2001: 59）に駆られていた。それは、両親から課せられる底知れぬ期待に「悪意」を感じ始め、“両親の子どもでいることがつらい”と感じ出したことに対する自罰の念を内包するものでもある。「こんなに私を愛しているのに、私が苦しいなんて。何不自由なく育ててもらっておきながら、なぜ私は喜べないのだろうか。なんて私はひどい人間なんだろう」（西山 2001: 29）——「いい子」という役割期待に応え切れないだけでなく、「愛情」という観念にまで疑念を抱いてしまったことへの多重の「罪悪感」は、あかりのように時としてこの世に生まれてきてしまったことへの懺悔にまで及ぶ。すなわち、私が生まれてさえこなければ、父も母も「養育者」という役割に縛られずに済んだのに、という形で、子どもをさらに追い込む（西山 2001: 60）。これが、日本型 AC たちに共通する、損なわれた自尊心の内実なのである<sup>6)</sup>。

#### 4-3. 「自発的選択性」の欺瞞的作用 ——社会文化的理想像としての「いい子」を通じて

「愛情」という名を借りた支配 - 従属関係が生み出される中で、役割自我をめぐるもう一つの特性であった「自発的選択性」もまた、欺瞞的に利用されかねない。つまり、「いい

子」という役割を選び取り、その中で努力しようと決めたのはお前自身なのだ、というロジックがいとも簡単に成り立ってしまうのである。“親を愛する”という行為も、支配 - 従属関係において強いられるものではなく、あくまで子ども自身が“自発的に”行い、さらには感じる（べき）ものだとして認識される。それによってますます支配 - 従属構造は見えづらいものになってしまう。

先に述べたように、日本社会においては、役割を自発的に選び取るだけでなく、その役割の範囲内で最大限の努力を発揮することに価値が置かれる。それが「受容的勤勉性」を兼ね備えた「自発的役割人間」のあるべき姿である。再び東（1994）の議論に戻ると、彼は比較発達教育学ならではの観点から、この「受容的勤勉性」の育成が、日本においては個々の家庭内養育・しつけの場面のみならず、幼稚園と保育園を含む学校教育および保育の各現場においても一般的に行われていると指摘する。そして興味深いのは、この「受容的勤勉性」を持った理想的子ども像として、東もまた「いい子」という素朴な表現を採用している点である。西山や信田らによる日本型 AC 論との接点が、ますます感じられる。

東によると、この社会文化的理想像としての「いい子」とは、『おとなしい』『素直』『明るい』『元気』『はきはき』『おりこう』などを合成した、社会的関連の概念で、子どもの成長の目標として性格、技能、能力などの個人的資質と補い合うもの（東 1994: 80）と定義できる。「社会的関連の概念」とあるように、「いい子」という役割を選び取りそれに従事することは、幼児期の段階から既に、家庭外において社会的集団を形成し維持するための内的行動規範として教え込まれるものである。それは、強固なリーダーシップをとったり、他者の行動を直接的にコントロールしたりすることではなく、決められた小集団に属しその中で様々な仕事を（他の子どもたちと）協力して行う中で、「ゆるい規制作用」（東 1994: 72）が自ずと発揮され集団全体を覆うことが理想とされる。つまり、「〈教師〉対〈子ども〉」といった権力関係のもとに規則に無理やり従わせるのではなく（＝外的倫理規則への帰属）、同じ「いい子」同士で、“みんなと一緒にやる”ということの中に規則性を持たせることで、“僕（私）もいい子だからさうしよう”といった連帯の感覚を“自然と”発揮させること（＝内的行動規範への帰属）が、望ましい集団形成のあり方と考えられる（東 1994: 72）。このような理想を掲げる教育方略こそが、子どもたちにとって、フラットな官僚的秩序を土台とした日本的役割社会への本格的参入のための足掛かりとなるのである。

では、大人たちとのいかなる関係性のもとでこの「いい子」は育まれるのか。東によると、「日本の母親は、さらには教師も含めて日本人は、しつけを、それぞれに独立した人間間の権威関係を通じての伝達としてよりも、同化的共生関係の中での行動パターンの浸透として位置づける傾向がある」（東 1994: 87）。つまり「しつけ手としつけられる者とが密接な関係で共生していることが望ましく」（東 1994: 87）、そうした「共生の中で親の願いや価値観がとりたてて教えるのでなしに子どもにしみ込み、それが子どもの『いい子』像の核を形成する」（東 1994: 87）という。

ところで M. S. Mahler に代表される米国由来の発達心理学においては、母親との「共生 (symbiosis)」状態は、自他の分化と自我への本格的な覚醒が始まる「分離 - 個体化 (separation-individuation)」の、さらに前段階（乳児期における一段階）として位置付けられる。この未分化な融合状態において「乳児はあたかも、自らと母親が一つの全能のシステム ——一つの共通した境界を持つ二者単一体——であるかのように行動 (the

infant behaves … [中略] … as though he and his mother were an omnipotent system —a dual unity within one common boundary)」(Mahler et al. 1975: 44) するという。つまり乳児には、欲求や苦痛、外部刺激に対する知覚などは全て、共生状態の一方を担う母親にも共通して体験されているものと感じられる。この分離 - 個体化以前の、自我意識の確立に向けた養育行為が本格化するはるか以前の状態が、驚くべきことに日本においては長期にわたる養育・しつけ上の最も適した関係様式とされているわけだが、その際重要なのは、乳児が幻想的に抱くこの二者単一的共通体験の感覚が、一転してそのまま養育上の基本理念として採用されるという点である。それが東のいう「滲み込み型」養育の意味するところである。つまり、“親の願いや価値観は、とりたてて教えなくとも、子どもにも共通して抱かれているはずだ”という前提のもとで「いい子」像は育まれるのであり、またその期待に答えている限りにおいて当の子どもは「いい子」であると認められるのである。

以上を踏まえ AC に立ち返ると、共依存状態に陥った機能追求家族における問題は、この養育基盤としての親子共生関係が、永続的な支配 - 従属構造を正当化する運命共同体的絆とイコールのものとして結び付けられてしまう点にあるのではないか。つまりそれは、〈全ての事柄が二者単一的体験として共有される共生関係においては、運命共同体的絆の証しである「愛情」、すなわち“愛している”という感覚もまた、当然ながら互いに共通して体験されているに違いない〉、という発想である。このような発想の中では、“親を愛する”ということが被強制的な体験であるなどは夢にも思われないのであり、あくまで子ども自身の“自発的な体験”として、いやそれ以上に、「自発性」なるものが発揮されるまでもない“ごく自然で当たり前の感覚”として、養育者には受け止められるのである。

これは、Laing のいう「共謀」関係から、さらにもう一段階踏み越えた状況ではないだろうか。というのも「共謀」概念には、当の共謀関係を成立させるべく他者からの承認を“引き出す”といった明確な行為モメントが強調されるのだが、機能追求家族においては、そうした明確な行為モメント、いわば「自発的行為」のモメントは、そもそも文化的価値観の中にすっかりと溶け込まれてしまっているのだ。だからこそ、「滲み込み型」養育なるものに象徴的な“(文化的に見て) ごく自然で当たり前の感覚”といった形で、共謀関係への参入のあり方は把握されるのである。

さらにここで見逃してはならないのは、こうして「いい子」であるという役割自我への従事が、もはや「自発的選択」などといった明確な(行為)のモメントを通り越すということは、同時に、この役割自我への従事が当人の(実存)というレベルにまで敷衍されることでもある、という事実である。あかりが抱いた「罪悪感」が、この世に生まれてきたことへの懺悔にまで及んでしまったのも、そのためではないだろうか。それは“いい子になりきれていない”ということが、単に社会化の段階において役割自我に従事することへの一時的失敗として、つまりその意味で誰しもが経験するであろう普遍的失敗としてではなく、それ以前の(現実存在)としてこの世に生れ落ちる段階での“根源的かつ個別的失敗”として、意識の奥底に深く刻み込まれることを意味するのである。

## 5. 日本型 AC および機能追求家族の分析 (2) —— 「甘え」という観点から

ここまで筆者は、日本型 AC を生み出す機能追求家族が文化的特質としての「(相対的)役割意識」へと過剰に没頭し、その中で子どもに対し「いい子」という社会文化的理想像を支配的および欺瞞的に押し付けていくプロセスについて、論じてきた。「役割」という観点を通じて、AC 問題と自国文化との間の連続性・近接性の大部が明らかになったと思われるが、しかし同時に、この連続性の内部には、ある別個の文化的特質との間の「不連続性」が必然的に内包されざるを得ない。それが「甘え」である。日本的役割社会を裏面から支えるこの「甘え」という要素が、機能追求家族においては根本的にないがしろにされているものと筆者は考える。次にこの重要な点について、先の「共生関係」に関する議論に戻りつつ明らかにしていこう。

### 5-1. 「そと」への志向性を支える「うち」=「甘え」の世界

先に筆者は、一般に「いい子」という役割自我は、家庭外において集団を形成するための内的行動規範として教え込まれるものだと述べた。したがってこの「いい子」を育むための養育基盤である親子共生関係は、必然的に「そと」の世界に対する志向性を兼ね備えたものだと言えよう。東も指摘するように、この国の多くの子どもたちは、幼稚園・保育園の段階において既に「園を『そと』として、勝手にふるまえる『うち』と分化して認識し、さらにそこでは『いい子』が自分の役割であると捉え、それで『いい子』として行動するような内的制御をはたらかせる」(東 1994: 71)。その背景には、子どもを送り出す際に「うちではこうだけれども園ではこうするのですよ」(東 1994: 70)といった、「うち」と「そと」という二つの世界の分化を促すメッセージが、養育者から繰り返し投げかけられているのである。

ここで筆者が注目したいのは、「そと」の世界への分化的な志向性を支えるもう一方の世界、すなわち「うち」である。それは引用文にもあるように“勝手に振る舞うことができる”世界であり、「いい子」として行動する必要のない世界と捉えられる。つまりその中では、特定の役割自我の枠内に身を合わせ、自らの行動を内的に制御することが一切要請されないのである。こうしたある種の無重力状態が許される世界が「うち」であり、またその中で特徴的に示される行為こそが「甘え」ではないかと筆者は考える。

「甘え」といえば、土居健郎が有名である。精神分析学の観点から「甘え」概念の有用性に着目した彼に依拠すると、子ども、とりわけ乳児期～幼児期前期頃にかけて見られる子どもの「甘え」には、単なる「依存」という表現だけでは掬い切れない重要な価値があることが理解できる。それは、重要な他者である養育者からの“無条件の”保護と愛情を受け取るということ、すなわち M. Balint (1956) のいう「受身的対象愛 (passive object love)」を獲得するという極めて切実な目標である (土居 1971: 14)。この受身的な愛情希求に応答してもらえたという体験が、(とりわけ乳児期においては) 養育者を含む周囲の世界に対するいわゆる「基本的信頼感 (basic trust)」(Erikson 1959) の基盤となるのである。

ところで「甘え」という現象それ自体は、日本に限らず万国の養育現場において共通して見られるものであろう。だがその反面、「甘え」という現象に対する文化的な価値観や評価のあり方は、決して一律ではない。とりわけ、これまで対比的に取り扱ってきた個人主

義的自我観の根強い欧米諸国においては、日本とは全く違った受け止め方がなされているに違いない。養育者に対する「甘え」の感情は、幼児期前期までに留まらず、それ以降の段階（幼児期後期～児童期）においても一般的に引き続くものであるが、特にそうした後々の段階における「甘え」はもはや、欧米的文脈においては「母子の分離の事実を心理的に否定しようとするもの」（土居 1971: 82）として、端的にネガティブなものと捉えられるだろう。つまり、基本的信頼感を充足し終えた後の、単なる依存欲求の残滓であって、時として正常な自我発達を阻害するものとも捉えられかねない。というのも、前に紹介した Mahler の発達段階仮説にあるように、この幼児期後期以降の段階では既に個人主義的自我の確立に向けた「分離 - 個体化」が始まるものと考えられるからであり、また Erikson の人格発達の議論でいうと、権威的親への憧れを伴う「自律性」および「積極性」が育まれるべき段階と考えられるからである。裏を返せば、個人主義的文化圏においては、個人の健全な発達のために必要とされる範囲での〈甘え〉は、分離 - 個体化に至る以前という意味での〈共生段階〉とともに、人生最初期の極めて限定された期間内で終えておくべきものと想定されるのである。

方や日本では、養育者に対する「甘え」は、児童期に至ってもなお容認される傾向にある。というのは、個人主義的文化圏が想定するように「甘え」は自我発達という課題と徐々に対立していくものではなく、むしろ裏面からそれを支え続け、さらには促進していく（べき）契機と捉えられるからである。「そと」への志向性を持った「いい子」の育成は、「甘え」が許容される「うち」の世界があつてこそ実現可能なのである。言い換えれば、「甘え」という“無条件の”保護と愛情を受け取れる世界が一方で保障されており、いつでもその中に帰ってこられるからこそ、「いい子」であるかないかといった“条件付き”で承認がもたらされる世界へと、一步踏み出すことが可能なのである。そしてここで見逃してはならないのは、わが国の養育現場において「共生状態」とは、この「そと」への志向性と「うち」の世界の両方を兼ね備えた、極めて長期に及ぶ関係様式を指したものだ、という事実である。つまり「いい子」という役割自我が育まれるのも、特定の役割からの一切の解放状態における「甘え」が許されるのも、実はどちらも同じ「共生関係」の中なのである。

## 5-2. 許されなかった「甘え」、そして日本型 AC が“AC”と呼ばれるべき所以

機能追求家族においては、まさにこの「そと」への志向性と「うち」の世界の相補的なバランスが根本から崩れ、前者の肥大化とともに後者の領域が不当かつ欺瞞的に搾取されるといった状況に陥ったものと考えられる。言い換えれば、「いい子」になることへの過剰な期待によって、子どもたちは、その「いい子」という役割自我から解放され“無条件に”甘え愛されるという契機を、決して許されなかったのである。あかりが心密かに抱き続けていた「お母さんに受容されたかった」（西山 2001: 63-4）という切実な思いは、「いい子」であろうと努力し続けたことに対する承認欲求であることに違いないが、それと同時に、「この世に存在していてもいい」という実存レベルでの欲求を無条件に認めてほしかったという意味での、「甘え」への渴望でもあるのだ。この事実を決して見逃してはならない。

そしてここでもまた、ダンチグ家との共通点を見出すことができよう。サラもまた、日本的な「甘え」に相当するような無重力状態は極力切り詰められ、家庭内においても常に「そと」、すなわち「世論」を気に掛けるよう迫られていたと考えられる。ところで家庭内

ということは、幼稚園・保育園の場のように、生身の「そと」の人間と直接に関わり合う機会は限られる。そこでダンチグ家のように、両親が「そと」の化身としての「他者」という役割を受け持つことで、「そと」への意識は家庭内にも持ち込まれるのである。ここで注目すべきは、両親が従事すべき「役割」の二重性である。彼らは決して単一の役割自我を受け持っているわけではない。‘successful parenthood’という名の「そと」に向けての役割自我に従事すると同時に、彼ら自身「そと」の側に立ちその化身としての他者的役割にも従事しているのである。彼らは子どもと「そと」とを必死に媒介しようと試みる中で、こうした二重の役割を受け持つに至ったのである。だがそれは、子どもにとっては人生早期より「そと」の世界を強く意識することを、厳格なしつけを通じて強いられることを意味し、そうした「過剰社会化」とでもいべき状況の中では、「甘え」などといった無重力状態が許される余地などほとんどないのである。

ここで再度、機能追求家族に話を戻そう。このあたりで、「甘え」の余地がほとんど許されないような環境で育った日本型 AC たちが、わざわざ“AC”と呼ばれなければならない所以が明らかとなるように思われる。

彼らは米国型 AC のように、目に見える形で、大人（＝養育者）が果たすべきだった役割や機能を引き受けざるを得なかったわけではない。機能追求家族においては、両親はいずれも「養育者」としての役割に従事しようと努力し、方や子どもは「いい子」であり続けることを期待され育てられたのである。その事実を表面的にのみ理解しようとする、なぜ彼らがわざわざ“AC”などと呼ばれるべきなのか、おそらく判然としない。〈子どものまま育てられ、大人になり切れなかった未熟な人々〉といった完全な誤解がこれまでなされてきたのも、無理のない話である。

だが彼らにとって健全な子ども時代を担保するのは、むしろ「うち」の世界において保障されるべき「甘え」の経験なのである。そしてもう一方の、「いい子」という役割自我に従事することは、この国においては、むしろ大人の世界に参入していくための、歴とした「社会化」のプロセスに他ならない。この一筋縄ではいかない事実はまだ理解を深めることができれば、彼らがなぜ“AC”と呼ばれるべきかもはや明らかであろう。すなわち、「いい子」であり続けることを通じて、彼らはひたすら「大人」であることを要求されていたのである——その社会化のプロセスを裏面から支え続けるはずの「甘え」が許されないままに。確かにあかりは、いつまでも幼い子どもの枠に封じ込められていた。あかり自身のイメージとしては、成人後もなお、小学校低学年の世界に閉じ込められたままだという（西山 2001: 30）。だがそうした“子どもであれ、常に従え”という要求の只中において、まさしく“大人になれ、常に完璧であれ”という要求を、彼女は突きつけられていたのであった（西山 2001: 64）。

### 5-3. 「うち」を持たぬ空虚な世界か、許されなかった「甘え」への退行か

「社会化」という点についてももう少し立ち入っておこう。この国において、社会化の先に想定される「大人」の世界、つまり幼児期の段階から既に志向され始めている「そと」の延長線上にある社会空間とは、果たしていかなるものなのか。

結論から言うと、大人たちによって構成される世界もまた、原家族における親子関係と

同様の「共生」的な性格を持つものと理解すべきであろう。しばしば日本の会社組織が「疑似家族的」と称されるように、これまで話題にしてきた親子共生関係は、後世の様々な社会集団を形成するにあたっての社会心理的プロトタイプとして残り続ける。役割自我の総体として機能する社会集団においては、既に述べたように各々の成員は他者志向的観点から自らのなすべき役割や仕事を“首尾よく”感じ取っていく必要がある。つまり他の成員がいかなる役割を受け持っているかということに常に敏感であるべきであって、こうした周囲への常なる配慮が、自他未分化な連帯性、すなわち共生的な関係性を下支えする要素となるのだ。

ここで重要なのは、原家族における共生関係に付随していた「うち」という領域ないし意識もまた、そのまま引き継がれるという点である。それは、原家族における無条件の「甘え」——「人情」的間柄において許されるそれ——とまではいかないが、そこから派生する形で、あくまで「義理」的間柄において持ち込まれることが許される範囲での「甘え」が繰り広げられる「うち」である（土居 1971: 35）。それは前出の木村がいうところの「甘えた」、すなわち「甘えの技術と対象選択の巧妙さをもって、その特徴としている」（木村 1972: 161）甘え行為であり、「甘えにおける我儘が或る程度まで許されることわかっていて相手に限られる」（木村 1972: 161）。つまり「甘えすぎて、相手を怒らせてしまっただけでは元も子もないという分別が、ブレーキとしてはたらく。その結果、甘えは自分にとっての満足だけではなく、同時に相手にとっての快感をさそうような、巧妙に仕組まれたものとなる」（木村 1972: 161）。このような、巧妙な技術と現実感覚が要請される「甘えた」が、「仕事」という場における役割自我を通じた付き合いを、より潤滑なものにするのである。

あかりに戻ると、彼女は原家族における「甘え」の段階からそもそも許されなかったため、その派生型である「甘えた」の感覚を十分に養う機会をも持ち得ていなかったと考えられる。それ故あかりには、「仕事」という場における役割自我を通じた付き合い以外は、全てシャドーワークにしか感じられなかったのである。こうして、原初的な「甘え」が許されなかったという経験は、どこまでも「うち」を持たぬ空虚な義理的空間として世界を経験するか、はたまたその逆に、義理の間柄における「甘えた」の域を超え、人情の間柄におけるあの許されなかった「甘え」への急激な退行を招くこととなる。そしてその後者の結果が、ある暴力的な男性との劇的な共依存状態だったのではないか。

## 6. 日本型 AC および機能追求家族の分析（3） —— 「世間」という観点から

繰り返すように「うち」と「そと」という二つの意識は、本来、相補的な関係を成すものである。「そと」への志向性が強まれば、その分の心理的負荷を「うち」への意識によって中和しようとする。ところが機能追求家族においては、この「そと」への強い志向性が、「うち」の領域を不当に搾取することとなってしまった。

米国型 AC を取り巻く機能不全家族においては、「そと」、つまり家庭外の世界に対しては、徹底した敵意と不信感が貫かれている。冒頭で述べたような、“私たちの家族が問題を抱えていることを話題にしてはならない”とか“外の世界や人間が安全・確実だと信じてはならない”といった暗黙のルールが、そのことを端的に表している。こうした外部世界に対する隔たりは、社会文化的価値観から我々は逸脱してしまったという実感とパラレル

な形で現れる。一方、日本型 AC を取り巻く機能追求家族における「そと」への意識は、ある意味で非常に開放的で親和的なものと見受けられる。それは、“自分たちこそが役割社会という文化に最も適応した機能的集団である”といった自負心を、殊更にアピールするかのようである。しかしながらそうした「そと」への志向性には、その「そと」からの眼差しに晒され続けねばならないという意味での緊張と不安が、常につきまとっているのだ。

#### 6-1. 「世間」を頂点とする序列的支配 - 従属構造

4-1. で述べたように、機能追求家族においては、ある一成員の役割達成度は他の成員のそれと全て連動しているものとみなされる。だがこうした競争的連帯意識を生み出すような成員間での相互評価にあたっては、実のところその評価のための「絶対的基準」は、彼らの内側からではなく、「そと」の世界から取り込まれたものである。つまり、彼らを覆う高すぎる理想的水準の正体は、ある一成員によって私的に——つまり「そと」の世界とは無縁の状態から——作り出される価値基準などではなく、「そと」という非人称的な世界からひしひしと感じられる眼差し、言い換えれば、全ての成員が恐怖と不安に苛まれつつ内面化せざるを得ない「世間の目」に他ならないのである。

ここで言う「世間」という概念もまた、この国に特有の文化的規範・価値観のあり方を象徴したものである。本稿において「世間」は、今現在とある人間が主として身を置き、包摂されていると感じる集団・組織がある場合に、当人のみならず、集団全体としての振る舞いや思考、価値基準等をも決定付けるような、強力かつ外圧的な規範およびその発信元となる外的空間を指す。その外的圧力は、何らかの人称的存在から明確な形で与えられるものではなく、むしろ当の集団および成員各々が日常的に、逐一“自発的に”感じ取ってやまないような、非人称的空間からひしひしと感じられる規範的要請である。

あかりの家族において、この「そと＝世間」の目を絶対的基準として持ち込んでいた最大の人物が、父親であった。学歴への信仰も、一流企業への就職も、そして企業社会という名のパワーゲームが横行する世界を生き残ることも、全て「ワーカホリック」という役割自我を全うした父親から持ち込まれた価値基準である。あかりにとって父親は、それら「世間」からの役割期待にほぼ完璧な形で応えてきた、「自発的役割人間」の鑑のような存在なのであった。しかしながら父親だけでは、あかりの中にこの「世間」という基準を浸透させるには役不足である。というのも、手本となるべき「世間」の体現者である父親は、休日を含め一日の大半を「そと」で過ごしていたこともあって、あかりに対しては直接的な働きかけをほとんど行おうとしない、いわばシンボリックな存在に留まっていたからだ。そこで重要となるのは、このシンボリックな存在である父親とあかりとをつなぐ、媒介者として奮闘する母親の存在である。

無論あかりの母親もまた、夫と同様、“有望株の男性と結婚して子どもをもうける”といった「世間」からの役割期待を体現し、それを価値基準として家の中に持ち込んでいた。だが彼女は、そうして「世間」という基準を持ち込むだけでなく、むしろそれ以上に、「世間」に対する正しい従属の仕方をわが子に教え込むということを、「良妻賢母」が果たすべき最も重要な役割と考えていたのである。彼女は夫が帰ってくるまで、必ず毎日未明まで起きていた。そうして“夫のために自分を捧げている”という無言の献身的態度が、あかりにも確実に浸透していったのである（西山 2001: 61）。このように、「世間」を頂点とし、

その「世間」の最大の体现者たる「ワーカホリック」の父親、その夫に奴隷的に献身する「良妻賢母」の母親、そして母親からその献身的態度を社会化の一環として教わる「いい子」のあかり、という順序で、序列的な支配 - 従属構造が構築されてゆくのである。

機能追求家族において、ある意味で「世間の目」を最も敏感に感じ取り、その「世間」に対して畏怖の念すら抱くよう迫られるのは、母親ではないかと思われる。父親は、あかりのケースのように、ワーカホリック化することでほとんどの時間を「世間=そと」の側で過ごすことができる。つまりいざとなれば「世間」の側にほぼ同化ないし加担することで、「世間の目」それ自体の圧力から巧みに逃れつつ、しかも「家」全体に対して外的支配を続けることが可能なのである。一方で専業主婦を基本モデルとする「良妻賢母」の母親は、家の中を日常的な生活世界としている以上、「世間=そと」の側へと同化していくことには限度がある。かといって反対に、彼女にとっての「うち」、つまり彼女だけの私的領域に完全に閉じこもるわけにもいかない。彼女は常に、家庭内における表層部分に身を置きながら、父親への献身を通じて「世間の目」の矢面に立たされ続けるのである。さらに言うと、父親および「世間」に対する献身の見返り、すなわち「良妻賢母」という役割自我に従事していることに対する評価は、目に見える形で、父親や「世間」それ自体から与えられるわけではない。信田が言うように、「よい母の評価とは世間から子どもが評価されるという迂回路をたどる。母は単独ではなく、子どもに依存して評価されるしかないのだ」（信田 2011: 159）。母親がわが子に対し、執拗に「そと」を意識した「いい子」であることを強いるのも、それが、繰り返し述べている運動的な相互評価という形で、まわりまわって自らの評価を決定付けるものとなるからに他ならない。しかしながら筆者は、このような迂回路をたどらなければ評価を感じ取ることができないという事実に対して、次のような問題性を指摘せざるを得ない。すなわちそれは、母親もまた、日本型 AC たちと同様の「うち」と「そと」をめぐる相補性を著しく欠いた境遇しか許容されていないという問題である。献身の対象である父親や「世間」から直接的な形で評価されるわけでもなく、かといって、一切の役割自我から解き放たれる「うち」にこもることも許されない——こうした状況は、「そと=世間」への志向性が過剰に求められながらも決してそこからの評価を期待することは許されず、なおかつ「うち=甘え」の領域は不当に搾取されてしまうといった、日本型 AC たちの寄る辺なき境遇と全く同じ構造を成しているのである。

## 6-2. 「家族国家観イデオロギー」との接点

上記のように「世間」を絶対的基準とすることは、言い換えれば、「世間」を神格化するということである。T. S. Lebra らが指摘するように、超越的絶対神という観念自体を持たないこの国では、「神の居場所は、〔この国において『世間』と同義の〕『社会』それ自体に取って代わられる (where the place of God is taken by “society” itself)」（Lebra 1971: 252）。一神教文化と対比されるこの「社会崇拝的 (sociocultic) 文化」（Lebra 1971: 253）においては、父親といえども、この「世間」には容易に逆らうことはできない。

こうした「そと=世間」という非人称的空間を神格化するという発想は、やはりダンチグ家にも共通する部分である。彼らの表現で言うと「世論」、とりわけ「ユダヤ的世論」と呼ばれる非人称的かつ同胞ユダヤ人を念頭に置いた共同体的社会空間こそが、神格化に値するものであった。しかもそれは「神」以上に神格化すべき権威と考えられていた。ダン

チグ家において「ユダヤ的世論」に対する気遣いは、もはやそれ自体が宗教的信仰と呼べるほどの畏怖を伴うものであり、そうした神格化と畏怖の念を通じて、彼らの役割自我の中身と成員間での相互評価のための価値基準は規定されていたのである。

ところで、再度日本に話を戻すと、この「そと」ないし「世間」という感覚は、5-3.で話題にした「うち」の意識と同様、家庭内に留まらず、会社や地域といったより広域の組織・集合体においても強力に作用していると考えられる。家庭内において普段意識される「そと」は、父親が身を置く企業社会や母親が直接の接点を持ちうる範囲での狭い地域社会（近所付き合いなど）を指し、さらにそれらにとっての〈そと〉は、より広範な地域集合体や公共団体等を指す——このように、同心円的に幾重にも重層化したヒエラルキー構造が、「そと＝世間」への意識を介して形成されるのである。

では、このヒエラルキー構造の頂点には、果たして何が待ち構えているのか。

それは「国家」である。神格化された重層的「世間」への従属・崇拝は、つまるところ全て「国家」へと収斂するよう秩序付けられているのである。こうした国家を頂点とする発想は、元は江戸期に武士階級の中で盛んとなった儒教——とりわけ「上下定分の理」などの学説を持つ朱子学——に基づいており、のちに、この国の近代化のための精神的支柱に据えられてゆく（内山節 2010: 137）。すなわちそれは、“国家あつての民”という基本原理であり、国家の最高機関たる天皇を〈大家長〉とし、臣民を〈赤子〉とする「家族国家観イデオロギー」を後ろ盾とするものであった（井上忠司 2007: 88-9）。戦時中の明治期後期においてほぼ確立されたこのイデオロギーの下で、個々の家族（イエ）内における「和合」と家父長制への「献身」は、国家および天皇に対する無尽蔵の〈献身〉的態度と結び付けられていったのである。

機能追求家族における「世間」および家父長制への奴隸的従属もまた、筆者から見ると、国家に対するこの〈献身〉的態度とほぼパラレルのものに思えてならない。「世間」という名の神的存在の目に怯えながら、期待される役割自我を全うすべく自発的努力を発揮すると同時に、同じ状況を共有する他の成員との運命共同体的絆をも肯定的に受け入れていく——こうした形で「文化」への過剰適応を目指した彼らは、「国家」の命令に背くことを許されず、同じ境遇にいる仲間やその家族らとの間にまで運命的な連帯意識・絆を見出しつつ、自らに課せられた役割へと心身ともども捧げ戦場に散った特攻隊員らの境遇と、ほとんど実質的に変わらないのではないか。さらには、「世間＝そと」からの圧力の下、子どもはもちろん、養育者にとっても心理的拠り所となるべき「うち」の領域を失った機能追求家族は、西山や信田が繰り返し指摘するように、国家に対する最終的な逃げ場、すなわち「反管理の砦」としての機能を失ったのも同然である。以上のような家族をめぐる危機的状況は、AC問題をまるで過去の遺物かのように扱っている今この瞬間においても、確実に深刻化していると筆者は考える。やや不完全な議論となってしまうが、本節の締めとしてこの点について述べておこう。

### 6-3. 理想的近代家族像としての機能追求家族 ——彼らが直面する現代社会的危機

先の「家族国家観イデオロギー」は、今もなお一定以上の影響力を保ち続けている。いやそれどころか昨今の日本は、少なくとも戦後以降の民主主義的歩みの中では、最も深刻な状況下にあるのではないか。

例えばそれは、自由民主党が 2012 年に発表した憲法改正草案を見ると、一目瞭然であろう。国家の形成と維持に向けた「和」の尊重に始まり、象徴天皇制の廃止、国旗・国歌に対する敬重の義務化、そして「社会の自然かつ基礎的な単位」なる表現によって「家族」の重要性を強調する文言などは全て、あの近代国民国家体制が確立された時代への、復古主義の表れ以外の何物でもない。ところでこの国は、戦後の高度経済成長期を通じて、村落共同体や都市部の地縁組織、そしてかつての「大家族」と呼ばれる伝統的な「中間集団」を本格的に解体させていった。こうした「中間的規模の構成単位は、いきおい、国家を頂点とする巨大な組織へと編み込まれてゆき、いっぽうで、原子化した個人に近い家族のような集団へと分化していった」(井上 2007: 126) ののである。このような時代的変遷も加味すると、今や「家族」と呼ばれる集合体は、国家の目の前にほぼ“むき出し”の状態とされているに等しい。

日本型 AC を生み出してきた機能追求家族は、性別役割分業および子どもの養育をめぐる強い情緒的結びつきに基づいた「近代家族」観の典型であり、と同時に、この国の高度成長期における理想的家族像でもあった。つまり、勉強依存の「いい子」として厳しく育てられた先には、それに見合う程度の立身出世の道は、良かれ悪しかれ確実に開かれていた。信田(2001)は、成長期を体感した世代(とりわけ団塊世代)には特に優れて適合的だったこの理想が、バブル崩壊後の低成長期以降も無反省のまま引き継がれてしまった点に大いなる問題性を感じている。それは、高学歴者が——個々人の意識の上でも、そして現実問題としても——着々と定着しつつも、大卒後、正規雇用にありつけないまま不安定就労を余儀なくされている若者が後を絶たない現状を見れば、よく理解できる。こうしたキャリア形成をめぐる過酷な状況が常態化しているにもかかわらず、成長期における理想が引きずられたままであると、“親の期待にこたえ切れなかった”と考える AC たちの挫折感や罪悪感はさらに肥大化してしまうだけだろう。

だが、指摘すべき問題はそれだけに留まらない。先の話題に引き付けて考えると、元々は大家族主義といった伝統からの〈脱却〉として期待されたはずのこの近代家族像が、今やかつての家族主義的国家観への〈復古〉のための、恰好の材料と考えられているのではないか。それは単に、国家の前に“むき出し”の状態となったことによって、献身への意識をより一層直接的かつ効率的に浸透させることが可能となっただけではない。近代化に付随する(家族の)「個人化」という側面を強調することで、各家庭内での自助的な扶養努力を駆り立てつつ、公助の必要性を合理的に縮小していくことも、ますます容易となったのである。こうして、十分な公的保障が期待されない中で、個々の家族はひたすら献身的態度ばかり迫られる。〈自己犠牲的に献身を続ける家族〉と〈その献身を欺瞞的に合理化する国家〉——この二項関係はちょうど、機能追求家族における〈子ども〉と〈養育者〉、さらには〈母親〉と〈父親・世間〉といったそれぞれの二項関係とも、重なって見えはしないか。

あかりをはじめとする日本型 AC たちの悲痛な叫び、そして息苦しさは、自国の「文化」に対する非難・告発の声であると同時に、この支配 - 従属関係の連鎖を通じて、「現代社会」の危機を知らせる警鐘としても受け止められねばならない。もっともその「危機」としての意味や重みを十分理解するためには、ダンチグ家の前世代が密かに経験してきた社会経済的危機のように、当該家族と文化との間のあらゆる葛藤や緊張関係を徹底して可視化す

る作業が、何よりも必要とされるのである。

## 7. 他のケースとのつながり

本章ではこれまで、なるべく論旨を明確にするために、具体的な AC のケースを「あかり」のみに絞って論じてきた。ケース「あかり」は、筆者が展開してきた現象分析の妥当性を演繹的に支え、かつ証立ててくれる象徴的一事例として位置付けられよう。だが他方で、本章の内容は「あかり」のみに典型的に当てはまるわけでは決していない。帰納的関心からするとやや物足りないかもしれないが、一通りの議論を終えた今、これまでの分析内容が一定以上の経験科学的普遍性を持ち得るものであることを確認すべく、他の AC のケースにも触れておきたいと考える。取り上げるのは、「冬子」(西山 1995: 16-54)と「秋央」(西山 2001: 169-216)のケースである。

### 7-1. ケース「冬子」

取材当時 23 歳だった冬子の家族は、祖父、父親、母親、妹、弟の六人構成であった。20 年前に脱サラして折り込み広告専門会社を興した父親 (50 歳半ば) は、無口で酒も一切飲まず、「いつも肝心なときに傍観者でいた」一方で、「序列」にこだわり、「社会の枠にはまることとマネー」を価値基準とする、学歴主義者でもあった。母親は、そうした夫の顔色をうかがいながら、学校での冬子の成果と序列にばかり関心が奪われ、冬子を追い込んでいた。「目に見える序列の価値」が家じゅうを支配する中で、それに完璧に応えることが家族の安定につながると冬子は信じ、小学校では六年間通い続けた体操クラブで最優秀児童賞を受け、中学校では学級委員を毎年務めるなど、成績優秀な「良い子」であり続けた。だが「お母さんは子どもに何も聞かんと、ただ服従を求めた。私はお母さんの機嫌をとる人形みたいやった」と語るように、成績が伸びなければ身体的暴力を伴う度を越したしつけを受け、目標に達した際も一切の関心を寄せられることはなかった。

冬子は「完璧でないと、ひととして認められないようなやり方はたまらん」と思い、高校を二年時に中退し、大阪の実家を出て上京する。「私探しのゲーム」と称し、問題を抱える数多くの男性と性的関係を伴う共依存状態に陥る一方で、両親に対する「懺悔」と「認めてもらいたい」という思いのために、東京と大阪を往復する生活を送っていた。しかしながら今に至るまでの冬子の行動を、家族の「秘密」にし「否認」し続けていた両親に対し、冬子は「怒り」と「憎しみ」を抱くこととなる。その後引き起こした自殺未遂は、当時共依存状態にあった男性と関係を絶ったことによる空虚感と、否認を続ける両親とりわけ父親の関心を自身に向けさせることが、背景にあった――。

### 7-2. ケース「秋央」

女性だけでなく、男性のケースも紹介しておこう。

取材当時 38 歳の秋央は、転職を五度繰り返した末に、健康食品会社に勤める二年目の営業マンだった。葉たばこを栽培する兼業農家の生まれで、両親のほかに 10 歳上の姉、8 歳上の兄がいた。父親は外国航路の船員をつとめ、年三回ほどしか帰って来ず、家に滞在するのも二週間ほどだったが、「物事を楽しんではいけない」「世の中で楽しいことなんか、あるわけがない。真面目に暮らすのが一番だ」が口癖であり、秋央を家の外に出し、庭の

木に縛り付ける暴力的一面もあった。母親は、父親の代わりに世帯主として働く、非常に責任感も自己犠牲も強い人で、もともと勉強の得意な秋央には徹底して学校の成績にこだわった。学校の「成績」と「愛情」のバロメーターは比例しており、まんべんなく五段階評価が良くなければ満足しなかった。だが秋央の成績は高校二年時から転がるように落ちていき、「自分は駄目な奴だ」という自己叩きを繰り返した。母親の拘束に苦しみつつも、見捨てられることを防ぐべく、わざと期待と反対のことをやることで母親の愛情を引き付けることもあった。「お前は勉強したらできるのに、全然しない」と言って、包丁を持って追い回された時も、恐怖心よりも構ってくれることの嬉しさを秋央は感じた。

家に精神的居場所を持たないまま大学に進学した秋央は、当時の成田空港管制塔占拠事件に触発され、「マネーやモノに支配された世界から無縁に生きよう」と、運動グループを結成したこともあった。また、グラムシの影響の下、労働者による自主管理をモットーとしたある生協組合に就職したこともあるが、それが「搾取の自己管理」であったことに葛藤を覚え、辞職したこともあった。私生活では大学四年時に知り合った女性・サチと結婚したが、厳格で権威主義的な父親を持つサチとの結婚生活は共依存的なものとなった。すなわちそれは、〈母親に受容されなかった寂しさを満たそうとする秋央〉と、〈父親譲りの権威的性格に依拠することでますます秋央を子ども扱いしつつも、同時に夫としての彼を献身的に支えようとする良妻賢母のサチ〉との間の共依存関係であった――。

いずれのケースも、幼少期のころから成績優秀な「いい子」という役割を過剰に強いられていたこと、しかしその頑張りや認められることはなく、「精神的居場所」となるべき「甘え」の世界を持ち得なかったことが、共通してうかがえる。そしてそれが、パワーゲームとマネーゲームが横行する企業社会の中で“真面目に”“枠にはまりながら”生きることを価値基準として持ち込む仕事人間の父親と、その父親に対し無言の従属的・献身的振る舞いを示しつつわが子には「いい子」であることを強いる良妻賢母の母親とが織り成す、序列的支配 - 従属構造の中で経験されていたことも確認できよう。

一方でそうした共依存的な家族空間は、冬子においては「“ドーナッツ”みたいだった。真ん中は何もない」（西山 1995: 53）と例えられ、秋央においては「親父は親父、おふくろはおふくろ、それぞれが私に対して“閉じた世界”にいた」（西山 2001: 186）と語られるような、中心なき機能的役割集団の側面をも有していた。こうした官僚主義的で空虚な集団的特性は、家族成員の誰かが「そと＝世間」の価値基準から根本的に外れてしまった時、殊更に強化される。すなわちそれは、高校中退後の冬子の行動と存在が「秘密」にされ「否認」され続けたように、期待を裏切った成員のことを、まるで最初から存在しなかったかのように否認し、徹底して無関心を決め込むための、機能追求家族ならではの集団的防衛戦略なのである。ともすればそれは、日本型 AC たちを襲うあの〈実存〉レベルでの罪悪感・挫折感とも容易に結びつく可能性があるだろう。彼らが「そと」の世界における他者や集団との間に次々と共依存関係を形成する中で、必死に自らの存在証明と自尊心の回復を目指そうとしたのも、そのためではないだろうか。

そしてここで、ダンチグ家の結末、すなわちサラがスケープゴートとして病院へ「追放」されたという結末が思い起こされよう。サラにとってそれが、「神」から見放され宗教的共同体から破門されるべき‘wickedness’な存在と見做されることを意味したように、日本型

AC たちにとって、まるで最初から存在しなかったかのように〈実存〉のレベルにおいて否認されることは、全体がまるで一つの疑似宗教国家であるかのようなこの国の「社会」——重層的に広がる「世間」の隅々に至るまですべて——から追放され、どこにも一時の居場所を得ることすら許されないような圧倒的な孤立状態を意味するように思われる<sup>8)</sup>。それは、昨今話題となっている若者をめぐる「無縁」状態とも、少なからず通底する話ではないかと筆者は考えるのである<sup>9)</sup>。

## 8. 小括 ——心的外傷概念との往復可能性

以上筆者は、日本型 AC 問題と自国の「文化」との関わりについて、「役割（自我）」「甘え」「世間」という三つのキーワードから分析してきた。米国型 AC とは対照的な、文化的規範・価値観への「過剰適応」がなされていくプロセスが概ね明らかになったと思われる。それは、自国文化との〈連続性〉ないし〈近接性〉を明らかにする試みであり、と同時に、その内部に巧みに隠された〈不連続性〉を暴き出す試みでもあった。日本型 AC たち、さらには機能追求家族全体を覆う苦悩は、この〈連続性〉と〈不連続性〉とが織りなす断続的な「歪み」によってもたらされたものだと改めて言えるだろう。

Bateson の議論に依拠すれば、文化的規範・価値観をめぐるこの〈連続性〉と〈不連続性〉は、ちょうどダブル・バインド状況における〈言語的メッセージ〉と〈非言語的メタ・メッセージ〉の関係性と同様、論理階梯上の等級を異にしながらも日本型 AC たちに向かって交互に絶え間なく浴びせられるものである。その意味で日本型 AC と文化との関わりは、ダブル・バインド理論が持っている外傷的構造と少なからぬ形式的類似性を有していると考えられるのではないか。ダブル・バインドの処罰性が〈言語的愛情〉と〈非言語的敵意〉との差異を通じて“能動的に”感受せざるを得ない観念的なそれであったのと同様に、文化との間の〈表面上の連続性〉と〈裏面にある非連続性〉とが織りなす歪みは、日本型 AC たちによって嫌でも“能動的に”引き受けざるを得ないような観念レベルでの歪みであり、しかしそれ故に、その観念レベルでの苦痛を歴とした「外傷体験」という形で社会問題化、あるいは具現化することは極めて困難なのである。しばしば AC から回復するための第一歩として、“私は AC である”という形で「自己認知」の作業を徹底し、その自己認知の内容を外的社会に向けて明示すべきであると言われるのは、自身の内的な苦痛を、何らかの明確かつ完成された概念でもって認識してもらえる可能性を彼らは本来的に有しておらず、ただひたすら得体の知れない観念的苦痛として内的に押し留めておくことしか許されてこなかったからに他ならない。その意味で、本章冒頭で述べたように“AC”という概念自体が未だ発展途上であり、明確な疾病概念として用いられていないのは、上記のような“問題を「問題化」することの難しさ”という性格を、この概念が本質的に含み持っているからではないだろうか。観点を変えて言うと、その事実こそが“AC”という発展途上な概念が持ちうる、「概念」としての魅力ではないかとも考えられよう。

第 I・II 章を振り返ればわかるように、「心的外傷」もまた、現在もなお発展途上の概念であり続けている。ここに筆者は、概念としての“AC”との親和性を感じ取ってやまない。

前出の信田（1996: 140-4; 2001: 113-45）などは、AC、とりわけ日本型 AC を「心的外傷」という概念を通じて理解することに異を唱えている。「日本の場合の AC の苦しみとい

うのは、親の人生と子どもの人生が未分化で」（信田 2001: 132）あることに端を発しており、「融合して自分の中に親が入りこんで寄生してくる」（信田 2001: 133）ことが問題となる。したがって、「西欧的主観と客観の対立が基本にあ」（信田 1996: 142）り、「〈加害者〉／〈被害者〉」という二分法によって「単純な因果論」（信田 2001: 115）に陥りがちな外傷概念では、4-3.とも関わるように、日本型 AC に見られる自他未分化な共生＝融合状態における相互関係をうまく説明することができないと信田は言う。さらにそうした単線的な因果律は、外傷概念が持っている時間認識にも少なからず見られ、「過去に受けたショックが、今でも生々しく浮かびあがってくる」（信田 2001: 126）という言い方は、〈過去〉という一時点を明確に設定した上で、その〈過去〉に受けた「実体としての心の傷」（信田 2001: 123）を起点に〈現在〉の症状を読み解くという因果論的発想に依拠している。だが信田からすると、そうして過去の体験を文字通り〈過去〉のものとして、〈現在〉という地点から画然と相対化していくという発想は、“今現在も苦痛の只中にある”という形での「現在の自己認知」（信田 2001: 121）を起点とし、そこから「さかのぼって親との関係を語り、整理していくこと」（信田 2001: 121）が必要な日本型 AC には<sup>10</sup>、根本的にそぐわないという。

これらの指摘は極めて重要である。しかしながら、信田が想定している「外傷」概念とは、信田自身も言うように「限局性一過性の心的外傷」（信田 2001: 127）を専ら指しており、Freud 由来の古典的精神分析概念の段階をそもそも脱していない。既に我々は第 I・II 章において、心的外傷概念それ自体が、認識論的發展を不断に成し遂げようとしていることを知った。その内容に鑑みれば、上記のような信田の批判も、おおむね外傷概念の範疇で解消することが可能ではないかと考えられる。第一に、西欧的主観と客観の対立を基本とする直線的因果律への批判については、「〈処罰を与える側〉／〈与えられる側〉」という二項対立図式をダブル・バインド理論が克服していた点に、そのまま適用することができよう。この点から筆者は「自己・確証」および「抽象性」というキータームを通じて、〈ダブル・バインドにおいては「関係」こそが、子どもにとって外傷そのものである〉と結論付けたが、この着想に依拠すれば、同じく（自他未分化という）「関係」それ自体が焦点化される日本型 AC を論じる際も、わざわざ外傷概念を捨て去る必要はなくなるだろう。第二に時間認識をめぐる批判については、第 II 章の内容が適用される。筆者は DSM-5 に至るまでの概念史的追究を通じて、今や外傷研究は、〈外傷体験時〉と〈外傷体験後〉という二つの段階を厳密に分け隔てようといった「二極的発想」自体を、克服しようとしていると述べた。信田の批判的議論と平行であることは、もはや言を俟たないだろう。

さてそうなると、必然的に、信田の言う「現在の自己認知」を起点とした日本型 AC たちへの接近は、外傷体験者の“主観的”認識に対するのと同様に、現象学的立場からの接近が求められるべきであろう。だがここで悩ましいのは、治療者として接近する際、かの Herman が外傷体験を限られた一定区間内の出来事として最終的には位置付けたように、AC 問題に関しても、あの〈二極的発想を“完全に”乗り越えることはそもそも可能なのか、あるいは望ましいのか〉といった問いに直面せざるを得ないという事実である。二極的発想を乗り越えつつ、外傷概念の可能性を探っていくことは、〈現象学的接近を旨とする分析者〉という立場から見ても有意義であることは疑いえない。AC の文脈に乗せて言うとそれは、得体の知れない観念的苦痛に悩まされ、“問題を「問題化」することの難しさ”の

前に閉口し続けてきた AC たちの主観的認識を、まさにそのままに追体験していくことを意味する。しかし当然ながら、AC たちをそのまま閉口させ続けるわけにもいかない。「自己認知」という作業は、何よりもまず、“自分は AC である”という「言語」を獲得することで、喪失ないし放棄していた「メタ認知」の可能性を取り戻すことに他ならない。そしてそれは、“自分は（かつて）AC であつた”という形へと変換することで、〈過去〉との決別と、新たな〈現在～未来〉に向けて歩み出すための第一歩でもあるのだ。つまりその意味で、いずれはあの二極的発想へと辿り着かねばならないことも、念頭に置いておく必要があるのである。

#### [第V章 注]

- 1) 例えば、後の 6. で詳しく取り上げる「世間」という概念は、阿部謹也（1995）らが言うように、元々は仏教用語としての「世間」からきている。
- 2) 日本型 AC について分析する際、先に述べたように機能主義的観点からの接近は根本的に拒否せざるを得ないが、「機能」という概念そのものまで葬り去る必要はなかろう。当の家族にとって「機能」という概念は、現象学的に見て、まさしく“過剰”追求するほどに必要不可欠なものと思われているのである。もしくは、彼らこそが機能主義的発想に最も取り込まれてしまっている、と考えるべきかもしれない。したがって、彼らが過剰追求するところの「機能」の具体的な〈内容〉を明らかにすることは、彼らに取り込まれているところの機能主義的呪縛から彼ら自身を解放するための、必要不可欠な第一歩とも言えるのではないか。
- 3) ところでこの「役割」という概念は、この国の家族社会学などの分野においては、とりわけ日本型家父長主義的近代家族の規範たる「性別役割意識」に直結して扱われるように思われる。本章でも後に（6-3.）、機能追求家族と性別役割意識との接点について少し言及しているが、あくまで筆者が主題としたい「役割」概念は、先にも述べたように近代化ないし近代主義化“以前”にまで遡ることの可能な文化的規範・価値観としてのそれである。こちらも後述するように（3-2.）、日本の役割社会的性格は、少なくとも近世江戸期から綿密に形成されてきたと考えられる。それ故筆者からすれば、一見すると日本的近代家族に固有のものと思われる「(性別) 役割意識」は、単に「家族の近代化」という限定的なモメントの内部で新たに生成されていったものではなく、それよりずっと以前にまで根を張り、なおかつ「家族」に限定されない種々の社会集団にまで敷衍可能なほどの形式的構造を兼ね備えたものとして、捉え直さねばならないのである（観点を変えて言うならば、この形式的構造が、「近代化」という理念的な時代区分のせいで覆い隠されてしまっているのだ）。女子差別撤廃条約が 1980 年代に批准されたにもかかわらず、相変わらずこの国では性別役割意識が根強いのも、まさにこのためではないか。
- 4) 翻ってダンチグ家の場合も、ある種の「運命共同体」的な発想にまで行き着いていたようにも考えられる。「家族〔全体に向けた〕忠誠心 (family loyalty)」(LS 63) という極めて強烈な要求がサラになされていたこと、しかもその「忠誠心」は“今ここ”にいる家族成員たちだけでなく、同じく「正統派ユダヤ」としての運命性・宿命性の中を生きてきた前世代の成員たちに対する、「見えざる忠誠 (invisible loyalties)」(Boszormenyi-Nagy

& Spark 1973) でもあったこと、以上がその根拠として挙げられる。

5) 元来「共依存」という概念は、アルコール依存症に陥った父親とそれを献身的に支えようとする母親といった二者関係に焦点を当ててきたが、ここではさらに広義の概念として、機能追求家族における子どもをも巻き込んだ三者間ないしそれ以上での相互嗜癖状態を指す概念として扱いたい。

6) 日本型 AC を取り巻く「罪悪感」は、当然ながら西欧キリスト教圏における「原罪」意識とは性質の異なるものである。後者においては、「罪」への意識を持つことが超越的神との契約および自我の確立に向けた絶対条件とされるが、前者における「罪」の意識は、後に述べるように「いい子」という役割自我に従事することが社会文化的に称揚される中で、いわばそうした性善説的な価値観とは相容れないものとして否定的に捉えられる。すなわち、「いい子」になり切れていない「悪い子」であることの証として周囲からは受け止められる。こうした“周囲からの評価”が、当の子どもの自尊心をますます奪い取ってしまうのだ。

7) 東 (1994: 45-6) もまた、「自発的役割人間」の最たる例として、森岡清美 (1991) を引きながら、太平洋戦争に動員された特攻隊員らを取り上げている。

8) こうした共同体からの「追放」可能性が、常にメタ・メッセージとして浴びせ続けられるからこそ、機能追求家族における共依存関係は逆説的ながら維持されるのである。いわば AC たちは、常に“失敗すれば見捨てるぞ”と脅されているのであり、そうした最悪の結果に陥らないために、彼らは運命共同体的幻想を引きずった共依存関係へと加担するほかないのである。4-2.で筆者は、機能追求家族において“親を愛する子ども”という役割自我に徹することに子どもが失敗した際、彼らは「愛情」と抱き合わせで「罪悪感」を引き出さざるを得ないと述べたが、ここで言う「罪悪感」とは、単に“「親を愛する子ども＝いい子」になり切れなかった自分”への懺悔の念に留まらず、家族という共同体組織の外、ひいては社会全体の外へと完全に見捨てられることを恐れ、何としてでもその事態を回避するための、生存に向けた絶望的な努力を象徴した情動だと言えよう。

9) とりわけ宮本みち子 (2012) らの議論との接点を見出すことは、決して意味のないことではなからう。ちなみにこの「無縁」という概念もまた、歴史学者・網野善彦 (1996; 2013) の功績にあるように、中世にまで遡ることの可能な歴史的・文化的重みを背負った概念である。「役割」「世間」といった概念が、近世～近代～現代を通じて、個々人を社会諸集団へと重層的に包摂し、かつその頂点に「国家」を据えるための規範的ロジックとして精緻化されていった反面、元々は公権力からの“自主的な”逃避と、逃避者に対する保護を意味していた「無縁」概念は、確保していたアジールを段階的に収奪され、いよいよ現代において、ほぼ救いようもなくひたすら自己責任として引き取ることを強いるような、極めて否定的な意味で“自発的に招かれた”問題状況を指す概念へと成り下がってしまった。やや図式的な整理だが、本章において「役割」「世間」といった概念に着目し、現代における規範的ロジックとしての影響力を事細かに分析しているのは、それが「無縁」概念の本来有していた肯定的意味を取戻し、現実社会へと反映させるための準備作業でもあるからに他ならない。

10) 鈴木明由実 (2010) のように、AC からの回復として、構築主義に根差した〈ナラティブ・アプローチ〉の有効性が語られるのはこのためである。

## 結語にかえて

以上筆者は、「認識論的転換」と「機能主義」という二つの問題意識をめぐって、五つの章に亘って論じてきた。

第 I・II 章では、Bateson らのダブル・バインド理論を取り上げ、心的外傷理論としての認識論的意義について論じた。第一に、ダブル・バインドという状況は、決して時間的 - 空間的に“ぶつ切り”にされた限局的 - 量的現象ではなく、高度な「抽象性」を持った長期に及ぶ通時的シーケンスとして認識されるべきである。またそれは同時に、「自己 - 確証」と呼ぶべき、子どもの側における一種の能動的な試みを見出すものでもある。すなわち、母親との「抜き差しならない関係」を目の前にして、そこから「観念としての処罰」を能動的に感受し続けざるを得ない内的状況であり、この点から Bateson らの外傷論的家族臨床研究は、いわゆる「〈処罰を与える側〉 / 〈与えられる側〉」という明確な二項対立図式を超え出るものであることが明らかとなった。そして第二に、これら Bateson らの議論は、心的外傷をめぐる一連の「概念史」という文脈において、ある認識論的対立の「狭間」に位置付けることができる。それは“〈限局性外傷〉か〈長期反復性外傷〉か”というものであり、元来は並列的に論じられがちなこの二つの立場をめぐって、後者から前者に向けた論理的 - 実践的批判の契機をダブル・バインド理論は明確にしてくれる。またこれに留まらず、*DSM-5*の中で提示された、“〈外傷体験時〉と〈外傷体験後〉という二つの段階を厳密に分け隔て、外傷的出来事を前者の段階に定位しようという自明的発想はもはや見直されるべきではないか”といったさらなる本質的次元に迫った認識論的議論に関して、ダブル・バインド理論は“狭間の思考”としての意義を発揮する。すなわち、「外傷的絆の維持」と「人格形成途上の断続的失敗」の二つを重要論点としつつ、同じ〈長期反復性外傷〉論の系譜に位置付けられる Herman とともに、上記の二極的発想が乗り越えられる論理的 - 実践的必然性を Bateson らは既に有していたということである。

続く第 III・IV 章では、Laing & Esterson を取り上げ、「全体化」と称される体系的な認識論的議論を打ち立てようとした彼らの家族臨床研究を通じて、“狭間の思考”としての内在批判的契機、ならびに機能主義的発想からの脱却の可能性について明らかにした。第一に、彼らは「欺瞞」と「共謀」という二つの概念をもとに、統合失調症者を持つ家族の中でいかなる長期反復的かつ双方向的な欺瞞と共謀が横行しているかを緻密に描写している。臨床例の一つである「ダンチグ家」を見ると、それは、「欺瞞的ラベリング行為」「自己 - 欺瞞に対するさらなる欺瞞的隠蔽」「自己抑制的生活を通じた忠誠心の扇動」そして「孤立」という形で現れている。筆者は、とりわけ Laing らが「臨床的共謀」関係を促す欺瞞的ラベリング行為を主要な欺瞞に挙げている点から、彼らの外傷論的家族臨床研究が、臨床医学的見地に対する批判を通じて、かの内因型および外因型の直線的因果律に対する内在批判的契機を有するものであることを指摘した。それは、「個体論」「発生論」「物象化論」そして「決定論」的傾向に対する批判を媒介しつつ成し遂げられており、とりわけ最後の決定論的思考からの回避は、彼らの弁証法的関心を担保する重要な意味を有していたと考えられる。そして第二に、引き続きダンチグ家を通じて、機能の「不全」から「(過剰) 追求」という発想への転換の必要性について論じた。正統派ユダヤ教を信仰するダンチグ家においては、宗教上の規律や慣習の持つ非人称的な「力」——「安息日の遵守」に象徴

されるそれ——に翻弄される形で、各々の成員が各々の機能を必死に「追求」ないし「充足」しようと試みていたと言える。両親たちとサラとの葛藤や対立は、お互いがお互いの機能追求の過程に介入しようとした結果、逆説的ながらもたらされる機能追求の“過剰な”駆り立て合いとなって現れる現象なのである。前世代の経験や記憶にまで遡ることで初めて獲得することのできる機能の「(過剰) 追求」という認識は、何らかの“明示的な”「暴力」ではなく、非意図的な水準に焦点を当てた「欺瞞」概念のような“暗黙裡の”〈暴力〉を前提とする。その意味では、機能の明らかな「不全」状態以上に、問題の根は深く、かつ複雑な様相を呈しているのではないかと考えられる。

そして最後に第 V 章では、「アダルト・チルドレン」問題を主題に、これまでの議論の応用可能性を探った。とりわけ、機能主義をめぐる問題意識に取り組んだ第 IV 章と往復しながら、「文化」という観点から浮かび上がる日本型 AC の苦痛の本質について明らかにしようとした。それは、西山の言う「機能追求家族」という表現に端的に示されるように、「役割 (自我)」「甘え」「世間」という日本社会に特徴的な文化的特性の下で、各々の成員が自らの機能の過剰追求へと絶え間なく突き動かされるような事態であった。自国文化との〈連続性〉とその内部で巧みに作動する〈不連続性〉とが織りなす歪みは、“AC”という概念ならではの“問題を「問題化」することの難しさ”を反映するものであり、また同時に、同概念の本質的な発展途上性を反映するものでもある。それは、第 I・II 章で詳しく論じた心的外傷概念とも通底する部分であり、その意味で筆者は、認識論的發展を不断に成し遂げようとしている心的外傷概念を通じて“AC”という現象を理解することもまた、十分に可能であり有意義なことではないかと考えるに至った。

序論でも述べたように、筆者自身の本源的な批判の眼差しは、概して家族療法という分野全般に向けられていた。筆者は、とりわけ現在に至るまでの家族療法のあり方を通覧した際、“直線的因果律から円環的認識へ”という認識論的転換を素朴な進歩主義的価値観の下に“転換が起こった”とする完了的事実として捉え、かつ機能主義的発想と不可分の関係にあるシステム論へと迷うことなく依拠しようとする傾向を感じ取り、疑問視することとなった。そうした中で、家族病理学研究と家族療法との「狭間」に位置する Bateson、Laing、そして Esterson へと焦点を当てたのは、彼らが上記のような認識論的転換のこれまた「狭間」において、進歩主義的発想に依ることなく、その転換を裏付けるような論理的 - 実践的妥当性を持った内在批判的議論を漸次的に展開していたからである。とりわけ彼らは、心的外傷概念に象徴される外因型の直線的因果律の只中における内在批判的契機を核としていた。加えて、「宗教」に象徴される文化論的ないし多世代論的な関心にまで目が向けられており、“今ここ”での関係的状况に目が奪われがちな家族療法の各議論とは一線を画す、多層性に富んだ内容を有していた。その意味で、まさに彼らが臨床の対象とした「家族」は、Laing の言う「現実存在している社会的 - 歴史的知識の総体 (the whole of existing socio-historical knowledge)」（Laing & Cooper 1964: 9）と呼んで差支えない、極めて示唆に富む存在であったと言えるだろう。

だがその一方で、現代の家族療法、あるいはより広く、現代の心理療法全般をめぐるも

う一つの動向にも言及しないわけにはいかない。第 III 章の中でも部分的に言及したが、それは一般に〈統合的アプローチ〉と呼ばれる動きである。そこでは、伝統的な個人心理療法に始まり、認知行動療法、そして各世代にまたがる家族療法の各モデル——家族内における対人関係レベルに従事するものから、組織的レベルでの連携のあり方を問うものまで——に至るまで、いずれの治療効果も相殺することなく野心的に統合することが目指されている。つまり、本稿の議論に寄せつつ端的に言い換えるならば、個人面接を通じた精神力動的接近と家族合同面接を通じたシステム論的接近とを、治療段階や現出する問題の多面性などに応じて柔軟に組み合わせしていくアプローチと言えらる。

第三世代の一つに含まれるこの動きは、しかしながら本来的には最新かつ完全に独立した実践モデルと呼ぶべきものではなく、むしろ家族療法の草創期ないし第一世代の段階から、既にその萌芽は断続的に見出されていたと考えられるべきである。例えば Ackerman による〈家族精神力動モデル〉も、観点を変えれば、個人精神力動と家族構造との認識論上の質的類似を見出そうとした、一種の統合的関心に根差したものと言えらる。さらには中釜洋子 (2007: 33) が指摘するように、〈多世代伝達モデル〉を代表する Bowen もまた、「自己分化」という状態概念を通じて、個人心理療法と家族療法との橋渡しを試みようとしたのであった。つまり問題は、初期において既にこうした関心があったにもかかわらず、(個人を対象とする) 精神力動的接近との統合の動きが、なぜ今になってまるで最新の流行モデルのように位置付けられているのか、ということである。その答えは至って簡単である。すなわち、統合への関心をはるかに凌駕する形で、個人心理療法に対する「アンチテーゼ」として自らのスタンスを差異的に強調せんとする傾向が、家族療法という分野全体を長い間覆ってきたからに他ならない。E. F. Wachtel (2004: 2-4) の言うように、個人療法の効果や重要性を専ら捨象しシステム論的思考へと専念するあまり、まるで文字通り「赤ん坊を風呂の湯とともに流す (thrown out the baby with the bath water)」かのように、意図せずして子どもを治療場面から悉く「排除」というケースを数多く生んでしまったとしても、そうした対立的、対抗的関心は一貫して保持され続けたのである。

本稿は、長年に及ぶこうした傾向から家族療法自体を抜本的に救 (掬) い出すためにも、少なからず有益ではないかと筆者は自負している。つまり、「認識論」という抽象的観点を通じた“狭間の思考”への追究もまた、統合的関心へと収斂させていくための必要不可欠な作業ではないかと考えられるのである。しかもそれは、単に精神力動的接近と家族システムの接近とを併置し、部分的にそれらを組み合わせるといふ意味での表層的な統合ではなく、後者の中に前者の認識がどのように息づくべきか、あるいはまた、前者の認識論的發展性の中にいかなる後者へと通ずる論理的必然性が内在し得るかといった、より実質的 - 抽象的次元における「統合」のあり方を模索しようとするものであると言えらる。

現在急ピッチで体系的議論の構築が目指されている〈統合的アプローチ〉に対し、果たして本稿はいかなる貢献をなし得るのか——。さしあたり筆者の次なる課題は、この問いに腰を据えて応えていくことにあると考える。となれば筆者は、これまで一貫して拘ってきた“「問題」の発見”をめぐる認識論的議論から、“「治療」「予防」に向けた方法の確立”をめぐる認識論的議論へと、筆者自ら、勇気を持った「転換」を図らねばならないだろう。そしてその〈問題発見的関心〉から〈治療論的関心〉への転換に際しても、その間の漸次

的つながりを見落としてはならないだろう。またそれに併せて、家族療法という分野全体に対し、より一層踏み込んだ理解と可能性の追究に力を注ぐ必要があるだろう。本稿においては、家族療法に対する批判的論点を見出そうとしすぎるあまり、またそれを議論の出発点にしようとするあまり、当該分野がこれまで培ってきた種々の可能性やエッセンスにまで十分に光を当てることは残念ながらできなかった。端的にそれは、筆者の力量不足によるものであり、何よりも先に、早急に解消すべき課題である。

本稿は、より本質的なこれらの課題へとこの先取り組むための、いわば準備作業に過ぎない。その意味で筆者の思索の過程は、今まさに始まったばかりなのである。

## 引用・参考文献

- 阿部謹也, 1995, 『「世間」とは何か』, 講談社.
- Abeles, G., 1976, "Researching the Unresearchable: Experimentation on the Double Bind," Sluzki, C. E. & Ransom, D. C. (eds.), *Double Bind: The Foundation of the Communicational Approach to the Family*, New York: Grune & Stratton, 113-49.
- Ackerman, N. W., 1958, *Psychodynamics of Family Life*, New York: Basic Books. (=1965, 小此木啓吾・石原潔[訳], 『家族関係の理論と診断 —— 家族生活の精神力学 (上) (現代精神分析双書 4)』; 1970, 小此木啓吾・石原潔[訳], 『家族関係の病理と治療 —— 家族生活の精神力学 (下) (現代精神分析双書 5)』, 岩崎学術出版社.)
- Allport, G. W., 1961, *Pattern and Growth in Personality*, New York: Holt, Rinehart & Winston. (=1968, 今田恵[監訳]・星野命・入谷敏男・今田寛[訳], 『人格心理学 (上下)』, 誠信書房.)
- American Psychiatric Association, 1980, *Diagnostic and Statistical Manual of Mental Disorders: DSM- III*, Washington D. C.: American Psychiatric Publishing.
- , 1987, *Diagnostic and Statistical Manual of Mental Disorders: DSM- III-R*, Washington D. C.: American Psychiatric Publishing. (=1988, 高橋三郎[訳], 『DSM- III-R 精神障害の診断・統計マニュアル』, 医学書院.)
- , 1994, *Diagnostic and Statistical Manual of Mental Disorders: DSM- IV*, Washington D. C.: American Psychiatric Publishing. (=1994, 高橋三郎・大野裕・染矢俊幸[訳], 『DSM- IV 精神疾患の診断・統計マニュアル』, 医学書院.)
- , 2000, *Diagnostic and Statistical Manual of Mental Disorders: DSM- IV-TR*, Washington D. C.: American Psychiatric Publishing. (=2002, 高橋三郎・大野裕・染矢俊幸[訳], 『DSM- IV-TR 精神疾患の診断・統計マニュアル』, 医学書院.)
- , 2013, *Diagnostic and Statistical Manual of Mental Disorders: DSM-5*, Washington D. C.: American Psychiatric Publishing. (=2014, 日本精神神経学会[監修]・高橋三郎・大野裕[監訳]・染矢俊幸・神庭重信・尾崎紀夫・三村将・村井俊哉[訳], 『DSM-5 精神疾患の診断・統計マニュアル』, 医学書院.)
- 網野善彦, 1996, 『[増補] 無縁・公界・楽 —— 日本中世の自由と平和』, 平凡社.
- , 2013, 『日本中世都市の世界』, 講談社.
- 安克昌, 1998, 「児童虐待と多重人格性障害」, 斉藤学[編], 『児童虐待 [臨床編]』, 金剛出版, 211-25.
- Anderson, H., 1997, *Conversation, Language, and Possibilities: A Postmodern Approach to Therapy*, New York: Basic Books. (=2001, 野村直樹・青木義子・吉川悟[訳], 『会話・言語・そして可能性 —— コラボレイティブとは? セラピーとは?』, 金剛出版.)
- Anderson, H. & Goolishian, H. A., 1992, "The Client is the Expert: A Not-Knowing Approach to Therapy," McNamee, S. & Gergen K. J. (eds.), *Therapy as Social Construction*, London: Sage Publications, 25-39. (=1997, 野口裕二・野村直樹[訳], 「クライアントこそ専門家である —— セラピーにおける無知のアプローチ」, 『ナ

- ラティヴ・セラピー ——社会構成主義の実践』, 金剛出版, 59-88.)
- 安藤究, 2003, 「アダルト・チルドレン言説の『意図せざる結果』」, 小谷敏[編], 『子ども論を読む』, 世界思想社, 175-99.
- Arieti, S., [1955], 1974, *Interpretation of Schizophrenia*, 2nd ed., New York: Basic Books. (=1995, 殿村忠彦・笠原嘉[監訳], 『精神分裂病の解釈 (I・II)』, みすず書房.)
- 飛鳥井望, 1998, 「外傷概念の歴史的変遷と PTSD」, 『精神科治療学』, 13 (7): 811-8.
- 東洋, 1994, 『日本人のしつけと教育 ——発達の日米比較にもとづいて (シリーズ人間の発達 12)』, 東京大学出版会.
- Balint, M., 1952, *Primary Love and Psycho-Analytic Technique*, London: Tavistock Publications. (=1999, 森茂起・柘矢和子・中井久夫[訳], 『一次愛と精神分析技法』, みすず書房.)
- Bateson, G., 1935, “Culture Contact and Schismogenesis,” Reprinted in: Bateson, G., 2000, *Steps to an Ecology of Mind*, Chicago Press ed., Chicago & London: The University of Chicago Press, 61-72. (=1990, 佐藤良明[訳], 「文化接触と分裂生成」, 『精神の生態学』, 思索社, 118-31.)
- , 1942, “Social Planning and the Concept of Deutero-Learning,” Reprinted in: *Steps to an Ecology of Mind*, Chicago Press ed., 159-76. (=1990, 佐藤良明[訳], 「社会計画と第二次学習」, 『精神の生態学』, 思索社, 238-57.)
- , 1955, “A Theory of Play and Fantasy,” Reprinted in: *Steps to an Ecology of Mind*, Chicago Press ed., 177-93. (=1990, 佐藤良明[訳], 「遊びと空想の理論」, 『精神の生態学』, 思索社, 258-79.)
- , 1956, “The Message ‘This is Play’,” Schaffner, B. (ed.), *Group Processes: Transactions of the Second Conference*, New York: Josiah Macy Jr. Foundation, 145-242.
- , [1936], 1958a, *Naven: The Culture of the Iatmul People of New Guinea as Revealed through a Study of the “Naven” Ceremonial*, 2nd ed., California: Stanford University Press.
- , 1958b, “Schizophrenic Distortions of Communication,” Whitaker, C. A. (ed.), *Psychotherapy of Chronic Schizophrenic Patients*, Boston: Little, Brown & Company, 31-56.
- , 1959, “Cultural Problems Posed by a Study of Schizophrenic Process,” Auerback, A. (ed.), *Schizophrenia: An Integrated Approach*, New York: Ronald Press Company, 125-48.
- , 1960a, “The Group Dynamics of Schizophrenia,” Reprinted in: *Steps to an Ecology of Mind*, Chicago Press ed., 228-43. (=1990, 佐藤良明[訳], 「精神分裂症の集団力学」, 『精神の生態学』, 思索社, 320-39.)
- , 1960b, “Minimal Requirements for a Theory of Schizophrenia,” Reprinted in: *Steps to an Ecology of Mind*, Chicago Press ed., 244-70. (=1990, 佐藤良明[訳], 「精神分裂症の理論に必要な最低限のこと」, 『精神の生態学』, 思索社, 340-71.)

- , 1966, “Slippery Theories,” *International Journal of Psychiatry*, 2: 415-7.
- , 1969, “Double Bind, 1969,” Reprinted in: *Steps to an Ecology of Mind*, Chicago Press ed., 271-8. (=1990, 佐藤良明[訳], 「ダブルバインド、1969」, 『精神の生態学』, 思索社, 372-81.)
- , 1970, “A Systems Approach,” *International Journal of Psychiatry*, 9: 242-4.
- , 1971, “The Cybernetics of ‘Self’: A Theory of Alcoholism,” Reprinted in: *Steps to an Ecology of Mind*, Chicago Press ed., 309-37. (=1990, 佐藤良明[訳], 「『自己』なるもののサイバネティクス ——アルコール依存症の理論」, 『精神の生態学』, 思索社, 420-55.)
- , 1972a, “Introduction: The Science of Mind and Order,” Reprinted in: *Steps to an Ecology of Mind*, Chicago Press ed., xxiii- xxxii. (=1990, 佐藤良明[訳], 「序章 精神と秩序の科学」, 『精神の生態学』, 思索社, 20-33.)
- , 1972b, “Style, Grace, and Information in Primitive Art,” Reprinted in: *Steps to an Ecology Mind*, Chicago Press ed., 128-52. (=1990, 佐藤良明[訳], 「プリミティブな芸術の様式と優美と情報」, 『精神の生態学』, 思索社, 198-231.)
- , 1972c, “Epidemiology of a Schizophrenia,” Reprinted in: *Steps to an Ecology of Mind*, Chicago Press ed., 194-200. (=1990, 佐藤良明[訳], 「疫学の見地から見た精神分裂」, 『精神の生態学』, 思索社, 280-7.)
- , 1976, “Forward: A Formal Approach to Explicit, Implicit, and Embodied Ideas and to Their Forms of Interaction,” *Double Bind: The Foundation of the Communicational Approach to the Family*, xi- xvi.
- , 1979, *Mind and Nature: A Necessary Unity*, New York: E. P. Dutton. (=2001, 佐藤良明[訳], 『精神と自然 ——生きた世界の認識論 (改訂版)』, 新思索社.)
- , 1991, *A Sacred Unity: Further Steps to an Ecology of Mind*, Donaldson, R. E. (ed.), New York: Harper Collins Publishers.
- Bateson, G. (ed.), 1961, *Perceval’s Narrative, A Patient’s Account of His Psychosis, 1830-1832*, California: Stanford University Press.
- Bateson, G. & Bateson, M. C., 1987, *Angels Fear: Towards an Epistemology of the Sacred*, London: Macmillan. (=1992, 星川淳・吉福伸逸[訳], 『天使のおそれ ——聖なるもののエピステモロジー』, 青土社.)
- Bateson, G., Jackson, D. D., Harley, J. & Weakland, J., 1956, “Toward a Theory of Schizophrenia,” Reprinted in: *Steps to an Ecology of Mind*, Chicago Press ed., 201-27. (=1990, 佐藤良明[訳], 「精神分裂症の理論化に向けて」, 『精神の生態学』, 思索社, 288-319.)
- , 1962, “A Note on the Double Bind (1962),” *Family Process*, 2 (1): 154-61.
- Bateson, G. & Ruesch, J., 1951, *Communication: The Social Matrix of Psychiatry*, New York: W. W. Norton & Company. (=1995, 佐藤悦子・R. ボスバーク[訳], 『精神のコミュニケーション』, 新思索社.)
- Beveridge, A., 2011, *Portrait of the Psychiatrist as a Young Man: The Early Writing and Work of R. D. Laing, 1927-1960*, New York: Oxford University Press.

- Black, C., 1981, *"It Will Never Happen to Me!" Children of Alcoholics: As Youngsters – Adolescents – Adults*, New York: Ballantine Books. (=2004, 斎藤学[監訳], 『私は親のようにならない ——嗜癖問題とその子どもたちへの影響』, 誠信書房.)
- , 1993, *Changing Course: Healing from Loss, Abandonment, and Fear*, California: MAC Publishing. (=2003, 水澤都加佐[監訳]・武田裕子[訳], 『子どもを生きればおとなになれる ——〈インナーアダルト〉の育て方』, アスク・ヒューマン・ケア.)
- Boszormenyi-Nagy, I. & Spark, G. M., 1973, *Invisible Loyalties: Reciprocity in Intergenerational Family Therapy*, Oxford: Harper & Row.
- Bowen, M., 1966, "The Use of Family Theory in Clinical Practice," *Comprehensive Psychiatry*, 7 (5): 345-74.
- , 1978, *Family Therapy in Clinical Practice*, New York: Jason Aronson.
- Breuer, J. und Freud, S., 1895, „Studien über Hysterie,“ Freud, A., Bibring, E., Hoffer, W., Kris, E. & Isakower, O. (eds.), 1977, *Gesammelte Werke: Chronologisch Geordnet I*, Frankfurt am Main: S. Fischer Verlag, 75-312. (=2008, 芝伸太郎[訳], 「ヒステリー研究」, 新宮一成・鷺田清一・道籙泰三・高田珠樹・須藤訓任[編], 『1895年 ヒステリー研究 (フロイト全集 2)』, 岩波書店.)
- Briere, J. & Spinazzola, J., 2005, "Phenomenology and Psychological Assessment of Complex Posttraumatic States," *Journal of Traumatic Stress*, 18 (5): 401-12.
- Brown, G. W., Monck, E. M., Carstairs, G. M. & Wing, J. K., 1962, "Influence of Family Life on the Course of Schizophrenic Illness," *British Journal of Preventive and Social Medicine*, 16 (2): 55-68.
- Classen, C. C., Pain, C., Field, N. P. & Woods, P., 2006, "Posttraumatic Personality Disorder: A Reformulation of Complex Posttraumatic Stress Disorder and Borderline Personality Disorder," *Psychiatric Clinics of North America*, 29 (1): 87-112.
- Cooper, D. G., 1967, *Psychiatry and Anti-Psychiatry*, London: Tavistock Publications. (=1974, 野口昌也・橋本雅雄[訳], 『反精神医学』, 岩崎学術出版社.)
- , 1971, *The Death of the Family*, Baltimore: Penguin Books. (=1978, 塚本嘉寿・笠原嘉[訳], 『家族の死』, みすず書房.)
- Cooper, D. G. (ed.), 1968, *The Dialectics of Liberation*, Baltimore: Penguin Books. (=1969, 由良君美ほか[訳], 『解放の弁証法』, せりか書房.)
- Cullin, J., 2006, "Double Bind: Much More Than Just a Step 'Toward a Theory of Schizophrenia'," *Australian & New Zealand Journal of Family Therapy*, 27 (3): 135-42.
- 出口剛司, 2002, 『エーリッヒ・フロム ——希望なき時代の希望』, 新曜社.
- 土居健郎, 1971, 『「甘え」の構造』, 弘文堂.
- Donaldson-Pressman, S. & Pressman, R. M., 1994, *The Narcissistic Family: Diagnosis and Treatment*, New York: Maxwell Macmillan International. (=1997, 岡堂哲雄[監訳]・竹前ルリ・山口恵美子・真板彰子[訳], 『自己愛家族 ——アダルトチャイルド

- を生むシステム』, 金剛出版.)
- Egendorf, A., 1985, *Healing from the War: Trauma and Transformation after Vietnam*, Boston: Houghton Mifflin Harcourt.
- Erichsen, J. E., 1866, *On Railway and Other Injuries of the Nervous System*, London: Walton & Maberly.
- Erikson, E. H., 1959, *Psychological Issues (vol. 1): Identity and the Life Cycle*, New York: International University Press. (=2011, 西平直・中島由恵[訳], 『アイデンティティとライフサイクル』, 誠信書房.)
- Esterson, A., 1970, *The Leaves of Spring: A Study in the Dialectics of Madness*, London: Tavistock Publications.
- , 1976, “Families, Breakdown and Psychiatry: Toward a Science of Persons,” *Higher Education Quarterly*, 30 (3): 285-312.
- , 1982a, “The ‘Helping’ Professions,” *Metamedicine*, 3 (3): 325-35.
- , 1982b, “Judaism and Wholeness,” *European Judaism*, 19 (1): 35-41.
- Fairbairn, W. R. D., 1952, *Psychoanalytic Studies of the Personality*, London: Tavistock Publications. (=1992, 山口泰司[訳], 『人格の精神分析学的研究』, 文化書房博文社.)
- Farmer, S., 1989, *Adult Children of Abusive Parents*, RGA Publishing Group. (=2000, 白根伊登恵[訳], 『ほんとうの「私」のみつけかた ——虐待する親のもとで育ったアダルトチルドレンのための自己成長プログラム』, IFF 出版部ヘルスワーク協会.)
- Freud, S., 1917, „Vorlesungen zur Einführung in die Psychoanalyse,“ Freud, A., Bibring, E., Hoffer, W., Kris, E. & Isakower, O. (eds.), 1973, *Gesammelte Werke: Chronologisch Geordnet XI*, Frankfurt am Main: S. Fischer Verlag, 1-497. (=2012, 高田珠樹・新宮一成・須藤訓任・道籐泰三[訳], 「精神分析入門講義」, 新宮一成・鷺田清一・道籐泰三・高田珠樹・須藤訓任[編], 『1915-17 年 精神分析入門講義 (フロイト全集 15)』, 岩波書店.)
- , 1920, „Jenseits des Lustprinzips,“ Freud, A., Bibring, E., Hoffer, W., Kris, E. & Isakower, O. (eds.), 1976, *Gesammelte Werke: Chronologisch Geordnet XIII*, Frankfurt am Main: S. Fischer Verlag, 1-69. (=2006, 須藤訓任[訳], 「快原則の彼岸」, 新宮一成・鷺田清一・道籐泰三・高田珠樹・須藤訓任[編], 『1919-22 年 不気味なものの 快原則の彼岸 集団心理学 (フロイト全集 17)』, 岩波書店, 53-125.)
- , 1933, „Neue Folge der Vorlesungen zur Einführung in die Psychoanalyse,“ Freud, A., Bibring, E. & Kris, E. (eds.), 1973, *Gesammelte Werke: Chronologisch Geordnet XV*, Frankfurt am Main: S. Fischer Verlag, 1-208. (=2011, 道籐泰三[訳], 「続・精神分析入門講義」, 新宮一成・鷺田清一・道籐泰三・高田珠樹・須藤訓任[編], 『1932-37 年 続・精神分析入門講義 終わりのある分析とない分析 (フロイト全集 21)』, 岩波書店, 1-240.)
- Friedman, M. J., 2013, “Finalizing PTSD in DSM-5: Getting Here from There and Where to Go Next,” *Journal of Traumatic Stress*, 26 (5): 548-56.
- Friel, J. C. & Friel, L. D., 1988, *Adult Children: The Secrets of Dysfunctional Families*, HCI Books. (=1999, 杉村省吾・杉村栄子[訳], 『アダルトチルドレンの心理 ——う

- まくいかない家庭の秘密』, ミネルヴァ書房.)
- Friends in Recovery, 1987, *The 12 Steps for Adult Children from Addictive and Other Dysfunctional Families*, RPI Publishing. (=1998, AC の会[訳], 『AC のための 12 のステップ』, AC の会.)
- Fromm-Reichmann, F., 1948, "Notes on the Development of Treatment of Schizophrenics by Psychoanalytic Psychotherapy," *Psychiatry*, 11 (3): 263-73.
- Fujimoto, Y., 2009, "The Consideration of 'Moral Masochism' and 'Ambivalence'," *Toward a Sustainable Society with Hope and Security*, Ritsumeikan University Graduate School of Sociology International Graduate Student Conference, 1: 3-15.
- 藤本美貴, 2013, 「心的外傷理論としてのダブル・バインドの再構成 ——『自己—確証』と『抽象性』をキータームとして」, 『立命館産業社会論集』, 49 (2): 105-17.
- , 2014, 「心的外傷研究をめぐる新たな認識的問題 ——DSM-5 に至るまでの概念史的追究を通じて」, 『立命館産業社会論集』, 50 (3): 129-43.
- , 2015, 「【文化】という観点から浮かび上がる、アダルト・チルドレンたちの苦痛の本質 ——役割自我・甘え・世間をキータームとして」, 『社会臨床雑誌』, 22 (3): 43-62.
- 藤城聡, 2014, 「フリーダ・フロム - ライヒマン ——『分裂病原性の母親』と家族研究に影響を及ぼした過程」, 『家族療法研究』, 31 (2): 132-41.
- 藤田博康, 2002, 「文脈療法による非行理解と援助」, 『家族心理学研究』, 16 (1): 13-27.
- Goffman, E., 1961, *Asylums: Essays on the Social Situation of Mental Patients and Other Inmates*, New York: Anchor Books. (=1984, 石黒毅[訳], 『アサイラム ——施設被収容者の日常世界 (ゴッフマンの社会学 3)』, 誠信書房.)
- 後藤雅博, 2012, 『家族心理教育から地域精神保健福祉まで ——システム・家族・コミュニティを診る』, 金剛出版.
- 後藤雅博[編], 1998, 『家族教室のすすめ方 ——心理教育的アプローチによる家族援助の実際』, 金剛出版.
- Haley, J., 1976, "Development of a Theory: A History of a Research Project," *Double Bind: The Foundation of the Communicational Approach to the Family*, 59-104.
- 濱口恵俊, 1977, 『「日本らしさ」の再発見』, 日本経済新聞社.
- 花村誠一, 1993, 「二重拘束」, 加藤正明ほか[編], 『新版精神医学事典』, 弘文堂, 601.
- Harries-Jones, P., 1995, *A Recursive Vision: Ecological Understanding and Gregory Bateson*, Toronto: University of Toronto Press.
- 長谷正人, 1989, 「ダブル・バインドへのシステム論的アプローチ」, 『社会学評論』, 40 (3): 310-24.
- , 1991, 『悪循環の現象学 ——「行為の意図せざる結果」をめぐる』, ハーベスト社.
- 蓮尾英明・水野泰行・阿部哲也・福永幹彦・中井吉英, 2008, 「治療への能動性を引き出すことが転機となった慢性膵炎の 1 症例」, 『消化器心身医学』, 15 (1): 62-8.
- Herman, J. L., 1992a, *Trauma and Recovery: the Aftermath of Violence —— from Domestic Abuse to Political Terror*, New York: Basic Books. (=1999, 中井久夫[訳],

- 『心的外傷と回復（増補版）』，みすず書房。）
- ，1992b, “Complex PTSD: A Syndrome in Survivors of Prolonged and Repeated Trauma,” *Journal of Traumatic Stress*, 5 (3): 377-91.
- Herman, J. L., Perry, J. C. & van der Kolk, B. A., 1989, “Childhood Trauma in Borderline Personality Disorder,” *American Journal of Psychiatry*, 146 (4): 490-5.
- Heschel, A. J., 1951, *The Sabbath: Its Meaning for Modern Man*, New York: Farrar Straus & Young. (=2002, 森泉弘次[訳], 『シャバット ——安息日の現代的意味』, 教文館.)
- 東豊, 2010, 『家族療法の秘訣』, 日本評論社.
- Hoffman, L., 1981, *Foundations of Family Therapy: A Conceptual Framework for Systems Change*, New York: Basic Books. (=2006, 亀口憲治[訳], 『家族療法の基礎理論 ——創始者と主要なアプローチ』, 朝日出版社.)
- ，2002, *Family Therapy: An Intimate History*, New York: W. W. Norton & Company. (=2005, 亀口憲治・中釜洋子・北島歩美・浜崎あえか[訳], 『家族療法学 ——その実践と形成史のリーディング・テキスト』, 金剛出版.)
- 井村文音・松下姫歌, 2011, 「サブシステムに着目した家族機能とアダルトチルドレン傾向との関連について」, 『広島大学大学院心理臨床教育研究センター紀要』, 10: 21-34.
- 井上忠司, 2007, 『「世間体」の構造』, 講談社.
- 伊勢田堯・長谷川憲一・近藤知恵子, 2010, 「統合失調症治療における家族支援」, 『こころのりんしょう à la carte』, 29 (2): 257-62.
- 自由民主党, 2012, 「日本国憲法改正草案」  
([https://www.jimin.jp/policy/policy\\_topics/pdf/seisaku-109.pdf](https://www.jimin.jp/policy/policy_topics/pdf/seisaku-109.pdf)) , 2015年3月9日最終閲覧.
- 亀口憲治, 2006, 「家族療法の歴史」, 亀口憲治[編著], 『家族療法』, ミネルヴァ書房, 3-11.
- 河合隼雄, 1976, 『母性社会日本の病理』, 中央公論社.
- 河本英夫, 1995, 『オートポイエーシス ——第三世代システム』, 青土社.
- 木村敏, 1972, 『人と人との間 ——精神病理学的日本論』, 弘文堂.
- 清真人, 2004, 『実存と暴力 ——後期サルトル思想の復権』, 御茶の水書房.
- 小出浩之, 1983, 「分裂病の家族研究 ——その方法論的検討」, 『岩波講座 精神の科学 7 家族』, 岩波書店, 35-62.
- Kotowicz, Z., 1997, *R. D. Laing and the Paths of Anti-Psychiatry*, London: Taylor & Francis.
- 功刀浩, 2010, 「近年注目されている統合失調症の仮説について」, 『こころのりんしょう à la carte』, 29 (2): 215-20.
- Kushner, H. S., 1993, *To Life! : A Celebration of Jewish Being and Thinking*, New York: Grand Central Publishing. (=2007, 松宮克昌[訳], 『ユダヤ人の生き方 ——ラビが語る「知恵の民」の世界』, 創元社.)
- Laing, R. D., [1960] 1965, *The Divided Self: An Existential Study in Sanity and Madness*, Pelican ed., London: Pelican Books. (=1971, 阪本健二・志貴春彦・笠原嘉[訳], 『ひき裂かれた自己 ——分裂病と分裂病質の実存的研究』, みすず書房.)

- , [1961] 1969, *Self and Others*, 2nd ed., London: Tavistock Publications.  
(=1975, 志貴春彦・笠原嘉[訳], 『自己と他者』, みすず書房.)
- , 1962, “Series and Nexus in the Family,” *New Left Review*, 15: 7-14.
- , 1964, “Schizophrenia and the Family,” *New Society*, 16: 14-7.
- , 1965, “Mystification, Confusion and Conflict,” Boszormenyi-Nagy, I. & Framo, J. L. (eds.), *Intensive Family Therapy: Theoretical and Practical Aspects*, New York: Hoeber Medical Division, Harper & Row, 242-63.
- , 1967, *The Politics of Experience and the Bird of Paradise*, London: Penguin Books. (=1973, 笠原嘉・塚本嘉寿[訳], 『経験の政治学』, みすず書房.)
- , 1971, *The Politics of the Family and Other Essays*, London: Tavistock Publications. (=1979, 阪本良男・笠原嘉[訳], 『家族の政治学』, みすず書房.)
- , 1985, *Wisdom, Madness and Folly: The Making of a Psychiatrist 1927-1957*, London: Macmillan. (=1990, 中村保男[訳], 『レインわが半生 ——精神医学への道』, 岩波書店.)
- Laing, R. D. & Cooper, D. G., 1964, *Reason and Violence: A Decade of Sartre's Philosophy, 1950-1960*, London: Tavistock Publications. (=1973, 足立和浩[訳], 『理性と暴力 ——サルトル哲学入門』, 番町書房.)
- Laing, R. D. & Esterson, A., 1958, “The Collusive Function of Pairing in Analytic Groups,” *British Journal of Medical Psychology*, 31 (2): 117-23.
- , [1964] 1970, *Sanity, Madness and the Family: Families of Schizophrenics*, 2nd ed., London: Tavistock Publications. (=1972, 笠原嘉・辻和子[訳], 『狂気と家族』, みすず書房.)
- Laing, R. D., Phillipson, H. & Lee, A. R., 1966, *Interpersonal Perception: A Theory and a Method of Research*, London: Tavistock Publications.
- Lebra, T. S., 1971, “The Social Mechanism of Guilty and Shame: The Japanese Case,” *Anthropological Quarterly*, 44 (4): 241-55.
- Lee, R. E. & Everett, C. A., 2004, *The Integrative Family Therapy Supervisor: A Primer*, New York: Brunner-Routledge. (=2011, 福山和女・石井千賀子[監訳]・日本家族研究・家族療法学会評議員会[訳], 『家族療法のスーパーヴィジョン ——統合的モデル』, 金剛出版.)
- Lidz, T., Cornelison, A. R., Fleck, S. & Terry, D., 1957, “The Intrafamilial Environment of the Schizophrenic Patients: Marital Schism and Marital Skew,” *American Journal of Psychiatry*, 114 (3): 241-8.
- Lipset, D., 1982, *Gregory Bateson: The Legacy of a Scientist*, Boston: Beacon Press.
- Luhmann, N., 1984, *Soziale Systeme: Grundriß einer allgemeinen Theorie*, Frankfurt: Suhrkamp. (=1993, 1995, 佐藤勉[監訳], 『社会システム理論 (上下)』, 恒星社厚生閣.)
- Mahler, M. S., Pine, F. & Bergman, A., 1975, *The Psychological Birth of the Human Infant: Symbiosis and Individuation*, New York: Basic Books. (=1981, 高橋雅士・織田正美・浜畑紀[訳], 『乳幼児の心理的誕生 ——母子共生と個体化』, 黎明書房.)

- 牧原浩[監修]・東豊[編], 2006, 『家族療法のヒント』, 金剛出版.
- Maturana, H. R. & Varela, F. J., 1980, *Autopoiesis and Cognition: The Realization of the Living*, Boston: D. Reidel Publishing Company. (=1991, 河本英夫[訳], 『オートポイエーシス ——生命システムとはなにか』, 国文社.)
- Miller, G., 2004, *R. D. Laing*, Edinburgh: Edinburgh University Press.
- , 2008a, “Scottish Psychoanalysis: A Rational Religion,” *Journal of History of the Behavioral Sciences*, 44 (1): 38-58.
- , 2008b, “Psychiatry as Hermeneutics: Laing’s Argument with Natural Science,” *Journal of Humanistic Psychology*, 48 (1): 42-60.
- , 2009, “R. D. Laing and Theology: The Influence of Christian Existentialism on The Divided Self,” *History of the Human Sciences*, 22 (2): 1-21.
- , 2012, “R. D. Laing’s Theological Hinterland: The Contrast between Mysticism and Communion,” *History of Psychiatry*, 23 (2): 139-55.
- Minuchin, S., 1974, *Families and Family Therapy*, Boston: Harvard University Press. (=1984, 山根常男[監訳], 『家族と家族療法』, 誠信書房.)
- Minuchin, S., Rosman, B. L. & Baker, L., 1978, *Psychosomatic Families: Anorexia Nervosa in Context*, Boston: Harvard University Press. (=1987, 福田俊一[監訳]・増井昌美・川喜田好恵・金沢吉展[訳], 『思春期やせ症の家族 ——心身症の家族療法』, 星和書店.)
- 宮本みち子, 2012, 『若者が無縁化する ——仕事・福祉・コミュニティでつなぐ』, 筑摩書房.
- 森茂起, 2005, 『トラウマの発見』, 講談社.
- 森泉弘次, 2001, 『幸せが猟犬のように追いかけてくる ——A. J. ヘッセルの生涯と思想』, 教文館.
- 森岡清美, 1991, 『決死の世代と遺書』, 新地書房.
- Myers, C. S., 1915, “A Contribution to the Study of Shell Shock: Being an Account of Three Cases of Loss of Memory, Vision, Smell, and Taste, Admitted into the Duchess of Westminster’s War Hospital, Le Touquet,” *The Lancet*, 185: 316-20.
- Mullan, B., 1995, *Mad to be Normal: Conversations with R. D. Laing*, London: Free Association Books.
- 中釜洋子, 2007, 「心理療法の統合の新しい動向 ——個人と家族の両方に焦点をあてる」, 『精神療法』, 33 (1): 31-9.
- 中村伸一・牧原浩, 2013, 「家族療法の黎明期／欧米 ——統合失調症の家族研究からシステム論登場まで」, 日本家族研究・家族療法学会[編], 『家族療法テキストブック』, 金剛出版, 6-9.
- 中坪太一郎, 2008, 「統合失調症の家族研究の展望」, 『東京大学大学院教育学研究科紀要』, 48: 203-11.
- 日本家族研究・家族療法学会[編], 2003, 『臨床家のための家族療法リソースブック ——総説と文献 105』, 金剛出版.
- , 2013, 『家族療法テキストブック』, 金剛出版.

- 西尾和美, 1997, 『アダルト・チルドレンと癒し ——本当の自分を取りもどす』, 学陽書房.
- 西山明, 1995, 『アダルト・チルドレン ——自信はないけど、生きていく』, 三五館.  
——, 2001, 『アダルト・チルドレンからの手紙』, 筑摩書房.
- 信田さよ子, 1996, 『「アダルト・チルドレン」完全理解』, 三五館.  
——, 2001, 『「アダルト・チルドレン」実践篇』, 三五館.  
——, 2008, 『母が重くてたまらない ——墓守娘の嘆き』, 春秋社.  
——, 2011, 『さよなら、お母さん ——墓守娘が決断する時』, 春秋社.  
——, 2012, 『共依存 ——苦しいけれど、離れられない』, 朝日新聞出版.
- 緒方明, 1996, 『アダルトチルドレンと共依存』, 誠信書房.
- 岡野憲一郎, 2007, 「わが国における解離性同一性障害 ——その成因についての一考察」, 『トラウマティック・ストレス』, 5 (1): 33-42.  
——, 2009, 『新外傷性精神障害 ——トラウマ理論を超えて』, 岩崎学術出版社.
- 小此木啓吾, 2002, 『現代の精神分析 ——フロイトからフロイト以後へ』, 講談社.
- 大澤真幸, 1998a, 「機能主義」, 廣松渉・子安宣邦・三島憲一・宮本久雄・佐々木力・野家啓一・末木文美士[編], 『岩波哲学・思想事典』, 岩波書店, 319-20.  
——, 1998b, 「構造 - 機能主義」, 『岩波哲学・思想事典』, 岩波書店, 495.
- Parsons, T., 1951, *The Social System*, New York: Free Press. (=1974, 佐藤勉[訳], 『社会体系論 (現代社会学体系第 14 卷)』, 青木書店.)
- Pattison, E. M., 1982, “Management of Religious Issues in Family Therapy,” *International Journal of Family Therapy*, 4 (3): 140-63.
- Prigogine, I. & Nicolis, G., 1977, *Self-Organization in Non-Equilibrium Systems: From Dissipative Structures to Order through Fluctuations*, New York: Wiley. (=1980, 小島陽之助・相沢洋二[訳], 『散逸構造 ——自己秩序形成の物理学的基礎』, 岩波書店.)
- Resick, P. A., Bovin, M. J., Calloway, A. L., Dick, A. M., King, M. W., Mitchell, K. S. Suvak, M. K., Wells, S. Y., Stirman, S. W. & Wolf, E. J., 2012, “A Critical Evaluation of the Complex PTSD Literature: Implications for DSM-5,” *Journal of Traumatic Stress*, 25 (3): 241-51.
- Rivers, W. H. R., 1918, “On the Repression of War Experience,” *The Lancet*, 191: 173-6.
- 斎藤学, 1996, 『アダルト・チルドレンと家族 ——心のなかの子どもを癒す』, 学陽書房.
- Sartre, J. P., 1943, *L'Être et le néant: Essai d'ontologie phénoménologique*, Paris: Gallimard. (=1956-1960, 松浪信三郎[訳], 『存在と無 ——現象学的存在論の試み (サルトル全集 18-20)』, 人文書院.)  
——, 1960, *Critique de la raison dialectique: Tome I Théorie des ensembles pratiques*, Paris: Gallimard. (=1962-1973, 竹内芳郎・平井啓之・森本和夫・足立和浩・矢内原伊作[訳], 『弁証法的理性批判 ——実践的総体の理論 (サルトル全集 26-28)』, 人文書院.)
- 笹本彰彦・村井俊哉, 2010, 「統合失調症と脳画像」, 『こころのりんしょう à la carte』, 29 (2): 209-14.
- 佐藤恵, 2000, 「〈アダルト・チルドレン〉の言説論的考察」, 『立教大学教育学科研究年

- 報』, 44: 85-94.
- 佐藤唯行, 1995, 『英国ユダヤ人 ——共生をめざした流転の民の苦闘』, 講談社.
- Scheeringa, M. S., Zeanah, C. H. & Cohen, J. A., 2011, “PTSD in Children and Adolescents: Toward an Empirically Based Algorithm,” *Depression and Anxiety*, 28 (9): 770-82.
- Seligman, M. E. P., 1975, *Helplessness: On Depression, Development, and Death*, San Francisco: W. H. Freeman & Company. (=1985, 平井久・木村駿[監訳], 『うつ病の行動学 ——学習性絶望感とは何か』, 誠信書房.)
- Selvini-Palazzoli, M., Boscolo, L., Cecchin, G. & Prata, G., 1978, *Paradox and Counterparadox: A New Model in the Therapy of the Family in Schizophrenic Transaction*, Translated by Burt, E. V., New York: Jason Aronson. (=1989, 鈴木浩二[監訳]・志村宗生・志村由美子・三浦敏子・篠木満[訳], 『逆説と対抗逆説』, 星和書店.)
- , 1980, “Hypothesizing-Circularity-Neutrality: Three Guidelines for the Conduct of the Session,” *Family Process*, 19 (1): 3-12.
- Sluzki, C. E. & Ransom, D. C., 1976a, “Comment on Part One,” *Double Bind: The Foundation of the Communicational Approach to the Family*, 43-55.
- , 1976b, “Comment on Gina Abeles’ Review,” *Double Bind: The Foundation of the Communicational Approach to the Family*, 151-63.
- Solomon, N., 1993, *Judaism: A Very Short Introduction*, New York: Oxford University Press. (=2003, 山我哲雄[訳], 『1冊でわかるユダヤ教』, 岩波書店.)
- Sullivan, H. S., 1940, *Conceptions of Modern Psychiatry: The First William Alanson White Memorial Lectures*, New York: W. W. Norton & Company. (=1976, 中井久夫・山口隆[訳], 『現代精神医学の概念』, みすず書房.)
- 周藤真也, 1998, 「反精神医学と家族、あるいは人間へのまなざし」, 『現代社会理論研究』, 8: 65-80.
- 鈴木明由実, 2010, 「アダルト・チルドレンが語る『回復』へのナラティブ・アプローチ」, 『東洋大学大学院紀要』, 47: 229-45.
- 鈴木國文, 2005, 『トラウマと未来 ——精神医学における心的因果性』, 勉誠出版.
- 鏑幹八郎, 2003, 『心理臨床と精神分析 (鏑幹八郎著作集 II)』, ナカニシヤ出版.
- Terr, L., 1991, “Childhood Traumas: An Outline and Overview,” *American Journal of Psychiatry*, 148 (1): 10-20.
- 鳥山敏子, 2009, 『居場所のない子どもたち ——アダルト・チルドレンの魂にふれる』, 岩波書店.
- 十島雍蔵, 2001, 『家族システム援助論』, ナカニシヤ出版.
- 内山節, 2010, 『共同体の基礎理論 ——自然と人間の基層から』, 農山漁村文化協会.
- van der Kolk, B. A., 2005, “Developmental Trauma Disorder,” *Psychiatric Annals*, 35 (5): 401-8.
- van der Kolk, B. A. (ed.), 1987, *Psychological Trauma*, Washington D. C.: American Psychiatric Press. (=2004, 飛鳥井望・前田正治・元村直靖[監訳], 『サイコロジカル・

- トラウマ』, 金剛出版.)
- van der Kolk, B. A., McFarlane, A. C. & Lars, W., 1996, *Traumatic Stress: The Effects of Overwhelming Experience on Mind, Body, and Society*, New York: Guilford Press. (=2001, 西澤哲[訳], 『トラウマティック・ストレス ——PTSD およびトラウマ反応の臨床と研究のすべて』, 誠信書房.)
- van der Kolk, B. A., Roth, S., Pelcovitz, D., Sunday, S. & Spinazzola, J., 2005, “Disorders of Extreme Stress: The Empirical Foundation of a Complex Adaptation to Trauma,” *Journal of Traumatic Stress*, 18 (5): 389-99.
- von Bertalanffy, L., 1968, *General System Theory: Foundations, Development, Applications*, New York: George Braziller. (=1973, 長野敬・太田邦昌[訳], 『一般システム理論 ——その基礎・発展・応用』, みすず書房.)
- Wachtel, E. F., 2004, *Treating Troubled Children and Their Families*, paperback ed., New York: Guilford Press. (=2007, 岩壁茂・佐々木千恵[訳], 『子どもと家族を援助する ——統合的心理療法のアプローチ』, 星和書店.)
- Walsh, F. (ed.), 2009, *Spiritual Resources in Family Therapy*, 2nd ed., New York: Guilford Press.
- 渡辺和子・神内拓行・鈴木淳・竹内佳美・石田暉・渡辺俊之, 1991, 「理学療法における患者-治療者関係についての一考察」, 『理学療法学』, 18 (1): 55-9.
- 渡辺俊之・小森康永, 2014, 『バイオサイコソーシャルアプローチ ——生物・心理・社会的医療とは何か?』, 金剛出版.
- Watzlawick, P., Bavelas, J. B. & Jackson, D. D., 1967, *Pragmatics of Human Communication: A Study of Interactional Patterns*, New York: W. W. Norton & Company. (=1998, 山本和郎[監訳]・尾川丈一[訳], 『人間コミュニケーションの語用論 ——相互作用パターン、病理とパラドックスの研究』, 二瓶社.)
- Wender, P. H., Rosenthal, D., Kety, S. S. Schulsinger, F. & Welner, J., 1974, “Cross-Fostering: A Research Strategy for Clarifying the Role of Genetic and Experimental Factors in the Etiology of Schizophrenia,” *Achieves of General Psychiatry*, 30 (1): 121-8.
- White, M. & Epston, D., 1990, *Narrative Means to Therapeutic Ends*, New York: W. W. Norton & Company. (=1992, 小森康永[訳], 『物語としての家族』, 金剛出版.)
- Whitehead, A. N. & Russell, B., 1910, *Principia Mathematica*, Cambridge: Cambridge University Press. (=1988, 岡本賢吾・戸田山和久・加地大介[訳], 『プリンキピア・マテマティカ序論』, 哲学書房.)
- Wiener, N., 1948, *Cybernetics: Or Control and Communication in the Animal and the Machine*, New York: W. W. Norton & Company. (=1957, 池原止戈夫・彌永昌吉・室賀三郎[訳], 『サイバネティクス ——動物と機械における制御と通信』, 岩波書店.)
- Winnicott, D. W., 1958, *Collected Papers: Through Paediatrics to Psycho-Analysis*, London: Tavistock Publications. (=2005, 北山修[訳], 『小児医学から精神分析へ ——ウィニコット臨床論文集』, 岩崎学術出版社.)
- World Health Organization, 1992, *The ICD-10 Classification of Mental and Behavioral*

*Disorders*, Geneva. (=2005, 融道男・中根允文・小見山実・岡崎祐士・大久保善朗[監訳], 『ICD-10 精神および行動の障害 ——臨床記述と診断ガイドライン(新訂版)』, 医学書院.)

Wynne, L. C., Ryckoff, I. M., Day, J. & Hirsch, S. I., 1958, "Pseudo-Mutuality in the Family Relations of Schizophrenics," *Psychiatry*, 21 (2): 205-20.

吉川悟[編], 2009, 『システム論からみた援助組織の協働 ——組織のメタ・アセスメント』, 金剛出版.

吉川悟・東豊, 2001, 『システムズアプローチによる家族療法のすすめ方』, ミネルヴァ書房.

Young, A., 1995, *The Harmony of Illusions: Inventing Post-Traumatic Stress Disorder*, Princeton: Princeton University Press. (=2001, 中井久夫・大月康義・下地明友・辰野剛・内藤あかね[訳], 『PTSDの医療人類学』, みすず書房.)

遊佐安一郎, 1984, 『家族療法入門 ——システムズ・アプローチの理論と実際』, 星和書店.

※なお日本語訳のある外国語文献に関しては、引用の際、訳本に従っているわけではない。



## 初出一覧

本稿は、既に刊行された論文（いずれも単著）を一部改稿した上で使用している章がある。発表論文とその該当章は以下のとおり。

### 序論

…本稿のための書き下ろし

### 第 I 章

…藤本美貴, 2013, 「心的外傷理論としてのダブル・バインドの再構成 ——『自己一確認』と『抽象性』をキータームとして」, 『立命館産業社会論集』, 49 (2): 105-17.

### 第 II 章

…藤本美貴, 2014, 「心的外傷研究をめぐる新たな認識的問題 ——DSM-5 に至るまでの概念史的追究を通じて」, 『立命館産業社会論集』, 50 (3): 129-43.

### 第 III 章

…本稿のための書き下ろし

### 第 IV 章

…本稿のための書き下ろし

### 第 V 章

…藤本美貴, 2015, 「【文化】という観点から浮かび上がる、アダルト・チルドレンたちの苦痛の本質 ——役割自我・甘え・世間をキータームとして」, 『社会臨床雑誌』, 22 (3): 43-62.

### 結語にかえて

…本稿のための書き下ろし

※なお、書き下ろしの章に関しては、今後、独立した論文として発表する予定であることを付記しておく。